平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録

平成２４年　２月２９日　　開　会
平成２４年　３月１９日　　閉　会

香　美　市　議　会

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第１号）

平成２４年２月２９日　水曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第１号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　２月２９日水曜日（会期第１日）　午前　９時１２分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子	２２番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

議案第　　１号　平成２４年度香美市一般会計予算

議案第　　２号　平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第　　３号　平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第　　４号　平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　　５号　平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　　６号　平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第　　７号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第　　８号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

議案第　　９号　平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第　１０号　平成２４年度香美市水道事業会計予算

議案第　１１号　平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第　１２号　平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）

議案第　１３号　平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１４号　平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１５号　平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　１６号　平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　１７号　平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

議案第　１８号　平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第　１９号　平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　２０号　香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２１号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２２号　香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２３号　香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２４号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２８号　香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について
議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について
議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について
議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて
議案第　４１号　市道の路線の変更について
議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について
議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
議案第　５２号　香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
議案第　５３号　香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
議案第　５４号　香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第１日目　日程第１号）

平成２４年２月２９日（水）　午前９時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

１．議長の報告

２．行財政改革推進特別委員会委員長報告

３．議会改革推進特別委員会委員長報告

４．市長の報告

（１）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第４　議案第　１号　平成２４年度香美市一般会計予算

日程第５　議案第　２号　平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第６　議案第　３号　平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第７　議案第　４号　平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第８　議案第　５号　平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第９　議案第　６号　平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

日程第10　議案第　７号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

日程第11　議案第　８号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

日程第12　議案第　９号　平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13　議案第　１０号　平成２４年度香美市水道事業会計予算

日程第14　議案第　１１号　平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第15　議案第　１２号　平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）

日程第16　議案第　１３号　平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第17　議案第　１４号　平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第18　議案第　１５号　平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第　１６号　平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第20　議案第　１７号　平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）
日程第21　議案第　１８号　平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第　１９号　平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第23　議案第　２０号　香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第　２１号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第　２２号　香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第　２３号　香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27　議案第　２４号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28　議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29　議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30　議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31　議案第　２８号　香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32　議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33　議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34　議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35　議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36　議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37　議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38　議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39　議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40　議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について

日程第41　議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について
日程第42　議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について
日程第43　議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて
日程第44　議案第　４１号　市道の路線の変更について
日程第45　議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第46　議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について
日程第47　議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第48　議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第49　議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第50　議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第51　議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第52　議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第53　議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
日程第54　議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第55　議案第　５２号　香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
日程第56　議案第　５３号　香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第57　議案第　５４号　香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時１２分　開会）

○議長（西村芳成君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は２２人です。定足数に達していますので、これから平成２４年第１回香美市議会定例会を開会します。

これから平成２４第１回香美市議会定例会日程に入りますが、その前に開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

梅の花も咲き始めましたが、早春とはいえまだまだ寒さが残る今日であります。議員各位、執行部には年度末を控え公務ご多忙の中を本議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この３月１１日で東日本大震災から１年になりますが、いまだに行方不明者も３，０００人を超す多くの方がいますし、ようやく復旧、復興が始まったにすぎないというふうに感じます。政府は、今国会で東日本大震災の復興財源に国家公務員の給与削減を決め、衆議院議員の定数削減を行い、さらに消費税増税を社会保障と税の一体改革大綱の成立に向けて審議をいたしておりますが、消費税増税には民主党内で意見が分かれていますし、野党との調整もできない状況にあります。東日本大震災や福島原発事故の復興には、与野党を問わず国を挙げて取り組んでいただきたいと思うところであります。

香美市も合併をいたしましてあすで６年になりますが、人口減に歯どめがかからない状況が続いており、これは全国的に中山間地域は同様であると思いますが、何とか人口減に歯どめをかけて活力ある香美市にしなくてはならないと思っております。そのためには、若者が定住できる住宅環境の整備や職場の確保が重要であり、行政、議会は同じ思いでどうしたら実現できるか、真剣に取り組んでいかなくてはならないと考えております。

さて、本日の開会した議会定例会は本日から３月１９日までの２０日間でありますが、本議会定例会に市長から提出された議案は、平成２３年度香美市一般会計補正予算を含む５４件であります。追加案件といたしましては、教育委員の選任及び議員提出の意見書案４件と陳情１件が予定されております。後ほど市長より市長提案につきましては提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようにお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫の両君を指名いたします。ご両君にはよろしくお願いいたします。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君）　おはようございます。１９番、前田でございます。

本日招集されました平成２４年第１回香美市議会定例会の運営につきまして、去る１月１０日並びに２月２４日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元に配付をしておりますように会期及び会議の予定表のとおり、本日から３月１９日までの２０日間といたしました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、本日議決が必要と認められる議案第１２号、第２８号、第５２号、第５３号、第５４号の５件は、本日委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。

会期２日目、３月１日から会期６日目、５日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期７日目、６日から会期９日目、８日までの３日間は、一般質問を予定しております。

会期１０日目、９日は、議案質疑の後、各議案はそれぞれ各常任委員会へ付託となります。また、本会議終了後に議案第１号の連合審査会を行います。各常任委員会は１２日月曜日が総務常任委員会、１３日火曜日が教育厚生常任委員会、１４日水曜日が産業建設常任委員会で、それぞれ午前９時から委員会室３で審議を、審査をいたします。

会期１６日目から１９日目までの４日間は、休日並びに議案審査整理のため休会といたしました。

会期２０日目の最終日１９日は、各常任委員会の付託議案の審査報告から採決まで行います。なお、追加案件がありますので、委員会付託を省略して本会議で採決まで行います。追加案件としては、執行部から教育委員会委員の任命についての人事案件が１件予定されておるほか意見書案４件が提案される予定であります。

次に、一般質問の通告は、会期第２日目、３月１日木曜日、午前１０時までにお願いをいたします。一般質問の通告内容でありますが、質問の趣旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

続いて、請願、陳情、発議、意見書案等の議案については、協議を行いました。請願、発議、決議案については案件がなく、陳情第１号について教育厚生常任委員会に付託をすることに決定をいたしております。また、意見書案第１号から第４号については、書

式が整っており、署名を整えて最終日に提案される予定であります。なお、今期定例会から意見書案の調整のため会派代表者会議を一般質問の最終日に行うことに決定をいたしました。意見書案の提出者は賛成者に、意見書案の提出者、賛成者につきましては、従来のとおりであります。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日から３月１９日までの２０日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。よって、会期は、本日から３月１９日までの２０日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表　巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

まず、平成２３年第４回議会定例会において議決されました年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書ほか７件の意見書については、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、本日までに受理した請願、陳情等は、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をしましたので報告します。

次に、去る２月８日に全国市議会議長会第１３１回地方行政委員会を開会いたしましたので、その活動状況及び要望結果の概要につきましてご報告申し上げます。本委員会は、この１年間所管事項である地方分権改革の推進や地方議会の権能強化、消防、治安対策の充実、強化等の実現に向け、昨年７月と１１月、今年２月に委員会を開催し、要望事項の検討及び国会への要望運動を行ってまいりました。その主な結果についてご報告を申し上げます。

まず、地方分権改革の推進についてでございますが、本委員会がさらなる見直しを求めてまいりました義務づけ、枠づけの見直しにつきましては、これまでの２次にわたる見直しに続き、昨年１１月末に第３次見直しとして２９１条項を見直すことが閣議決定され、これを踏まえた第３次一括法案が今通常国会に提出される予定でございます。

また、国の出先機関改革につきましては、昨年末の地域主権戦略会議において事務権限の地方への移譲の受け皿となる広域的実施体制の枠組みの方向性が取りまとめられることとともに、移譲に向けた特例法案の今国会提出を目指す方針が決定をされておりま

す。

次に、地方議会の権能強化についてでございますが、総務省が示した地方自治法改正案について審議しておりました第３０次地方制度調査会は、昨年１２月１５日に地方自治法改正案に対する意見を取りまとめ野田首相に提出いたしました。この意見では、本会を初め議会３団体が実現を求め、執行３団体が慎重な対応を主張しておりました条例予算の専決処分を議会が不承認とした場合に、長が補正予算や条例改正案の提出、予算未執行分の執行停止、議会や住民に対して説明責任を果たすなど、対応措置の義務化について制度化を図るべきとされたところであります。総務省はこれらの意見に加えまして、地方六団体に異論がなく、調査会で議論しなかった議長等が臨時会の招集請求をしても長が議会を招集しない場合の議長への招集権の付与や、副知事、副市町村長専任の専決処分対象化の除外などの事項を反映した地方自治法改正案の今国会提出が予定をしております。また、本委員会が要望してまいりました議会への経営状況の報告を要する市の出資法人の範囲の拡大につきましては、これまでの２分の１以上の出資から４分の１以上出資している場合に拡大する政令が昨年１２月２６日に施行され、要望が実現をいたしております。

次に、合併市町村に対する支援の拡充についてでありますが、昨年８月に東日本大震災で被災した合併市町村における合併特例債の適用期限が１０年から１５年に延長されております。しかし、１１月に国会に提出されました、被災地においてさらに５年延長し２０年とするとともに、被災地以外の合併市町村においても５年延長し１５年とする法案は、先の臨時国会において継続審議となっております。

次に、例年以上に厳しい環境になり削減が危惧されておりました基地対策関係予算の確保等についてでございますが、総務省所管の基地交付金、調整交付金は、前年度と同額の３３５億円余が確保されました。また、防衛省所管の基地周辺対策経費につきましては、米軍再編関係を含めますと対前年度比１０億円増の１，２９７億円が確保されたところであります。

このほか本委員会の所管事項であります消防防災体制の充実強化、過疎地域の自立促進、北方領土返還等につきましても、平成２４年度政府予算案におきましてそれぞれ所要額が確保されたところでございます。

以上が平成２３年度における本委員会の活動及び要望結果でございますが、今国会の審議の結果を５月の定期総会で報告することになっております。

以上、地方行政委員会の概略の報告といたします。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推進、進捗状況等について報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山﨑龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山﨑龍太郎君）　おはようございます。１２番、山﨑龍太郎です。

１月２４日、行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、１点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、２点目、市有財産の管理・活用状況等について、３点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

１点目の住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況についてでは、昨年１０月以降、完済債権は６件、債務者死亡、相続後重畳的債務引受にて支払い継続案件の説明がございました。競売申し立て案件は、３月末に売却決定予定とのこと。１２月２２日判決の訴訟案件について、連帯保証人への請求棄却は破産宣告後の時効の進行についての法解釈が違っているとの見解。また、今後への影響を考えるとき、弁護士とも相談し控訴する運びとなった。

質疑では、請求棄却案件の全国における判例や上告にて勝訴の見込みについては不明な部分が多いが、今後を考えるとき法解釈のおかしい部分は正しておく必要があるとの弁護士の見解について説明がございました。

続いて、住新の償還推進助成事業について、制度内容、実績、現状の取り組みについて説明を受け、質疑を行いました。

昨年度までの実績は２２件、３，６２７万７，４５７円。本年度は２件、９１７万４，０１６円の申請を行った。本市では未償還額と強制執行等による取り立て額の差額の４分の３を国、県に補てんいただく７号適用が多い。強制執行等によらない借受人、保証人とも償還困難な案件についても９号のうちに規定されておりハードルは高いとのことだが、今後申請の適用拡大も視野に入れるべきとの意見がございました。次回は支払いなしの案件が２０件ほどある中で、詳細にわたる審査を行う点確認いたしました。

２点目の市有財産の管理・活用状況等についてでは、最初に財産管理の概要についての説明がございました。台帳整備は一定の整備はできているが価格調査がまだであり、財務規則を満たすものとなっていないし、諸般の事情から新システム以降等、事務的に進んでいない状況がございます。公有財産管理台帳システム導入先進地視察は行いました。普通財産処分はスピードアップできる売り方も研究していく方向とのことであります。

質疑では、遊休地の情報は議員の認識にもあるが、現実売ってほしいとの要望でしか売れない状況の打開に向けて、まず資料提示をいただき土佐山田の市街化区域分から調査を行うことで確認いたしました。

３点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等についてでは、前回審査後の検討にて、次年度から施設維持、修繕等のため来場者に募金箱を設置し協力をお願いすることとした。売店等については試験的スタートは検討しているが、現時点では運営に当たる団体等があるかどうかわからない現状である。

質疑では、初期投資は最小限にてスペースを整地すべきとの意見に対し、場所等の検討はできていないとのことであります。人の集まる施設で売店等設置にて来場者の要望にこたえるべきとの意見が多数ございました。運営日は公園の利用頻度のある日を想定している。また、商工サイドとの個別の手法等についての話はできていない現状であるとの報告であります。

以上で行政財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　行政財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君）　　おはようございます。２１番、小松でございます。

それでは、１月１０日、２４日並びに２月１４日の計３回議会改革推進特別委員会を開会いたしましたので、審議の内容及び決定事項をご報告いたします。

まず、議会基本条例につきましては、前回の報告以降に細かい語句の修正等がございましたが、大きく修正した部分のみご報告をいたします。

大きく修正をいたしましたのは、第８章、議員の政治倫理、身分及び待遇、第１７条でございまして、特別委員会での議論の中で議員の政治倫理についてはもっと詳細に別に条例を定めてはどうかとのご意見が多数となったため、第１７条につきましては次のとおり修正をいたしました。

第１７条　議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお議員は市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、条例を遵守しなければならない。

以上でございます。

続きまして、基本条例第１７条の修正に伴いまして、香美市議会議員政治倫理条例（案）並びに香美市議会議員政治倫理審査会規程（案）につきまして検討し作成をいたしましたので、それぞれ読み上げましてご報告とさせていただきます。

まず、香美市議会議員政治倫理条例（案）でございます。

目的としまして、第１条　この条例は、議会を構成する議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動規範及び道徳（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、自己の地位による影響力を不正に行使することによって、自己又は特定の者の利益を図らないことを宣言するとともに、市民も市政の主権者としての認識と自覚を持って市政に参画する責務のあることを明らかにし、公正で健全な市政の発展に寄与することを目的とするでございます。

続きまして、議員の責務としまして、第２条　議員は、市民全体の代表者として、市政にかかわる責任と義務を自覚し、地方自治法の本旨の実現に向け活動しなければなら

ないでございます。

続きまして、政治倫理基準としまして、第３条　議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

（２）　市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

（３）　市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

（４）　市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦、紹介をしないこと。

（５）　政治活動に関し、企業、団体等からの寄付金等を受けないこと。又、議員の後援団体においても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。

２　議員は、前項の遵守事項に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、真摯な態度を持って自ら疑惑の解明に当たるとともに、責任を明らかにしなければならない。

続きまして、市民の責務でございます。

第４条　市民は、市政の主権者として自らも市政を担い、公共の福祉の増進を目指すことへの自覚を持つとともに、議員に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　第３条第２号に規定する金品を授受する行為。

（２）　第３条第３号に規定する契約等に際し、有利な取り計らいを依頼する行為。

（３）　第３条第４号に規定する市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介を依頼する行為。

（４）　第３条第５号に規定する寄付金等をする行為でございます。

続きまして、請負契約に関する遵守事項としまして、第５条　議員及び議員の配偶者若しくは２親等以内、又は同居の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第９２条の２の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約等の締結については辞退しなければならない。

続きまして、審査会の設置及び議員に対する措置としまして、第６条　議員に第３条第１項並びに第５条の規定に違反したとの疑惑が生じた場合には、議長は、速やかに議会運営委員会に諮った上で、必要な場合には香美市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事実解明に当たらなければならない。

２　議会は、審査会の報告事項を尊重するとともに、議員が第３条第１項並びに第５条に違反したと認められた場合には、信頼回復のために必要な措置を講ずるものとする。

３　審査会については別に定めるでございます。

以上が政治倫理条例でございまして、関連をいたしまして香美市議会議員政治倫理審

査会規程（案）について読み上げさせていただきます。

趣旨として、第１条　この規程は、香美市議会議員政治倫理条例（以下、条例という。）第６条に定める香美市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

審査請求の手続きとしまして、第２条です。条例第６条の規定により審査の請求をしようとする議員は、議員２人以上の連署により、審査請求書を議長に提出しなければならない。

２　議長が審査の対象となったとき等は、副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったとき等は、年長の議員が、この規程に定める議長の職務を行う。

続きまして、第３条、審査請求書の補正等でございます。議長又は前条の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理人」という。）は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について議会運営委員会に諮り、審査請求書に不備があると認められたときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。

２　議長又は代理者は、審査請求議員が前項の補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下することができる。

続きまして、審査会の設置等でございます。

第４条　議長又は代理者は、受理した審査請求が議会運営委員会において認められたときは、審査会を設置しなければならない。

２　審査会の委員定数は、８人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。

３　審査請求議員及び議会運営委員長は、審査会の委員になることができない。

４　審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告した後に解任されるものとする。

５　審査会の委員は、審査の過程における情報等、職務上知り得た秘密事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

続きまして、審査会の組織でございます。

第５条　審査会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、審査会において互選する。

３　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

続きまして、審査会の運営でございます。

第６条　審査会の会議は、会長が招集し、総理する。

２　審査会は、委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の４分の３以上で決する。

４　審査会は、審査の対象となった議員（以下、「審査対象議員」という。）に対し、

審査を行う上で必要な書類の請求、事情聴取等を行うことができる。

５　審査会の会議は、原則公開とする。ただし、過半数の合意により非公開とすることができる。

続きまして、審査対象議員の協力義務でございます。

第７条　審査対象議員は、審査会の求めに応じ、審査に必要な書類等を提出し、審査会の会議に出席して説明し、若しくは意見を述べなければならない。

続きまして、釈明の機会の保障。

第８条　審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

続きまして、虚偽報告等の公表等。

第９条　審査会は、審査対象議員が要求する書類等の提出を拒んだとき、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、第１１条に準じた措置を講ずることができる。

続きまして、審査結果報告書の提出等。

第１０条　審査会は、審査が終了したときは、速やかに審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

２　議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を審査請求議員及び審査対象議員に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

続きまして、違反行為に対する措置。

第１１条　議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会運営委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　議員の辞職勧告を行うこと。

（２）　条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

（３）　その他議長が必要と認める措置でございます。

最後に、その他、１２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。ただし、委員会の運営に関する事項は、会長が会議に諮り定めることとするでございます。

以上が政治倫理条例（案）並びに政治倫理審査会規程（案）でございまして、議会基本条例と同時に制定を目指す予定でございます。

続きまして、３月定例会終了後に実施予定であります議会報告会につきまして、班編成並びに実施地区を協議をいたしましたので決定事項をご報告いたします。なお、班編成につきましては、議会報告会実施要綱に基づきまして各常任委員会より２名または３名を選出をし、３班編成とし会派や地域性も考慮いたしました。読み上げましてご報告といたします。なお、班の人員につきましては、順不同で読み上げさせていただきますのでご了承願います。

まず、第１班、島岡議員、山﨑龍太郎議員、山本芳男議員、爲近議員、利根議員、前

田議員、そして私、小松でございます。第１班の報告実施地区につきましては、土佐山田町の片地、佐岡地区、香北町の美良布地区、物部町の岡ノ内地区でございます。第２班は、依光議員、濱田議員、有元議員、片岡議員、比与森議員、竹平議員、竹内議員でございまして、報告会の実施地区につきましては、土佐山田町の山田地区、繁藤地区、それから香北町の永野地区でございます。第３班は、千頭議員、山﨑眞幹議員、山崎晃子議員、石川議員、矢野議員、織田議員、大岸議員でございまして、第３班は、土佐山田町の楠目、舟入地区、香長地区、物部町の大栃地区でございます。また、議長は原則として全報告会に出席をするということといたします。

以上が議会報告会の班編成並びに実施地区でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきましてご報告をいたします。

まず、３月下旬に特別委員会を開会して、議会報告会に向けた統一した報告会資料について検討の上、資料を作成したいと思っております。さらに４月中旬にも特別委員会を開きまして、議会基本条例の原案を完成をさせたいと思っております。そして、ホームページ上でパブリックコメントの募集を開始いたします。また、それと同時に、同時期に議会報告会の班別会議を開催をいたしまして、実施要綱に基づき役割分担等を決定していただきたいと思います。５月に入りますと議会だよりでのパブリックコメント募集並びに議会報告会の周知を行い、順次議会報告会を実施いたします。議会報告会につきましては、５月中に終了をし議長に報告書を提出していただきます。そして、６月上旬に特別委員会を開会し、パブリックコメントや議会報告会での市民の皆様方のご意見を踏まえて基本条例の修正を行いたいと考えております。その後○○○○○○○○○の定例会に条例案を提出する予定でございます。

以上が今後のスケジュールでございます。今後も条例制定に向けまして議員各位のご意見、またご審議をよろしくお願いを申し上げまして議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（西村芳成君）　議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから日程第４、議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算から日程第５７、議案第５４号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてまで、以上５４件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君）　おはようございます。本日平成２４年第１回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご参集をいただきまことにありがとうございます。また、日ごろは市政運営に対しましてご指導いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年３月１１日、午後２時４６分、未曽有の被害をもたらした東北地方太平洋

沖地震が発生をいたしまして間もなく１年が経過をいたします。あわせ発生をした津波被害と原発事故は全国民を震撼させ、我が国近代史上における最大の国難と言われるものであります。復旧、復興もようやく緒についたばかりであります。ここに改めて早期の復旧、復興を祈るとともに、被災地の皆様に対するお見舞いを心から申し上げるものであります。

それでは、ただいまから諸般の報告、平成２４年度施政方針並びに議案の提案説明を申し上げます。お手元にお配りをさせていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告につきまして申し上げます。

総務課から職員採用資格試験につきましては、平成２３年１２月１０日、１１日に職員採用資格試験の二次試験を実施し、事務職、保育士、消防士については合格者の決定を行いました。土木技術職は追加募集を行い、２月５日に一次試験、２月１９日二次試験を実施し合格者を決定いたしました。

三市共同利用型住民情報系システムにつきましては、一部を除き１月１０日から稼働しております。

政策企画財政課から香美市民憲章制定について、平成２３年９月に香美市民憲章制定委員会を設置し、市民公募や小中学生との意見交換会を経て、制定委員会で原案を作成いたしました。１月には原案に対してのパブリックコメントを実施し、その意見を反映して香美市民憲章を策定いたしました。

香美市市勢要覧につきましては、香美市発足から５年が経過し、本市の行政拠点が一新したことに伴い、香美市市勢要覧を改訂をいたしました。新たな香美市を対外的にアピールするため、教育、福祉、産業などの各分野を紹介し、本市の現況やセールスポイント、将来ビジョンなどをまとめており、県内外の自治体へ配布するほか、会議や来市者に対する資料、または職員が出張の際の資料として活用してまいります。

第１次香美市振興計画の後期基本計画につきましては、合併後５年間の香美市の状況や施策の取り組み状況を整理、検証し、市民アンケート、子どもアンケートや団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、地域の意見や思いを反映し、２月１５日に香美市振興計画審議会より答申を受けて策定をいたしました。

まちづくり推進課からはまちづくり支援員につきまして、１月１日より地域づくり支援員を物部町久保、大西、南池地区を対象に１名配置し、集落維持や地域活性化に向けた取り組みを支援をいたしております。

産業振興課から森林整備計画につきまして、森林法改正に伴い、県が見直しを行いました高知県森林整備計画の変更に合わせて香美市も森林整備計画の見直しを行っており、今後は計画変更案の縦覧を経て、３月末までに公告する予定であります。

農政につきまして、今年度から本格実施となりました水田農業戸別所得補償制度は、農業経営の改善と自給率の向上を目指すため、担い手の育成・確保と農地の有効利用な

どにつきまして相互連携できる体制づくりを進めてまいりました。この体制に基づき香美市地域水田農業推進協議会は、２月１０日より香美市地域農業再生協議会に改称し、また同協議会へ新たに香美市担い手育成総合支援協議会が会員として加わりました。

中山間地域等直接支払い制度における協定数は、１協定ふえて１０２協定となります。耕作放棄地の発生防止や農業生産活動継続のための取り組みが行われています。

農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い、農業振興地域制度に関する国及び県の基本方針の見直しを受け香美市農業振興地域整備計画の見直しを行っており、３月中に県の同意を得て決定する見込みであります。

村づくり交付金事業による農業用排水路整備工事６件と、農地・農業施設災害復旧工事は３月中にすべて完了予定です。

商工観光につきましては、高知テクノパークへ進出が予定されております１００％中国資本の高知油研株式会社と平成２３年１２月２２日に進出協定を締結いたしました。今後は高知県と高知油研株式会社の用地売買契約に合わせて、本市と環境協定を結ぶ予定です。

２月１日より、香美市観光協会が一般社団法人香美市観光協会として発足し、今後は同協会との連携をさらに図り観光振興を推進いたします。

建設課から土木事業につきまして、社会資本整備総合交付金事業による各市道の改良工事並びに道整備交付金事業による各工事について、下の表のとおり路線すべてが年度内完成予定です。

加えてきめ細かな臨時交付金事業により実施しています１６件の改良工事も年度内完成予定です。

また、がけくずれ住家防災対策で採択された６件と、災害復旧事業による補助災害７件、単独災害１１件のうち交付金査定の決定を受けた補助災害４件を除く２０件はすべて年度内完成予定です。

上下水道課から簡易水道事業につきまして、山田堰簡易水道影山配水池の移転工事は、３月末に本体工事が完成、配水管を含む機械、電気類の工事は繰越工事として４月末に完成の予定です。その後、既設配水池の撤去にかかります。平成２３年９月の台風で被災した五王堂簡易水道の取水施設復旧工事は、用地買収が終了し間もなく本体工事に着手予定です。

公共下水道事業につきまして、あけぼの街道ＪＲ下越部分の雨水工事は１月末に完成をいたしました。また、伏原地区の汚水管渠布設工事は４月に供用開始の予定です。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、下野尻地区の汚水管渠布設工事は１月末に完成し４月より供用を開始します。

農業集落排水事業につきましては、平成１９年度より逆川地区で実施をしてきました農業集落排水事業は、平成２３年１２月末にすべての工事が完成し、４月の供用開始に向け現在処理場の機械の調整運転を行っています。

学校教育課から学校耐震化事業につきましては、平成２０年８月に策定をいたしました香美市学校施設耐震化推進計画に基づき、今年度に実施しておりました舟入小学校と片地小学校の耐震改修工事が終了しました。

消防課からは、平成２３年度中の火災件数、救急及び救助出動件数につきましてを報告します。平成２３年中は火災件数２６件、損害額１億７４４万２，０００円、救急出動件数１，５７７件、救助出動件数１４件となっております。平成２２年と比較しますと火災は９件、損害額６，４３７万円の増であります。救急出動は１０５件の増、救助出動は３件の減となっております。

消防団の活動につきましては、平成２３年１２月１８日に香北方面隊が冬季訓練及び独居高齢者宅を民生委員とともに訪問し、防火点検を行いました。また、平成２３年１２月２６日から３０日まで全分団による年末警戒を実施、各分団がそれぞれの管轄区域を巡回し火災予防を呼びかけました。

消防出初式につきましては、１月８日、市民グラウンドにおきまして平成２４年香美市消防出初式を開催し、消防団員表彰や服装及び機械器具点検、分列行進などを行い、参加した約３００名の消防団員らは防災への誓いを新たにいたしました。

消防防災施設等の整備事業につきましては、耐震性貯水槽の補助事業により、香北町美良布地区と永野地区で整備中でありました耐震性貯水槽につきましては、美良布地区は完了、永野地区も間もなく完了予定です。また、西川分団の小型動力ポンプ付積載車を平成２３年１２月６日に更新をいたしました。

それでは、平成２４年度施政方針を述べさせていただきます。

現在の日本は、東日本大震災により経済活動に深刻な打撃を受け、マイナス成長が半年間続くなど、平成２３年度は大変に厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集し、復旧、復興努力を通じて、生産、製造から消費者まで届く一連の物流の急速な立て直しを図るなど景気は持ち直しに転じておりましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が影響し、景気の持ち直しは緩やかになっています。

１月に閣議決定された平成２４年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によると、平成２４年度の我が国の経済見通しは、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が予想され、国内需要が成長を主導することから、国内総生産の実質成長率は２．２％程度、名目成長率は２％程度と、実質、名目ともプラスに転ずる見込みとなっている反面、先行きのリスクとしましては、欧州政府債務危機の深刻化を背景とした海外経済のさらなる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が掲げられています。

こうした状況のもと、平成２４年度の地方財政は、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分につきましては、中期財政フレームに沿って社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体初め地

方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成２３年度と実質的に同水準となるよう確保しており、地方財政計画においては、地方主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方財政の運営に支障が生じることのないように一般財源を確保しつつ、地方財政の健全化を図る観点から、前年度に引き続き臨時財政対策債を抑制いたしました。

また、地方交付税では、地方再生対策費と地域活性化・雇用等対策費につきまして、概算要求組み替え基準等における取り扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、地域経済基盤強化、雇用等対策費として整理、統合されたものの前年度比０．５％増となり、経済、財政状況の厳しい自治体に対して重点的に配分されることとなり、本市もその恩恵を受けることとなります。

本年度も限られた財源の中、国や県の補助事業を有効に活用しながら消防庁舎建設などの防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実、学力向上等教育の充実を重点施策として安全で安心なまちづくりを目指して取り組んでまいります。特に児童福祉や学力向上と教育支援の充実を図るためふれんどる一む支援事業の推進や、ＡＬＴを１名増員し英語教育の充実と放課後児童対策事業を行い、さらに子どもたちを取り巻く地域の活性化、地域交流や支え合いの拠点を探るなど、地域福祉の充実、向上を図るためあったかふれあいセンター事業を推進いたします。

主な新規事業といたしましては、安全、安心なまちづくりを推進するため、先に述べました消防庁舎建設のための事業着手を初め緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業、また有事の際には、児童生徒が速やかに避難できるよう各保育園や小学校へ防災備品を備蓄、整備いたします。

加えて、少子高齢化対策として空き家調査事業を行い、Ｕターン、Ｉターンを促進し、既存住宅にあっては、一定要件を満たす住宅リフォームに補助金を交付することで若者の定住と地域活性化を図ります。

続きまして、平成２４年度一般会計の予算規模の説明を申し上げます。

平成２４年度の歳入歳出予算総額は、１４６億２，２００万円で前年度１４６億９，４００万円と比べますと７，２００万円、０．５％の減となっています。

歳入では、地方での景気は徐々に回復することが予想され、住民税、法人税で増収を見込み、固定資産税は評価替えによる減収を見込み、市税は２４億３，８６９万３，０００円で、地方譲与税や各種交付金では、地方特例交付金が年少扶養控除の廃止などに伴い地方が増収したことにより調整され、前年度比６７％減と大きく減少をいたしております。

また、地方交付税は、普通交付税で地域経済基盤強化・雇用等対策費の創設による別枠の加算額や合併特例債の償還を見込み６３億６，０００万円となっております。

繰入金につきましては、今年度は歳入不足を補うため財政調整基金繰入金５億５，６

２９万５，０００円を計上した一方、今年度は庁舎建設基金繰入金が皆減となるなど、基金繰入金の総額は４億５，０８８万８，０００円（後に「５億６，７０９万円」と訂正あり）となっております。

市債につきましては、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が５億９，４１６万６，０００円となっております。消防庁舎建設事業、体育施設整備事業や合併振興基金積み立てに伴う合併特例債６億８，６５０万円、過疎対策事業債１億３，３２０万円などにより、総額で１５億８，６１６万６，０００円となっております。

歳出を性質別に大別しますと義務的経費が７５億５，７５６万６，０００円、投資的経費が１３億３，１１９万６，０００円、その他の経費が５７億３，３２３万８，０００円となっております。また、総予算に占める割合は義務的経費が５１．７％、投資的経費が９．１％、その他経費が３９．２％となっております。

以上、平成２４年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、議案の提案及び説明を申し上げます。

議案第１号は、平成２４年度香美市一般会計予算です。

議案第２号は、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第３号は、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第４号は、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてです。

議案第５号は、平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

議案第６号は、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてです。

議案第７号は、平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算についてです。

議案第８号は、平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてです。

議案第９号は、平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

議案第１０号は、平成２４年度香美市水道事業会計予算です。

議案第１１号は、平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算についでです。

議案第１２号は、平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）についてです。今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に３億３，３７４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算それぞれ１６２億７，５４９万９，０００円となっております。

概要は、土地開発公社残余財産収入の追加、庁舎建設基金繰入金の減額、義務教育施設設備事業債の追加、学校施設の改修工事の追加及び施設等整備基金積立金の追加のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第１３号は、平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）についてです。

議案第１４号は、平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてです。

議案第１５号は、平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について。

議案第１６号は、平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について。

議案第１７号は、平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について。

議案第１８号は、平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について。

議案第１９号は、平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）について。

議案第２０号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２１号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２２号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２３号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２４号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２５号は、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２６号は、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２７号は、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２８号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第２９号は、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３０号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３１号は、香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３２号は、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３３号は、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３４号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３５号は、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３６号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第３７号は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について。

議案第３８号は、定住自立圏形成協定の一部変更について。

議案第３９号は、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について。

議案第４０号は、市有財産の無償貸付けについて。

議案第４１号は、市道の路線の変更について。

議案第４２号は、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について。

議案第４３号は、平山木工所の指定管理者の指定について。

議案第４４号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について。

議案第４５号は、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について。

議案第４６号は、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について。

議案第４７号は、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について。

議案第４８号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について。

議案第４９号は、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について。

議案第５０号は、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について。

議案第５１号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

議案第５２号は、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について。

議案第５３号は、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について。

議案第５４号は、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてです。

以上、平成２４年度香美市一般会計予算など議案５４件の提案及び説明を終わります。議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照をください。

なお、議案第１２号の平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）について及び議案第２８号の香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５２号から第５４号の各施設の指定管理者の指定については、平成２４年度から運営体制準備に早期着手する必要があるため、開会初日に、本日ではありますが議決をいただきたく提案をいたしますのでご審議のほどをよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長の報告にありましたが、議案第１２号、第２８号、第５２号、第５３号、第５４号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。よって、議案第１２号、第２８号、第５２号、第５３号、第５４号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

（午前１０時１８分　休憩）

（午前１０時３１分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

先ほどの小松紀夫議員の議会改革推進特別委員会の報告で一部取り消しを求められておりますので許可いたします。小松委員長。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君）　先ほど議会改革推進特別委員会の報告の中で「○○○○○○○○○○○○○○○○○」という発言をいたしましたが、「○○○○○○○○○○」の部分を取り消したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　今特別委員会委員長より「○○○○○○○○○○○○○」というところの削除を、取り消しの求めがありましたがご了解いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君）　大変、先ほど提案理由の説明の中で、私が数字の訂正がございます。まことに恐れ入りますが８ページをごらんいただきたいと思います。平成２４年度一般会計予算規模のページでございます。

「違う」という声あり

○市長（門脇槇夫君）　ん？

「違う、７ページ」という声あり

○市長（門脇槇夫君）　ちゃんとそろえちょけや、おれの８ページになっちゅうぞ。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君）　いや、失礼しました。その部分で中ほどに「基金繰入金の総額が」とございます。私４億五千万円何がしと読みましたが、わかりますかね、「５億６，７０９万円」、「基金繰入金の総額が５億６，７０９万円」に訂正をお願いをいたします。申しわけございません。

○議長（西村芳成君）　お諮りします。市長のただいまの訂正についてはご了承願えますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございます。

それでは、これから日程第１５、議案第１２号、平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）、議案第１２号、平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）

平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億３，３７４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６２億７，５４９万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

平成２４年２月２９日提出、香美市長　門脇槇夫

提案理由

今回の平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）は、香美市土地開発公社の残余財産収入の追加と庁舎建設基金繰入金の減額、義務教育施設整備事業債の追加と学校施設改修工事の追加及び施設等整備基金積立金の追加など、また、繰越明許費や債務負担行為及び地方債に変更が生じたため、補正予算を調整したので地方自治法第２１８条第１項の規定により提案を行うものです。

なお、「第１表　歳入歳出予算補正」、１２－３ページから１２－９ページまでと、それと、「歳入歳出補正予算事項別明細書」、これ１２－１３ページから１２－１５ページまで、次に、款・項・目・節の内訳、１２－１６ページから４２ページまでにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、１２－１０、「第２表　繰越明許費補正」について説明をいたします。

１款、議会費、１項、議会費で１事業、２０万円、それから２款、総務費、１項、総務管理費で２事業、６，０９３万７，０００円、３款、民生費、１項、社会福祉費で１事業、１億１，６００万円、６款、農林水産業費、１項、農業費で１事業、４５７万８，０００円、２項、林業費で５事業、１億４，４０４万８，０００円、８款、土木費、２項、道路橋梁費で１事業、３２０万円、４項、都市計画費で１事業、４７万６，０００円、９款、消防費、１項、消防費で１事業、１８０万円、１０款、教育費、２項、小学校費で１事業、２億２，６６１万２，０００円を追加し３億８，０９９万４，０００円に、それから３項、中学校費で１事業、５，９５４万７，０００円を追加し９，４２２万９，０００円に、６款、保健体育費で１事業、１，１２９万８，０００円、それから１１款、災害復旧費、１項、農林水産業施設災害復旧費で１事業、１億５１６万４，０００円、２項、公共土木施設災害復旧費で１事業、４，５４７万円。以上、変更分として２事業と追加

事業を含めて１９事業になりますけども、これも数が合いませんのは香美市立寄宿舎耐震改修事業が変更がないために提示としていないので、数的には１９になるとご理解いただきたいと思います。で、１０億１，４７１万６，０００円といたしました。なお、それぞれの繰り越し理由につきましては、細部説明書に別紙１として資料にお示しをしていますのでご参照ください。

続きまして、１２－１１ページ、「第３表　債務負担行為補正」につきまして説明をいたします。

今回の補正は高知県市町村総合事務組合負担金、これは退職手当に係る分ですけどもこれの特別徴収分負担分、それと香美市いんふぉめーしょん管理運営、それから別府森林総合利用施設及び別府峡キャンプ場管理運営、そして平山体育館管理運営の４件を追加することといたしました。また、それぞれに係る限度額につきましては記載のとおりです。なお、調書は４６ページにありますのでご参照ください。

次に、１２ページ、「第４表　地方債補正」につきましても細部説明にて概要をお示ししておるとおりでございまして、４事業について変更し、まず庁舎建設事業につきましては９，８７０万円を、義務教育施設整備事業につきましては１億６，５９０万円を、それから農林水産業施設災害復旧事業につきましては７８０万円を、そして公共土木施設災害復旧事業につきましては４４０万円をそれぞれ追加、合計で２億７，６８０万円を増額し、限度額を２０億８，２４３万６，０００円といたしました。

次に、本年度の一般会計予算に係る市債の内訳資料につきましては、細部説明書に別紙２として資料をお示ししておるとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は歳入一括、歳出一括で行います。

まず、歳入に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１１ページの債務負担行為補正について、第３表、お尋ねします。

一番上に書いてあります高知県市町村総合事務組合負担金（退職手当）特別徴収分負担ですけれども、以前にも若干説明を受けたような記憶もございますけど、説明等も見ますに過去の支給分含め退職手当負担金の積み立て不足分の一部を支払うということでなってます。ちょっとその背景ですわね、その今まで退職分に対しての利率等もたしか変更があってですね、その不足を遡及して払わんといかんというふうな部分であったのか、ちょっとそこの説明を再度お願いしたいのと、それと、ここに書かれてあります、その各年度１億５，０００万円ずつですわね、６億円ですので。平成２４から平成２５、

平成２６、平成２７、平成２８で一財で払っていくわけですけれども、その後も実際ですね、今回はこの一部であるのやったら発生していくのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君）　　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　　山﨑龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

この累積収支差額の調整の負担金なんですけれども、背景といたしましては、平成１８年の４月にですね高知県市町村総合事務組合負担金条例というのが改正をされまして、そのときに前年度末における累積収支差額が前年度に納付した一般負担金に３を乗じて得た額を超える支出超過となる構成団体の長にあっては、管理者と協議をして一定の負担金を納付しなければならないというふうなことに基づいて協議を行ったものでございます。

それで、原因といたしましては、前にも多分申し上げていると思うんですけれども合併前の旧の３団体、山田、香北、物部、そして、ごめんなさい山田消防組合の４団体ですけれども、そこがやはり平成１５年度以前にほかの団体に比べて勧奨退職者が非常に多かったということで、累積収支差額というものが香美市としては大変大きくなっております。そこの部分を一定減らしていこうというところでこの負担金を支払っているところです。１億２，０００万円を平成２４年度から５年間支払いますが、その後も調整負担金の差額の調整は生じてきます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　はい。済みません。その同じページですけれども、１１ページで平山体育館の管理運営ということで出ておりますが、これの積算根拠についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　はい。お答えします。

これにつきましては平成２４年度の予算に計上してございますが、３カ年で、２１万１，０００円を３カ年という形で計上させていただいております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　済みません。その２１万１，０００円はわかりますので、その内訳をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　はい。お答えします。

一応人件費、それとそこの受付に置かれます清掃業務とかいうものにかかわる人件費等を計上させております。ほんで、使用料等につきましては、そちらのほうの収益にしていただくような形をとらしてもらっております。そのように計画をしております。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　　１１番、依光です。

２２番の７目、県支出金の土木費県補助金のがけくずれ住家防災対策事業費補助金が今回減額になってますけれど、ちょっとここ理解ができないのは、この項目について９月と１２月で補正であれして１，１００…ごめんなさい、１，１８４万円に１２月時点でなってたがですよね。９月に増額、１２月で補正して増額したのでまた今回またこういうような形になったのでちょっと理解ができないので見込み違いということだったんでしょうか、どんなことでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　はい。お答えをいたします。

がけくずれについてはですね、事業申請は本市の中で申請者から受け付けます。その時点で件数が増加したその件については対応すると、香美市、本市としての予算対応はすると。ただ、県補助金が並行してきますので県の割り当て採択にならなかったと。結果的にはそういう状況でございますので今回補正をしております、減額補正をしております。

○議長（西村芳成君）　　ほかにありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番。

まず、先ほどの債務負担行為補正のその平山体育館の件でちょっと関連して伺いますけれども、現実は２１万１，０００円は人件費、清掃等に係る部分という部分で今後債務負担組んでいくと。で、使用料は収益として上がってるということを今言いましたわね、実際。現段階のこの体育館の管理は委託でやってますの？実際どう言うたらえいかな、現実的に市の職員がそこへ行って施錠したりかぎをあけたりということの事務をしているのか。そこにほっと平山だとかありますわね、その人に任せていると私は思っているんですけれども、実際そういう部分でこの２１万１，０００円がお支払いして使用料はこちらに入ってくると、ほんでその点をちょっと再度確認させてください。

それとですね、２４ページで繰入金で庁舎建設基金繰入金がマイナスということで１億２，８８０万円ということで、２５ページの市債で庁舎建設事業債を９，８７０万円組むということでありますけど、実際問題この庁舎建設基金残しますわね。今後の使用予定、どういうふうなお見込みなのか。その基金の使途等も含めてお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　お答えいたします。

先ほどの山﨑議員さんの指定管理につきましては、今回議案第２８号のほうへ体育施設管理の関係で一部改正する条例の制定の中にですね盛り込みまして、平山だけでなくてすべての体育館を指定管理が行えるような条例を制定するように２８号でお願いする

ようにしております。で、その実際の業務につきまして今後平山体育館を計画しているわけでございますが、それにつきましては先ほど申しましたように清掃業務をお願いし、その中で使用料に関するものは指定管理者のほうへ収益として納めていただくということに計画をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　庁舎建設基金繰入金に係るご質問についてお答えいたします。

今後ですけども、戻した庁舎、戻しますと庁舎建設基金そのものがふえていくということになるわけですが、数字的には、今後ですけども、支所は庁舎含めてですねこれからの庁舎についてはさまざま新しいものが出てきます。こういったものに、の原資として確保しておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　関連。

債務負担行為の平山のことですが、私は指定管理の方向性も耳にはしているんですけども、実際のところ現状がどうかということを聞きたかったときに、この生涯学習振興課長の話では収益が市に入るというふうに私は聞こえたから再度確認したわけです。指定管理やったらもちろん、になればその事業者が収益をいただいて管理運営するということはもちろんわかり切ってることですので、その確認をしたかったわけです。

それと、庁舎の部分ですが、そしたら新しいこの庁舎になってですね、これは本庁だけという発想じゃなくってその支所も含めてという発想なんですか。すぐここに新しいものも含めてその基金を使っていくということなのか、その点を、基金を積み残してどうするのかという、ちょっと方向が見えてこないので私は伺ってるところです。再度お願いします。

○議長（西村芳成君）　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　お答えいたします。

現在は直営方式で行っておりますので、現在市のほうへ使用料等納入されております。

○議長（西村芳成君）　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　お答えいたします。

もともとはですね、この庁舎を建設するためにつくった基金であるという認識は間違ってないと思います。その後ですね支所庁舎等についても費用が発生をしていきますので、本庁舎という書き方をしてございません。そういう意味では、そういった解釈に立って今後この基金については活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　ほかに。

１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　　依光です。

１７ページの使用料の部分で３目の衛生使用料の中に墓地永代使用料ということで有瀬墓地の永代使用料の追加ということですが、有瀬墓地っていうのは何区画あって、その永代使用料っていうのはどれぐらいか、広さがどれぐらいか、ご説明お願いします。

○議長（西村芳成君）　　香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君）　　済みません。お答えします。

区画はちょっとわかりませんが、今現在、一応１区画２５万円でですね永代使用料という形でなっておりまして、今回１区画キャンセルといいますか、ちょっと都合によりまして解約ということになりましたので、追加募集して１区画２５万円の収入があったということです。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番。もう１点だけ伺います。

２６ページの市債のところで教育債、義務教育施設整備事業債１億６，５９０万円ということで、説明の中で旧の合併特例債が４５０万円プラス学校教育施設等整備事業債がマイナスの２億６，１６０万円、緊急防災・減債事業債４億２，３００万円ですか、ということでなってますけど、国の３次補正予算によりということでこういうふうな起債でやってますけど、この全体でいったら義務教育施設、この事業債とですね後段に言ったさまざまプラスになったりマイナスになってるこの起債の部分でですね、この起債の優位性というかね、その点はですわね、実際これプラスにしたりマイナスになってますわね。これで収支をとって義務教育施設整備事業債に、１億６，５９０万円になったということの発想でいいんですかね。言っている意味わかりませんかね？その点をちょっとお願いします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　原則論的な部分でどう取り扱ったかというお答えになろうかと思いますけども、結果的に起債についてはできるだけ有利な起債に乗りかえていくっていうことがあります。ですから、学校教育施設等整備事業債よりも当然旧合併特例債等のほうが有利な起債ということがございます。そういった意味合いで今回は補正で処理をしたというふうにご理解をいただきたいと思いますけども、細かい数字でじゃあどう動かしていたかということ、それから私の手元でそれぞれの事業債についての利率を掌握しておりませんけれども、どういうふうに充て込んでいって結果的にどういうふうな数字が出てくるかというものは持っておりませんが、原則論的に今回は有利な起債に移しかえたというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　１３番、大岸です。関連でちょっとお聞きしたいです。

先ほどの１１ページの債務負担行為補正のその平山体育館の管理運営の指定管理するということでこういう債務負担行為が組まれているわけですが、その、よくわからないんですけれども通常指定管理をしましたら、その使用料収入の中でこういう軽微な人件費とかいうものは賄われるものと違いますか。大きなね修繕とかそういうものは従来も物部の診療所ですとか、やった経過は記憶しておりますけれど、その辺の考え方、それから、これから順次指定管理をしていくということですが、体育施設について。やはりこういうものがその場合も発生するんでしょうか、それが１点と、２５ページの市債です。その庁舎建設事業債の関係ですが、特例債を、合併特例債を有利な起債ということで当初の額を大幅に変更したと思うんですが、この起債によって庁舎建設に係る合併特例債の累積額、もう大体これで終わりかと思うんですがどれくらいになっているでしょうか。２点お聞きします。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　お答えします。

大きく人件費が一番額が大きくなるかということで人件費というようなご答弁をさせていただきましたけど、これには修繕費とかそういったものも当然入ってきます。そこは協定を行うときの協議の中でそういったものすべて個々に定めていくということになるようになるかと思います。各施設、体育施設それぞれ状況が違いますので、指定管理を受ける側とこちらとのほうでまた今後その額については変動があるかとは思いますけど、当面こういった額で計上を今回させていただいております。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　大岸議員の合計で幾らかというお尋ねですけども、済みません、こちらの議案のほうに直接係らないものですから資料として持ってませんので、もし必要でしたら後刻お知らせしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　その体育館の管理運営の指定管理の件ですけれども、その協定によって個々の事情に応じてということをお聞きしました。そうした場合の市の判断基準というのはどういうところに置いてますか。統一した判断基準というのがありますか、指定管理する場合に。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　お答えいたします。

これにつきまして条例制定後にそういった条例に関しての中では１つの規律つくるわけですけれど、その条例に網羅されていない部分については規則または内規等を決めて、今後それぞれベース的なものは当然変わらないと思いますけれど、個々の施設による場合はそれぞれ変わった対応が必要かと、このように考えております。

○議長（西村芳成君）　　ほかにありませんか。

３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　２点お願いします。

２２ページと２５ページですけれど、ごめんなさい、２４ページと２５ページです。雑収入なんですけども１７節のこれ職員の負担金が６０万円何がし、割と大きな減額になってます。この背景をお願いします。

それとですね、２５ページの４９節の雑入なんですが、これお試し住宅の使用料等でということです。これはお試し住宅は１年ぐらいの期間でですね、やるたしかもんであって、だと思うんですが、来年の当初にも備品購入とかいうことで４８万円ぐらいのものが上がってますが、これ今１部屋をお借りしてやってるという状況だと思います。それ来年度多分もう１部屋ふやすのか、なんか中を充実させるのか、そんなことについてですね、今入ってる方はもうたしか就職されてということで、期間１年ならばどういうふうになるのかということも含めてわかってる範囲でお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　諸収入の雑入の駐車場利用職員負担金につきまして答弁させていただきます。

これはですね借地をしまして職員に貸与さしてるという駐車場でございます。で、この庁舎ができた時点でこの南側の部分をですね職員駐車場から一般の市民の駐車場に切りかえたりする場所がありまして、そういう関係で借地をしてたところを公用車とかそういう形で切りかえた関係でですねこういう減額になっております。借りてる駐車場の用地がですね、職員に貸すんではなくって公用車とかその他のものに転用したためにですね、職員からは負担金をいただくという形ではなくなったということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。山﨑眞幹議員のご質疑にお答えいたします。

吉野のお試し住宅の件なんですけれども、こちらにつきましては高知県企業局のほうとですね３室をお借りする契約を結んでおります。そのうち１室に備品があるということで、現在は１室しか実際使われてないわけでございますけれども、これは１室当たり月額６，２２０円の借り上げ料とともにですね共益費１８０円、そして水道使用料の実費を利用した月数分のみですね企業局にお支払う契約等をしております。当初予算では、利用が６カ月程度ではないだろうかということで４万８，０００円を予算計上しておりましたけれども、本年の入居されている方がですね、本年度に限りましては５月に入居が始まって３月年度末まで入居の予定がございますんで補正をさせていただいたものでございます。また、現在入っておられる方につきましては、私が知っておる情報の中ではですね、香美市に定住するべく五王堂のほうにですね土地、家を借るような形で話が

進んでおるということをお伺いしております。

それから、これは来年度の予算になりますけれども、３室お借りしておるということでございましたけれども、問い合わせ等が昨年もこの方以外にですね５件ないし６件程度問い合わせがあったと思いますんで、そういったニーズにこたえられるようにですね今お借り、備品が整備されてはない２室につきましても来年度は備品を整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　ほかに。ほかに質疑ございませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑がないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

これから歳出に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　５番、濱田です。３２ページでお伺いします。

民生費の中の２０節、扶助費で医療扶助が９，９４４万４，０００円と減額になっております。昨年度も減額になってたと思うんですけれども、この１０％、当初予算に比べまして１０％以上の減額に引き続きなってますけれども、その要因について伺います。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　濱田議員のご質問にお答えします。

当初予算の段階で見込んでた額がちょっと見込み違いであったところでございます。毎年生活保護世帯が増加傾向にありましたので、前年度の当初予算の大体１０％増しぐらいで見込んでおりましたが、前年度もそうでしたが実際の決算額では余っておりましたんで、その分余分にちょっと組んでた分が減額と今回なっております。

○議長（西村芳成君）　ほかに。

１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　１１番、依光です。

２７ページの総務費の７目、電子計算費の中の１１の需用費です。今回入札減に伴う総合行政情報システム消耗品として７８万６，０００円ということで補正をされてます。これ当初予算が５５万４，０００円だったんですよね。だからマイナスになるからちょっと理解、入札減というよりこの事業がなくなったんか、置きかえか何か。少しご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　ご質問にお答えいたします。

今回の補正に係る部分についてはですね、ウイルスバスター追加ライセンスの購入費の残額が７８万６，０００円となってるところでして、当初予算から一たんふえてまた減ったというご質問でしょうか？総合行政情報システムの消耗品というのはですね、こ

ういうふうなライセンスであるとか、そして今回は三市共同のシステムとかの導入もありますので、当初とは、当初からはいろいろ変動があって増減がどうしても起きてくるということになります。その個々の細かいところについてはですね、現在ちょっと資料を持ち合わせておりません。今回の補正に係る部分のことで今お答えをいたしました。

○議長（西村芳成君）　　１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　　依光です。

当初予算が５５万４，０００円で、その後補正でこの項目はふえてなかったと思うがです。今回こういう数字が出てきているので、私が抜かっているんやろうか。ちょっと自分の中で理解できなかったので質問させていただきました。

○議長（西村芳成君）　　１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　　依光です。

その項目に当初予算があったのは、修繕費が１２０万円、消耗品が４５９万３，０００円、この総合行政情報システム消耗品というのは５５万４，０００円、その後９月補正で三市共同利用型住民情報システムソフトウエア購入費として補正で１，５００万円が上がってきてたんです。ほんで、このシステムの消耗品については、その５５万４，０００円から以後、補正で上がったという経過がなかったのに、それ以上の金額を今回補正となるのでちょっとよう理解しないのでご説明をお願いしたいという質問です。

○議長（西村芳成君）　　ちょっと調べておるようでございますので、ほかの方のご質問があれば、質疑が。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番。

３４ページの一番上に書かれていますレンタルハウスの整備事業費補助金、マイナス４，１１８万７，０００円ということで、当初のときにね、かなりの増額されたということで、説明等には資材等の高騰ということで事業を中心にした云々の理由等書かれてますが、実際そろそろ資材等の高騰も落ちついてきた中やったら現実問題ここでマイナスになってしまって、７，０００万円ぐらい組んでいたと思いますが、七千数百万円、マイナスの４，０００万円になりますと３，０００万円ぐらいは使われたんですが、来年度の当初には３，０００万円ぐらい組まれてないと。ほいたら実際問題その翌年度への、今度やりたいという人が出てきたときにまたあぶれやせんろうかという部分で、上手なやり方というか、何かこう入りのほうも減額になって出のほうも減額になっている今の状況ですが、実際そこら辺の状況はどうなのかなと、レンタルハウスを取り巻く状況ですよね。その点について今後の見通しも含めてお尋ねするもんです。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　山﨑龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

このレンタルハウスにつきましては、例年３，０００万円から３，５００万円ぐらいの事業費で経緯をしてまいっております。本年度を除きまして従来はＪＡ土佐香美さんだ

けが手を挙げてきておったということで、ＪＡ土佐香美さんの方々を対象に３，０００万円から３，５００万円の予定をしてきておって、今年の当初もその予定で組んでおったというところへＪＡ南国市さんのほうからですね手が挙がってきて、その分については今まで全然対応していなかったもので、今回対応すべく補正をさせていただいたところでございます。そのＪＡ土佐香美さんの部分につきまして、手を挙げておられた方が最終的には申し込みに至らなかったということもありまして、その原因とかを調査をしますとですね、新規、拡張に関して今まで認めてきておりました。建てかえについては一切認めてきておりませんでして、その部分については要望があるというようなこともあってですね、今後の審査会等で建てかえの部分についても認めていくということの検討をすべきだということで、そのような話も聞いております。そんな関係でＪＡ土佐香美さんの部分につきましても、今後ともそういう３，０００万円とか３，５００万円の需要はあろうというふうに考えておりますので、当初予算にもそのように計上、提案をさせていただいております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　１３番。同じく３３、３４ページでお聞きします。

農業振興費の中の米需給調整総合対策事業、これ説明書を見ますと「個別所得補償制度円滑化推進事業」のこれとの振りかえになってますが、この組み替えの理由と、それと、「個別所得補償制度」の「個」は「戸」と思いますので、ほかにも何点かこういう記述があったと思いますが、これ訂正されたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　大岸議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり戸別所得補償は１戸２戸の「戸」でございます。かなりの部分で出てくると思いますので、すべて１戸２戸の「戸」に訂正をお願いしたいと思います。

それから、１９節への組み替えということであります。これは１９節からの組み替えということでありますけども、これは補助金でなくて委託料が適当であるという指導を受けてのことであります。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。ほかに質疑ございませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑がないようでしたら暫時休憩します。

（午前１１時１８分　休憩）

（午前１１時２０分　再開）

○議長（西村芳成君）　　正場に復します。

総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　　先ほどの依光議員のご質問にお答えします。

今回の説明では総合行政情報システム消耗品としてますけど、９月補正でですね１，５００万円の増額補正をしております。そのときの説明がですね今回とちょっと違っておりますので、三市共同利用型住民情報システムソフトウエアの購入費として増額をしております。

○議長（西村芳成君）　依光議員、いいですか。

１１番、依光美代子議員。

○１１番（依光美代子君）　１１番、依光です。

９月補正でその１，５００万円補正があったのはわかってます。それは三市共同利用型、先ほど課長が言われたようにそのシステムの購入費として１，５００万円補正があったっていうのは、ここに、そしたらその、この説明のときにそれを書いてくださったらいいけど、その上に当初予算には総合行政情報システム消耗品として５５万４，０００円が掲げてありましたよね。だから、私はそこからこうやって書いてるから、いや、どういうふうに理解したらいいかなということで質問させていただきました。

○議長（西村芳成君）　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　はい。ご質問にお答えいたします。

昨年の６月から議会のほうから細部説明書というのを求められておりまして、その際に細部説明の中で詳しく説明をすることのそこの文言とですね、ここの議案書の説明のところを合わせました。ですから内容としましては、あくまでも今回載っております総合行政情報システム消耗品の中のものです、この三市共同利用型のシステムソフトウエアの購入費というのは。そこをわかりやすくそういうふうに出して増額したんですけれども、逆にわかりにくくなってしまったところなんですけれども、その消耗品という大づくりの中にですね、１つの細節の中の今回その１，５００万円を９月に補正したのは、それにソフトウエアの購入費として１，５００万円を増額するよという意味合いでここの説明を書いたものです。議員の皆様にわかりやすくしようとしたところがですね、今回その説明が食い違っているためにわかりづらかったということですので、今後はそのあたりを注意していきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　１１番、依光です。

そしたら、その９月補正にしたその１，５００万円からのその部分で減額をすると理解したらよろしいですかね。

○議長（西村芳成君）　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑はないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第３１、議案第２８号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　議案第２８号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成２４年２月２９日提出、香美市長　門脇槇夫

香美市体育施設条例の一部を改正する条例

香美市体育施設条例（平成１８年香美市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

条例の条文につきましては、ちょっと長文になっておりますので割愛をさせていただきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

本案は、今後体育施設の管理を指定管理者が行えるようにするため、関係する条例を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから議案第２８号について討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長を交代いたします。

（交　代）

○副議長（小松紀夫君）　　議長を交代しました。

ここで地方自治法第１１７条の規定によって、３番、山﨑眞幹君、８番、千頭洋一君、２２番、西村芳成君の退場を求めます。

（３番、山﨑眞幹君、８番、千頭洋一君、２２番、西村芳成君　退場）

○副議長（小松紀夫君）　これから日程第５５、議案第５２号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを審議いたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　議案第５２号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について

次のとおり香美市別府森林総合利用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１　公の施設の名称　香美市別府森林総合利用施設

２　指定管理者となる団体の名称　一般社団法人　香美市観光協会

３　指定管理者となる団体の所在　香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号

４　指定の期間　平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

平成２４年２月２９日提出、香美市長　門脇槇夫

提案理由につきましては、議案細部説明書にございますので朗読させていただきます。

本案は、平成２４年３月３１日で指定期間の切れる香美市別府森林総合利用施設の管理について、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までの指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。管理者の選定については、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第７条２項により、公募によることなく一般社団法人香美市観光協会を指定するものです。

以上よろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　１２番。

この指定の期間ですわね、３年ですか。通常大体３年ということですが、この期間設定に当たりましてね、実際議員協議会においてもいろいろ説明を受けたわけですが、最初は短くしておくとかそういう発想はなかったのか。積極的な側面もありますが、やはり見えない部分もあるというふうなところを考えたときには３年がどうなのかなということの一定のこの３年に到着した議論の中身ですわね、それについてお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君）　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　山﨑議員のご質問にお答え申し上げます。

現在奥物部開発公社が指定管理者として受託をして管理をしております。ずっと物部村の時代にべふ峡温泉ができて、当初森林組合が何カ月かされたということの後、直営

があって、それからずっと後は公社が受けてきたという経緯があるようでございます。その経営の経過の中でですね、この数年ずっと赤字が続いておるというようなことがございました。観光協会が受託をしたとしてもですね、その今の赤字体制、それと今の人員の中で単年で即１，９００万円が不用になるというようなところまではできないんではないかというような思いの中でですね、３年間様子を見てその中で、今回債務負担５，７００万円させていただいているんですけれども、もうこれは議員協議会の中でも上限だというお話をさせていただきました。その中で毎年毎年その黒字が出る部分についてはですね、内部留保とか、職員さん、今までその何年間かボーナスなんかも出ていないような状況でもございますので、そっちのほうにも職員さんの努力にも報いなければならないだろうというような思いの中でですね、単年でその劇的に変化をするということについては、広告宣伝もこれからも必要ですし、今まで足らなかった分をより一層しなくちゃいけないというようなこともありまして、３年間というところに行き着いたということでございます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　ほかに質疑はございませんか。

１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　この件に関しまして議員協議会でも一定課長のほうからご説明をいただきました。ただ、もう議員協議会で説明をされるときには、大体もう決まったものがほぼ提案をというか説明をされたということで、こうすることにしたというご報告だったかと思うんですけれども、このべふ峡温泉というのは、合併後はやはり香美市の市民全体の共用の財産というふうなとらえ方になるかと思うんですが、物部の方々が非常にこだわりを持ってやってきたこの施設をこういう形にすることについて、あくまでも観光施設として残すことにこだわったというその経過ですね。例えば赤字続きでございましたので、もういっそ市民の皆さん全体が保養施設として、高齢者の保養施設として一部を使わせてみたらどうかとかいうふうな、そんな議論はなかったのか。

また、香美市民全体の財産になったとはいえ物部の方々にはこだわりがあると思うんですが、事実そういう声もお聞きをしておりますが、物部の地域審議会の方にはご相談をなさいましたか。その２点をお聞きします。

○副議長（小松紀夫君）　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　大岸議員のご質問にお答えします。

物部の地域審議会にはご相談を申し上げておりません。

それと、その保養施設に一部転用とかということにつきましては全く想定をしておりません。と申しますのもその物部村の時代に温泉を整備し、バンガローといいますかね、離れを整備し、それからバーベキューハウスも整備しということで年々こう投資をして現在の施設になってございます。地域の振興と地元の雇用ということであの施設ができておるというふうに伺っておりますので、現在の職員さんを核としましてですね施設の

運営をしていきたい、閉鎖をするというところには至らないということの結論から今回提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　ほかに質疑はございませんか。

１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　１番、有元です。

直接この議案に関係があるかどうかわからない質問ですが、この一般社団法人香美市観光協会、住所が香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号、この市役所の住所となっておりますが、これは登記ができたので法務局のほうでは問題がなかったんでしょうが、今後もこの住所のままでしょうか。

○副議長（小松紀夫君）　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　有元議員のご質問にお答えいたします。

現在の住所は市役所になっておりますけども、事務所を探しております。新しい事務所ができましたら住所地の変更ということになろうと思います。

それから、先ほど大岸議員の保養施設ということに関しまして、一体として経営をしたいという考えの中でですね、施設の利用料金としては保養もできるような料金設定といいますか、抑えてあるというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○副議長（小松紀夫君）　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○副議長（小松紀夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５２号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（小松紀夫君）　はい。全員起立でございます。よって、議案第５２号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第５６、議案第５３号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定についてを審議いたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　議案第５３号をご提案申し上げます。

議案第５３号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１　公の施設の名称　　香美市別府峡キャンプ場

２　指定管理者となる団体の名称　　一般社団法人　香美市観光協会

３　指定管理者となる団体の所在　　香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号

４　指定の期間　　平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

平成２４年２月２９日提出、香美市長　門脇槇夫

提案理由につきましては、議案の細部説明書にございます。朗読してご説明といたします。

本案は、平成２４年３月３１日で指定期間の切れる香美市別府峡キャンプ場の管理について、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までの指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。管理者の選定については、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例第１４条２項により、公募によることなく一般社団法人香美市観光協会を指定するものです。

以上よろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○副議長（小松紀夫君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○副議長（小松紀夫君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５３号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（小松紀夫君）　　はい。起立全員でございます。よって、議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第５７、議案第５４号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　議案第５４号を提案します。

議案第５４号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり香美市情報発信交流施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１　公の施設の名称　　香美市情報発信交流施設

２　指定管理者となる団体の名称　　一般社団法人　香美市観光協会

３　指定管理者となる団体の所在　　香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号

４　指定の期間　　平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

平成２４年２月２９日提出、香美市長　門脇槇夫

提案理由につきましては、細部説明書にございます。

本案は、現在香美市産業振興課が管理及び運営している香美市情報発信交流施設（香美市いんふぉめーしょん）の効果的な管理及び運営のために、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までの３年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。管理者の選定につきましては、香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例第１１条２項第２号により、公募によることなく一般社団法人香美市観光を指定管理者として指定するものです。

以上よろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　１２番。

このいんふぉめーしょんについてですけれども、かなり前の何らかの会でですね、将来的に指定管理ということを視野に入れて香美市商工会というふうな話も出てたような記憶がございます。ほんで、こういうふうな動きになってきた中でですね、これを否定するものではありませんが、実際商工会さんに対してね、そういう話はされた経緯はあるのか。その時点の我々議員が聞いたことがね、情報として商工会に伝わっているのであれば、やはり観光協会に指定管理の方向ということはもちろん商工会さんのほうお示ししてですわね、その話がなくなったということも踏まえてご理解いただいているのかなと、そういう部分が気になりましたのでお尋ねさせていただきました。

○副議長（小松紀夫君）　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　山﨑議員のご質問にお答えします。

担当から聞きますところですね、商工会さんには内々といいますか、内々にお話を差し上げたというふうに聞いておりますが、動きがなかったということも聞いております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○副議長（小松紀夫君）　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○副議長（小松紀夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５４号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（小松紀夫君）　　はい。ありがとうございます。全員起立でございます。よって、議案第５４号は、原案のとおり可決されました。

ここで３番、山﨑眞幹君、８番、千頭洋一君、２２番、西村芳成君の入場を許します。

（３番、山﨑眞幹君、８番、千頭洋一君、２２番、西村芳成君　入場）

○副議長（小松紀夫君）　　議長を交代します。

（交　代）

○議長（西村芳成君）　　これで本日の予定はすべて終わりました。

次の会議は３月６日火曜日の午前９時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前１１時４８分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第２号）

平成２４年３月６日　火曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第２号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月６日火曜日（会期第７日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子	２２番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

な　　し

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第７日目　日程第２号）

平成２４年３月６日（火）　午前９時開会

日程第１　一般質問

①　１３番　大　岸　眞　弓

②　　４番　利　根　健　二

③　１９番　前　田　泰　祐

④　　３番　山　﨑　眞　幹

⑤　　１番　有　元　和　哉

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開会）

○議長（西村芳成君）　　おはようございます。ただいまの出席は２２人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　皆さん、おはようございます。１３番、大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で総括方式で質問を行います。

質問に先立ちまして、東日本大震災から早くも１年がたとうとしています。犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、復興半ばの被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

それではまず、社会保障と税の一体改革についての質問からです。日本経済が今長期の低迷と後退に陥っています。その現状認識を示して質問に入りたいと思います。

このことにつきまして、グラフのほうがイメージしやすいので総務省のホームページのデータをもとに資料を作成しましたので、それをごらんになりながらお聞きください。右肩に番号を振ってあります。まず、①の資料をごらんください。

これは１９８５年、昭和６０年から１９９０年、平成２年までの税収の推移で国、地方分を合わせたものです。昭和６０年に９６．２兆円だった税収は、平成２年には７６．２兆円と２０兆円減っております。１９８９年、平成元年に消費税導入後、法人税と所得税の最高税率が政策的に減らされまして、所得税、法人税が減りました。また、消費税は家計を直撃し、消費支出の落ち込み、そして民間給与も平成１０年ころをピークに下がり続け、特に平成１５年に小泉内閣が行った裁量労働、有期雇用を拡大する労働基準法の改定により不安定雇用がふえたことも税収に影響しています。

次に、資料②でございますが、国の平成２３年度のこれは一般会計を円グラフにしたものですが、１１月に成立しました復興関係の予算も含めました３次補正後の予算です。下段の歳入の円グラフを見ていただきますと予算の、下段の左側の円の、左側、公債金収入というところですが、この予算の５２．５％が公債金収入、つまりこれが借金になっております。復興国債は予算全体の１０．９％ですが、特例公債、赤字を補うための国債は３４．８％になっています。そして、上のグラフは歳出ですが、この公債金の借金を支払うための予算が全体の国債費とありますが全体の２０．３％であり、あとの８割で仕事をすることになります。

さて、１に戻っていただきまして下、図５ですけども、日本のこれは借金です。対ＧＤＰ、国内総生産比の残高、それに対する債務の残高を示したものです。世界の比較です。財政破綻が心配されるギリシャを抜きまして日本は２１２．７％と国際比較でも異常です。ヨーロッパなどは対ＧＤＰ比６０％が財政の健全、不健全をはかる１つの基準

とされておりますので、日本の債務残高は深刻だと言わなくてはなりません。ただ、日本の場合は、国債が国内で買われているなど、また余剰資金があるなどしますので、すぐにはギリシャのようにはならないとされております。

次に、この国債の中身を見てみます。資料があちこちして恐縮ですが資料③をごらんになってください。

左側の、これちょっと向きを変えて見ていただきたいのですが、建設国債、四条国債、これは公共土木事業の国債、それの支払いのための国債でございます。左側の建設国債、四条国債のこれは年度年度の推移を示したものです。ごらんになっていただきましたらわかるように１９９０年以降の伸びが目につきますが、②の質問と関係しますのでここでは推移だけを見ておいていただきたいと思います。

そして、右側の５の公債残高の累増がありますが、これが借金が積み重なった現在の、右の端が現在の状況でございます。赤字国債、四条国債の累増、これカラーでしたらわかりやすかったですが、四条国債残高というのが矢印に入ってありますがこれの累増は、赤字国債と四条国債の累増はですね一般会計税収の１７年分に借金が相当するとその上の総務省の説明書きにもございます。つまり、これは次世代からの借金ということになります。これは国の分だけですけれども、地方の借金も合わせますと、ここにはありませんが２００５年には既に対ＧＤＰ比１５１．２％で７７４兆円を超しておりました。要はこのグラフの上昇をとめなければ財政破綻を招く心配があるのです。

野田内閣は将来につけを残せない、社会保障の財源確保のためにも消費税の１０％への増税をと言っておりますが、①で説明しましたグラフで見る限り消費税を増税しましてもさらなる法人税減税と社会保障の削減とセットですので、消費を冷やし賃金は下がりますのでますます税収は落ち込み、それを補うための借金がふえていくということではないでしょうか。また、消費税は資料⑦のグラフ３、ちょっとめくっていただきましたらすぐに見られると思いますが、グラフ３という折れ線と棒グラフがございますが、このように所得の低い人ほど負担率が、これは平均年収に比べたその濃い棒が消費税がかかる年間支出額ということで、見ていただきましたら所得が低い人ほど重くかかっております。このように逆進性の強い税ですので、社会保障の財源にするのは全くの方向違いです。今政治がやるべきは、消費税ありきの議論ではなく、現在の財政危機の原因を明らかにし、税の取り方、使い方の検証こそが要るのではないでしょうか。

そこで順次質問に移りますが、戦後税は負担能力に応じた負担、応能負担の考え方が確立されました。それを原則に所得税、法人税などの直接税中心で、また、所得の高い人ほど高い税率で課税する累進課税により格差の拡大を抑え、社会を安定させてきました。また、社会保障も負担は能力に応じ、サービスは必要、平等の原則が守られ、所得が低い人でも病気や障害などで働けなくても最低限の生活は守られ、貧困に陥るのを食いとめてきました。

以上、述べて基本認識としてお聞きをいたします。

①ですが、応能負担、直接税中心、累進課税は民主的税制の原則だと思いますが、税と社会保障負担の公平性の原則についてどのように思われるでしょうか、お聞きをいたします。

次に、②です。

借金を積み増ししてきた主な原因は何でしょうか。それを数字であらわしておりますのが資料③の建設国債の棒グラフです。１９９０年代から伸びが著しいことがわかると思うのですが、９０年代以降、公共事業投資と軍事費の膨張がありました。公共事業投資が巨額になるきっかけは、１９９０年と１９９４年の２回の日米首脳会談でアメリカの要求を受け入れ、６３０兆円という公共投資に乗り出したことです。東京湾横断道路や関空の２期工事など巨大プロジェクトが進み、結果、国、地方を合わせた公共事業費は９０年代に入ってから年間で５０兆円になり問題になりました。その後も続けた大型開発のため建設国債を発行し、歳出と歳入の乖離を埋めるため赤字国債を発行せざるを得なくなっていることです。

資料の⑥をごらんください。

この折れ線グラフですが、上の端の折れ線が一般会計の歳出です。その次の折れ線が一般会計の税収です。これで見てみますと平成元年あたりから一般会計税収が落ち込み歳出は膨らんできますので、それを埋め合わせをするように四条国債、建設国債ですね、それと特例公債の棒が伸びております。税収の所得税、この一般会計税収の落ち込みですが、この中の所得税、住民税は不安定雇用などによる所得の低下、法人税は消費税導入後政策的に税率を４０％から３７％に下げ、消費税５％になってからは３４．５％、さらに３０％へ引き下げたことによる税収減です。国債の累増ですが、一般会計の税収をふやし歳出を抑制してこの折れ線グラフの差を縮めなければ、それをとめることも減らすこともできません。

また、日本の国債をどこが保有しているか、資料の⑤につけてございます。

保有先はこのようにゆうちょ銀行や公的年金、生命保険業界などが上位におりますが、日銀まで国債を買っておりますので、このまま借金がふえ続ければ日本経済は国際的信用を失い、財政破綻の道をたどることになるのではないでしょうか。借金の累増についての見解をお聞きをいたします。

次に、③です。

コンクリートから人へという、かつての民主党のマニフェストは新自由主義、市場万能主義の政治からの転換をあらわすものでした。そのようにして無駄な公共事業を減らし、浪費を食いとめるとともに不公平税制を見直すことで社会保障や借金の財源はつくれるのではないでしょうか。

次に、④です。

今財政再建のためには、国民の所得をふやし、家計応援で経済を内需主導に転換することです。法人税率や最高税率を消費税増税前の率に戻し、直接税をふやすことをすれ

ば借金の累増もとめることはできるのではないでしょうか。

今の最高税率の推移につきましては、資料④にございますので後でごらんになってください。法人税率と所得税率の推移もその下段につけております。このように変遷をしてきております。

法人税率や最高税率を消費税増税前の税率に戻し、直接税をふやすことをすれば借金の累増もとめることができるのではないでしょうか。そのためには一握りの独占輸出大企業優先の立場から抜け出し、大企業に社会的責任を果たさせ、社会保障を再生、充実し、暮らしに安心感を持たすことです。個々の企業にとっては、賃金を下げたり非正規雇用をふやすことはコスト削減で企業の体力が強化されるように見えます。ところが、日本の大企業が、日本じゅうの大企業が同じことをやれば国民の所得は大きく減り、経済の約６割を占める家計消費を冷やし、デフレ、不況の悪循環に陥ります。大企業に雇用確保や下請企業、地域経済への社会的責任を果たさせることは、まともな経済発展のために不可欠です。また、雇用の７割を支える中小零細企業を支援し、元気にしてこそ経済が回復し、財政再建につながるのではないでしょうか。

次に、⑤の質問に移ります。

消費税導入後、固定資産の評価額に対する課税対象を３割から年々７割にまで引き上げる誘導策がとられました。これによって地方の税収を確保ということでしょうか。平成６年からだそうですが、それによる市民への影響と、固定資産税は基準財政収入額に算定されると思いますが、地方交付税額への影響についてお聞きします。自主財源を確保することは大事ですが、市民にとっては売らない限り所得にならない固定資産税が上がると負担感が非常に強いのではないでしょうか。

以上が社会保障と税の一体改革についての質問でございます。

次に、国保の問題に関してお聞きします。

全日本民主医療機関、民医連の調査によると、昨年経済的に理由から受診がおくれ死亡に至ったと考えられる人が６７人いたとの報道がありました。６７人のうち４２人は国保料を滞納して無保険や短期証、資格者証となり病状が重篤、悪化、２５人は保険証がありながら３割の窓口負担が払えなかったための受診おくれ死亡です。死亡した人の７２％が５０代、６０代の男性で、無職者３２人、非正規労働者が１４人だということです。死因はがんが半数を占めています。民医連によれば調査は今年で６回目ですが、調査対象が２２都道府県の加盟病院、診療所でありますので、全国的に見れば氷山の一角、早急な対策が求められるとしています。同時に窓口負担の軽減、保険料を払える額にすることなどを国に求めているところです。

以上を述べてお聞きをいたします。

１、国保加入者に対する現状認識をお聞きいたします。

また、今回の調査結果設けて市民の生活実態調査が必要ではないでしょうか。厳格さが求められる調査ではありませんので、全市民的に網羅をしなくても社会福祉協議会や

民生委員さんらの協力を得るなどをして、聞き取りを中心に行うことで市民の孤立化、孤独死や自殺防止につなげ、受診おくれ、重症化の予防、ひいては医療費の抑制につなげる、そういう発想で市民生活実態調査を行えないかお聞きをいたします。

次に、②です。

これまでも議会でも論戦してきたところでございますが、資格者証や短期証の発行によって全国で受診抑制が問題になり、厚生労働省や特別の事情がある場合は資格者証を出してはならないという通達、発令をたびたび出し、滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要請しています。また、２０１０年３月の衆議院予算委員会におきまして、当時の長妻厚生労働大臣は、７５歳以上の高齢者には資格者証は発行しない。また、それ以外にも払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は慎重に取り扱うようにと答弁をしております。払う能力があるのに、払わない人には厳しく対処することは当然ですが、経済的困窮者にはより丁寧な相談と納付支援が求められるのではないでしょうか。

以上お聞きします。

次に、③です。国保法４４条の窓口負担の軽減について、同様の質問を過去にも行いましたが、民医連の調査では受診おくれ６７人という数は２０１０年の７１人に次ぐ多さであるということを受け、再度執行部の姿勢を正したいと思います。

厚生労働省の示す基準は、国保法４４条、窓口負担の軽減を受けられるその基準は、その①に入院治療を受ける被保険者がいる世帯であること。②に災害や事業の休廃止、失業等で収入が著しく減少した世帯であること。③に収入が生活保護基準以下、預貯金が生活保護基準の３カ月以下の世帯。これらのすべての世帯に適用となっておりますが、本市の基準が全部これが取り入れられておりますでしょうか、お聞きをいたします。

④です。国保の広域化についてお聞きします。

開会中の通常国会に提出されます国民健康保険等改正案では、２０１５年度、平成２７年度から保険財政安定化支援事業の対象医療枠を拡大して、国保財政の都道府県単位化を行うとしています。都道府県単位化は２０１０年にそれぞれの県で判断できるとしていましたが、２０１５年以降はすべての都道府県で実施をすることになります。最後の端の資料を国民健康保険の早わかり表という、早わかり資料というのをつけてございますのでそれをごらんください。

これは国保財政の内訳です。これらの財源をもとに国保が運営をされておりますが、これを見ていただきますとさっき申し上げました保険財政共同安定化事業、枠の中の左側に、縦割りまして左側に米印で保険財政共同安定化事業とありますが、この枠を広げる、これは現在３０万円以上の医療費がかかった場合にここに市町村と県が拠出をいたしまして、その医療費の多い自治体に支援をするという事業です。３０万円以上だったものが、これがゼロ円からになるということです。これには国の負担分はありません。それで、県の一本化によりまして現在より負担増の自治体も出てくることが考えられま

すが、その負担増を国はどう言っているかといいますと、右側の都道府県、下の端ですが都道府県調整交付金、この米印のですが、これ現在７％ですがこれを９％にするとしています。

来年度は年少扶養控除の廃止に伴う地方税の増収分の一部を利用しまして、国保に対する国庫と都道府県の割合が変更されます。これによりまして、今これを私たちはもとに戻せと言ってるんですが、今３４％、これをたしか４９％ぐらいあったと思うんですが３４％に現在なってまして、これが高い国保料の原因ですが、これをさらに３２％に落とします。その２％分が県の調整交付金ということになるわけです。結局国の削減分を県と市町村が担うことになりますので必然的に国民健康保険料も、当市は税ですが引き上げざるを得ないということになるのでしょうか。広域運営になりますと、国保の運営が県で一本化されまして市町村の手を離れるのでしょうか。後期広域医療のようになるのでしょうか。運営がどう変化していくのかお聞きをいたします。

以上が国保の問題でございます。

子ども子育て新システムについてお聞きをいたします。以下、新システムと呼びます。

新システムの仕組みにつきましては、これまでも議会質問で明らかにしてきました。現行保育は、児童福祉法第２４条により市町村には保育の実施義務が規定されております。新システムでは、市町村は保育を実施しなくてもよくなり、保護者の保育申し込みに対しまして保育が必要かどうかを認定するだけになります。これまでは保育は市町村と保護者の契約でしたが、保護者が自分で保育所を探し、その保育所との契約になります。制度設計は介護保険をイメージしておりまして、待機児童の解消になることは考えにくく、少子化対策に逆行するものと言わざるを得ません。そのため全国の保育関係者や保護者らから反対の声が上がり、本議会からも反対の意見書を国に対して２回上げているところです。

以上を述べましてお聞きをいたします。

①ですが、新システムにより香美市の保育はどう変わるでしょうか。できたら現行制度との比較でお答えください。

次に、②です。

政府は、２０１１年５月に地域主権改革法を成立させ、義務づけ・枠づけの見直しのための関係法律を一括改定いたしました。自治事務のうち条例で自治体が自主的に定めることのできない施設整備、運営の基準を自治体の判断で決めることを可能にするものです。つまり、現在決められている子どもの健全な育ちや保育施設の安全性などに配慮した基準を自治体が条例で決めることになったということかと思います。そうなりますと市町村が保育をどうとらえるかが大変重要になってきます。少なくとも現行の保育水準を維持できるかどうか、それについてお聞きをいたします。

次に、東日本大震災の救援募金についてお聞きいたします。

東日本大震災は未曾有の災害となり、いまだ復興は緒についたばかりというような印

象です。国難とも言える状況の中で世界各国からたくさんの救援を手が差し伸べられ、香美市でも市民の皆様からは約１，１００万円の浄財が寄せられました。心温まる話ですが、最近私は少なくない市民の方からあの募金は被災者の人にきちんと行きゆうろうかとか、どうやって使われゆうろうかという声をお聞きしました。この声は義援金がなかなか市民に渡らない、今はどうかわかりませんけれどもそういうような報道もありまして、早く被災者の皆さんにきちんと届いて少しでも役立ってほしい、この気持ちのあらわれでないかと思い質問に取り上げました。救援募金がどのようなルートとどのような形で被災者のもとに届いたのかを明らかにし、市民の皆様に報告し、率直な疑問と心配に答える必要があるのではないでしょうか。

次の質問に移ります。

被災地に赴かれましたまちづくり推進課長や職員の皆様には、一番寒いときに大変なことでございました。宮城県に行かれたとのことですが、実際被災地をごらんになり、また現地の話も、現地の方の話も聞かれたことと思いますが、足を運ばれた感想と、本市の防災対策に何を教訓として生かすのか。また、市民の皆さんにぜひともこれは知っておいてほしいというようなことがあればお聞かせください。

また、新たに市として現地を見てきて新たな復興支援に取り組む予定はないでしょうか。現地点で被災地の様子を見てまだこんな支援が要るのではないかとか、感じるところがあればお聞きしたいと思います。

最後に、べふ峡温泉の運営についてお聞きします。

森林総合利用施設、べふ峡温泉は、平成２４年４月１日から香美市観光協会に指定管理料１，９００万円と補助金１，１００万円を投入して指定管理されることとなりました。その議案は議会初日に可決されましたが、多くの市民の皆様はそこに至るまでの経過について余り周知されていないことと思います。また、森林総合利用施設は、今一つの節目であることには違いありません。

そこでお聞きいたします。

まず、①ですが、オープンから今日までの事業展開をどのように評価、分析して新たに進もうとしているのでしょうか。議員協議会で示されました資料をもとに収支を見てみました。昭和５９年に林業構造改善事業で休養施設や管理施設に１億２，８５０万円の設備投資をし、以来平成２０年のシカ肉加工施設に８８万１，０００円の投資まで、施設に約３億９，８００万円がかけられました。昭和６３年から平成２３年までの累計ですが、黒字が２，４０５万１，３０２円に対し、平成１４年以降は赤字でその額は１億６，１７４万２，６６６円と、収支は１億３，７６９万１，３６４円の赤字となっております。この計算ですが、平成２３年の決算がまだ出ておりませんので使用料収入が入っておりませんから平成２３年度分の指定管理料の１，９００万円を入れてよいかどうかはわかりませんけれども、計算表にありましたのでそのまま計算をいたしました。また、このほかに森林総合利用施設にではなく財団法人奥物部開発公社に一般会計から補てん

されました運営費補助金が、決算書などを見てみた数ですが平成２０年に７４７万２，７６６円、平成２１年に１，５９４万８，０６２円と、経営改善指導費補助金３０２万８，８００円、これはコンサルタント料だと思いますが、こうしたものもいただいた資料の指定管理料の決算の中に含まれておりますでしょうか。そうしたもろもろを差し引いて収支を見ましたときに、経営改善に努力をしたとは言いながらもう少し早いタイミングで方向転換を考えるべきではなかったでしょうか。今後に生かす教訓とは何でしょうか、お聞きをいたします。

次に、②でお聞きします。

平成１４年以降赤字に転じ、平成２１年に経営改善のためとして約３００万円かけてコンサルタントを入れました。この結果によっては判断をしなくてはならないという課長答弁もあったかと思うのですが、背水の陣で臨んだこのコンサルタントの助言がなぜ生かされなかったのかお聞きをいたします。

次に、③です。

今回の指定管理は観光協会自立のねらいもあると思うのですが、１，１００万円という補助金はずっと拠出をされるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、最後の質問です。

議案質疑では、森林総合利用施設をあくまで観光施設として存続し、他の利用は全く考えていないということでした。かなりの設備投資もしているからという説明もございましたが、逆に言いましたら市民共有の財産であるからこそ多額の補てんを続けてきたのではないでしょうか。私たちはこの施設が閉鎖されていいという立場ではございません。残すために知恵を出し合いたいと思っておりますが、施設を市民の福祉向上のためにも利活用できる道はないのでしょうか。

以上お聞きをいたしまして、私の１回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君）　おはようございます。大岸議員の社会保障と税の一体改革についてのご質問にお答えをさせていただきます。

大変資料をお示ししていただきまして、またレベルの高いといいましょうか、なかなか国会レベルでのお答えをせにゃあいかんようなご質問でございまして、私ごときがなかなか十分なご答弁ができんと思いますがお許しをいただきたいというふうに思います。

社会保障と税の一体改革につきましては、現政権が今懸命に取り組んでおる一つの大きな柱となってきております。この社会保障と税の一体改革のいわゆる必要性、社会保障改革の必要性ということで示しされていますことは、国民皆保険、また国民皆年金が達成されまして以降半世紀が経過してきておる中で、大きく社会現象が変化をしてきたというふうなとらまえ方をされております。半世紀前までには６５歳以上のお年寄り１人をおよそ９人の現役世代で支える胴上げ型の社会だった日本は、近年３人で１人の騎

馬戦型の社会になり、このままでは２０５０年には国民の４割が高齢者となって高齢者１人を１．２人の現役世代が支える肩車型の社会が到来をするということが見込まれております。そうした人口構造の変化が一層進んでいく社会にありましても年金、医療、介護など社会保障を持続可能なものとするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付、負担両面で人口構成の変化に対応した世代間、世代内の公平が確保された制度へと改革をしていく必要があるというふうなうたい文句になっているわけでありまして、そうした中で消費税の問題も浮上してきているわけであります。

以下ご質問にお答えをさせていただきますが、税のとり方の公平性と社会保障の負担の公平性等につきましてでございますが、これは一定国の決定方針、決定事項の中でありますので、我々としましては、このやはり法律にのっとって、法律の中で市民の皆さん方にご理解をいただきながらこれを進めていくというのが地方行政の務めであるというふうに思っておりますので、必然的にそうしたさまざな思い、考え方は大岸議員にもあろうかと思いますが、我々の立場としましてはやはりこうした法にのっとった、法に定められたものは法にのっとって粛々と進めていくというふうな理念、私は考え方を持っております。

また、２番目の借金を積み残してきたということにつきましてでございますが、確かにこの国債の伸びというものが非常に高いわけであります。この先日の高知新聞にも載っておりました。国の借金がこの１年間でどれくらいの伸びがあったのかということも示されておりましたが、震災前と震災後でございます。震災前が９１９兆２，０００億円であったものが９５８兆円になる。約３９兆円の伸びがあるというふうな、示されておりまして、それぞれ国債につきましても、いわゆる事業を行うに当たっては、そのときは最善であるというふうな思いの中で政策が行われてきたわけでありますが、しかしながら、こうした国債がふえてきておるという事実は否めない事実であろうと思います。

そうした中で財政破綻を起こしはしないかというふうなご質問であるわけでございますが、先日赤旗を読めということで読ませていただきますが、そのときに一緒に配ってくれました商工新聞の中であるジャーナリストが、同じ人が同じ日に配ってきてくれますのでこれも読んでくれゆうろうと思いますが、この中では「ギリシャと韓国などとは日本は全く異なり、単に借金があるから同じように危ないという理屈は成り立ちません。経済大国の中で日本が真っ先に破綻することなんてあり得ないと思います」というふうに言われておりますので、これもいろいろ人のそれぞれの考え方があろうと思いますが、国の政策の中で真剣に取り組んでいただけるものというふうに思っております。

また、歳出の無駄と浪費を一掃しというふうなご質問の中では、これは地方行政も同じであります。しかし、無駄とか浪費とかいうもののなかなか区別っていうものも、これもまたそれぞれ見解の立場もあって、なかなか無駄と思われることが無駄でない場合という場合もありますし、また浪費、この浪費はいきませんけれどもそうしたやはり見

解の違いの中でもさまざまなとり方があろうというふうに思っておりますが、行財政改革を通じながらやはりこうしたことの財源の見直しということも必要になろうというふうに思っております。

また、この４番目のご質問でございますが、確かに中小企業、第１次産業を初め中小企業が大変大事に頑張っていただくということが必要であるわけでございます。これもそうした中で景気を上げていくためにはせんだってのこの高知新聞にも出ておりましたが貿易収支なども今年赤字になっておる、ＧＤＰも大きく下がっておるというふうな状況の中で、やはり日本の景気を上げていくためには、中小企業だけでなくやはり大企業も含めまして日本の企業が元気になっていく、そして１次産業もそうであります。そうしたものが元気になっていくことが当然税収も上がってくるわけでありますので、大事なことだというふうに認識をいたしております。

また、５番目のこの消費税導入後の固定資産税の評価額に対するという云々の質問でございますが、このことにつきましては地方交付税のうち普通交付税額は基準財政需要額と基準財政収入額との差し引きで算定されておりますので、固定資産税の税収が多くなれば基準財政収入額に算入される基準税額はふえまして普通交付税は減ることになりますが、しかし、税収が伸びれば算入をされてない２５％分がふえて一般財源総額がふえるということになりますので使い勝手はえいというふうな関係にはなろうかと思いますが、なお詳しくご質問を求めたい場合には担当課長がお答えをさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。なお、このご質問の中で誘導策というふうに言われておりますが、反問権を使いたいところでございますが時間がございませんので使いませんけれども、このことはやはり一つの流れの中というふうな形でございますけれども、これは地方税法に基づきまして設置された中央固定資産評価審議会の了承を得た上で決められたものであるというふうに私はとらまえておりますので、そういうふうな認識の中でこのことについてはお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　それでは、大岸議員の国保の問題に関してというご質問にお答えします。４点質問をいただいておりますので、それぞれに答弁させていただきます。

１点目、本市の国保加入者に対する現状認識はというところでございます。

本市の国保加入者は、全国的な傾向と同じく被用者保険加入者に比べ平均年齢も高く、平均所得は低い。これは国保が退職者や無職等も含め他の被用者保険制度の対象とならない人すべてを対象としているという構造的な要因によるものであり、雇用情勢悪化による失業者の加入者もふえていると認識をしております。ちなみに資格者証、短期証世帯の現状につきまして、香美市では平成２３年６月１日現在で資格者証世帯は２６８世帯、短期証世帯は３２５世帯となっております。また、無保険の調査でございますが、

社会保険離脱により本人からの届け出がおくれている場合が想定されますが、こちらから把握することは困難であります。ただ、昨年６月と８月に高知県からの依頼で子どもの無保険調査がありました。調査の結果、中学生以下につきましては、無保険者はいませんでした。

２点目、住民の生活実態に即した相談、納付支援をというご質問にお答えします。

現在実施している生活実態に即した相談、納付支援としましては、納付支援では天災、その他災害を受けた者や当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者などが該当する国保税条例の減免、地方税法第７０３条の５に基づく低所得者に対する７、５、２割の減免制度、非自発的失業者に係る保険税の軽減、旧被扶養者に係る条例減免など、それぞれの実態に即した軽減、減免措置を行っております。また、納付相談に来られた場合は、市民保険課と収納課で連携をとりまして、各世帯の生活実態を聞きながら状態に応じた内容で分納誓約を結んでおります。

３点目の国保法第４４条の積極的な活用を促す国の新基準は適用されているかというご質問ですが、香美市では国の基準に基づきまして香美市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱を定め、平成２２年９月２４日から施行しています。

４点目、国民健康保険法改正案の問題でございますが、国民健康保険法の一部を改正する法律案では、市町村国保の都道府県単位化の共同事業について平成２７年度から事業対象をすべての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進するとしております。国民健康保険の広域化につきましては、高知県では平成２２年度に高知県国民健康保険広域化等支援方針、これは第１次版ですが、を策定しており、財政運営の広域化として保険財政共同安定化事業の拡充を具体的な施策として打ち出しております。対象医療費の引き下げや拠出方法は、国保税に大きな影響を及ぼすものであり、十分にシミュレーションを行った上で激変緩和のあり方や県調整交付金の交付方法も含めて慎重な検討がなされるべきであると考えております。今後高知県では支援方針の第２次版を策定することになっておりますが、策定に当たっては広域化等支援方針策定検討会において十分な議論、検討が必要であると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　大岸議員の３番、子ども・子育て新システムについてのご質問にお答えいたします。

具体的に現在の制度とですね新しい制度がどう違うかということを示しながら説明してほしいということでございましたが、結局に言いますと現時点でですね保育がどう変わるかということは具体的には申せません。今現在示されておる国等の資料の中からご説明させていただきます。

子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチームによりまして、ご存じのとお

り平成２４年２月１３日、ついこないだ、先日でございますが、子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめというこういった資料が出ております。この中で市町村は、「自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する」となっております。また、「市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」」、これ仮称でございますがこれを策定し、「本計画をもとに、給付・事業を実施する」となっております。そのため市としましては、アンケート調査を実施し、その結果や保護者、住民の代表による計画策定に関する委員会等で住民意見を反映した計画を作成する予定ではございます。ただしですね、財源的、それから補助金、交付金等は全く当てにせず香美市独自のシステムで進むということにつきましては非常に困難をきわめるということで、ある一定国の示された方針に従わざるを得ないんじゃないのかというふうに考えております。

それで、こういった、それから、県のほうにおきましてもこれ以上の説明がまだされておりません。国がまだはっきり、今これを説明しただけであと何年でどうするかということも具体的にされておりませんので、現時点では今の保育がどう変わるかということにつきましては、お示しすることはできない状況ではございます。

次に、２番目の児童福祉施設の設置及び運営に関する基準ということでございますが、これにつきましては高知県では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の平成２５年４月１日施行に向けて準備をされております。当該条例が制定、施行されるまでの間は、計画期間措置として現行の児童福祉施設、最低基準に基づいて保育を実施することとなっております。

なお、県による基準が示されていないのでどのような内容なのかはいまだ判断しがたいでございますが、より厳しい基準が設けられた場合には当該基準に沿う保育を実施することにはなろうかとは思いますが、まだ県条例の策定に当たりまして、人員の配置、それから児童の居室面積及び直結する運営基準などにつきましては、現況基準に従うべきとされていますし、また参酌すべき基準とされているのが、現行水準より緩やかにする場合には相応の理由が必要であるというふうになっておりますので、現行水準は維持されるものであるというふうな推測をしております。ただ、香美市におきましては、今後におきましても可能な限り現行、現在の保育の水準を維持するというふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　おはようございます。大岸議員の震災募金についてのご質問にお答えします。

救援募金が被災者のもとに届けられるルートですが、香美市が集めました義援金は全

額日本赤十字社高知県支部へ送金しました。順次高知県支部から日本赤十字社の本社に送金され、共同募金会等で集められた義援金と合わせて、義援金配分割合決定委員会の決定により示された配分の考え方に基づきまして各被災都道府県に配分されます。１５都道府県にわたっております。その後各被災都道府県に配分された義援金は、各都道府県の義援金配分委員会の決定に基づき各県から管下の配分対象被災市町村へ送金されます。そして、被災された方々からの申請に基づき、各市町村から被災された方々に義援金が届けられます。

この集められた義援金はどのような形で被災者に届いているかということですが、全額被災された方々に現金で給付されます。２月１７日現在の数値になりますが、２，８５７億円が配分対象者に配分されております。また、市民への経過報告ですが、広報香美、平成２３年１１月号で東日本大震災義援金最終結果報告として市民の皆さんにお知らせしていましたが、さらに被災された方々に日本赤十字社から届けられる義援金の流れや送金、配分状況などを広報でお知らせしたいと思います。また、香美市のホームページで東日本大震災に対する義援金についてのお礼を掲載していますが、広報紙では紙面の制限もありますので、香美市ホームページにおいて日本赤十字社のホームページをリンクさせ詳しい内容はこちらで見ることができるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　おはようございます。大岸議員の被災地を視察しての教訓はというご質問にお答えをいたします。

２月１日から３日にかけまして副市長、まちづくり推進課４名、そして議会から自費でご参加をいただきました依光議員の計６名にて、宮城県栗原市、石巻社会福祉協議会、岩沼市で視察を行いました。視察の期間は想定外の豪雪に遭遇いたしまして十分な時間がとれず、予定していた被災現場の視察ができなかったことは悔やまれますが、視察をお受けいただきました各市は復興の最中にもかかわらず親切にご対応いただいたことに対しまして頭の下がる思いがいたしました。

各市を視察した第一印象としましては、意外にも既に平穏を取り戻していたということでございます。実は、視察を実施するに当たりまして震災復興でいまだ走り回っているのではないかという思いが自分自身の中にありまして、そして、その視察の実施そのものが業務の支障になってくるのではないかという、と心の中では思っておりましたけれども、町が平穏を取り戻していることを目にしやっと安堵することができました。

さて、今回の視察で栗原市、岩沼市の双方の担当者から話を伺った中で、被災後の住民への情報伝達に苦慮したことが挙げられました。栗原市では、平成２０年の岩手・宮城内陸地震では通信網が遮断され情報伝達手段としましてチラシを配布し情報伝達を行ったことや、チラシを活用することにより用紙類の不足が生じたこと、そして支援物資として用紙類はまず期待ができないのでストックが必要であるということを伺いました。

災害備蓄に関しましては、避難者用の食料や生活物資に目が行きがちでございますが、実際被災した市では想定外の物資の必要性が生じたことを聞きまして、備蓄物資につきましては、今後被災地からの情報の収集を進め整備を進めることが重要であるというふうに思っております。

岩沼市では、市役所にあるコミュニティーＦＭ局から、市長みずからが１００日間市役所で寝泊まりし市民に情報発信を行ったと伺いました。市長みずからがアナウンスしたことにより市民が安心感を持ったことや、ＦＭ放送ということで小型ラジオでも放送を聞くことができたため市民への情報伝達の手段としては大いに活躍し、近隣市町村でも臨時ＦＭ局を立ち上げ情報伝達を行ったということでございます。

そして、双方の市の担当者の意見としまして、ハイテク機器は災害に非常に弱いということでございます。例えば電話でもアナログ電話は通じてもＩＰ電話は全くだめであったとか、とにかくハイテクに頼らない対策もあわせて考えておくことが重要であるとの意見でございました。

また、石巻の社会福祉協議会では災害ボランティアについて伺いましたが、ボランティアを語って宗教団体が布教活動を行っていたことや、窃盗などの事例が多く発生したことなどボランティアには特に注意する必要があり、この社会福祉協議会を通じたボランティアのみ公式ボランティアとして名札を支給しまして、住民がわかるようにする等の対策を講じたとのことでございます。また、警察におきましてもこの名札をつけていないボランティアについては、職質などを行う等によりまして窃盗などですね、そういった対策を講じたということでございます。

そして、救援物資につきましても、使い古しの服や下着が大量に送られてこられ救援物資の保管場所を圧迫し結局はごみに出すしかなかったこと。震災の直後の大量のごみの中に新たなごみが生じることとなったことなどを伺いました。そのほかにもさまざまなご助言をいただきましたが、この場で発言することが適切でない事案も多くありますのでご容赦願いたいというふうに思います。

次に、本市としての新たな復興支援でございますが、被災地では物資等はもう十分に行き届いているというふうに思っております。これからの復興については国が責任を持って進めなくてはなりません。現在本市が新たに復興を支援する計画はありませんが、今回視察でお世話になりました３市には今後もわからないことがあれば何でも聞いてくださいというふうな返事をもらっております。特に栗原市とはよさこい高知国体開催に関しても非常にお世話になっていること、また岩沼市につきましてもお隣の南国市の姉妹都市でもありまして、今回の視察で新たなつながりもできたわけでございますので、今後復興に当たり何らかの要請があれば支援も考えていきたいというふうに思っております。しかしながら、これは担当課だけの判断ではできるものではございませんので組織全体で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君）　　おはようございます。大岸眞弓議員のべふ峡温泉の運営についてのご質問にお答えいたします。

１番目のオープンから今日までの事業展開をどのように評価、分析しているか。収支結果も踏まえ今後に生かすべき教訓はということでございますが、べふ峡温泉につきましては、別府渓谷のすぐれた景観と森林の持つ保健休養機能等を効果的に活用し、観光産業の開発と就労拡大、定住化の促進を図るため昭和５９年度から国の補助事業を導入しまして休養施設、バンガロー等の主要施設を整備し、村が物部森林組合に管理経営委託を行い昭和６０年１０月にオープンし、その後は村直営、財団法人物部村開発公社、財団法人奥物部開発公社が経営を行い現在に至っております。

施設の利用実績につきましては、売り上げにおいて大きなウエートを占めます宿泊者につきましてはピーク時が平成７年度の９，３９５人で、平成２２年度には３，１０３人と最盛期の約３分の１まで減少し、施設全体の入込客につきましても平成６年度の４万９，７１４人が平成２２年度には２万３，７３１人と最盛期の約２分の１に減少しております。

収支状況につきましては、平成２年度から平成１０年度までは村に年間１００万円から４００万円程度納めてきましたが、その後は赤字補てんが続き、合計で１億３，３００万円の赤字補てんを行っており厳しい経営状況となっております。

このような状況でありますが、べふ峡温泉ができたことによりオープンから現在までの延べ就労人員は９万２，０００人で、支払われた給与、賃金の総額は１０億１，５００万円となっておりまして、就労の場が非常に少ない地域におきましては安定して働ける貴重な就労先となっております。また、地域経済に及ぼす経済効果につきましては大きなものがあり、地元商店よりの仕入れ額は仕入れ全体の約３６％を占めるなど地域経済に及ぼす経済効果は大きなものがあったのではないかと考えております。

今後は、べふ峡温泉で働く個々の職員が自分たちの職場であるということを自覚し、業務に対するモチベーションの向上を図るとともに、市内、市外から多くの観光客が訪れることができる体制を構築していくことが必要ではないかと考えております。

次に、２番目の２００９年に投入されたコンサルタントの助言は、なぜ生かされなかったのかということでございますが、平成２１年度に有限会社ＨＭＳに委託しコンサル診断を受けております。コンサルの診断結果としましては、経営課題は料理内容及び従業員のモチベーションの低下、中でも集客増の対策として料理の改善に向けての取り組みが最優先である。それ以外にも売り上げ対策や各種業務改善など問題は山積しているとの報告を受け、それをもとに担当部署、理事会で協議を重ね、指摘を受けたさまざまな項目につきまして改善を図っております。改善内容の１例でございますが、料理につきましてはシカ肉、豆腐、山菜等を利用したメニューに変え、地産地消、季節感を出した料理にリニューアルしております。また、自社サイト、インターネット広告の活用と

いうことが指摘されておりましたが、平成２２年６月からインターネットを利用した宿泊予約を行っておりまして、現在月平均で５０名程度の予約がございますので、こうした部分につきましてはある程度の効果があったのではないかと考えております。

今申し上げましたようにコンサルの助言が生かされてきた部分もありますが、全体的には施設職員の経営意識の希薄さによりまして十分な取り組みができなかったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　大岸議員質問の観光協会に関しましてお答えを申し上げます。

観光協会への補助金は毎年この額が拠出されるのか、１，１００万円ということでございます。

観光協会につきましては、補助金が１，１００万円今年出るということになっておりますけども、指定管理の申込書の収支計画を検討いたしまして支出を決めたものでございます。行政と一緒に行ってきました雇用創造協議会、実現事業の実績やノウハウを全部とはいかないまでも観光の一翼を担っていただきたいと考えております。今後につきましても事業内容、収支計画をチェックしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、べふ峡温泉、この施設を市民の福祉向上のためにも利活用できる道はないかというご質問でございます。

予算審議のご質問でもお答えしましたように、皆様方にご利用していただきやすくするため宿泊料金は低目に設定をされております。観光協会からの指定申込書の収支計画では、現在の宿泊料、入浴料で計算されておると存じております。市としましては、べふ峡温泉に対して大規模修繕などを除いて現在の１，９００万円以上の支出を考えておりませんので、今後観光協会の経営状況、方針によるとは思いますが考慮の１つではなかろうかと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　１３番、大岸です。２回目の質問を行います。

それぞれにご答弁をいただきました。

市長おっしゃったように国会ではございませんのでこの社会保障と税の一体改革がどうかということはさておきまして、私は、香美市も国債を買っておりますしこの借金の累増がこんなふうに膨らむのはとても心配なので香美市のトップリーダーである市長のこの税制等についての認識、今の経済状況についての認識をお伺いしたくて質問をしたものです。

世代間の公平ということでこれは国の説明のとおりでございますが、私が言いたかっ

たのはその社会保障と税の一体改革の中で何が今回の財政危機を招いて、今後どうするのかという話ではないかと思うのですね。その中で税制というものは応能負担で直接税中心で累進課税、これが崩れてきたことがやはり一つの今日の財政危機、それからまた社会的に格差と貧困が広がってきた、こういうことではないかと思います。世代間の公平で社会保障の維持と言いましたけれども、この一体改革の中では社会保障は軒並み削減なのですよね。ですから、申しましたように税の民主的な原則が守られてこそ本来の経済状況になると、借金も減りまして社会保障も充実できるのではないかという質問でございました。

それから、借金の累増はジャーナリストの言葉を引用されまして、確かにそうだとは思いますが、しかしながら、このカーブがこのまま累増していくということはどうしてもやっぱり避けなくてはいけないんではないでしょうか。日本の借金は大丈夫ということでは、その辺の見解は一致はしておると思います。

それから、財政再建についてですが、私はここも市長と見解が一致をいたしました。やはり日本経済のすそ野ですね、これをしっかりさせること。そして、私も大企業も中小企業も零細企業も１次産業も繁栄をするような経済対策をやらなければ日本経済は持ち直しはしないと思います。

固定資産税についてですが、私が誘導策と言いましたのは、これは国の誘導策のことでございますので、地方交付税もだんだんと減ってきておりますし、じゃあ市の税収をどういうふうに自主財源を確保するかということになると税率を上げて確保しなさいということだろうかと思ったところです。その固定資産税の件に関しましては、この税そのものは税率を上げれば固定資産税はふえるわけですけれども徴収率はどうでしょうか、年々落ちているのではないですか。そのあたりのことがわかりましたら税務課長にお聞きをしたいですが。

国保の問題でございます。

実態調査の件につきましては、これは申請主義であるから社会保険を脱退した時点で窓口に来てもらわなければわからないと、調査は困難というふうにおっしゃったわけですが、民医連の調査では５０代、６０代の働き盛りの男性が受診おくれで死亡したというのが７割を占めているんですね。これはやはり一個人の不幸と片づける問題ではなくて社会的な損失だと思うんです。窓口に来て相談があれば対応したというふうにカウンターの中から見るのではなくて、香美市からこういう孤独死とか残念な受診おくれ死亡者を１人も出さないという担当者の姿勢が要るのではないかと思ったんです。子どもの無保険調査もあったということですが、調査の方法はいろいろあると思います。３年前でしたか、２年前でしたか、私たちの会派で合併してどうかということで、１週間かけて物部を調査いたしましてアンケート結果にまとめたものがございます。それで、やはり市民の皆さんの国保税が高いとか、病院に行きたいけど金がないき家でぶらぶらしゆうとか、そんな答えが返ってくるんですね。ぜひそういう姿勢でこの調査ということは

考えられないか、その点について再度見解を求めます。

それから、徴収強化でなくって相談支援をということですが、総務省が出しました税徴収の委託推進方針を受けまして、香美、南国、香南市も租税債権管理機構を設置する方向で３月議会に議案が出されております。心配しますのは、広域になりますことで滞納理由の丁寧な把握がますます遠ざかってしまうのではないかという心配があるわけです。滞納する生活困窮者には全国からこういう声が上がりまして、国会でも質疑をされた上でのこの通達などでございますので、やはり機械的な資格者証の発行でなく、まず医療を保障するという、そういう立場を最優先にした対応を求めるところですが再度ご答弁をお願いいたします。

国保法第４４条の関係です。私が１回目の質問で申し上げましたのが国の基準です。そして香美市の例規集で課長が引かれたところと少し違うんですが、取扱要綱を見てみますと若干国のと違うんですね。１がこの香美市の場合は震災、風水害、火災その他の災害により死亡または重度障害となり、または資産に重大な損害を受けたとき、２が干ばつ、冷寒、霜等による農作物の不作、不漁、その他これらの類する理由により収入が減少したとき、３、「事業又は業務の休廃止、失業等により、その年の収入が当該年の前年の収入に比べ３０パーセント以上減少したとき」、そして４に「前３号に掲げる事由に類する理由があったとき」で、２項に「前項の規定の適用を受けることができる世帯は、当該世帯の実収入月額が基準生活費の１３０パーセント以下のもので、かつ、預貯金が基準生活費の３月以下のものとする」というふうになっておりますが、国の場合は、この場合はどう言いますか、国の場合は入院治療を受ける被保険者がいる世帯となっていまして、香美市は入院と規定しておりません、外来もそうであるわけですが、それから災害の事業の休廃止、これは一緒ですね、それから３に収入が生活保護基準以下、預貯金が生活保護基準の３カ月以下の世帯、この１、２、３のすべての世帯に該当する、これがそうではないですか。これは２項はそうなんですが、２項のこの「当該世帯の実収入月額が基準生活費の１３０パーセント以下のもので、かつ、預貯金が基準生活費の３月以下のものとする」、これがしかし、国がこれに対して全部１も２も３もそうですが、香美市の場合はこの１、２、３、４であってしかもこの２の規定があるのではないですか。そういう意味では随分国からいうと狭まれてるような感じがするのですが。これとこの国基準と全く同じことですか、違いますよね。少し厳しいのではないかというふうに思うのですがどうでしょうか。国基準のようにこの１、２、３すべてに該当する世帯に全部オーケーだと、こういうふうにする必要があるのではないでしょうか。なおお調べいただいてご検討いただきたいと思いますが。

それから、国保で県に一本化で運営がどう変わるかということで、まだなかなかわからない面もあると思うんですが、私のイメージでは後期高齢者医療のようにどっか遠いところで審議されて保険料が決まって、それでも市町村がやること、市町村が保険料はまだ決めることができるということなんですが、独自減免などなかなか難しくなるので

しょうか。それから、支援方針の第２次のそれが県のほうで検討されておって出るということですが、これに関しましては市は口出しができるのでしょうか。その点をお聞きをいたします。

保育のシステムで保育制度のほうもまだなかなか検討中の項目が多くてわからないということですが、今次長のご答弁をお聞きしてまして、地域主権改革とかいうふうなもとで地方が自由度を持って、地域の自由度を持ってというわけですよね。そう言いながら、ただ、児童福祉法第２４条が変えられますので国の後ろ盾が随分、きわめて弱くなる、縛りはかけないけれどもあんたたちで自由にやりなさいと。その縛りも、縛りというのは必置基準などですが、それをもう法律で決めることはやめたから地方でやりなさいということですね。ですから、次長もおっしゃったように本市自身の取り組みが難しくなる、こういうことかと思います。

それから、現行水準は可能な限り維持したいということで、ぜひともこれはお願いしたいのですが、といいますのは災害、今どこの自治体でも行政を行う上で災害のことを非常に想定した上で保育のこととかもすべてのことを決めていっているかと思うんですが、ここに全国の保育団体連合会の事務局の方が記事を書いてますが、大震災のときにどうだったかという、その陸前高田市の保育ですが、実際津波が来たときにですね、公立保育所２園が津波によって全壊、流出。全壊した高田保育所では、震災の２日前にも地震があったことから訓練をしていたので幸いしたんですね。震災当日、大地震によってかけ時計が飛んできたり壁にひびが入ったりする中、地震から子どもたちの命を守ることに精いっぱいだった。また、海から２キロメートルも離れている保育所まで津波が来るとは考えていなかった。そのときにですね、とにかく逃がさないきませんので保育者は３歳以上の子どもたちを誘導して２歳児の手を引き、ゼロ歳児と１歳児を抱きかかえ上へ上へと必死で逃げました。高台の老人施設に避難し、最後に保護者に子どもを引き渡せたのは翌日の昼過ぎでした。あと１分逃げるのが遅かったら子どもたちが、あと１分逃げるのが遅かったらどうなっていたかわからない。その上でこの保育士さんは３歳児の２０対１、保育士さんの設定です、人員配置ですよね、これをやってみて３歳児の２０対１もかなり厳しい、こういうふうに言ってるわけですが、ですから、ふだん何もないときにはいくかもしれませんけれど、何かあったときの体制ということでは人員配置とか面積基準はぜひとも守らなければいけない。現在でも人員配置には大変苦慮されてますが、そういう面で子どもの命を守ることを第一に考えた基準を本市においては設定をしていただきたいと思いますが、そのことに関して再度ご答弁をお願いをいたします。

それから、被災地を視察をされまして課長のご答弁、とても私もああ、そうなのかと、やはり現地に行かれると違うなあというふうに、課長ご自身も私は現地に行かれてから後は災害対策など防災対策など考える上で随分変わったところがあるんじゃないかと思います。それはぜひ今後の行政に生かしてほしいと思うんですが、先日震災から１年を

迎えますのでいろんなテレビとか新聞等で検証が始まっておりますね。先日ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ＮＨＫの番組で特集を組まれてました。クローズアップ現代だったかと思うのですが、地域よって被害状況が違う、その違いは何かという検証だったんですが、その中で経済学者の内橋克人さんが、「沿岸部で被害の多かった地域は、震災前から過疎高齢化が進みインフラ整備も満足でないところだった。震災の検証は被害の一番ひどかったところから出発し、その目で問題点の洗い出しをしなくてはいけない。生き残った者は被災者に寄り添い、支援していくことを社会の仕組みとしてつくらなければいけない」と発言をされておりましたが、私もまさにそのとおりだと思います。ですので、現地で見聞されたことは非常によかったと思います。新たな支援、取り組みに関しては、宮城県に関してはもう物資も行き届いているということですが、例えばその周りの福島県ですとかいまだに原発被害等で大変困っているところもあるわけですが、そういうところにも目を向けていって何かできる支援がないかとか、積極的にそういう支援方法についてご検討される、きずなということが言われるわけですが、そういうご意思はございませんでしょうか、お聞きをいたします。

べふ峡温泉に関しましてです。

支所長のご答弁で雇用にも役立った、それから地元からその仕入れが３６％あって経済効果もあったと。しかしながら、それは業として成り立ってこそだと思うんですよね、観光業でやっておりますので。余りそれに貴重な税金をどんどんつぎ込んでいくという形はどうでしょうか。それだからこそ見直しになったかと思うんですが、この業として成り立つことがおろそかにされていたんじゃないかというふうに思います。

それで、再度お聞きしたいんですが、いただきましたこの議員協議会での資料の香美市別府森林総合利用施設及び香美市別府峡キャンプ場の指定管理についての中の指定管理料の状況でございますが、この決算額ですね、予算とは違って決算額ふえているわけですが、これは一般会計からの補てんと思うんですが、何にどれぐらい使われたというのがつかんでおられましたら、平成１９年度から平成２２年度まで決算額の内容について検証が必要と思いますのでこの場でお聞かせをください。

それから、さっき私質問しましたけれども、１問目で言ったようなものも全部この決算額の中に含まれているかどうか、そのこともあわせてお聞かせください。

それから、指定管理ですが、平成２０年の３月に平成１９年の補正としまして指定管理料が１，１００万円追加で組まれています。質疑をした覚えがあるんですが、職員の退職金だということだったんですが、今思えばこれがどうして指定管理料だったのか、補助金とかの扱いにならなかったのか、その２点についてお聞きをいたします。

それから、②のコンサルの件ですが、私答弁者が支所長とはちょっと思っていなくて、少なくとも当時これを導入された課長がお答えになるものと思ってました。また、そのほうがよく事情がのみ込めていると思うのですが、この背水の陣と言われて、もうそれによっては、このコンサルの結果によっては考えなければならないというふうにおっし

ゃってたことが記憶にございますが、お構いなければ当該課長のご答弁を再度求めます。

それから、施設の利活用でございます。私が先ほど観光業としてと申しましたのは、実は長野県の阿智村に視察をしました際に、そのときに村の委託を受けて観光業を担っておられる方の受け売りでございます。観光は業として成り立たなければいけないと、行政の仕事の延長線上ではいけないというふうにお聞きをしました。あくまでも観光業としてのこだわりを残すのでしょうか。実は、物部の方から新聞記事にこのべふ峡温泉の件が載りましたときに私のもとに電話がございました。物部の方も大変このべふ峡温泉のことは行く末を心配されてまして、また愛着も私たちとは違う、比較にならないほどあるということがよくわかったんですが、その方は電話であんなにしたらどうやろう、こんなにしたらどうやろうかと私も思うのにね、どうやったろうねとかいうふうなことを話をされたんですが、一度そのやはり地域の方も交えたこのべふ峡温泉の行く末についてですね、何かその話し合う場とかね、が設定することもできなかったものなのか。議会にもあらかた決まって議員協議会で説明がございましたので、やっぱり地域との連携、地域との密着、こういう施設は大変大事と思うんですね、そのあたりのことはいかがでしょうか。

以上で私の２回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　ちょっと休憩します。

（午前１０時２９分　休憩）

（午前１０時２９分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

市長…。

○議会事務局長（小松清貴君）　休憩…。

○議長（西村芳成君）　正場に復します、正場に復いたよ。

○議会事務局長（小松清貴君）　また正場って言ってください。

○議長（西村芳成君）　正場に復いたと言うた。正場に復しましたき、ほら。休憩にして正場に復しましたので。

それでは、答弁を願います。

市長、門脇槇夫君。

○議長（西村芳成君）　ない？

○議会事務局長（小松清貴君）　休憩をとって…。

○議長（西村芳成君）　それはもう答弁してくれるき。

暫時休憩します。

（午前１０時３０分　休憩）

（午前１０時４０分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君）　　大岸議員の２回目のご質問にお答えいたします。

固定資産税の現年分の収納率でございますが、例年ですね９７％台でずっと推移をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　はい。それでは、大岸議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の調査のことについてでございますが、調査そのものにつきましては現行の業務の中で行うことは困難というふうに今判断をしております。ただ、制度の周知というのは非常に大事なことでございますので、広報等を利用して啓発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、２点目の相談、納付支援についてでございますが、これについても現在窓口での応対が主ではございますが、それ以外にもですね電話等の問い合わせとかいうのにも積極的に答えておりまして、このほかに広報等もまた利用しましてですね周知方に努めていきたいというふうに思っております。

それから、３点目のですね一部負担金の部分ですが、制度的にですね減免だけに関して言いますと国と基準は合致をしておるというようになります。ただですね、香美市の要綱につきましては、国の場合は、前半の震災とか干ばつ等の分については、国の場合は徴収猶予となってまして、かつ、所得の減少があったものについて減免をすると。香美市の要綱についてはですね、そのあたりが猶予の規定と一緒くたになって十分に整理がされていないというふうな現状があります。今後におきましてはですね再度整理をしたいというふうに思っております。再検討をするということでお願いしたいと思います。

それから、支援方針の策定に当たっての意見を言う機会はないかということでございますが、１次版のときもそうでしたが今後勉強会とか検討会が開催されると思いますので、そういった場で意見を言う機会はあるものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　大岸議員の２回目の質問にお答えします。

保育新システムにかかわらずですね、地方に自由裁量権を持たすという見返りとしてその財源保障はしないよというような今の国のやり方でございますので、改めて認識するところでございます。ただ、この子育て新システムの基本制度のとりまとめというのは、先ほど説明した平成２４年の２月に、中にですね、冒頭にある言葉が「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である」というふうな見事な言葉が出てます。これをそのまま受けるとですね、財源裏づけがなくっても市としてはこのシステムを市の自由裁量の中でですね活用できるようなものにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、災害の関連が出ました。それもこのとりまとめの中で一文の中でですね、「昨年の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中、あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない」というふうな文章となっております。そこで、先ほど災害云々の部分で、現在確かに３歳児でしたら２０人に１人というような保育の配置基準でございますが、これを受けまして現在ですね園長会等で話をしているのは、訓練におきましては月１回の訓練を火災訓練、それから目的を持った避難訓練というものを既にしております。その中でできた言葉としては、実際起きたときにこれを２０人の部分を１人で対応できるかというような問題も既に出てきております。ご指摘のとおり現在香美市におきましては国の最低基準の保育士等の確保も困難をきわめておる現状もご存じのとおりでございますが、それならばどうするかということで例えば保育士を助ける人、そういった別の論点からいろんな手段ができないかというふうなことで、平成２４年度からはそういった部分も導入していこうかというふうな考え方で今現在取り組んでおりますので、今の基準以上のものを目指して確保のために今やっておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。大岸議員の２回目のご質問で、被災地を視察しての教訓はということの中で福島への支援はということで答弁をさせていただきます。

福島についても恐らく物資については、十分な物資がもう現在は行き届いているのではないかというふうには推測するところでございます。したがいまして、本当に福島県にあって支援が欲しいものについては人的な支援ではないだろうかというふうに考えます。現に市町村の職員におきましても震災のストレスによりまして早期退職や、そして長期にわたる病気休暇もふえておるというふうにも聞くところでございます。震災地にですね職員を派遣して支援に当たらせることにつきましては、職員がですね今後震災対策を行っていく上では大きな経験になってくるだろうということは認識をしております。しかしながら、福島県におきましては、ご承知のように原発の事故による放射能の汚染も心配されております。避難区域外におきましても濃度が、放射能濃度が高い地区もあるというふうにも聞いております。なかなかそうした環境の中で職員を派遣して業務に当たらせるっていうことにつきましては、私、防災を担当する課長としましてはなかなか一歩が踏み出せないというような現状であることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　大岸議員のべふ峡温泉の運営に係りまして、②のコンサルタントの助言に関する分についてお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

まず、１回目の答弁につきましては、支所長のほうから申し上げましたのは質問の書き方がですね「コンサルタントの助言はなぜ生かされなかったのか」、すなわち受けた側のお答えで、受けた側の立場でお答えするべきだろうということで支所長がお答えをいたしました。と申しますのも財団法人奥物部開発公社の事務分掌につきましては、支所が管轄することになっておりますのでそういう立場で発言をさせていただいたところでございます。

じゃあ私がお答えする分につきましては、かかわり方としては当時の企画課長としてこのコンサルタントをどういう形で選ぶかということにかかわってきましたので、これまでのさまざまな場面で発言をしてきたこともありますから、それにかかわっての答弁ということになりますけどもお答えをさしていただきます。

この件につきましては、奥物部開発公社の経営をいたしますべふ峡温泉の状態がよろしくないということで、何らかの手を打たなければならないということがまず背景にありまして、コンサルを入れてですね経営改善の道が開けるならばそういう方向に向けていきたいということもあり、なおかつあの状態の中ではなかなか毎年投入するお金が大きいということもございまして、どうもこのままでは市としてはずっとこの経営状態を続けるわけにはいかんということから背水の陣をしいて臨むという言葉を使わせていただきました。この背水の陣をしいて今回コンサルを入れるということにつきましては、当然開発公社の理事会にもこのことについては市としての姿勢をお示ししたところでございまして、それに基づいてコンサルを入れました。その結果を受けまして、これ当然結果については理事会にもおつなぎをいたしました。理事会もこれを受け今後のあり方について議論あるいは善後策が模索をされてきたところでございます。もともとこの施設につきましては、役割として地域振興あるいは地域雇用というものの視点でつくってきた施設でございますから、それが生かされる道はこのコンサルの結果を受けてですね、ないものかということがここで議論もされてきたわけですけれども、なかなか今の経営体制のあり方の中では今後の運営がままならんということで、結論として今回経営母体を変えるということに至ったのが実情でございます。お尋ねになった件については、経過も含めてこういうことでございますのでご説明をいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　大岸議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

この施設を地元と協議できなかったかということでございます。観光協会の法人化、自立が２月１日に決定をしました。自立をいたしました。その前後で奥物部開発公社の

理事会が何回か開催をされております。その中で次年度の事業計画も協議をされたというふうに認識をしております。議会にもご相談をしておらない状況、またもろもろの状況が確定していない状況の中でこのようなことが進んでいるがということについて、他の場所でご相談することができなかったということでございます。

それから、観光業としてということでございますが、先の高知県の観光アドバイザーの藤沢さんの言葉によりますと、「この施設は私の言うことを聞いて実行したら黒字になるよ」というお言葉をいただいております。伸びしろがあるということと判断をしております。ですから、今後も観光業としてあるいは観光施設として存続するものと確信をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　それぞれにご答弁をいただきました。

私のほうから３回目に国保の問題で発言をしまして質問を終わりたいと思いますが、さっき課長のおっしゃいましたその国保法第４４条のことですが、なお整理をしていくというふうにご答弁をいただいて、そのようにお願いをしたいと思いますが、なおですね、もう少しつけ加えますと国が平成２２年９月１３日に出しましたその基準ですね、さっきの減免の、それに加えまして自治体による上乗せも可能だと、こういうふうに平成２２年９月１３日、同じ一部負担金減免保険料徴収に関するＱアンドＡで載っております。そして、減免制度には、国の半額の負担がございます。そのこともあわせましてですね、そのこともあわせて、なおこの国保法第４４条の補助対象の基準についてご検討をいただきたいと思いますが、そのことについての見解を再度求めます。

それから、私の聞き漏らしかもわかりませんが、国保がこの県一本化になりまして市町村の国保の業務、それから国保加入者はどういうことになるのでしょうか。今までのような事務ではないと思うんですが、その点についてご答弁をお願いいたします。

べふ峡温泉に関しましては、そのアドバイザーの方のご助言が生きるように願っております。私このコンサルタントの件でこだわりましたのは、３００万円あればいろんな事業ができるんですよね。これが全くの無駄というふうに言うあれはないんですけれど、やはり通常でしたら民間であればこういう運営というのは考えられないわけで、たくさんの税金がつぎ込まれたことに対してそれも含めての評価、それから今後の方向ということで質問をいたしました。中井産業振興課長もう一度済みませんが、地域の方とその知恵を出し合うとかいうふうなことはもうお考えじゃあないでしょうか。

以上お聞きをいたしまして私のすべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　はい。大岸議員の３回目のご質問にお答えをいたします。

国保法第４４条のことについてでございますが、２回目のときに再度検討するという

お答えをしまして、なお、議員のご指摘のように減免額の２分の１を特別調整交付金で補てんすることとしておりますが、この補てんの対象となるのが国の基準に該当する者に限られるということで、この上に立って再度検討したいというふうに思います。

それと、市町村の国保の広域化で国保の加入者はどうなるかっていうことでございますが、今回国保の改正で示されたのは財政運営についてのみ示されておりまして、今後については、随時検討の中でそれが明らかになっていこうと思いますので、またそういった情報については耳を傾けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　大岸議員の地域の声ということでございます。

当施設を観光協会が運営していく上で意見を聞いていけたらというふうには考えております。私どももその件に関しましては念頭に置いていきたいと思っておりますし、協会にも進言していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　４番、利根健二です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、災害時の対応ということで、現在の応援協定での対応は効果的に実行できないと思われる。発生時をシミュレートした協定もしくは取り決め等が必要ではないか問うという通告でございます。

市町村では、都道府県内での全市町村を対象とした統一応援協定の締結など相互応援協定締結への積極的な取り組みが見られます。また、姉妹都市関係にある市町村間で相互応援協定が締結されることも多いようです。そこで、市町村、特に香南、南国との協定のあり方について質問をいたします。

災害時の被災予測を立て、それに対して準備をすることが大切と考えます。南海・東南海地震については、被害地域が広範囲となり、単独の自治体の対応では済まなくなり、広域での取り組みが必要となってまいります。長期の対応は国等の支援をバックとした大規模な取り組みが必要ですが、短期的には各自治体の対応力にプラスし各エリア、ここでは高知県中東部、香南、南国を指しておりますが、それでの対応が必要であります。自治会、防災会、単位自治体での準備、訓練は順次されていっておりますが、このプラスのエリアでの対応も準備をしなければならないと思います。具体的に言いますと多くの香南市、南国市の方々が被災され香美市に避難してくることは容易に推察できます。非常食、医療、住居など香美市が香美市民用に蓄えた備蓄分では対応できなくなります。もちろん目の前の被災者にあなた香美市民じゃないからだめということは言えない状況になってまいります。香南、南国それぞれ被災予測を立て、避難計画を立て、その少な

からずの部分は香美市に来るものとの予想のもとに香美市への両市の物資の備蓄を計画しなくてはならないのではないかと思います。もちろんこれは両市の政策判断の事項でもありますが、黙って放置していまして、いざ事が起こりますと香美市民の避難計画そのものにも支障が来してくるものと思われます。

再度言いますが、こういった事態に対応すべく現場をシミュレートした備蓄計画を中広域で立てていくことが必要です。その中で必要となれば香南、南国等のもう一歩も二歩も踏み込んだ協定も視野に入れていくべきではないでしょうか。現在の高知県内市町村災害時相互応援協定及びその細則を見ましても、広域災害が起こったときに各自治体にそれぞれの余裕はなく、実効性というか現実的に対応できるとは思えません。早急に３市での協議を進めていくべきと思いますがいかがでしょうか。１番目の質問でございます。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　利根健二議員の災害時の対応ということで答弁をさしていただきます。

相互応援協定につきましては、現在高知県内の自治体等との協定が２種類、そして姉妹都市である福井県あわら市、北海道積丹町と合わせて４つの総合応援協定を結んでおります。県内の相互応援協定では、昨年４月に発生しました舟谷地区の山林火災におきまして、高知県内広域消防相互応援協定に基づき南国市、香南市からそれぞれ支援を受けております。

さて、議員のご指摘のとおり南海・東南海地震が発生すれば、その被害は高知県全県に及びます。本市に他市から避難してくる方も想定する必要があろうかと思います。しかしながら、現在は震災発生時における広域避難計画は策定されてないのが現状でございます。今年中には新しい想定での被害想定も公表される予定となっておりますが、新しい被害想定ができればその数値をもとにまずは現在の香美市の避難所でどれだけの避難者の受け入れが可能であるのかを検証する必要があります。そして、広域的な避難者につきましても、早急に県に対し広域避難計画の策定を求め、本市にどれだけの避難者が来るのかを想定してもらう必要があります。そして、想定される避難者を受け入れる施設がない場合には、施設をどうするのか、そしてその施設の運営はどうするのか、また広域避難者のための食料の備蓄はどうするのかといったより具体的な協議を進める必要があろうかというふうに思います。今議会に提案をしております議案第３８号、定住自立圏形成協定の一部変更についての中でも、南海地震対策の推進としまして圏域内の自治体が相互に連携し協力できるよう協議を進めると記されておりますが、協議を進めるためには広域避難計画の策定が必要であります。これについては香美市独自でできるものではなく、高知市、南国市、香南市といった隣接の町村と計画をつくっていく必要がございます。これにつきましてはやはり県が中心にやっていただく必要もあろうかと思いますので、今後県に対しましても計画の策定をですね早急に進めるように求めてい

きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　大体の流れはわかりました。県が広域の策定をした後でその協議の呼びかけですよね、そういったやつもあくまでも県が呼びかけるのを待って主導でやるのか。あとどっかの関連市町村ですね、このエリアに私が言った中広域、香美、香南、南国、高知市も多分含まれてくると思いますけど、そのエリアでだれかが声をかけて始めるのか。その辺の予定というか想定をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。先ほども申しました、恐らくこの定住自立圏形成協定の協定市町村、高知市、南国市、香南市、香美市、ここの連携になってくると思います。協議を進める上ではですね、この中の恐らく代表になろうと思います高知市の音頭になろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　はい。続きまして、通告の２番のほうへ移らせていただきます。

食料、燃料ほかの備蓄計画の再確認をということで、それの１番目でございます。

香美市の人口の何％が避難所に入る予定をしているのか。その人数に対しての食料備蓄は何日分用意できているのかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。お答えいたします。

これはですね、まだ新しい被害想定が出ていない関係で平成１８年に策定された高知県の被害想定の数値になりますが、本市では避難者数のピークとなる発災２日後の避難者数は８，２０４人、これは当時の国調の人口、平成１２年の国調の人口の２６．３％、これが想定されておるところでございます。

また、現在の備蓄食料につきましては、８万４，９６５食ございます。これを避難者数に３を乗じた数字で割りますと３．４５日分となります。なお、現在の備蓄食料には、アレルギーの対応食が含まれていないことから、平成２４年度の予算で１万５，０００食を購入すべく予算計上させていただいておりますが、これを加えますと４日分の備蓄ができる計算となります。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　はい。８，２０４人、平成１８年ということでちょっと資料も古いかと思いますが、これ香美市地域防災計画、２００８年度版ですよね、それに載っておる数字と。それに対して備蓄食料については若干備蓄が上積みされたということ

でございますが、この人数も時とともに随分変わっていくと思いますが、今最新で調べているのがいつぐらいに出る予定がありますでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。これはちょっと日にちは未定なんですが、国の中央防災会議の被害想定が出てからですね高知県の被害想定が新たに想定されると思います。その数値の中で示されてくるようになろうかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　はい。続きまして、２番のほうへ移ります。

一般家庭への非常食（緊急食）と一般備蓄食（中期間用保存食）の整理された考え方の浸透が必要と考える。そして、その具体的な内容を強力に告知するべきと思うが見解を問う。あわせて食料品以外の生活品の備蓄についても同様にすべきである。見解を問うという通告でございます。

これは各家庭の備蓄倉庫化とその強化をしようという提案かたがたの質問でございます。香美市においても民間事業者との応援協定は順次結ばれていっております。薬品、燃料、食料、飲料水、衣料、毛布等多くの協力を得るわけですが、応援分プラス現在の備蓄計画では、先ほどの答弁をいただきましたとおり緊急３日分を大きく超えることはできないと思われます。そこで、避難所向けの行政がある程度できる非常食と各家庭で蓄えている、耐えていける非常食を分けて考える必要があるのではないかと思っております。現状では全市民が避難所に殺到すれば避難所の運営がパンクします。各家庭で衣食住が何とかできる方は、避難所じゃなく各家庭で完結していただきたいはずであります。高知県の出した「南海地震に備えちょき」という冊子がありますが、それでも水、食料品は日常的に多く備蓄し、定期的に買いかえをして古くなったほうから順次使用しましょうとありますが、まさにこれが各家庭の備蓄倉庫化をねらった言葉でございますが、具体的な数量についてはここには記述はございません。それどころかいろいろな場面で３日以上という単語ですね、３という数字の単語が目立っております。例えば先の「備えちょき」でも別のエリアでは太字で「３日分以上の備蓄は必要」、県のほかのホームページのほかの部分でも、タイトルに「個人備蓄は最低３日分が必要です」、香美市のホームページの２次持ち出し品のところでも「最低３日分」という、３という数字が記述されておりまして、もちろん内容的には３日以上ということではございますが、各家庭の備蓄が３日程度あれば何とかなるというような勘違いをしてる方が多分全国的に多いんじゃないかと思います。

市内最大の備蓄倉庫は各家庭であり、そのストック分であると私は思っております。未調理で食べられる緊急食、最低３日プラス普通食に近い一般備蓄食、１から２週間以上とか、そういった大幅に日数をふやしたアナウンスをしていく必要があると思いますがいかがでしょうか。また、車の燃料は早目の給油とか、冬場であれば灯油をもう１缶

予備にとか、きめ細やかな提案を住民にしていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

ちなみに私の妻の実家が福島の原発から五、六十キロ離れた小さな町であります。その町では原発近くの市町村から避難してきた人がふえました。あわせて直後のパニック害が起こりまして、町の商店に飲料、食料品がなくなり、もちろん一般にガソリンも売っていないという状況になっておりました。内陸部に位置しておりまして、ひどいところでも半壊程度の町でありましたため避難所が設置はされていなかったようでございます。そこで困ったのがお年寄りで、ひどい買い物難民化したわけでございます。妻の両親はもう８０歳を超えておりましたので急遽手配して高知に呼び寄せましたが、そのエリアで商品、燃料が日常程度に戻ったのが１カ月ほどたってからでした。香美市はそれより決して条件がよいとは思っておりません。道も、応援物資が来る道も１本、２本しかないような状況であると思います。

あわせてちょっと仙台のほうの方の今回の地震に対する投稿がありましたのでこれもご紹介をさせていただきますと、「仙台在住の者です。３．１１の震災時、沿岸部の被害が大きかったせいか市内でも山沿いの地域は自衛隊や自治体からの救援物資が全く来ませんでした。水も電気もガスもとまりスーパーもやっていなかったので、自宅に備蓄しているもので過ごしました」。あとその投降した方が生きていくノウハウをいろいろ書いた後で最後のほうにですねまた、「避難所には災害時の食料の備蓄があると思いますが、それを利用できるのは避難所にいる方が優先です。自宅で待機（避難）の方は対象外なので、もらえる確率はかなり低いです。よく３日ぐらいで救援が来ると聞きますが、救援は来ませんよ」と、そういった方の投稿もございます。

今回の地震では被害の大きかったところばかりに目が行きがちですが、その周りのエリアにある市町村についても学び、それに備える必要があるんではないかと思いますがいかがでしょうか。今後は現在やっているところの耐震や地震発生直後の準備、対応にあわせまして、３日後から１カ月後ぐらいの中期間においての準備、対応の研究も必要になってくると思いますがご見解をお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。お答えいたします。

まず、利根議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。先ほど本市の備蓄食料につきまして答弁をさせていただきましたが、ストックされております食料につきましてはあくまで一時的な食料でありまして、長期間食べ続けるといったことは想定をしておりません。現在の計画では震災後３日程度で救援物資が届くとよく言われておりますが、高知県の地形を見てみますと北は四国山脈、南は太平洋に面し、道路網の寸断や港が被災することにより陸の孤島となることも考えられます。また、震災の被害が広域になればなるほど他県からの支援が届かないことが予想されまして、そうなれば長期間にわたり物資が不足することも覚悟しなければなりません。

そのような状況が懸念される中で、ご質問の家庭での備蓄は意義があるものと思います。一般の家庭でも生活物資につきましては一定期間のストックはあると思いますが、食料品につきましては農家を除くとそれほど多いストックはお持ちでないのが現状ではないかというふうに思います。今後本市の災害マップ等も被害想定の見直しを受けまして随時見直しをしていく必要があろうかと思いますが、その見直しの際にはですね生活物資や食料の個別備蓄等にも触れまして、各家庭でできるだけの備蓄をお願いしていくとともに広報の防災特集などでも取り上げていきたいなというふうに思っております。

また、高知県は食料の自給率も比較的高い県でもありまして、もしものときには食料につきましては、自給自足は十分可能であるとも思います。地域の中での自給自足の仕組みづくりや地域の集会所等に備蓄物資を分散するような取り組み、これは集落備蓄というふうに言うんでしょうかね、こんな言葉はないんですけれども、そういったこともですね今後検討していく必要もあるのではないかというふうに考えております。

それから、２つ目の第２エリアで学べる必要性っていうことでございますが、これもそのとおりだと思います。そういった市町村で物資の状況等を学ぶことは重要であると思います。自分たちがメディアを通じ得られる情報はごくわずかでございます。３．１１震災は被災地では大きな犠牲、大きな被害が発生した一方、これは言葉が適切ではないかもしれませんけれども反面国民が大きな経験をさせていただいたとも言えるのではないでしょうか。この震災で得た教訓は今後の対策に生かさなければなりません。担当課としましては、今後も情報収集を行い、来るべき南海地震に備えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　はい。大体のご答弁をいただきましたが、特に民間との応援協定の中でですねスーパーマーケット、大型のショッピングセンター等が入ってると思いますので、そういったところが、商品が避難所に行くとますますそれ以外の各家庭で耐えている方の生活がまた困窮するかもしれませんので、それもあわせて検討をしていただきたいと思います。

それと、香美市のホームページに載ってるということは、先ほども言いましたこの香美市地域防災計画、２００８年度版ですよね、それに、これをもとにいろんなことが動いていくと思いますので、これ自体にまた、市民に対して各家庭においても３日程度の食料を備蓄するように広報等により啓発するとありますので、こういった防災計画の本体の根幹の部分もあわせて検討していただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。防災計画につきましては、本年度見直し作業を進めております。現在のですね見直し後の数値につきましてもですね、現在の

３日分程度という表記になってきておると思います。これについては今後見直していく必要があろうかと思います。防災計画自体はですね、今年見直しが済んだらこれで終わりではなくて、今年度も新しい被害想定が出ればですね見直していく必要があります。内容につきましては、随時新しい情報をですね取り入れまして市民の防災対策に生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　次の質問へ移ってまいりたいと思います。

給食センター移転後の建物の利用について質問をいたします。

建物の現状を問うということで、何らかの機能を持たせるというか今後別の目的を持って使い続けようとするときにですね、現状のままそれなりに使えるのか、大規模な、大規模なという表現はどうなのか、大きな雨漏りがあったりとか大き目の改修、改善が必要な状況なのか、現在の建物の状況についてご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　利根議員のご質問にお答えいたします。

１点目につきまして、本施設は昭和５６年より使用されており３１年が経過しております。鉄骨平家建て、床面積は約１，３００平米あります。耐震診断は行っておりません。大きな修繕としましては、屋根のふきかえ、塗りかえがあります。平成２１年に見積もりでふきかえの費用が約１，２００万円、塗りかえ費用が約４９０万円となっております。なお、塗りかえだけをしても屋根の下地がかなり傷んでおりますので、塗装が二、三年で落ちてしまうとのことです。平成２１年度に雨漏りをしましたが、その部分だけ修繕をして維持をしております。また、鉄骨の土台のコンクリートを打った部分につきましても、以前の調査で腐食が進んでいることが確認をされております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　続きまして、設備の現状を問うということで、古い調理機器等があると思いますがそれをどう取り扱うか。例えば新施設で一部利用するのか、廃棄をしてしまうのか、とりあえず保存をするとかありますが、その辺をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。お答えをいたします。

２点目につきまして、平成１９年度に連続炊飯器システムを購入しており、これにつきましては新施設への移転を検討します。これはご飯を炊く機械のことです。その他大きな設備、煮炊きやあえ物をするための回転がま、それから焼き物、揚げ物用の連続フライヤー、それから冷蔵庫、冷凍庫等々、購入後１５年から３０年がもう経過しておりますので買いかえをする予定を考えております。買いかえた場合の調理機器等につきま

しては、廃棄処分になることが考えられます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　続きまして、３番の項目に移ってまいります。

何か建物の現状を聞いておりますとなかなか３番、４番の項目については質問をちょっとしづらいかなというところもありますが、現状で使えてる部分もあると思いますので一応提案かたがた質問させていただきます。

音楽施設としての利用はできないかということでございます。

ちなみに中で仕事をしている方に聞きますと、あくまでも中へ入ってる方の私見でありますので、全体を見てる方ではないのでちょっと見間違いというか勘違いもあるかもしれませんが、その方に聞きますとですね結構中は広いと。厨房機器も現状保存というか廃棄しなくても寄せられる状況にあるし、スペース的には問題ないよというようなことも言っておりました。

ということで、ある程度建物がもつという設定のもとに質問をいたします。

過去に３町村合併したときにですね、その当時の議会の開催場所を検討いたしました。そのときに公民館で行われている鏡野吹奏楽団の練習場などをこのエリアに持ってきて仮設建物でやったらどうかという案も出ておりました。今回の移転によりですねあいたスペースがあれば、仮設でなく専用の練習場として利用できるのではないでしょうか。もちろん他の音楽系の練習場としての同時利用も考えてできないか質問をいたします。これは最近どうかわかりませんけれども、鏡野吹奏楽団の練習日はほかの公民館の利用者の方がなかなか駐車場がいっぱいで置けなかったりとか、商工会の駐車場に置いたりとかいう事態が大分ありまして、駐車場の問題、あと音量の問題ですねほかの利用者との、あと吹奏楽団自体も練習のために楽器を移動したりとかいろいろ手間とかありますので、移転したほうが吹奏楽団にとっても公民館利用の他の団体にとってもお互いに利益があると思いますがいかがでしょうか。余り長期間の話ではないという前提でよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　３点目につきまして、給食施設移転が平成２５年度末の予定ですので、今後の利用内容につきましては、基本的にはまだ決まっておりません。ただ、今のご質問内容にありましたようにあの建物につきましては、給食設備、それから事務所等をとっぱらいますと基本的には平らですので、広い面積ができることは確かでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　未定ということはですね、多分給食センターの管理下から離れてどっかの、管財なのか、その時点で次の質問も出てきますが、倉庫として使われる

のやったら倉庫のそれぞれの管轄の課になるのかわかりませんが、そういったところの手順ですよね、一たん管財が預かって利用が決まったらほかの課へ行くのか、それまでにその何らかの方向があっていくのか。その辺のどういう担当に移っていくのか、想像というか通常の流れがわかりましたらよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　とりあえずお答えをしておきます。

４点目につきまして、耐震診断も行っておらず、あとどれくらい建物が維持できるかもわかりません。それからまた、屋根の修繕だけでも先ほどお答えいたしましたように相当の費用がかかります。この建物を何かに利用するために維持していくにはかなりの費用が必要になると考えられますので、有効利用には費用の面から考えないといけないと思います。それとまず、今後平成２５年度末までの間に、基本的には管財課が中心となって全庁的にその後の利用を考えることになると思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　現状で今後、近々かなりの修理という可能性、継続しての場合ですね大がかりな修理ということですが、現状の雨漏りっていうのはどうながでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　平成２１年度に雨漏りの修繕をして以後につきましては、現在のところありません。

○議長（西村芳成君）　　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　　はい。雨漏りがないということで、次の４番の質問に移っていけることになりましたので４番の質問へ移っていきたいと思います。

倉庫としての有効利用を考えてはどうかということのご提案かたがた質問でございます。

例えば備蓄倉庫としては新しい防災倉庫ができておりますが、ある程度物資というものは分散してあったほうがいいのではないかとかいう考え方もありますし、文化財保存倉庫としては、あそこは結構湿度が高いんで置ける物、置けない物がかなりいろいろ出てくると思いますが、そういった利用の方法もあるのではないかと。あと、そのほかの一般の倉庫としてはですね、例えばプラザ西の倉庫の、２階などに倉庫としてまだ物があるようでございますが、現実的にはあそこは屋根裏部屋でとても倉庫として使えるような状況やないのをスペースがない関係で倉庫として使ってるという認識を私は持っております。そのほかにも使いづらい倉庫がたくさんありますので、いろいろそういったことも考えられるのではないかと。で、倉庫のスペースは広いほど効率よく物が整理できます。現状で幾つかの倉庫に自分も入ったことがございますが、物がラックの高いところにあったりしてですね取り出し、重量物になれば取り出しもしにくいと、女性職員

なんか特にですね。あと落下して危険でもあるんじゃないかということでございます。

そこで、香美市の全体的な倉庫整備の計画の中でですねこの施設を有効に利用していく必要があると思いますがいかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　お答えをいたします。

３点目の答えとも重なってくると思いますが、まず費用の面から考えないと次へ進めないというふうに理解しております。

○議長（西村芳成君）　４番、利根健二君。

○４番（利根健二君）　はい。倉庫として使う費用がどれほどという試算もあわせましてですね、多分その一度管財へ移ってから管財のほうとほかの部署、防災を置きたかったら防災対策課とかいろんなところになると思いますので、それを一度また管財へ移ってからのそっちで質問してくれというような、とらえてよろしいのでしょうかね。

○議長（西村芳成君）　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　お答えのとおりになると思います。

（笑い声あり）

○４番（利根健二君）　以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　はい。利根健二君の質問が終わりました。

次に、１９番、前田泰祐君。

○１９番（前田泰祐君）　１９番、前田でございます。

本質問は、鏡野中学校での取り組み状況ということ、中学校における学校教育と地域と連携し、橋渡し役としての副校長を置くことについてはどうかということについてお伺いをするものであります。

このことにつきましては、初日の市長の施政方針にもありまして、学力向上と教育支援の充実を重点施策とすると言われておりますし、また、私がこの質問の通告をした後でございましたけれども広報が配布をされたわけでございまして、その中にも「わがまちの教育」と題し、さまざまな授業に対する点検、評価ということで記載をされたところでありまして一定理解をしておるところでございますのでですね、私の今回の質問がなんか的を射ないような質問になるかとも思いますけれども、最初に申し上げておきますけれども、したがいまして、この通告をしておらない質問もあろうかというふうに…。

（笑い声あり）

○１９番（前田泰祐君）　この文言の中に入ってこようかと思いますけれども、答えられない範囲はね、結構でございます。許される範囲でご答弁をいただけたらというふうに思いますでよろしくお願いをまず申し上げておきます。

それと、合併後の平成１９年、１次振興計画で小中学校適正規模について検討をしていくとされておりまして、香美市の小学校適正規模検討委員会の提言書をもとに平成２４年、後期振興計画がございました。その中ではいよいよ再編計画を策定するというふ

うになっておりまして、統合問題等々早急に議論もしなければいけないというような事情も発生をいたしましたことから次の点をお伺いするものであります。

まず、１点目でありますけれども昨年１１月、鏡野中学校の今後の取り組みについて教育長より説明をいただきました。その中では最初に教育集団にも問題があるということも言われまして、道徳心や正義感を持ち、いけないことはいけないことと言える集団や安心して自分の思いを語り合えることができる集団を育てることが全教員に課せられた最も重要な課題であると共通認識をして、一致団結をした取り組みをしていく決意だということをお聞きをいたしまして大変感動もしたことでございました。

そこでお伺いをするわけですが、その折に教育委員会から学校長への７点にわたる指示をされておったこともお聞きをいたしました。その中には保護者への情報発信の増加とか授業参観の回数をふやすとかいうことが示されておったわけでありますけれども、せんだってのこの広報にも教育方針をもとにした取り組みについて自己点検・評価報告書が記載されておりまして、評価委員からは高い評価をいただいておった、受けていたということはわかっておりまして、けれどもですね、教育長といたしまして今度どういうふうな取り組みをしていくのか。ある程度わかっておりますけれども、重要な取り組みをされようとしてることがございましたら見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君）　前田議員さんのご質問にお答えをいたします。

教育委員会としての方針、対応というふうなことですけれども、鏡野中学校の経営に対しましてはどうしても、ごめんなさい、鏡野中学校の経営に対しましては、まず、１つは、学校運営組織の機能的な取り組みというふうなことを１つ思っています。それから、学校長と管理職のリーダーシップというふうなことを思っています。そのあたりを中心に今後は教育行政としては力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　１９番、前田泰祐君。

○１９番（前田泰祐君）　はい。運営組織の取り組みということでありますので、これはまた私ちょっとダブりますので２点目になりますが、組織ということに対しては非常に重要な組織じゃと、必要と思われる組織が私あろうと思うんですが、そのことについて後でお話をすることにいたします。

ほんで、先ほど申しましたように広報でもすっかり拝見をさせていただいたし、評価についてもわかりましたし、それからまた組織づくりをするということでございますので、後で出てきますのでですね、そのことはよろしくお願い申し上げておきます。

次のでありますが、ＰＴＡや地域の提案に対する現場の対応はどうかということでありますけれども、１点目と同じようなことになろうかと思いますが、地域のこのさまざまな分野、ＰＴＡからも提案、苦情等あるかと思います。と申しますのも私のところにも何件かの問い合わせもあり、要望めいたものも届いております。私どもの立場としましてですねどう対応すればえいのか、行動すればえいのかっていうことが大変苦慮され

るところであります。さぞかし行政のほうにもですねたくさんの苦情等々寄せられていることと思うわけであります。

そんな中でありますが、振興計画では地域住民と連携をして充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進するというふうにしております。また、今定例会においても不登校生徒への支援の充実を図るため支援員の増員やスクールカウンセラーを活用し、ふれんどるーむ支援等々の、ふれんどるーむ支援事業ですね、の等々のですね提案がされたところでありまして、今後はそういったことを住民の方から問い合わせがあったときにも私もある一定説明ができるかなというふうに思ってるところでございます。

そこで質問でありますが、通告してありますように地域、ＰＴＡからの提案等々につきましてはですね許される範囲、どのような提案があるのか、それにどう対処されておられるのかということをお聞きをしたいと思うところであります。

また、先ほど申しましたが振興計画でですね地域住民と連携して充実した教育活動を展開できるというふうなことを申しておられますが、まさに今重要な課題、計画ということを、今組織づくりということを言われましたが、この中にですね開かれた学校づくりいうことが出ておりました。地域ぐるみの地域の教育の推進につながっていくと、学校づくり推進委員会、協議会と言うんですかね、委員会といいますか、と思うわけでありますが、この我が学校でもこの推進委員会が年に３回ぐらい開かれておるわけですが、その会合では学校側より教育目標、基本方針として運営方針ですね、そしてまた重点目標、目指す子ども像、また目指す教育像ですね、等々具体的な取り組みが示され、忌憚のない意見交換会、情報交換をする場として大変意義のある会合となっております。

しかし、この当市の、これは詳細に質問状に示しておりませんので答弁がなければ、難しければそれでも結構でありますけれども、当市の４中学校内には３中学校が開かれた学校づくりというものが、の組織ができております。鏡野中学校だけだというふうにお伺いしておるわけですが、どういうわけでこの現在中断をしているのかということがわからないわけでありますけれどもですね、この非常に重要な学校の現状等を話し合ったりですね大変なくてはならない組織ではなかろうかというふうに思うわけですが、この点を構わなければお願いします。

○議長（西村芳成君）　ちょっと休憩します。

（午前１１時４３分　休憩）

（午前１１時４３分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　ご質問にお答えをいたします。

鏡野中学校では、地域やＰＴＡからさまざまな提案をいただいて学校の取り組みに取り入れております。２学期の終わりぐらいから３学期にかけての主な取り組みを６点お話ししたいというふうに思います。まず、１つは、学年ＰＴＡや学級ＰＴＡの会を以前

よりは多く開催をしておりまして、保護者との意見交換を行っています。学年行事も積極的に学校のほうからご案内をするようになっています。２つ目は、学校からの通信をふやしています。学級の問題を保護者に伝えて協力要請をしたり生徒の頑張りを伝えるようにしています。３つ目は、３学期からは金曜日の朝読書の時間に保護者ボランティアによる図書の読み聞かせを行っていただいています。読み聞かせを中学校でどうかというふうなこともありましたけれど、実際してみると全学年が集中して聞けている大変いい取り組みになっています。４点目ですが、生徒会執行部が鏡野あったかプロジェクトとしてあいさつ運動と清掃活動に積極的に取り組み始めています。あいさつ運動を地域に広げたいという思いと地域の方に鏡野中学校を応援してもらいたいという思いから、生徒たちは「笑顔がいちばん」というテーマソングを作詞作曲いたしました。現在この曲のＣＤ化に取り組んでいます。現在校門でこの曲を流しながらあいさつ運動に取り組んでおりまして、町全体に広げていきたいという意気込みで活動をしています。また、山田高校生徒会の協力を得てあいさつ運動のマスコットの製作にも取り組んでいます。５点目ですが、３年生は進路実現を目指してほとんど毎日放課後補習を行っています。他の学年も補習を行っています。現在は後期選抜を目指している生徒が、３年生の生徒が真剣に学習をしているところです。６点目ですが、来年度の新入生を迎えるに当たって小中学校の引き継ぎに力を入れています。２月には中学校の教員が小学校６年生の様子を見にいかせていただいて、連携した指導を行うことができるように努力をしているところです。

以上のような主な取り組みがございますが、一刻も早く本来の明るく力強い鏡野中学校になるように全力で取り組んでおりますし、行政としてもこれを応援していきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君）　　１９番、前田泰祐君。

○１９番（前田泰祐君）　　はい。ありがとうございました。ある一定安心をしたところでございます。取り組みについてですねお聞かせをいただいておりますので、これからいろんなその統合の話、議論をしていく中でですね、私もこういったことだよということがはっきり自信を持って言えるわけですから、まことに何度か議長にも怒られましたけど、申しわけございませんけど、ありがとうございました。

次に、私もう１点、これは通告をしてありますのでしっかりと申し上げますけれども、地域、企業、行政からですね選任をした、なんか教育との、その学校現場とのかけ橋、橋渡しとして鏡野中学校に副校長を置いてはどうかという質問であります。

この副校長ということにつきましてはですね、私の聞いたところによりますと２００７年の６月に改正された学校教育法によって校長と教頭の間に置くことができるようになった管理職であるということで、校長を助け、命を受けて校務をつかさどることができるのがその職務とされておると聞いております。いずれにいたしましても私は、この副校長を置くことによりましてですね学校外の考えというものがですね、その考えを集

約した人物が学校内で働くことによって現場への影響力は大きなものがあるんじゃないかということと、子どもたちが、不登校の子もおります、いろいろおりますけれどもよい方向にですね、学校に対するこの視線というもんも変わってくるんじゃないかなというふうに考えるところでありますが見解をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　前田議員さんのご質問にお答えをいたします。

副校長についてでございますけれども、県のほうでは現在副校長が県立学校のほうに配置をされています。公立の小中学校には県からの配置がまだないということで、こういうふうな制度があればまた活用もしていきたいというふうには思っているところです。

鏡野中学校に関しましては、県から配置された教員で主に行っていますので、管理職の体制を校長１人、教頭１人、それに平成２３年度からこれは管理職という位置づけではありませんけれど教務主任を統括する、教頭先生を補佐するというふうな位置づけのところに主幹教諭を１名配置していただいています。学校全体の運営を校長、教頭、主幹教諭で行うという体制をとって、現在組織的には一応こう充実した人員配置というふうなことでいっているところです。ただ、先ほどおっしゃられたお話のように外部の方が学校の中に入ってきて新しい風を吹かすということはとても大事なことです。この副校長については、配置を今のところ考えてはいないんですけれども、外からの新たな人というふうなことで特別支援教育の支援員を市教委としては何人か配置をしています。この方たちが子どもを支援しながら学校全体のことも考えてくれるというふうなことがあって、支援員という形ですけど平成２３年度は一応３人と半分というか午前中だけという、そういうふうな位置づけを、県から１人、市から２人と２分の１というか、ぐらいの配置を入れているところです。

○議長（西村芳成君）　　１９番、前田泰祐君。

○１９番（前田泰祐君）　　副校長にということで、支援員を入れておるということで、ある一定私の言うことと大体似てるかなとは思いますけれども、私はこの副校長というのは、聞くところによると学校の判断でですね置くこともできるというふうなこともお聞きをしておりますし、またその教頭は２人いることもよく私も知っておりますけれども、教頭というのは教輸でありますからですね、違った視点で学校運営というものに携われるんじゃないかなというふうに考えるところです。どうぞまた考えていただくようにお願いを、お願いをしちゃあいかんけれどもそういうことの意見を添えまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　　前田泰祐君の質問が終わりました。

昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時５３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（西村芳成君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。３番、山﨑眞幹でございます。議長の許可を得ましたので通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずですね、今議会前に香美市市勢要覧、新しくできたこの香美市市勢要覧というのが配布されまして、これはですね市長の市勢要覧についてという、この諸般の報告、提案説明の中でもですね「香美市発足から５年が経過し、本市の行政拠点が一新したことに伴い、香美市市勢要覧を改訂をしました。新たな香美市を対外的にアピールするため、教育、福祉、産業などの各分野を紹介し、本市の現況やセールスポイント、将来ビジョンなどをまとめており、県内外の自治体へ配布するほか、議会や来市者に対する資料、また職員が出張する際の資料として活用してまいります」ということで紹介をされたもんでございます。これはですね、前回は「ココロカオルまち　香美市」と、これ今回は「Ｋａｍｉ　Ｇｒｅｅｎ　Ｓｔｏｒｙ」ね、いいですよ（資料を示しながら説明）。タイトルは別、タイトルはちょっと別なんですけど中身がですね、僕ね本当にすばらしいなと思って感心をしました。何よりもやっぱりすばらしいのが１ページ目、これ書いてあることもいいんですよ、「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す。新しく完成した庁舎は、これからのまちづくりを示唆しています。南側に設けられたボードウォークと長椅子も、その１つです。未来の街を考え、創り上げていくのは、いつも意志ある住民です。人が集い、語らう。住民が中心となって、街が成長していく。その出発点となる場所の１つが、ここです。人が集う「居心地のいい場所」が多いほど、その街は「居心地のいい街」になることでしょう」これはね、よう簡単に言うたなと思うて、なかなかこうは言えないんで自分もちょっと見習わないかんかなと思いながら見たものです。これが実は今回の質問のスタートであり終着点であると私は考えまして質問をさせていただきます。

やはりこの町が「居心地のいい場所」、「居心地のいい街」となるためには、やっぱりそれに向かっての指針と努力が当然必要で、そのためには意思ある住民の意見や提案をもととした微調整、ＰＤＣＡ、そしてマイナーチェンジとも言いますけれども、が必要だというふうに考えております。

そこでまず、通告しております組織と施設の微調整でございますけれども、新庁舎には意思のある住民の意見をと意見箱というものが設置をされております。そこでまず、これまでに寄せられた意見の総数と、それらの意見を組織ですね、事務内容についてなのか対応についてなのか、組織について、また施設についてなのか、そしてその他もろもろあると思いますので、ざっくり割るとですねどのような割合で寄せられているのかをお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君）　　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　　山﨑眞幹議員の組織と施設の微調整の問題の意見箱に寄

せられた意見の総数についてお答えいたします。

香美市となった平成１８年３月から現在までに意見箱に寄せられたご意見の総数は、９６です。９６です、はい。事務内容や対応等の組織に関するものが５６件で約５８％、施設に関するものが２１件で約２２％、その他が１９件で約２０％となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　はい。そうですか。いや、９６件、ちょっとこれも言い方が悪かったかもしれません。新しい施設になってからというイメージが自分はあったんで、平成１９年からと言われてああ、それぐらいなのかなということで思いました。

それは別として、その意見が寄せられますよね、それというのはどのようなルートでこう処理されていくのかなということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　はい。お答えいたします。

平成２３年度、新庁舎になってから、平成２３年度ですけれども、それの件数でしたら３６件です。内容としたら組織が１７件、施設関係が１４件、その他が５件となっております。

寄せられたご意見は、まず総務課長、そして副市長、市長と順番に内容の確認をし、内容ごとに処理をしております。処理の仕方といたしましては、関係課長にコピーを渡し改善できることはしていただく、課長会を通じて全職員に周知する必要があるものは周知をいたして改善を求める、内容を調査して報告書の提出を求めるといったことが主な処理の仕方です。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　それでですね、新庁舎になって３６件というふうなことですけれども、その寄せられた意見によって何か、どっか少しマイナーチェンジしたようなことがありましたらお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君）　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　はい。平成２３年度に限って申し上げれば改善したと言えるものは３件しかございません。１つはですね、議会中継の音量調節についての要望がございました。これは可能な限り議会事務局のほうで対応してくれております。そして、職員の駐輪場以外への駐輪についてというご指摘がありまして、これも担当課の指導によって改善をしております。そして、確定申告についてホームページへの掲載をしていただきたいという要望につきまして、それも次の日にホームページへの掲載をしております。あとはですね職員のその住民対応ですか、住民対応に対するやはり苦情であるとかご意見とかいうものが実はかなり多く寄せられております。その１７件の組織のうちの８件はその職員の対応についてのものです。中には２件ほど評価していただいて、いい評価をいただいたものもございますけれども、あとは苦言を呈するものであるとか

意見というものが主なものでございまして、そういったものについては課長会等で周知をしておりますので、そこについてもやや改善はしているというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。わかりました。そうですね、やっぱりそのような流れの中でしっかりとですね寄せられた意見については対応していただきたいと思いますが、ひょっとですよね、その寄せられた意見についてどこかこういうことはこうしましたというふうな、パブコメなんかでありますよね、そういうところでこう、この件についてはこういう処置をしましたということがどっかで発表されるような場所があるか、もしくはそういう今後も含めてお気持ちがあるかどうかだけ１点ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　　はい。お答えいたします。

過去にはですね要望等について、担当のほうで広報紙で回答をしたというのもございます。ものによってはそういうことも必要になってこようと思います。そして、中にはですね、これはほとんどが苦情というところですけれども、そこにははっきりとご意見を寄せられた方のご住所、お名前、電話番号であったりとかいうことが書かれておることがありますので、そういうふうに書かれておるの割とですね内容としては重要な内容で改善をしなければならないし、こちらも調査をしてお答えをしなければ、内容というのがあります。それについてはすぐに調査をして報告書を得てですね、そして必要なものにはご本人のほうに文書、電話とか、その時々に応じてですね回答をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。臨機応変に適宜な対応をされてると思いますので、またどうぞそのような対応で。場合によってはね、今後新しくなるホームページなんかでもこういう意見は多分求めると思いますので、そのときはまた新たな対応も考えていただければというように思います。

じゃあ続きまして、ということは次はちょっと私の意見も含めてですね、リサーチも含めてのその施設についての微調整についての質問ですけれども、今その総務課長のほうからはそのことがなかったんで、この意見は多分寄せられてないのじゃないかなということでお尋ねもするわけですけれども、まずですね、１階のカウンターの高さなんですけれども、実際自分も行ってみてちょっと高いわけですよね。これは２階、３階、２階から４階までのカウンターというのは同じもう高さになってますのであれは使いやすいかなということで、けど、それについての意見もないようでしたら私だけが使いにくのかなという気もするわけですがその点について。私は同じにするほうがいいと思うの

ですけれども見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　山﨑眞幹議員のご質問にお答えします。

１階のカウンターは、２階以上のカウンターと比べまして５センチだけ高いんです。これは１階の課が窓口業務を主としている課でございますので、窓口でですねお客様と応対するときに立って応対することを想定しておりまして、その応対するときにパソコンを見ながら応対したほうが業務が早くできるということで、あのハイカウンターの底にはですねディスプレーを、パソコンのディスプレーを内蔵しているんです。それも通常の置き方であればですね入り切らんもんですから、机の部分から１０センチぐらい下げまして溝を掘ってその中にディスプレーを置いて、それで５センチだけ、どうしてもその１００センチでいかなかったのは、どうしても５センチだけおさまり切らんかったのであの形になったと、こういうその理由がございます。ほんで、そういうこともございましてカウンターはほかの階より高いんですけれども、１階のそれぞれの課等ではですねお客様もご様子とか状態に合わせまして、ハイカウンターではなくってすぐ近くにローカウンターもございますのでお座りいただくローカウンターのほうにお客様をご案内していると、こういうような対応をしながらですね事務をさせていただいていると、こういうことでございます。２階以上はですね、その証明事務とかいうことがほとんどないもんですから全部１００センチのハイカウンターで統一していると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　なるほど大変よくわかりました。ということで５センチだけ高いと。将来的にディスプレーを変えるやいうことはないかもしれませんけれども隣にあるということなのでね、僕もそれはよくわかってますけれども理由がわかりましたので。

それでは、２番目の質問ですけれども総合案内ですね、いつもは入って、入り口入って右側のちょっと奥のほうでね、なかなか皆さん案内を見つけるのもちょっと大変じゃないんですけども、確定申告始まりまして案内ちょっと寒いのかなと思いながらも見まして正面に来ましてですね、あっ、これはいいなというふうに本当に素直に思いました。ああいうふうにわざとフレキシブルにですね使えるようにつくられてるんだなというふうには納得もしましたけれどもですね、確定申告終わっても、いまだなおやっぱりできるだけ現在のように入り口に近い場所のほうが来られる方にとっては便利がえいのかなというふうに思いますので、そのような対応についてですね、あれが終わったらまたもとの位置に戻るのかということも含めてですね見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　はい。正面の入り口入ったところは、市民ホールという

建前になっております。この庁舎を建設する際にですね市民ホールもつくろうと、市民と共有する場所をつくろうということで、１階のあの部分を事務スペースではなくって市民ホールというたてりで空間をわざわざつくった経緯がございます。で、そこで市民ホールでじゃあ何をするのかと言いましたら、今現在はその納税相談なんかに利用していただいてるんですけれども、各種団体、市民の方等のですね工芸品とか写真とか、そういう展示なんかもするということで市民ホールをつくっております。そういう市民との交流の場を提供するという、そういうことがありますので、正面のエントランス入ったところは広くあけているというのはそういう理由がございます。ほんで、その関係で今までも写真等の展示も行ってきました。三嶺のシカの食害の写真とかですね、それからまたこの近くの里山でとれた木を使ったスプーンの展示とかそういう展示もんもしてきたことがございます。今後もそういう形で市民の方にご利用いただければというふうに思います。それからまた、寄贈を受けました、市民ホールには入ってすぐ左手なんですけれども中田浩嗣氏のですね造形作品も展示しております。市民ホールですのでそういう美術品もですね、ちょうど寄贈していただいたもんですからあそこに展示させていただいているというようなところもございます。

そういう関係もございまして総合案内というのは、位置をどこにするのかといったときに入っていただいた正面は市民ホールなのでちょっと外れて右手にですね、入っていただいて右手、西側なのですけれどもそこに総合案内を配置させていただいたと、こういうことでございます。ただ、市民ホールの全体の利用の仕方によっては、臨機応変に受付の場所をですね変えるというところはしていきたいというふうに思いますけれども、ただ、１点残念なのは１階がですねフリーアクセスにはなっておりません。フローリングを敷いてるもんですからある一定の場所からでしかそのネットの口がないんです。それと電話線とか、それからコンセントとか、フリーアクセスであればどっからでも出すことができるんですけれども、そういう形になってませんので今ああいうふうになってますけれども、お気づきのように線をテープで張ってですね隠しながらつまずかないようにご注意いただいて使っていただきゆうと、そういうようなことになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　はい。なかなか丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

フリーアクセスであればということですけれど、市民ホールも使わないときもあります。それから、先ほど言われましたけどホールのサイズもね、ホールとして使うサイズもいろいろありますので、ホールの入り口としての総合案内、市民とのその接点ということを考えるとできるだけ近い位置ということでございますので、なおまた常にそのことを頭の中に入れて対応していただければなというふうに思います。

それと、じゃあ３点目に移りますけれども通路を挟んだですね、皆さん入られてわか

りますけれども南側ね、見通せるんであれですけど北側が柱で奥が見えないということでですね、前にも説明はその件は受けました。いろんな意味でその見た目とかね、いうようなことでできるだけそういうごちゃごちゃしないように、ちょっと言い方は違うかもしれませんけれどもそういうことも配慮してですね、わざとというかわざわざそこにはそうしなくて、ほかにもそういう案内板があるのでそれで対応、総合案内も含めて対応というようなお話を聞いたような気もしますけれども、やはりそれはそうとしても案内板があったほうがいいのかなと思います。実際トイレの案内なんかはこう出ていますしね。というふうに思いますけれども、その件についての見解を伺いたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　はい。この庁舎ではですね、お客様につきましては東側の階段から事務室のほうにお入りいただくと、ご利用いただくというふうに想定してつくっております。その関係でご指摘のとおりですね東側から来ますと北側の課等は近くまで来ないと遠目ではわからないよというのは事実そうなんですけれども、案内板は確かに見えにくいんですけれども近くに来れば見えるよというところもございます。それからまた、エレベーターを利用されるお客様につきましてはエレベーター前に、それからまた、階段を上がってこられた方につきましては階段の上り口の左手に課の配置板もこしらえております。ほんで、そういうような形でですねサインはこう極力こう小っちゃくして、物すごく大きなサインではなくて、小ぶりなサインなんですけれどもスマートにというのがこの庁舎のコンセプトにはなっております。そういう関係で天井からですね、各課の配置の課の書いた案内板を天井から垂らかすとかいうこともしておりません。それほど大きくない庁舎でございますので、しかもその設計が事務所を中央にそろえてます。中央にそろえて、どっかしこに各部屋が散らばっていてわかりづらいとかいうことではなくって、事務所っていうのは建物の中心にあるというふうな設計になっておりまして、近くへ来ればわかりますし、またできるだけ職員にも気軽に声もかけていただいて案内もさせていただくというようなコンセプトでですねつくっておりますので、若干サインが小っちゃいと、見えづらいというご不満はですね承知しておりますけれども、現在のところこういう形でご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　設置者のコンセプトというのはですねそれなりに理解はしますけれども、利用者の利便というのもやっぱり必要ではなかろうかと。そして、ユニバーサルデザインとかね、だれにも使いやすい、見やすい、わかりやすいというのはどこの自治体にとってもですね大きな課題だというふうに思いますのでぜひ時期が来ればまた検討いただきますようにお願いをしたいと思います。

次です。

昔からですね役場っていうのは時を告げるということが多分大きな一つの役目ではな

かったのかなというふうに考えます。それで、この役場、本当にこれ、この「ＫａｍｉＧｒｅｅｎ　Ｓｔｏｒｙ」、またこれになりますけどね、最後のところに庁舎の写真があるわけです（資料を示しながら説明）。これね時計が欲しいなあと、外から見て。皆さんね時計も持ってます、携帯電話も持ってます。でもね、やっぱり何かのとき、起きたときにはね、ひょっとこう見て今何時やろうというのが、これは一つの昔からお上というものが時の鐘をついてた時代からねそういうことはあると思うんですよ。それでぜひですね、これ県道に面した掲揚のポールのところでも、あそこが一番見やすいのかなというふうに思いますけど時計、基金９億円ぐらいまだ余ってます。時計、どうでしょうかね、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　はい。全然想定してなかったご提案ありがとうございます。

庁舎建設時点ではですね時計、外に時計を云々ということは検討課題にも上っておりませんでした。でき上がってみたら時計が欲しいよというご提案なんですけれども、現時点では時計の設置の予定はないんですけれども、その、そういう市民の方のご要望が多ければ、それはまた内部で検討する案のことについてはやぶさかではないというふうに考えます。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。時計は実際５階ね、のところもいろんなとこに、その委員会室も含めて、つくりつけのという意味ですけど時計がなくていろいろ工夫もしたところがあります。やっぱりそういうものがあればなと思います。検討も要望があればね、していただけるということなんで、ちょっと調子に乗って時計の１つの提案ですけれども言ってみたいと思いますが、やはりですね、このすばらしい庁舎ができまして、この庁舎に「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す」というための時計を使ったすばらしい提案というか、１つの考え方がありますのでぜひちょっと考えてみてください。

はりまや橋ね、はりまや橋にこうシャンシャンシャンと時を告げるカリヨン時計があるんですね。あれを見るとですね、あの時間になると皆さん集まってくるんですよ。ということはやっぱり香美市はやなせうさぎですね。アンパンマンというとですね、ちょっと今ハードルが高いんで、やなせうさぎがシャンシャンじゃないけどぴょんと出てきて香美市の１３のキャラクターを紹介する、しながら時を告げるというふうなカリヨン時計ができればまさにですね、これ庁舎そのものが新たな観光拠点となってですね、この香美市のこのすばらしいこれから皆さんに配る「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す」、そのきっかけの大きなものになると思いますからぜひ検討を、そのときになればですね、要望があれば時計のときにですね検討いただければというふうに思いますが、重ねて今の意見に対して何かありましたら。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君）　　はい。ご要望の趣旨はよくわかりました。そういううねりがですね大きくなればですね、真摯に検討さしていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　続きまして、次の質問ですけれども、これはですね新庁舎に合わせてもうその組織編制についてはですね事前に案についてというようなペーパーをいただきまして、その中でもですね求められる機能を重視しながら、住民サービスの観点からワンストップサービス化への対応であるとか効率的かつ合理的な組織運営の追及をすること。そして適正規模への集約、業務間の調整と管理機能の向上について、職務分担のあり方とたくさんの課題を持ちながら本当に意欲的に僕は取り組まれたというふうに思っています。１年が過ぎましてやはり微調整、ＰＤＣＡの時期が来たのかなというふうに思いますので、意見については、さっきお聞きしたら対応のことがねなんか主で中身でのうが悪いとかいうふうなことでは妙になかったようにもお聞きしましたが、そういうふうに意見箱から寄せられた、その他お電話とかですねいろんな寄せられた外部評価があると思います。そして、実際皆さんがその場でそういう仕組みで働いてみてよかったこと、もうちょっとここ改善したほうがいいんじゃないかなというふうなこともですね内部でいろいろと出てることと思います。それを含めてですね今後の展望についてお尋ねをしております。政策企画財政課、そしてまちづくり推進課、産業振興課についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　山﨑眞幹議員の組織と施設の微調整のうち⑤の組織再編に係るご質問にお答えをいたします。

外部評価につきましては、意見箱等については入っておったかどうかということを総務課長にお聞きしましたらなかったということなんで、内部でどう見てるかという部分については、組織再編について所管をしております私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

組織再編は昨年４月１日付でしたけれども、実際の起動は新庁舎移転後の５月からということでほぼ１０カ月を経過したわけですけれども、現段階での内部評価を踏まえて来年度に向けての展望はということですけれども、組織再編に当たっては、当初から申し上げてきたとおり、先ほど山﨑眞幹議員から読み上げられたとおりでございますけども、そのことにつきましてもやはりその完全、完璧なものではないということは最初から申し上げてきたとおりですが、これまでの経過と、それから将来考察からの一つのベターなあり方であると考えて今の組織再編をしてきたものでございます。やはりこの組織っていうものは試行錯誤をしながらずっとこう繰り返し繰り返し練り直していかれるということになるわけですが、現段階の組織再編につきましても時間的な結果も十分ではありませんし、また内部的には置かれる状況に変化を来すわけですから、職員にとり

ましてももろ手を挙げて賛成という部署ばかりではないと承知をしておりますけれども、今も言いましたようにいつのときも大なり小なりそうしたことがあったわけですのでそのことを除いた意味合いでお答えになりますけれども、総合的に見てご理解の、市民の皆さんのご理解の中で適正に業務が遂行されておるというふうに判断をしております。事務量であるとか職員数であるとか大きいことをもって大変だということはあるとは思いますけれども、市としての事務事業の現状はどうかということから見ますと、事務量や職員数の規模によってですね業務遂行度が左右されるというものではないというふうに考えております。

今回の組織再編については、例えばここに３つほど出ておりますけれども、私の課ですけれども、当初予算に伴う資料にしましても、主な事業の整理の仕方として今回振興計画の基本目標６項目を軸として整理をさせていただきました。これは振興計画とそれから財政計画を一つの部署で取り扱うことのマネジメントの結果だというふうに思っております。もとより当然のことであるとのご指摘はあるかと思いますけれども、この是非はともかくといたしまして組織の宿命としましては、これまでも縦割りの中ではなかなか思うに任せないことがあるわけでして、こうしたことへの改善策としては一定の効果が私の課を見る限りあったんではないかというふうに認識をしておるところでございます。

また、産業振興課につきましても、私なりの受けとめ方ではありますけれども、例えば県の産業振興計画への対応にいたしましても従前は３課対応、３つの課の課長が対応してきておったわけですけどもそれなりの負担があったと、これは受ける県の側にしてもそうだということが言えますけども現在は１課長対応となっておりまして、県との調整においても要する時間も相当軽減されたと感じております。

また、まちづくり推進課にしましても、隣の課ですので住民との対応についても様子がうかがえるのですけれども、ワンストップの効果についてもあると見ております。

総体としてあちこち振り回される、いわゆるたらい回しについてはどうなのかということからすると、そういうのはなかなか従前ご批判もいただいてきた経過がありますけども、今回は心配しておりましたその投書箱にも入ってなかったということで、それなりの部分、それぞれの業務の部内連携というものも一つはうまくいっているんじゃないかというふうに見ております。職員同士の受けとめ方含めてさまざまあると思いますけれども、少なくともそういった批判は今のところ受けてないという部分では評価に耐え得る組織再編になっておるんじゃないかというふうに考えております。再編後はどうしてもしっくりしたものになるためには時間を要すると思いますので、現時点での多少の課題があるにしても来年度に向けて急激に改編をしなければならない段階であるとは考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。やっぱり時間が必要であるということについては、私も大いに理解します。本来はね各課ごとに本当はいただきたかったわけですけれども、そういうわけにもいかんろうということで右代表で答弁をいただきました。ぜひですね、ここにも書かれてますように組織もまた生きものでありと、完璧と絶対の道を創造することはなかなかと。常にやっぱり微調整をしながらね、外の意見も聞きながら、内部の意見を聞きながらの微調整をよろしく、微調整という方向でですね進めていただければというふうに思います。

じゃあ続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次はですね、今はその組織といわゆる施設というものの微調整についてでしたけれども、やはりその市民全体のこれからの生き方というか、にもかかわりますその政策と施策についての微調整についての質問を少しさせていただきたいと思います。

これはですね合併１０年後、いわゆるその１０年間のまちづくりの方向性を示しました第１次の香美市振興計画の後期計画が策定されまして、経過については議員協議会のほうでもね、どういう経過でということでありました。１９５項目にわたる施策の内容について本当に担当課を含めまして関係者の熱心な協議によりまして、いわゆる、やはり常にこれに戻るわけですけれども「居心地のいい街」となるためのその微調整がですね、数値とか呼称等現状に合わせるというふうなことも含めまして修正が行われました。やはり修正が行われた以上、すべての項目にわたってですね今後５年間での達成に向けたそれぞれの施策の速やかな推進というものが求められるということでありますけれども、その中でも特にですね取り組む優先度や重要性が高いという、考えられる幾つかの事柄についてですね順次お尋ねをしたいと思います。

この市街化、１点目ですけれども、市街化調整区域内の規制緩和に関してはですね、かつてこれまでずっと同僚議員においても、私もたびたびですね、１２月でもそうでしたけどもさまざまな視点、観点からの検討を要請をしてまいりました。そして、その中で今回ですね「市街化調整区域内の規制緩和を検討します」という言葉を書き込んでいただきました。しかしですね、これ言葉を書き込んでも都市計画法上のさまざまなその縛りというのは変わらないわけで、すぐ実行っちゅうことにはならないということは、私自身も同僚議員も皆さんも十二分にも承知をしているわけです。ですから、従来からの説明のとおり、やはりその個別案件に対して、出てきた案件でできる対応をしていくということが規制緩和の検討であるというふうな言い方も、それはそれで私は一定あるというふうに思ってます。ありますけれども、もしですねここを書き込んで従来の説明から一歩でも二歩でも規制緩和に向けて踏み出すような方策等があるようでしたらですね、その点も含めてちょっとこれから先どういう展開を考えておられるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　山﨑眞幹議員の土地利用、この中で市街化調整区域内の

規制緩和、この手順についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり本市の都市計画、これにつきましては旧の山田町の人口集中地区、ＤＩＤを中心として法の規制区域区分が決定をされております。土地利用につきましては、市街化調整区域内は開発許可制度により一定の制約があります。その制度の運用については、法に基づくほか高知県での技術指針、そして判断基準がございます。まずは広域、都市計画区域内の広域での議論が必要となります。手順としましては、本市の振興計画や都市計画マスタープランとの合致、そして３市１町による広域での協議、これについても連携という協議内容でなくってはですね、香美市だけが如実にその主張するという形ではございません。そして、高知県の都市計画マスタープランとの整合性、これを図った上で県の運用指針が見直しと、可能となっていきます。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　ということは私がオプションとして２つ出したわけですけれども、最初のオプションというふうに、その域をなかなか書いたからといっても、今言われた振興計画ですよね、振興計画の中にもこう書いてはいるんだけれども従来の説明からはなかなか今のところ踏み出すような、セルモーターになるようなものがないと、今のところですよ、というふうに理解していいでしょうか。

○議長（西村芳成君）　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　はい。一定の制約がやはり居心地のえいと、いうような町に直接つながるかというと、その制約の中に居心地のよい町をつくっていくと、双方相乗効果がございます。メリット、デメリットの中でその、なかなかすぐにそのセルモーターに、この都市計画の法の中で解釈が変えていけるかというのは、今明確な法改正と申しますか、運用の中で高知県ではできていけるだろうと、そういうお答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　はい。ということは従来どおりと、とりあえずということで、のように聞こえました。ということは今そのいろんなニーズがあるわけですけれども、まずはこの市街化調整区域内をしっかりと市街化して、それで、それ言い出すとすごく長くなりますからということから始まるというふうにお聞きをしました。

一方でですね、私どういう手順がいいのかなということで考えるような会にも実は所属というか、そこでいろいろとたくさんの方と、もう何年も前ですけどこれも前にお聞きをしました。大学人材との連携による合併都市における都市再生計画、検討調査報告書、これ国土交通省と都市地域整備局がこの企画の運動でやったと思うんですけれども、まとめたこの報告書の中にもですね手順についての一定というかある提案もされてました。ちょっとご紹介しますとですね、個別の案件ごとに細かに検討、検証していくことが重要、これは今までどおりですよね。そのほかに、また香美市としての市街化調整区域内における開発方針を打ち出し、これもちょっと難しいかな、開発手法マニュアル的

なものを作成し、市民みずから検討しやすいようにきちんと方向性を示すことも必要ではないかと思われると、このような報告書もあります。こういうふうなこともですね、やっぱりせっかくこうやって書き込んだわけですから少しそういう方向性も検討されるということがあってもえいのかなというふうにも思いますが、その点についての見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君）　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　再度のお答えをさせていただきます。

まず、高知広域という一つの視点からとりますと、やはり香美市の手法も広域での要望、そういう声があるということも一つの効果をねらわんとですねなかなかその運用の手法が、思い思いの手法ではできないと。ここについてはやはり近隣市、また同じ広域の中でそういう事例、ケースがあるかということももってですねその開発要件、精いっぱい法の中に、法独自で動ける部分ではなかなか難しいと思いますので、やはり運用の指針、この部分で判断を求めていきたい、そういう思いをしております。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　はい。ということはなかなかそのオプションはとりづらいというふうなこととお聞きしました。なかなか大変な山だなと思いながら次に移りたいと思います。

次ですね、居心地のよい町となるためのこの小児科医の確保についてなんですけれど、これは本当に市民アンケートね、これの中でも要望の多くてですね、多いところなんですが、現実ですね、これ現状をやっぱり把握する担当課としてはかなりのなんか良心的に悩みましてね、悩んだ上でのこの書き込みがされたというふうに私は思っています。でも、物事は書かなければ始まらないということもあります。そうやって書いた、その書き込みがされたことについてですね、できるかできんかわかりませんけれどもそれが何とかなるように、その小児科の確保についてつながるようにね、出せる微力があれば尽くしたいとは思うわけですけれども、これも時計の問題と一緒ですぐ解決するような問題じゃないということは重々承知してます。この困難な課題につきましてですね、何か検討を始められているようなことがあるとすればお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君）　山﨑議員のご質問にお答えいたします。

先ほどアンケートのお話も出ましたが、確かにアンケートにもありましたように専門医としての小児科医の期待というものは大変大きいものがあるとは思っております。しかしながら、地域の状況、子どもさん等の数を考えますと、やはりこの地域への開業の進出というのはなかなか厳しいもんがあるんじゃないかというふうには思っております。専門の小児科といいましても、やはり小児科だけで成り立たないのであればやはりほかの科の診療もしながらというふうな形もあろうかとは思いますが、それも含めましてどのような形であれば開業といいますか進出していただけるのかというふうなことも考え

ながら、また今後対応もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。本当にね、現状を見ると困難であるいうことはわかりますので、いろんな方に相談をしてですねいい方向性をぜひ出していただきたいというふうに考えてます。

続きまして、子育てについてなんですけども、先ほどすごいいいキャッチフレーズね、子どもは未来の何とかかんとか、これねすごい大事なことだと思うんですよ。僕もちょっとメモしてましてメモし切れませんでしたので、冒頭にちょっとまたご紹介いただけたらいいと思いますけれども、やっぱりね、子育てと教育というのはですね、これに対してその市としてどのような姿勢で対処していくというか、それは本当にこの居心地のよい町になるためには欠かせないわけです。この子育てについては「共育」ということでもありました。「未来の光を育む」というのと教育とはともに育つ「共育」っていうね、すばらしいキャッチができてます、そういうこともあります。そして、このその姿勢ですね、姿勢を主に教育の面からですけれども再確認をしながら明文化をしていくという、教育振興計画の策定というものが今後予定をされております。それで、これまでのですね、この部分と関連のありました、多分関連があったと思うんですけれども香美市の子育てまちづくり計画、これは次世代の育成プラン、これもそろそろ終期を迎えてます。そして香美市すこやか子育てプランと、これらの関係についてですね少し整理の意味も含めてお尋ねをしたいと思います。

香美市教育振興計画、これは教育振興基本計画っていうこれは国がつくったもんですけれども、これの中で市として、県もありますし市としてピックアップして大きなものをつくるということだと思いますけれども、それが策定されるまでのですね大まかなスケジュールと構成委員等のことについて少しお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　山﨑眞幹議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育振興計画の今後のスケジュール、それから委員構成ということでございますが、スケジュールとしましては来年度、平成２４年度、平成２５年度で２年間で策定する予定でございます。主に平成２４年度におきましてはアンケート等の実施、それから委員会におきましては５回程度開催する予定というようにしております。それから、委員の構成でございますが、全体で１５人を想定しております。１５人以内というふうにしております。それでは、まず基本計画と、教育振興基本計画でございますので、樹木で言えば幹になる部分でございますので、これは就学前から、それから学校、それからそういった部分、生涯学習、いろんな学識経験者等を集める予定でございます。まず幼稚園の園長さんとか保育園長さんとか、それから学校の校長会、それから保護者代表、

それから生涯学習の代表者、それから学識経験者で工科大学の先生といったもんでございます。予算としましては、２年間で４３０万円程度を計画しております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。ぜひですね、このやはり２年間という期間がありますので、最初にアンケートをとってねやるという、これはやっぱりどういうねものがあるか、市場調査みたいなもんですけれども、このとり方も一定工夫は必要かなって。アンケートってなかなか模範解答をして終わりというのも世の中によくありますので、実態がうまくつかめないということもあります。こうやって２年間かけてしっかりと時間をかけてやられるということについて、私は本当に賛同します。

そして、委員会５回っていうことなんですけどね、その中身にもよるけれどもやっぱり一定…わかりません、中身によります。中身によってこれは決めずに大体このめどでやって、中でいろいろとこうやっぱりもうちょっとやったほうがいいなというふうなこととかね、中の委員さんでこんなふうな進行をしたほうがいいんじゃないかなというようなこともしありましたらですね、そういうこともやっぱり大いに入れて、その関係者のみんなが、皆さんがやっぱり、さっき紹介していただけませんでしたけれども子どもは未来の何とかかんとかという、やっぱりそこの方向に向けてね、最初スローガンが自分はやっぱり一番大事かなっていうふうに思います。これはもう本当に「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」がですねくっと縮まって「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す」と、これねぱっとわかる。何かそういう意味でね最初のスローガンの立て方みたいなものがね大事やと思いますんで、時間をかけてですねぜひやっていただければなと思います。

それでは、続きまして、今までその、先ほど言われましたよね、その就学前のこととか生涯学習までということがありました。就学前のことについて、そして１８歳までということ、子育てについてですねずっとその計画、この計画に沿っていろんな施策が打たれておりました。この香美市の子育てまちづくり計画と今度の教育振興計画のかかわりについて、少しその関係性を教えていただければというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　はい。山﨑眞幹議員さんの２回目のご質問にお答えします。

議員さんそのものが香美市子育てまちづくり計画というものにつきましてはいろいろと詳しいと思いますので、まず、それにつきまして、香美市まちづくり計画におきましては、国の次世代育成支援対策推進法というものに基づきまして策定されています。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした計画でございます。これは平成１９年４月に策定しております。この計画の中には、児童福祉、それから教育、社会事情の整備等さまざまな内容が盛り込まれてお

るというふうになっております。先ほど申しました教育振興計画の中におきましてもですね、こういった部分は沿ったような、整合性を持ったものに策定していくというふうな、ふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　これは並立していく、それともその中にこう入っていくようなイメージですか、そこのイメージをちょっと教えていただきたい。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　イメージ的にはですね、香美市教育振興計画というのがもとにあります。その中で代表としてこういった子育て、それから生涯学習、いろんな分をひっつけていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　ということは計画が、基本計画があって、そして次世代もその下に再度終期が来たときにはつくり直されるというイメージでいいですか。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　ご質問のとおりでございますが、現在既に先にですね子育てまちづくり計画できておりますので、今度平成２４、平成２５の間にはそれを盛り込んだ分でとりあえずつくると。それから次の段階ではまたそういったお互いの見直しをしながらつくっていくというふうに考えてます。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　香美市子育てまちづくり計画の中で位置づけてられることがすこやか子育てプランの中にもこう位置づける。それがあって、それの中でこの部分ということでやってると思いますけれども、それとの教育振興基本計画との関連をお願いします。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　香美市すこやか子育てプランという部分につきましても既にもうできてまして、この間見直しの会を行ったところでございますが、これもですね包括したものが基本計画の中にあるという、そして一部取り出したときにですねこういったプラン、子育てまちづくり、それからすこやかプランにしてもその中から取り出してまた独自でつくれるというような状態にしていきたいというように思います。

○議長（西村芳成君）　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　はい。何となくイメージがわかってきました。基本計画があって、そしてそれぞれのテーマに従ってそれぞれこう計画のようなものが必要であればつくっていってそれを推進していくという理解でいいですか。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　ご質問のとおりでございます。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。ということで教育についてを終わりたいと、子育てについてを終わりたいと思います。

次にですね、これ高知工科大学に関連してですけれども、これ本当にこのまちづくりの推進も居心地のよい町となるためには欠かせないわけです。それで、その担当課のほうからの説明がありました。今まで個別にやってきたものをそこに一まとめにしてやったということでございます。ということは現在既にあるものをですねどちらかというと１カ所にまとめたということが主であるというふうに思われますのでですね、来年度以降について新たな取り組み等の予定とか展望等があればですねまたお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　高知工科大学とともに歩むまちづくりの推進につきましてはですね、今回の振興計画を後期基本計画を策定する段階でお話もさせていただきましたように、計画の中に随所に高知工科大学との関係というのは示されておるわけですけども、何となくそれがこう軸として見えないというご指摘もいただいて、なるほどなあということもありましてですね表出しを明確にしたところでございます。そういう意味では高知工科大学の位置づけというものが振興計画の中にはっきり読めるようにはなったのかなというふうには思っておりますけども、今後ともそれを基軸にですねどのような展望を持っているかということにつきましては、基本構想にはその「県・市の発展を担う知的産業・人材育成エリアとして、さらなる企業誘致を進めるとともに、本市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図ります」とあり、また今回見直しました基本計画には、学園交流拠点としての充実という項目で、効果的な人口誘導、交流の受け皿つくりを進めるため、高知工科大学周辺を研究学園交流拠点と位置づけ取り組み、進めますとありますけれども、まずですね、その現在高知テクノパークは７区画ございますけども、そのうち５区画に企業が進出をいたしました。このうち１つの高知油研についてはこれからということになりましょうけれども、この部分が高知工科大学と企業との共同研究が推進され、同時に人材育成も行われておるところであります。さらなる企業の誘致を進めるとともに、香美市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図るための取り組みが本市、これは行政、市民ともにですけれども公の部分と高知工科大学との連携により展開されるものと期待をしておるところでございます。

また、その学園祭やあるいは刃物まつり等のイベントとか、学校サポーター等を通じて子どもからお年寄りまで高知工科大学を身近に感じることができるよう、そして学生はですね香美市を第二のふるさとと思い、卒業後は地元への就職やあるいは県内外で香美市をＰＲしていただくことにつながるような学生と地域との方々との交流を促進し、

定住人口、それから交流人口の促進につなげていく取り組みが今まで以上に築かれていくものというふうに期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。まさにですねそのとおりだとは思うんですよね。それはそれとしてですね、このことが一つのことにまとめられたわけですけれども、ちょっとその工科大については、私には私なりの考えがあります。そして、この計画の見直しに参加されておりました特任教授がですね言われたことの中で、すごく私自身も反省というかしたこともあります。というのはですね、この振興計画見直しに当たってなされましたこの未来を担う香美市の子どもアンケート調査、この中にですね、アンケート調査しました。そのアンケートの調査ではですね、町の愛着度であるとか放課後や休日にしていること、もっとできるとよいと思うこと、香美市の好意度、自慢したい、次世代に伝えたいもの、将来香美市でしたいこと、そして香美市が目指すべきまちづくりとかそういう設問であったわけですよ。この中でその特任教授の方が、すごくある意味自戒というか反省というかを込めておっしゃったことが私もすごく心の中に残ってます、刺さっています。ていうのはどういうことかを、言われたかというと、この自慢したい、次世代に伝えたいものの中に高知工科大学がないと。小中学校のアンケートなんですよね、１位が自然、２位がアンパンマンミュージアム、３位が龍河洞、４位が土佐山田まつり、刃物とか、いろいろそうありましたけどないのですよ、高知工科大学がない。これをその特任教授の方は見たら、２０１０年の着任の方ですから、またそれまでの経過を余りよく知らないというか、よく知らないからよく見えた部分があって、経過の中でずっと言うとだんだんその水になれてしまってですねよく見えなくなってしまったもんをまた新たに思い出させていただいたというふうに私は思ってます。

これ高知工科大学、そして今議会の前にこういう冊子が配られました。これ表に何書いてあるかよくわからなかったんで、中身は工科大学の教学組織とかいろんな紹介なんですよね、概要となってますね。「平成２３年度高知工科大学　大学概要」となってまして、これ英語で表を書いてます。英語で表書いてまして、これ何を書いてあるかようわからざったんで自動翻訳にかけたんでね。自動翻訳にかけたら「最適の大学形式に到達し、かつＫＵＴを世界貢献大学にしようと常に努力すること」というふうに訳されました。ようわからんがですけど、これ設立するときに「日本にない大学」、これ大キャッチフレーズでね、「日本にない大学」っていうことをキャッチフレーズでやられました。そして、土佐山田町の時代の方は皆さんご存じですけれども、その大学が来るについて土佐山田町は少なくない金額をそれに寄附し、そして１期生に対してはさまざまな心遣いをし、本当にこれからこの大学が地域に一つの拠点としてなっていって、すばらしい未来がこの大学を中心に開けていくだろうという夢と希望を込めてですねその出発を、旅立ちを祝ったというふうに私も思っています。そして、よく考えてみるとですね、

これを概要を見ると１９９２年に県構想検討委員会が設置されておりますので、もはや２０年たちました。その中でその特任教授のお言葉をですねおかりして、ちょっと皮肉まじりにちょっと言い過ぎかもしれませんけれども「日本にない大学」を目指していつの間にか香美市にもない大学になってしまったという、これはちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、これはですね本当に僕自身も大いに反省をするところがあります。関係者としてさまざまな場面である役割をいただいて懸命に努力をしてきたつもりではありますけれども、やっぱりこれ足りないのかなと、足りなかったのかな、いつの間にか２０年振り返ったら、そして見渡す限りのこの現状を見たときにですね、もう足元の神母ノ木はですねもう１０年したら済みません、ゴーストタウンになります、そんなような状況になっております。これは、それは私の感想です。必ずしもそういうことではありませんので、完全にゴーストタウンになると言っているわけではございませんが、そういうふうな状況になると私には見えます。

それで、こうやってですね、その中でもその教授の話も含めてこうやって新しく１つにまとめて次のステップを踏んでいこうというふうに書き込んでいるわけですから、やっぱり初心に返って高知工科大学を身近にということも含めて、第二のふるさととかも含めてですね取り組んでいきたいわけですけれども、でも、現実問題として公立化をされて以来、確かに香美市としては奨学金などの手当もされております。それはそれとして大いに評価をするものでありますけれども、大学自体としては、何か本当に香美市からちょっとずつこう遠ざかってるんじゃないかなというふうな考えを持つ場面が幾つかございます。

その１つには、これは組織も違いますし私たちがどうこう言うことではございませんけれども、設立のときにとにかく地域に開かれた学校ということで、いろんなものについては常に地域と相談をしながらお互いにその行き来をしながらやっていこうということで取り組まれたことの中に、やはりその売店の問題でありますとか、そして食堂の問題とかいうこともあったというふうに私は思っております。

その中で何か公立化によってですね、どうもその地域というか高知県の１つの、当然そうですね戦略として組み込まれることに何の異議もございませんけれども、やはりそこちょっと若干寂しいというか、ちょっと力足りんというか、そういうことを思ってしまいます。そんなことがありまして次のお尋ねにも関係するわけですけれども、これ、じゃあ一体そういうことをね、そんなトータルな話をいわゆるこの「Ｇｒｅｅｎ　Ｓｔｏｒｙ」に沿って言うとですね、ここは意思のある住民ですよね。意思のある住民と関係者が集まって何とかそのある意味お互いに初心を思い出して、またやろうやというふうな気持ちになれるような場所ってひょっとどっかにあるのかなというように考えたときにですね、場違いかもしれませんけれども、とにかく足がかりとしてはね何か地域連携協議会みたいなものを今までのあり方はあり方として考え直すのか。そういうことも含めてよく自分も整理できません。けど、やっぱりそこに何か手当てをしないとまさに

小中学生のアンケートがねこのままでいいのかということにもなりますし、そのことについてはその特任教授の方も非常に心を痛めておられたという事実もありますので、ちょっとまとまりませんけれどもそんなことも含めて何かご見解があればですね、この連携推進協議会についてもちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　山﨑眞幹議員のご質問にお答えいたします。

連携推進協議会はどのように位置づけられているかということですけども、これは香美市と高知工科大学が、相互に連携してさまざまな事項について情報交換を進めるとともに、地域の活性化を図るための施策を見出すことを目的とし、情報交換及び連携事業の企画、調整を行う機関であるというのが要綱にも定められているその位置づけでございます。具体的な取り組みといたしましては、平成２３年度は会を３回開催をいたしました。木質ペレット、これは「緑の分権改革」に絡む事業ですけどもこういったものとか、それからインターンシップ、それから災害対策、それから自転車通学路の安全対策等について情報交換や協議を行ってきたところでございまして、ここの部分から出てきました部分では、例えば下にございますけども１月には電動アシスト自転車によるコミュニティサイクルシステム、これは工科大が、工科大式と言っておりますか、コミュニティサイクルシステムですけれども、こういったものが導入されたことについて市と連携をしておるというようなことがございます。これは工科大とＪＲの駅とそれから香美市役所の３カ所に計１０台が設置されておりまして市には２台が設置をされておるところですけども、１月３１日から３月１日までの利用状況は、これ市の職員が利用するというようになってますけども６８件という数字が上がっておるようです。

それで、工科大とのその連携のあり方ですけども、議員おっしゃるようにこの計画の策定過程で工科大のほうからアンケートを含めて市と工科大とのつながりがどうも寂しい状況にあるというようなことがお話をされました。私どもこのことについては、つながりを伝えていく手だてがどうだったかということについてはしっかり反省もしなければならないというふうに思っておりまして、反省するだけじゃいけません。これどうしていくかということについては、工科大からも１つご提案をいただいておりますのが、広報紙の中に今留学生のコーナーをつくっておるわけですけども、この形のような部分で工科大の動きっていいますかそういったもの、市民につながっていくような形のものを広報紙にひょっと掲載はできんだろうかというようなご相談もいただいております。実現するかどうかこれからの作業にかかってくる部分ですけれども、そういったちょっとずつでもですね、このつながりが市民に伝えていけるような手だてを持たなくてはならないというふうには思います。

先ほども言いましたように工科大は非常にこの、工科大学についてはこの町の一つの大きなまちづくりの軸であるというふうに認識をしておりますのでしっかりその、香美市だけの工科大学じゃありませんけれども、やっぱり香美市にあるというこのメリット

をですね最大限に生かした連携、あるいは利用というものをしっかり市としても考えていかなきゃならんというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　少しずつね、でいいと思います。ちょっと言い抜かりましたけども、工科大もですね本当に公設民営の時代に学生がどんどん減りまして、大変心を痛めてというかどうやって生き残っていこうということで、この「日本にない大学」をどうしてこう維持していこうかということで随分知恵を絞られて、そしてマネジメント学部ね、これをつくられてやったわけです。それで、今もう皆さんご存じだと思いますけれども、そのマネジメント学部が随分活躍したおかげで秦山のあの鉛筆削りとかね、いろんなその、工学系が行くとか行かないとかいう話ではございません。そうやってやっと少し、ちょっと身近に何かこうそういう動きが出てきたなと思っているやさきにですね、これは県の大学ですからもう既にそのマネジメントは永国寺のほうに移すというふうなことにもなっております。私はいろんな意味でリスクマネジメントからいうとですね、逆に向こうからこっちへ来てほしいなというふうにも思ってるわけです。それはなかなか行政というものは計画をつくって進んでいますので急にはこっちには向かんわけですけれども、そんなことも含めてですねどうもこのアンケート、さっきも言いましたけども香美市にない大学になりそうな気がしてですね非常に心を痛めております。ぜひ課長、答弁のようにですね小っちゃい何かのきっかけで構んと思います。それでやっぱり、これ連携推進協議会、まさにここでできそうな、今のたてりからいうとですね気がしますので、これ本当にそっちにちょっと気配りを常にしていただいてですね推進をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、後もありますので、後にも関連してますので最後の質問に移りたいと思います。

そうやってですねまちづくりっていうのはいろんなところでのその推進力、それは当然行政もそうですし官の力も必要ですけれども、意思のある住民、いわゆる民の力も必要です。そして、今回はこの「Ｋａｍｉ　Ｇｒｅｅｎ　Ｓｔｏｒｙ」を切り口にお話をさせていただいてます、質問をさせていただいていますけれども、この最後、すごく格好えいんですよね。これいいですよ本当に、「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う」と。「物部川でつながる山、川、まち、ひとは、香美市の財産であり、それらが響きあい、結びついて美しい生活・文化・産業が生まれてきました。今後も本市は、自然と共生する文化都市として、未来への可能性と夢を耕しながら、進化を続けます」と、これねすばらしい。このためにはですね、やっぱりこれを推進していく推進力というのが絶対に必要であるというふうに考えてます。

それで、そこで私が推進力としてぜひお勧めをしたいというか、２つのことについて質問をさせていただきたいと思います。

１つが、まちづくり委員会、これは諸般の報告でもありましたように懸案でありました市民憲章ね、これもうでき上がりました。あと、そして後期計画の策定も終わりましたので、残ってるのはこれかなというふうに思います。平成２２年の１２月議会の時点で私が質問をさせていただいた折にはですねこれ時期尚早だと、まだ。というのは振興計画もできてないし、それから地域審議会のある中では、ひょっとしたら屋上屋になるかもしれないというふうなことも含めて説明をされていたというふうに思います。このまちづくり委員会、そろそろね設計の時期じゃないかなと私は思いますし、今を逃してはなかなかいろんな課題がありますんで、ぜひ時期を逃さずにですねこれのことについて検討いただけたらというふうに思うんですけれども、先ほど言いました地域審議会とのかかわり等もあると思いますので、その点も含めてこのまちづくり委員会のことについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　山﨑眞幹議員のご質問にお答えいたします。

まず、まちづくり委員会に関してですけれども、市民との協働なくして振興計画の推進と実現へはなかなかつながらないというふうに考えますし、また、言われたようにこのたび制定いたしましたその市民憲章、市民とともにはぐくんでいくためにも何らかの組織づくりが必要であるということから、タイミング的にもこの平成２４年度には創設のための準備作業に取りかかることを予定しております。またお力添えもいただきたいというふうに願っております。

なお、地域審議会とのかかわりについてですけれども、まちづくり委員会の担う役割をどう位置づけるかということがこれからの作業にかかってくるわけですけれども、現段階ではそういうことから明確なお答えはできませんけれども、まちづくり委員会については、市全体のまちづくりにかかわっていただくことを想定をしておりますので、地域審議会の受け皿としての機能も事によればですね含まれるのではないかというふうにも考えております。いずれにしましてもまちづくり委員会創設作業の中でそのあり方もあわせて検討しなければならないテーマだというふうに認識をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。そうですよね、あのときはまだなかった地域支援員制度とかね、いろいろその新しい組織っていうか仕組みもできつつありますし、県のほうも地域包括支援センターですか、そういうことも含めてですね、本当に中山間も含めて必要なところに必要なその仕組みをつくっていくということに力を入れてると言ってますので、まさにこのタイミングだと私も思います。ぜひ制度設計をしてですね香美市、この「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う」、このまちづくりのね一助になるようにいろいろと心砕いていただきたいと、このように思います。

それでですね、その次なんですけれども、これ通告の仕方がちょっとわかりづらいこ

とがあるんじゃないかなと私は思いまして、ひょっとですね今から私が言う、この通告に従って言うんですけど、ちょっと背景とかいろんなことがちょっと違う可能性があります。でも、それはそれとして用意いただいてるご答弁をまずいただきたいというふうに思います。

これはですね先ほども言いましたけれども、官民の協働プロジェクトチームというふうに私は思い描きまして質問をさしていただきました。ただ、その後も、後から読み返してみますと読めないような気もしましたんでちょっとその点を前もってお断りをしておきます。

いわゆる私はこれ官民の協働のプロジェクトチームということについてなんですけれども、協働ということですね、先ほども課長言われましたようにその目指すまちづくりのですね、ための有効手段として本当にその有効性を担保するためには、市民は行政を、行政は市民をより親しい位置でお互いに理解をし合うということがこれはやっぱり必要だと考えています。お互いの思いや見解が違うことはこれ当たり前で、それが賛成とか反対とかですね、それが可とか不可とかそういうことは別にして、その手前にまずは一体この人は何言ってるんやということをお互いにわかり合う、ということはそれぞれに認め合うというのかな、この人はこういうことを、私の意見とは違うけれども、私の思いとは違うけれどもそういうことを言っているんだということは少なくともわかっていただかないと、なかなか物事の出発には至らないというふうに思います。

そういうことを現場を持ちながら経験をするというのかな、ためにも今まで行政内においてはですねいろんな人材育成のための研修も行いさまざまなことをされていたわけですけれども、先ほどのそのべふ峡の研修の話じゃないですけれども、その研修というものを効果的にするためにはそれを生かす場所というのがねどうしても必要ではないのかなというふうに思うわけです。そういうことも含めまして、例えばそういう官民協働でお互いに勉強する、お互いのことをわかり合うための一つの、ために一つのテーマをもって、例えばここで通告してありますようにですね、例えば市街地や集落の整備における中心市街地の活性化ですよね。これについては一つ考えられるのは、山田駅を中心とした活性化を、そういう官民協働のプロジェクトチームをちょっと立ち上げて、それを立ち上げるためにはですね課等の横断もしなければいけない。あっ、これは後ですね。そして、例えば生活圏ごとの交流拠点育成であればやなせたかし記念館ね、あのあたりの拠点としたまちづくりについて皆さんの知恵を出し合う。みんなにやさしいまちづくりの推進ということであればですね場所を定めた検討、例えばさっき少し言いましたけどもこの庁舎をユニバーサルデザイン化するにはどうしたらえいかとかね、そういうことですけれども、そういうふうにテーマを決めてね、横断的に、庁内では各課を横断して、そして私それに興味があります、それやりたい、こういうことをこれから官民協働で立ち上げてやろうと思いますけどもということがあったときに、私はやりたいという人を集めた、いわゆる意思のある住民ですよね、住民と意思の。庁舎、いわゆる職員の

方も、ここに暮らしてない方もいらっしゃいます、香美市じゃない方もいらっしゃいますけども、公職を離れればね一住民でございますから、そういう意味での意思のある住民が集まってですね検討をやっていくというふうなことも、やはりこれから先お互いに住みよいというか居心地のいい町となるためには、一つの有効な手段ではないかなというふうにも思いますので、ちょっと書き方が悪くて違う答弁じゃないかなとは思いますが、とりあえず用意していただいたものがあると思いますのでまず答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

何となく質問の最後の部分がどうも人事にかかわるというか職員にかかわる部分ですからちょっとお答えが違ってきますイメージですが、このいただいた通告文を読んだ限りはその協働システムづくりの検討についてどうなのかというご質問だというふうに受けとめましたので、とりあえず通告に従って受けとめた形でお答えをさせていただきたいと思います。

プロジェクトチームによるみんなにやさしいまちづくりの推進等について検討してはどうかということにつきましては、市民との連携が大変重要でございますし、連携をしながらさまざまな計画づくりにもかかわっていただいておるところでございまして、例えばその私の所管をいたしました今年度の事業で振興計画、後期基本計画の策定におきましても、審議会の皆さんには検証から答申まで、いわゆる案の承認のための作業ということではなく目指した手づくりによる計画策定に至ったところでございますし、また、市民憲章制定に関しましても、その案づくりは一言一句の掘り起こしから委員の皆さんが書き上げてきたものでございまして、こういったその振興計画にしろ市民憲章にしろこれは市のプロジェクトテーマでありまして、まさにこうした形こそプロジェクトチームによる協働の形、姿であったというふうに認識をしております。

今後のその事業等の推進等を行うに当たってもこうした取り組みがまちづくりを進める上で有効な手段だというふうに考えておると、こういう受け取り方に対するお答えに、まず答弁させていただきます。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　だということで、済みません、本当にちょっと通告の仕方があやふやだったことはお断りします。

なおですね、先ほどのテーマに沿ってですけども、去る２月２０日、ＮＨＫで「プロフェッショナル　仕事の流儀」という番組がありまして、談議所の梅原さんね、梅原真さんが取り上げられていました。それごらんになった方も多分たくさんいると思いますけれども、これは商業デザインについてのお話でした。それをですね私そのお伺いしながらですね、これってまちづくりにもまさに当てはまるなというふうに感じました。あの、そのテレビの中で彼の言いたかった、言いたかったちゅうのか私が彼からのメッ

セージとして受け取ることができた、受け取ったものが大きくいうと４つありました。１つは宝は足もとにある、そしてもう１つが風景を残す、そしてもう１つが現場に足を運んでの徹底した取材、そのデザインを起こすためにね、取材、そして人の意見を聞く、アシスタントが２人おりまして、アシスタントの意見も聞きながら最後は彼のセンスで決定するわけですけども、その過程においてその４つのエッセンスに常に照らしながらね物事をやって成功に導いていったというお話だったと私は理解しました。

それを今の話に当てはめていただいたらいいと思います。宝はそれぞれの拠点があります。いろんなものがありますのでそれは足もとにたくさんあります。風景を残すということは、その宝を生かしてその風景を残していくということだと私は思います。そして、現場に足を運んで徹底した取材っていうのは、やはり現場を持った人たち、そこに暮らしている人たちと一緒にですね徹底して討論をしていく、お話をする、そして最後がその人たちと一緒に物事を決めていく、これはまさにまちづくりのエッセンスだというふうに考えました。だから、そのような手法を、もう既に成功した手法をぜひ、ちょっとまたもとに戻りますけれどもそういうプロジェクトチーム、官民協働のまちづくりを考えるプロジェクトチームを立ち上げてですね、なかなか大きいことは難しいと思いますのでまずは庁舎のカリヨン時計ということでやっていただければそれはそれでまた楽しいかなというふうにも思いますが、後段は冗談として、そういうことについて、もしこの場でお答えいただけるのでありましたらですね、これちょっと通告と違う部分があると思いますのであえてとは言いませんけれども、ぜひちょっとお聞かせをいただけたらというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　どういうふうなその協働をしていくかっていう部分については、まず今のご質問の趣旨でいいますと内らでまずそういう体制をどうつくり上げるかということになってこようかと思います。今のところその香美市のシステムとしてはですね、何かのプロジェクトをつくったときには、それにかかわる事務として所管をしておる職員がそれに大体かかわってくるというのが基本です。これからそのあり方も変わっていくだろうというふうに思っておりますけれども、そこらの部分でそのプロジェクトに市民と協働していくという、今の部分でつながりしか持てないのかなと思ってますが、今山﨑眞幹議員がおっしゃるような手を挙げた方がそういうものにかかわってくるというのは、どうもこれからそういったそのプロジェクトチームの組み方については検討していかないかんだろうなというふうに感じました。感想だけになりますけども、失礼いたします。

○議長（西村芳成君）　　３番、山﨑眞幹君。

○３番（山﨑眞幹君）　　はい。それ多分必要というか、やったら楽しいというふうに私は思います。やはり組織もですね課長が言われますように常に流動的なもんでありまして、これから５年間すばらしい、本当にこれいいですよね、市勢要覧いただきました。

「ヒトが集まり、新しいコトが起き、マチが動き出す」、これをですねぜひ心に刻みながら微調整をして、マイナーチェンジ、そしてＰＤＣＡをしてですね市民の皆さんのための本当に私たちでありたいというふうに思います。

最後にですね、平成２３年９月議会で市長に対して、私画竜点睛ということで期待を申し上げました。本当にたつの年、今年たつの年です。たつの年に大きな竜に最後の一筆、見事な一筆をいただきました。しっかりと受けとめてお礼を申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　山﨑眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後　２時３３分　休憩）

（午後　２時５０分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　議席番号１番、有元和哉でございます。通告に従いまして一般質問を総括方式にて行います。

議会ごとに申し上げておりますが、私の議員としての政治姿勢は市民のやりであり行政の盾であることです。先日のこと、少し用事がありまして歩いておりましたら、日なたぼっこをしながら井戸端会議をしているおばあさんたちに会いました。そして、時間も少しありましたので一緒に日なたぼっこじゃなくて井戸端会議に参加しておりましたら、防災の話や子どもの将来、孫たちの未来の話で盛り上がりまして、そしていつも言われるのですが、「よそから来たあんたはまだ若いし、言いたい放題言えるき遠慮のう議会でしゃべりなさいよ。それに期待しちゅうき」と言われました。普通はよそから来た者と若い者というのは遠慮なくしゃべれないというより道徳的に控えるべきなのですが、私が何を言っても遠くにいる親戚には影響は少ないので、今年からは人が内心言いたいが言えないようなことを議会で申し上げてまいりたいと考え今議会を迎えました。しかしながら、気持ちが空回りをし、うまく質問にまとめることができませんでしたので、今回の一般質問はやや市民のやりの要素が強くなるやもしれません。また、不適切な発言をしてしまうかもしれませんので、その際には議長、ぜひともご指摘をお願いいたします。

今回の質問は、できましたら市民の危機感の醸成と若者の行政への関心の向上、また研究する行政について、この場にかかわるすべての人にひらめきが起こりますことを願いまして質問を始めさせていただきます。

今月で東日本大震災より１年を迎えます。いまだにそのつめ跡はいえることなく日本全土に影響を与えております。この東日本大震災は、津波と放射能という報道が主となり、香美市においては防災に強い都市というように市内外から評価をされるようになっ

てきていると感じます。先日も市長へ要望を出したいという市民の方がおられまして、たまたまそこに通りかかった市長がいつでも言ってくれと、話は聞きますよというふうに言っていただき、その放射能から退避を、この香美市に来られてきた市民の方々も市長へのその対応に非常に感謝をしておりました。だからこそ、そういった声を生かすためにもこの香美市でこれから地震の脅威と戦っていかねばなりません。津波と放射能という報道の中、地震の脅威の中でも過去のすべての大地震において共通するのは大規模火災です。私の故郷兵庫県の阪神・淡路大地震においても、消防隊がホースを持ちながらも水が出ず消火ができないという映像が報道されていたことを今でも記憶しております。この香美市においても老朽化建物、木造建築が多くある以上、今後発生する南海・東南海地震においてかなりの火災被害が起こるであろうと思います。決して津波が来ないから安全というのではなく、地震とは何が起こるかわからないという恐怖、危機感を持って立ち向かわなければなりません。市民の危機感の醸成がいずれ起こる大災害から多くの命を守るものにつながればと思い、今回のまず１問目の質問を行います。

まず、１点目、南海・東南海地震での香美市で現在想定している被害にはどのようなものがあるのか。

２点目に、建物の密集する土佐山田中心市街地、美良布、韮生野地区、大栃地区などは、大規模な火災が懸念されます。このたびこの議会に提案されております平成２４年度予算にも耐震性貯水槽整備として１，６５０万円の予算があるように、火災に対し市も懸念していると感じられます。そこで、各地区において同時多発的に火災が発生した際に、香美市消防行政として消しとめられる可能火災件数は把握しているのか。また、今後の対応は検討されているのかについてご質問します。

３点目に、行政として災害時にサポートしやすい、協働しやすい市民、団体の存在が必要となります。今後予定している市民に向けて発信していく防災面での情報や依頼、お願いはどういったものがあるのか。先ほど利根議員がご質問をされた備蓄の話もあろうかと思います。ぜひとも災害が起こる前に市民に伝えたいこと、そういうものがどのようなことがあるのか質問をいたします。

次に、香美市の各種委員会について、若者の参画が配慮されているかどうかという質問です。

今回の議会でも議案に上がっております平成２４年度一般会計予算に、市長、副市長、議員を除く特別職が１，５７７人、予算として１億２，５０９万７，０００円の報酬が上がっております。その特別職の内訳の大半がさまざまな委員会の委員となっております。さて、先日発行されました香美市市勢要覧、その統計資料によると、香美市民の年齢別人口を見ると６０から６４歳が男女合わせて２，５３１人と最も多く、次に６５歳から６９歳、さらに５５歳から５９歳というふうになっており、市長の年齢に近い方々の人口が最も多いわけです。統計的に見ても門脇市長が香美市の適任者であると読み取れることが言えるかもしれません。しかしながら、男女別で見てみますと、男性、女性とも

最も多いのは６０歳から６４歳であるのに対して、男性で２番目に多いのは２０歳から２４歳となっています。そこで、香美市の市民の平均年齢、また年齢構成を考慮した各種委員会の委員の年齢構成の配慮についての現在の考え、所見についてお伺いをいたします。

次に、高知工科大学との連携についての質問です。

先ほども申しましたが、香美市の人口において男性２位の年齢層は２０歳から２４歳であり、詳細はわかりませんが高知工科大学の影響であろうと思われます。本市にとって高知工科大学の存在は、人口構成の形も変えるほどであり存在は大変大きくなっております。

しかし、先ほどの山﨑眞幹議員にも言われましたとおり、「日本にない大学」がいまや香美市にもない大学になってしまうのではないかという、私も１期生として若干の恐怖を感じております。この高知工科大学１期生としてこの地に来たときには、街灯も少なく、大学に行くには懐中電灯を持って通っておりました。コンビニもなく店もなければ地元のお土産すら目につかない状態で、学生の間では巨大な牢獄と呼んでおりました。その後、急速にアパートがふえ、コンビニもふえ、街灯もふえてきて、この地に訪れたときから言えば大きくこの町は変化しました。現在では合併もし、私が実家に帰るときには、地元の香美市のお土産を買って帰ることができるようにもなりました。この変化は実に劇的なもののように感じます。そんな中、開学から現在まで、旧土佐山田町の時代から行政との連携を行ってきたわけであり、その活動は教育、地域行事などでの交流はもちろん、特に工学系の大学であるので産業振興に力を発揮してきたかと思います。

そこでまず、１点目、高知工科大学開学から約１６年目、香美市の産業振興において高知工科大学とどのような連携を行ってきたのか、その実情を問うとともに、今後の産業振興面においてどのような連携の方向性を香美市行政として持っているのか所見を問います。

さらに、２点目として、産業振興において高知工科大学との連携の形とし、学位論文発表会等の交流、香美市産業に影響する地域の独自技術開発等、相互の協働による研究開発は今後考えていないのか。香美市には、産業振興において地理的条件や、また特産品の加工方法、さらには自然エネルギー開発などにおいて多くの問題を今後抱えていくことになります。これらの問題を打開すべく技術研究の連携が必要であると考えますが、高度な技術面での研究連携を考えてはいないのか。大学側に行政だからこそ欲しい新たな技術もあろうかと思います。行政側がリードして研究することについて所見を伺います。ここで例え話をすれば、例えば行政側から大学にどのような提案ができるかといえば、多く必要になるのが測量という業務がございます。これについては地理情報システムとして専門の研究が工科大でもなされており、私が当時いたときにおもしろかった論文は、デジタルカメラでその土地を写すと面積が計算できるという、そういった計算もなされておりました。そういったところで協働することにより新たな技術をつくり、そ

の技術をほかの町へ売っていくことでもうける行政にも変わろうかと思います。

最後に、３点目として、職員の高知工科大学での学位取得の推進を図ってはどうかについて所見を伺います。

高知工科大学の学生に奨学金を出しておりますが、それよりも高知工科大学に本市行政職員を入学させ、学位の取得を推進することでより一層大学との連携強化を図ることができると考えます。大学と行政との連携においては、非常に高度な専門力が必要になります。大学の教授陣というのは一つの専門性を強く高めておりますので、通常の日本語であったり、また人との会話において非常に壁を多く持っております。そういった中に行政職員が学生として入ることによって、講義、研究を通し相互の情報交流と職員の多様な社会環境へのさらなる挑戦する力の向上、大学に対しお伺いする行政から提案する行政へ転換を図ることができるのではないかと考えます。もちろんのこと高知工科大学に限らず他大学でも構わないかもしれませんが、先端技術と情報を職員が得る機会がふえることで知識の多様化、情報のはんらんにより、同じ場所に住んでいても価値観はさまざまになる中での先端技術は、市民にとって行政職員、行政が市民の希望となりそれは市民の幸せへとつながります。職員の学位取得を推進することについての所見を伺いまして１回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　有元議員の南海・東南海地震対策についての１番と３番について私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、１番目の南海・東南海地震での香美市に発生すると想定される災害にはどのようなものがあるかということでございます。

これは想定されていない部分もあるかもしれませんけれども、こういった被害も起こるであろうということでお聞きいただいたらというふうに思います。

まず、人的な被害につながる災害としまして、まずやはり揺れによる建物の被害が出てきます。これにつきましてはやはり揺れによる建物の倒壊が、現在の想定の中では全壊が２５２棟、半壊が９８２棟が想定をされております。それから火災による焼失でございます。これは冬の１８時に震災が発生した場合の想定で、３棟という数字が出ております。そしてがけくずれによる建物被害、これが全壊が２３５棟、半壊が５４８棟でございます。そして液状化による建物被害が、全壊で１５棟ということになっています。建物総数が、これは平成１８年の県の調査の段階の数字ですが香美市全体で２万１，９４２棟あるうちの全壊が５０５棟で２．３％というような数字になっております。

そして、建物以外でもですねライフラインとしまして生活用道路の災害、これは国道、県道、市道、農道、林道、こういった道路にもやはり災害が発生するのではないかというふうに思います。そして水道施設、下水道施設、それから市の管理とは違いますけれども電気施設の災害、そして電信電話施設の災害、これもやはり不通になってくることが想定されるのではないかというふうに思います。

それから、その他としまして農業用の施設、これはため池であるとか農業用水路、こういったものの被害も生じるおそれがあるのではないかというふうに思います。そして大きな揺れが発生した場合、香美市は山間部でございますので大規模な山腹崩壊による土砂ダム、こういったことも危険性があるのではないかというふうに思います。それから交通事故ですけれども、これは揺れによる交通事故、それから避難の過程での交通事故、こういったものも想定されるのではないかというふうに思います。それから津波でございますが、香美市には直接現在の想定では津波の被害はありませんけれども、香美市住民がですね津波に巻き込まれて被災する可能性はあるのではないかというふうに思います。

それから、３番目の行政としてサポートしやすい市民、団体ということで今後予定している市民に向けての情報発信はどのようなものがあるかということでございますが、まず、これは防災を担当するまちづくり推進課のほうから強くお願いしたいのはですね、まずは自分の身は自分で守っていただく、これが重要だというふうに思います。地震が発生すれば最初に大きな揺れが襲ってきますので、まずは最初の揺れから身を守っていただくことが大切だというふうに思います。基本的なことですが、これが最も重要であると思っております。

まずは家具の転倒防止対策です。阪神大地震では、家具の転倒により多くの人命が失われたというふうに聞いております。家具の転倒防止につきましては、家の壁に穴をあけることから嫌がる方もおいでですが、家具の転倒防止には多くのお金はかかりませんのでぜひ実施していただきたいというふうに思っております。特に寝室における家具の固定、固定ができない場合はタンス等、背の高い家具を別の部屋に移すとか、部屋のレイアウトを見直して家具が転倒しても直接影響がない場所で寝るとか、お金をかけないで対策できることもたくさんあるというふうに思います。

そして、次に、住宅の耐震化でございます。高知の古い住宅は、台風から家を守るために屋根が重い構造となっております。また、昔は住宅で宴会が実施できるよう壁が少なく、幾つかの部屋が一間として使えるような構造の住宅が多いことが特徴でございます。住宅の耐震化を行えば絶対安全であるとは言えませんけれども、少なくとも改修前よりは強くなることは間違いありませんので、木造住宅耐震改修の補助金をご活用いただきまして改修のほうをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

そして、自主防災組織の組織化及び育成でございます。大災害が発生した場合、市役所職員みずからも被災していることが懸念されるため、初期段階では市の災害対策本部が機能をしないことも想定されます。そうした場合、自主防災組織の役割は大変大きいというふうに思っております。組織化されている地域では、日ごろから避難訓練や安否情報の確認、炊き出し訓練などを行っており、災害時にはその経験が大いに生きてくるというふうに思っております。

以上３点申し上げましたけれども、震災対策としては基本的なことばかりでございま

すが、まずは最初の揺れから身を守っていただくことが最も基本的で、かつ、最も重要であるというふうに思っておりますので、今後も市民の皆様には繰り返しお願いしていきたいと思っております。そして、先の質問にもありましたが、各家庭で少しずつでも生活物資や食料の備蓄を行っていただければと思います。１世帯では微々たる数量と思っても、市全体で見れば途方もない数量となります。このことについても今後は市民の皆様にお願いしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　消防長、竹村　清君。

○消防長（竹村　清君）　　１番、有元議員の南海・東南海地震対策についての２点目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、火災とその対応についてでございますが、火災対応といいますのは、どのような場合でありましてもその火災の発生時の状況によりまして大きく変わってまいります。まず第一は人命でございますので要救助者の有無、そして延焼拡大の有無と程度、また出火からの時間経過や通報時の火災の状況、それに火災状況や時間帯によりましても対応も大きくまた被害も変わってきます。特に時間帯が深夜で通報もおくれ火災が拡大し、乾燥や風が強いなどといった悪条件が重なりますと、たとえ１軒の火災でありましても木造住宅の密集地であれば甚大な被害が考えられます。

このように火災対応といいましても個々の火災状況によりまして対応する消防力が大きく変化していくということをご理解いただきまして、ご質問のとめられる可能火災件数について申し上げますと、現在の本市の消防力は人員が職員と団員で合わせて約４５０名です。そして機械器具がポンプ車とポンプ、全部で５８台、放水口数としまして６６口ということになります。このことから先ほど申し上げましたあらゆる状況や条件などを一切考慮せず、単純に机上で計算した対応可能件数は１６件ということになろうかと思います。しかし、ただ、地震によります火災ということでございますが、地震発生におきましては今回の東日本の津波と違いまして、やはり香美市の場合には阪神・淡路大地震のほうが参考になろうかと思いますが、家屋の倒壊などによります要救助者が多数発生することが想定されております。このような状況になりますと人命救助が優先されますので、火災への対応は変わってこようかというふうに思われます。

昨年の東日本大震災は、残念ながら自然災害というのはどのように変化をするかわからないと、想定はあくまでも想定でその何倍もの甚大な被害が発生するということを証明することとなりました。このため全国の消防機関では、今後は常に最悪の事態を想定した訓練や、に積極的に取り組むということになっております。本市におきましても現在の職員が在職中に必ず地震が来るということを念頭に置いて、有事の際その使命が果たせるように今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、耐震性の防火水槽につきましても、消防水利の拡充ということで今後も引き続

き整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君）　　総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　　有元議員のご質問にお答えいたします。

各種委員会についてです。

平成２４年１月３１日現在、住民基本台帳に登録された香美市民の平均年齢は５１．２７歳です。委員の年齢構成を考えるときに、平均年齢を考慮して年齢的なバランスをとるということは一定必要なことだとは思いますが、残念ながらそこまで配慮できていないのが現状です。すべての委員会について調査はしておりませんが、幾つかの委員会について調べたところ、平均年齢は５０代から７０代までと市民の平均年齢より高い結果となっております。それぞれ委員会設置条例等により構成メンバーを決めており、年齢だけではなく関係する組織からの選任、また学識経験者といった一定の要件や基準のもとに選考しなければならないため、年齢のバランスをとることがなかなか難しい面もあると思っております。しかしながら、若い方の参画による委員会の平均年齢の若返りにつきましては、常に意識をしていかなければならないと考えております。

続きまして、高知工科大学との連携３番目のところです。

職員の学位取得の件ですが、香美市が将来大きな目的を持って工科大学とともにプロジェクトを組むという判断をしたときに、その場に対応する職員が高度な専門力が必要ということになればそのようなことも考えなければならない場面が出てくるかもしれませんが、現在ではそういったことについては考えておりません。そしてまた、職員の中には工科大を卒業した者もおりますので、もしそういう場面が出たときには、そういった職員をそういうところに配置をするということも１つの方策ではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　有元議員の工科大学の連携につきまして、１番と２番についてお答えを申し上げます。

議員ご質問の産業振興に係ります直接的な連携というのがは少ないようでございます。金属加工、刃物のデザインに関しまして、工科大学生がデザインをしました秦山絵馬という商品がここにありますが、これが現在中町のふらっと中町で売られております。これ８００円ということですが、お守りと鉛筆削りが合体したというようなもののようでございます。

高知テクノパークに関しましては、入居要件としまして先端技術産業、情報通信産業、サービス業、試験研究施設などとなっておりまして、県内企業につきましては、大学等との共同研究を行うことということになっております。そして、現在操業しております企業に対しましては、香美市から奨励金を支出しておりますので間接的ではありますけども連携をしていると言えるのではないでしょうか。そして、現在交渉中の高知油研さ

んに関しましては、高知工科大学との関係もありましてより連携の強いものになるというふうに考えております。

一昨年は、物部川流域「緑の分権改革」推進事業で流域３市が業務委託をしましてバイオマス関連の成果報告をいただいておりますし、今年物部町で実施しました体験観光モニターツアーでは、工科大学生にお手伝いをいただきました。それで、参加いただいた学生さんからレポートをいただいておりますので、今後の参考にもさせていただきたいというふうに考えております。ほかにもいろいろの祭りにボランティアさんとして学生さんに参加をいただいております。今後はこのようなつながりをより強く広くするよう、２の質問とも関連してまいりますけども連携協議会等の中で新しい芽出しも必要ではないかというふうに考えております。

２番目の高度な技術での研究連携ということでございます。

初めて知りました。デジカメで写しましたら面積がわかるというようなこともあるようなんですが、香美市と高知工科大学では連携協議会を組織しておりまして、年４回程度の情報交換を行っております。会長は工科大学の教授がなさっておりまして、副会長はうちの副市長がしております。市のほうでは、先ほども初めて聞くような研究内容もございまして詳細までは把握できておりませんので、進行中の研究等について情報をいただき、私どもが興味のある、あるいは活用できそうな情報がありましたら連携につなげていきたいというふうに考えております。また、市としましても大学に依頼すべき課題ができましたらまたお願いをしていきたいとも考えておりますし、これらに関しまして今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　　１番、有元です。２回目の質問に移ります。

震災の関係の被害について大変多くご説明をいただきまして、それで今後その災害が起きる前の注意として家具の転倒の防止、住宅の耐震化、自主防災組織、そういった話がありました。それでまた、利根議員のときの答弁にもありましたが、今後情報を収集し市民へと発信をしていくということで、ぜひともこの災害が起きる前のことを、重点的になるかもしれませんが、私の通告では災害後その市民と協働する必要性がありますので、ぜひ災害後のことについても今後情報を発信していっていただきたいと思っております。これは意見です。

それで、次に、火災についての話ですが、本部とあと放水の口数から見て単純に１６件というような数字を先ほどご説明をいただきました。単純に計算して土佐山田４件、香北４件、物部４件で火災が起きると非常に危険な状態に陥ってしまうということがこれでわかってしまったわけでございますが、そこでぜひともその消防としてですね、実際この地震が起きた際には同時多発的に火災が起きる可能性は非常に強いかと思います。先ほどまちづくり推進課の課長から説明をいただいた点では、火災に対しての話は一切

ありませんでしたので、ここで市民にぜひとも伝えておきたい、大規模災害時における火災について、消防からぜひ市民に伝えたいことがございましたら答弁をお願いいたします。

次に、委員会の平均年齢についてですが、今後その考慮をしていただくということで、香美市の人口の平均年齢は５１．２７歳と、意外と若いことにちょっとびっくりしております。それで、委員は５０歳から７０歳が多いということで、これはなかなかその若い方が参加をしないというのは市民側の問題かもしれません。公募を行っている中で若い人が参加をしないというのは非常に残念なことです。私も議会では最年少の議員ですので、今後は若い方々にぜひとも委員会に参加をしていただくよう発信をしていかなければならないと切に感じております。これについても、済みません、意見だけとなりますので答弁は必要ございません。

最後に、産業振興と高知工科大学の連携についてです。

学位の取得の話でも総務課長のご答弁いただいたんですが、高度な技術が必要、連携の際に高度な技術が必要になったときにはそのような対応も考えるかもしれないということがありました。そこで、ぜひとも産業振興課のほうにお尋ねをしたいのですが、工科大ではさまざまな研究がなされております。その材料工学のみならず情報システム工学からさまざまな分野、多岐にわたり、教授の数も２００ほどおりますので、そうなってくると技術の量というのは半端ない状態になっております。それらの教授を行政が対応していくということは非常に困難。そこで、先ほど総務課長の答弁をちょっとヒントをいただきまして申し上げさせていただきますと、ぜひとも今後は高知工科大学と連携を図る際には、研究に従事している技術職の職員、または工科大出身の職員でチームを編成し、工科大との連携のためのプロジェクトのチームをつくってはどうかと思いますが、ひょっとご意見がございましたらご所見をお願いいたしまして２回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　消防長、竹村　清君。

○消防長（竹村　清君）　　有元議員の２回目のご質問にお答えを申し上げます。

火災というとらえ方だけではなくて、やはり地震対策ということを含めましてですが、先ほどまちづくり推進課長が答弁をいたしましたように耐震化、家屋の耐震化を進めると、そして家具の転倒防止というのは非常に重要でございまして、ご存じのように阪神・淡路の大地震のときも６，５００人の方が亡くなられておりますが、火災による死者というのは５００人程度、それ以外はすべて倒壊とですね家具の転倒の圧死がほとんどでございます。やはり自分の命を守るという上においてもそういった家具の固定と、簡単にすぐ早急に確実にできるところはやっていただきたいと。それと、家屋の耐震化というのは、家具の転倒を防ぎみずからの命を守ると同時に火災のやはり出火を防ぐという意味もございますので、そういった形で対応していただければ火災も非常に発生をですね防ぐことができるのではないかというふうに思っておりますので、やはりそれは

それほど困難なことではございませんので、皆さんがそれぞれが取り組んでいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　有元議員の２回目のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたようにカメラで撮ったら面積がわかるというようなことは全然想定もしていなかったようなことですので、私どもの考えが及ばないようなことは専門の技術職員なんかが考えたら思いつく。いろいろ不便なと思うことを大学に持ちかけるというようなことも考えられると思います。いずれにしましてもその検討チームに関しましては今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　　１番、有元です。最後の質問でございます。

工科大のプロジェクトチームについては、今後ぜひとも検討していただきたいと思います。その点については質問ではなく意見としてさせていただきます。

そして、最後の質問でございますが、まちづくり推進課のその防災の話とまた消防のほうの火災について、家具の転倒の防止の点についても、これらの話、両方の話を融合させて市民に伝えたほうがより必要性を感じるかと思います。防災の視点から、そのまちづく防災の視点というのとまた消防からの防災の視点というのはやはり違う点があろうかと思います。その両方をぜひとも融合させて今後広報紙等で発信をしていただきたいのですが、所見をお伺いいたしまして今回の質問を終わらさせていただきます。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。消防のほうとはですね今回の答弁すり合わせをしてなかったわけですけれども、家具の転倒の防止、そして耐震化は共通の認識を持ってるというふうに思います。また、市のほうでもですね昨年の１０月号の広報で震災特集という形で震災対策についての情報発信を行いましたけれども、本年につきましてもですねこの震災特集というのを続けていきたいと思います。その中では消防のほうとも連携をとりまして、また記事の面で工夫をしていきたいというふうに思っておりますんでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君）　　有元和哉君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後　３時２８分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第３号）

平成２４年３月７日　水曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第３号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月７日水曜日（会期第８日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子	２２番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課地域教育振興班長	
教育次長兼教育振興課長	後藤博明		西野博重
生涯学習振興課長	田島基宏	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

な　　し

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第８日目　日程第３号）

平成２４年３月７日（水）　午前９時開会

日程第１　一般質問

①　　６番　山　崎　晃　子

②　　２番　矢　野　公　昭

③　１１番　依　光　美代子

④　１２番　山　崎　龍太郎

⑤　　９番　織　田　秀　幸

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開会）

○議長（西村芳成君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２２人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　おはようございます。６番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険に関して、生活支援ハウスに関して、中学校の武道必修化に関して、生活保護の住宅費に関しての４項目を一問一答形式でお伺いいたします。

初めに、介護保険に関してお伺いいたします。

厚生労働省は、２０１２年度から３年間、介護保険制度から事業者に支払う新しいサービスの報酬単価を決定しました。介護報酬は３年ごとに見直され、４月以降の報酬は１．２％の引き上げとされています。この報酬単価の１割が利用者負担となりますが、介護報酬の引き上げは利用者にとっては保険料、利用料負担の増加につながります。今回の改定では、低賃金が指摘される介護職員の処遇改善のため、全額国費で年約１，９００億円を負担してきた処遇改善交付金を廃止し介護報酬に組み込みます。プラス改定となったのはそのためですが、交付金のときと同様に月１万５，０００円の賃上げを行うためには介護報酬を２％引き上げることが必要です。１．２％の引き上げでは、実質的には０．８％のマイナスになります。要件を満たした事業所は処遇改善加算がとれますが、３年間の経過措置であり抜本的な待遇改善にはほど遠いと言わざるを得ません。そして、全額国が負担してきた交付金を廃止し報酬に組み込むことは、国の負担を減らし、地方自治体と利用料、保険料の負担をふやすことになります。また、医療から介護への流れとして、介護職員がたんの吸引を行うことやグループホームや老人保健施設などでみとりをした場合、加算として評価するようになっています。今回の改定は、団塊の世代が７５歳になる２０２５年に要介護認定者数を現在より３％程度減少するという目標のもと、効率化、重点化の観点から施設から在宅へ、医療から介護への流れを一層強める方針が鮮明になりました。

以上のことをもとに次の点をお伺いいたします。

今回の報酬改定では、高齢化でふえ続ける介護給付費を削減するために建設や維持に費用がかかる施設への依存を減らし、施設の利用者を抑制する方向が示されました。また、病院や施設の高齢者を在宅に移す対策として、在宅介護の目玉施策と言われる定期巡回・随時対応型サービスが新設されました。この定期巡回・随時対応型サービスは、

食事や排せつの介助、医療的ケアなどを短時間、複数回の定期巡回と随時対応を行うものです。報酬は介護度、月単位の定額制となります。２４時間いつでもと宣伝としていますが、定額の報酬を超えれば事業所の持ち出しとなるため事業所がサービスの提供を控えるなどの懸念が払拭できません。中山間地域では、移動に時間がかかり非効率的で採算がとれないとの声もあり、サービスの地域間格差が拡大する恐れもあります。２４時間地域巡回型サービスを定額制にすることで給付費の伸びを抑制できるとしていますが、介護給付費を削減するために無理やり在宅を進め、他方で生活援助を縮小するやり方は、介護難民と呼ばれる人を一層ふやすものです。この点について担当課長の認識をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　　おはようございます。山崎晃子議員の介護保険に関しまして、１点目の見解をということにお答えをいたします。

介護サービスの充実を図りながらふえ続けます介護給付費を抑制をしていくことは、介護保険制度の維持、継続を図っていくためには必要なことだと思っております。また、在宅の推進につきましても、要介護状態になっても地域で暮らしていきたいという高齢者は多くいます。その支援をしていくことは大切なことであると思っております。そのため今回軽度の方への生活援助の時間短縮に、ヘルパーさんの生活援助ですが、その時間短縮による効率化、そしてまた制度改正として重度の方への支援という方向性が高まってきておる制度改正となっておりますが、在宅介護を推進していく上では重度の方への支援ということは大切でありますし、そのための施策として先ほど議員が申されましたように定期巡回・随時対応型訪問看護介護などの短時間のサービスを随時提供していこうという制度が改正もされておるところです。しかしながら、本市にも該当しますが、介護サービス提供事業所の参入の困難性とか、また介護人材の確保に苦労しておるような中山間地域におきましては独居高齢者や高齢世帯の増加などの要因もありますので、おのずと在宅サービスについては限界があるのではないかというふうにも感じております。地域の実情を勘案しながら、また実情に応じた施設と在宅のサービスというのをまた提供として考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　サービスを充実させること、それから利用者がふえれば給付費が拡大されてっていうことで抑制、維持継続するには仕方のないことということで、課長の認識だったと思いますけれども、この制度自体がですね本当にこれでいいのかっていうことがあろうかと思うんですけれども、今度介護保険料の改定の案が提示されていますけれども値上げということで出ております。この高い介護保険料は年金から天引きされるわけですけれども、年金から高い介護保険料を天引きされて必要なサービスが利用できない、１割の負担も高くて利用できないというふうなことが出てくるんじゃないかと思うんです。少額の年金で暮らす高齢者にとっては本当に切実な問題でして、こ

の制度自体が本当に今の高齢者の実情に沿ったものかっていうことがあると思うんですけれども、そうしたことでその維持継続のためには仕方がないということではなくって、やはり実情に応じて見直していくっていうか、そうした声を地方から上げていくっていうことも大事なことではないかと思うんですけれども、そうしたお考えはないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　はい。介護保険料にしましても年々ふえ続けて、年々いいますか１期ごとに改定されましてふえてきておる状況です。要介護認定者も増加をしておりますし、やはりこのままでいけば介護給付費の増加は順次避けられないという状況になってこようかと思います。そんな中で国としましてもやはり制度改正等、３年１期ごとにおきまして検討しながら進めていくと思われますので、そんな中でこちらからまた声も上げる機会もありましたらお伝えもしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　そしたら、こうした地域の実情とかもぜひ国のほうにも上げていただいて、安心してサービスが受けられるような制度っていうものにしていくような声をぜひ上げていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今回の改定においては、１．２％の報酬引き上げ分のうち１．０％は在宅サービスに充て、施設サービスには０．２％しか回さないことになりました。そのため特別養護老人ホームや老人保健施設など施設介護の基本報酬は引き下げられます。重度の人が多いほど報酬がふえる仕組みとなったため、中軽度者の入所が困難になるなどサービス後退が懸念されます。また、老人保健施設は、ベッドの回転率が高い施設ほど報酬を手厚くしベッドの回転率の低い施設と格差をつけるようにしたため、入所者の早期退所を推進することなども懸念されますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　はい。２点目のご質問にお答えいたします。

施設介護の報酬につきましては、今回の改正を受けまして全体として引き下げられておる状況です。これまでの介護報酬の設定におきましても、軽度の方よりは重度の方の介護報酬が高くは設定されておりましたので中軽度者へのサービス後退ということはないというふうに考えております。ただし、報酬改正の中で特別養護老人ホームにおきましては、たんの吸引等を行う重度者の要件を満たすことで加算がされるような見直しをされていますし、また、老人保健施設におきましても、新しく算定要件を設定しまして理学療法士の配置やベッド回転率要件、また重度者要件などで基本報酬に加算がされるというふうになっております。これにおきましてもやはり老人、このような加算がされるようになってはおりますが、老人保健施設を退所できる、またできないというようなことにつきましては、その方のそれぞれの身体状況に応じて在宅の復帰が可能かどうか

ということが大事な視点になってくると思いますので、早期退所を推進するというようなことは考えられないというふうに思っております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　この報酬改定で特に変わらないだろうということだと思うんですけれども、今現状で言いますと特別養護老人ホームなどに関しては、なかなか中軽度と言われる方は入所が困難な状況があります。実際介護度の４とか５とかっていうことになりますけども、中軽度でも特に認知症の方なんかは、中度で出てもなかなか在宅で、お一人の場合は特にですけれども在宅生活がとても困難な状況があるんです。そしたら、そういう方はどうするかということになると思うんですけれども、有料老人ホームとかそういったところに入所されてる、入所する場合もあろうかと思うんですけれども、やはりそこには支払い能力っていうものもありますので、みんながみんなそういったところに入れるということではありませんので、やはりこの重度の人に報酬単価がふえるということは、やはりそうした中度の方がますますこう入りにくくなるという状況が出てくると思います。また、老人保健施設はもともと中間施設で在宅へ帰すというような施設でもありますけれども、やはりこの重度の方を入所をしていただくということがその施設の運営、経営にもかかわってきますので、そういったことがもう鮮明に出てくるというふうに私は思っていますし、現にそういったお話も聞いたことがあります。ですので、なかなかその中軽度の方の入所は困難だということで、そしたら特に認知症の方なんかはどうしていくのか。グループホームがあるじゃないかということですけども、グループホームも中軽度のほうは単価が下がってたかと思うんですけれども、そうした方への対応っていうのはどういうふうに考えておられるでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　　はい。特別養護老人ホームの報酬改定につきましては、手元の資料におきましては全体として下がっておりまして、重度の人のほうがやはり単価としては高いわけですが全体として下がっております。これによってその入所の条件といいますか重度の方を優先的にというようなことは既に始まってはおります。やはり軽い方よりは重度の方からということで、ホームのほうもそういうことで現在のところもやっておるところですが、やはり軽度の方が、やはり議員さんがお話されますようにこうなかなか入りにくいというふうになってくればそこは在宅でおるか、またグループホームとかいうふうな形になってこようかと思いますが、やはり施設のほうにつきましては、やはり入所待ちという現状があっておりますのでいかに在宅の、でおれる環境を整えていくかということになってこようかと思いますが、やはり今後在宅の、在宅で過ごしていける環境というものをやはりケアプラン等で検討していくということになってこようかというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　在宅、そういう方がなかなか入所できないということになったら当然在宅での受け皿を充実させていくっていうことになりますが、また、そういった状況で在宅の受け皿も十分にないというようなこともありますので、ぜひこういうことで困っておられる方がおいでるんじゃないかっていうことでぜひ調査っていうかね、そういったこともしていただきたいと思います。そして、在宅で生活するようであれば、安心して在宅でおれるような受け皿っていうものをぜひ考えていただきだいと思います。

その…３点目の質問に移ります。

通所サービスでは、設定時間の変更により利用料が増額となります。利用料の増額は、利用者の負担が大きくなるため利用回数を制限せざるを得ないとの声もあります。また、在宅介護の柱である訪問介護では、ホームヘルパーによる掃除や洗濯、調理などの生活援助が縮小されます。現在３０分以上６０分未満、６０分以上が、改定後は２０分以上４５分未満、４５分以上となり時間も報酬も削減されます。現状では１回の提供時間は９０分が事実上の上限ですが、改定後は６０分程度が上限になります。今以上にヘルパーが利用者と会話する余裕もなく、駆け足介護を強いられ、利用者への精神的な支えやヘルパーのやりがいを奪うとの声も聞かれます。地域の状況や居住環境などを考慮しないまま時間短縮を行うと、在宅生活の継続が危惧され利用者への影響が大きいものと考えますがどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　　はい。今回の改正におきまして通所サービスでありますデイサービスにつきましても、これまでの６時間以上８時間未満の利用設定という設定でありましたが、改正によりまして５時間以上７時間未満と７時間以上９時間未満の利用時間の選択をすることができるようになっております。しかし、７時間以上のデイサービスを選択しますと、やはり施設におきます職員さんの負担、また勤務配置としまして二交代制をとらなくてはならないというようなことも出てくるようでございます。また、５時間以上が必要となりますので、やはり施設としましては５時間以上７時間未満の利用設定の選択をする事業所が大半を占めるものと予想がされております。それによりまして利用者につきましては、やはり利用時間が１時間程度短くなるということが考えられます。

また、ホームヘルプサービスにおきましても、生活援助サービスの時間設定が変更されたということで、これまで６０分を境に利用単価が変わっておりましたが今回４５分が境となって利用単価が変わりますので、これまで利用していた時間によりまして単価が変わってきますので、やはりこれにおきましてもやはり個々の状況に応じました生活援助サービスのケアプランというのが大事になってくるんではないかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　課長が先ほど言われましたように通所サービスでは、５から

７時間をとったら負担にはつながらないっていうことで、７時間から９時間をね、とった場合にはかなり負担が大きくなるっていうことですけれども、これはまたその、この長時間の設定をするっていうことでこれは家族の負担を減らすという意味でこの長時間の設定ができたわけなんですけれども、その方の個々の状況に応じてどちらを選ぶかっていうことになってこようかと思いますが、全体的に見たときにやはり今回の改定で報酬単価が低くなってるところもありますけれども、やはり加算、加算をとっていきますのでやっぱりこれ利用者負担につながってくると思うんです。特にヘルパーさんのほうは今まで６０分でしてたものを４５分、これは４５分以上っていうことですから５０分かかってもいいわけですけれども、そうした事業所、４５分でぱっと切るところも出てくるかと思うんですが、そうなった場合に２回に分けるというようなことになったらまた負担増につながってきますし、大変今回の改定で負担増、それから利用できないような状況ですね、そういったことも出てきますので、ぜひ調査をねしていただけたらと思います、この影響について。ケアマネジャーさんに聞くことでわかると思いますのでそうしたこともぜひしていただいて、実態はどうなのかっていうことを把握していただきたいと思いますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　はい。加算によります報酬の改正、改正といいますか単価が上がっておるという状況もございます。また、今回創設されました定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましても、やはりこのサービスにつきましても事業所近辺にある程度の訪問先が確保できる都会型のサービス的なものになっておるというふうにも思っております。やはり地域におきましては、現状のサービスをいかに組み合わせてサービスを提供していくかということが重要になってくると思いますので、今回の改正を受けた中でやはり先ほど議員さんが申されました影響というものが多少出てくるかと思われます。やはりケアマネジャーさん等を通じまして、包括支援センター中心としましてまた影響等を、ケアマネジャーさんの中で把握できておる分がありましたらまた把握もしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　そしたら、次の質問に移ります。

来年度から地域支援事業に新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設されます。この総合事業は、市町村の判断で要支援１、２の人を介護給付から外し市町村が行うサービスに移しかえることができるというものです。このことに関し６月議会でお伺いしたときは、第５期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において検討するとの答弁でしたがどのように位置づけられたのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　はい。この事業につきましては、今回計画を策定する中でやはりサービスの種類、またサービスをする対象者等、今現在介護事業の中

で行っております予防通所等のサービスと重なりますので、やはり今後具体的に事業内容や事業に要する費用等を今後検討していくということで、第５期の計画期間中に検討を行っていきたいということにしております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　第５期の計画中に検討するっていうことで、地域の状況とか利用者の実態等を踏まえて慎重な検討をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。次の生活福祉センターこづみに関してお伺いいたします。

本市には、物部町に高齢者生活福祉センターこづみが設置されております。この福祉センターは、おおむね６０歳以上のひとり暮らしの人や夫婦のみの世帯であって、高齢等のため自宅で生活することに不安のある人に一定期間住居を提供し、居住機能と地域での交流機能を総合的に活用し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設となっています。居住施設の事業内容としては、一定期間住居を提供する、居住施設利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること、施設利用者が在宅福祉サービスを必要とする場合の利用手続の援助等に関すること、地域利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行うこととなっています。

そこでお伺いいたします。

まず、利用療対象者についてですが、利用対象者は「市内に住所を有し、原則として６０歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢のため独立して生活することに不安のある者」となっていますが、具体的にはどういう場合に利用できるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君）　　はい。生活福祉センターこづみに関係しまして具体的な利用方法はということでございます。現在のところ利用していただいておる方法といたしましては、冬季におきまして凍結等により通院が困難な方や、また介護保険のサービスを受けておりまして、介護保険サービスが入れなくなることによりまして在宅生活が困難になる場合、また病院や老人保健施設などからの退所によりまして、居宅へ帰る際の日常生活の訓練等を一定期間しまして自宅、通常の自立した生活になれるまでの間とかに利用していただいております。また在宅で介護を受けております方が介護する家族の長期疾病や入院等の場合とか、また緊急避難的な場合としまして、火災や道路災害などで地域におれなくなった場合に利用など一時的な居住先として利用していただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　対象者の方ですけれども、例えばですねこれ高齢者生活福祉センターということですけれども、例えば６０歳以上の方になろうかと思いますが一時的に保護が必要な方、ホームレスの状態であったりとか、そういう一時的にどうしても

一晩寝るところがないとかっていうような方がおいでた場合には、そういった福祉的、福祉対策としてそうした利用はできないものなのか。ちょっとこの法、趣旨からいったら違うとは思うのですけどちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　　はい。自分自身もそういうことは想定したことがないわけですが、やはり設置目的というのがありますので、緊急避難的な火災とか道路災害等でもある程度の一時的な居住ということは認めておりますが、ここの施設自体に寝具等もありませんのでその辺からの今後の検討課題というふうなことにもなろうかと思いますが、これにつきましては福祉事務所のほうとの関連も出てくる、出てこようかと思いますので、検討といいますか今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　そしたら、次の質問に移ります。

次に、利用状況についてですが、これまでの利用実績を見てみますと平成１８年度が５人、平成１９年度８人、平成２０年度７人、平成２１年度９人、平成２２年度９人となっています。１２人まで利用可能ですが、せっかくある施設が有効利用できていないのではないかと感じています。この利用状況をどのように分析されているのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　　はい。利用につきましては、確かに年度ごとに増減があっております。一時的な居住先でありますので、やはり需要があっての利用となりますので変動があるのはいたし方ないことかというふうに思っております。また、全室埋まってしまいますとやはり災害等の緊急時に対応できないことも考えられますが、この辺は臨機応変に対応していきたいとは思っております。今後といいますか昨年も申請をした方がおいでましたが、やはりお家のほう、申請をした後でやはりお家のほうがいいということで取り下げた方もおいでますし、ケアマネさんが居住環境、冬場の居住環境等を見てやはり冬季の間でも入居もすればよいというような環境にいる方に勧めてくれたりもしておりますが、やはり住みなれた環境にいるほうがよいということで入居に結びつかない状況もあっておる状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　山間地とかをね抱える本市にとって大変重要な施設だと思うんですけれども、この施設、このようなこう施設があることすら知らないっていう声もあります。ケアマネジャーさんのほうからね勧めもあってということですけれども、もう少しこういった施設がありますっていうことを広報とか自治会等を通じて周知していくべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　　はい。知らないという声があるということでございますが、困った状況がありましたらやはり地域包括支援センターへの相談というもんもしていただいておりますし、そんな中で把握した中でまたこういう施設があるということで勧めもしていきたいというふうに思っております。広報につきましては、余り広報して勧めていくような施設でもないとはいうふうに感じますが、適当な広報の機会がありましたらしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　余り広報をしてもということでしたけども、やはりこうした施設があることで安心がある。例えば災害があったときに水が来なくなった、そしたらどうしようかっていうたときに困る、どうしたらいいかっていうこともあったりしますのでやっぱりこうした、利用条件がありますけれどもこの条件、こうした場合はこうした施設がありますよっていうことは、やはり広報してみんなに知っていただいて安心して生活していただくっていうことはすごく大事なことだと思いますので、ぜひそのことも考えていただいて判断をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。中学校の武道必修化に関してお伺いいたします。

武道必修化は、２００６年、教育基本法の改定を受けて文部科学省が進めてきました。２００８年に礼に代表される伝統的な考え方を理解することを目的として学習指導要領を改訂し、体育の授業に武道、ダンスが取り入れられることになりました。武道については、柔道、剣道、相撲の科目の中から１つを選び、男女とも中学１、２年生は必修、３年生は球技との選択になると聞いています。今年４月から全中学校で実施されることになっています。

そこで、質問に移ります。

去る２月５日に子どもと教育を守る高知県連絡会の主催で、武道必修化について考える県民集会が高知県立大学永国寺キャンパスで開かれました。意見交換では、相撲、柔道の専門家が安全性などを発表されていました。保護者の立場からは、どうして武道なのかよくわからない。楽しいという子もいるが嫌がる子もいる。もっと子どもの声を聞いてほしい。指導者が初心者ではやはり心配。楽しむのはよいと思うが、それならどうして武道なのか。多くの親がこの問題を知らないなどという声が出されました。会場からも競技スポーツと一緒にしていいのか。急ごしらえでやることに無理がある。やるなら予算をかけてきちんとやるべき。けがをする子どもが多く心配している。安全対策は大丈夫か。礼は体育の課題か、教育全体の課題ではないかなどの不安の声が出されていました。そういう意見を聞いていてなかなか難しい問題だと考えさせられましたが、武道必修化による教育効果とはどのようなものが考えられるのでしょうか。また、戦後初めて女子に武道を必修化させる意義についてもお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　山崎議員の武道必修化による教育効果はということと、あ

わせて戦後初めて武道を必修化させる意義をというご質問にお答えをいたします。

まず、新学習指導要領では、中学校保健体育において武道、ダンスを含めたすべての領域を必修にすることとしました。武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり相手のわざを防御したりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動です。武道に積極的に取り組むことを通して武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができることが期待をされます。女子についても同様の意義でございます。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　女子も同様っていうことでありました。私はふと女子は思春期に入りますので、剣道をね本市は選択ということでしたが、相撲とかになったらちょっと恥ずかしいというようなところもあって抵抗がねあるんじゃないかなというふうに素人考えで思いましたので、ちょっと女子の武道の必修化っていうことでお聞きをしました。

次の質問に移ります。

本市では剣道を選択したと聞いていますけれども、剣道には胴着とか、それから小手、面、胴、竹刀などの用具が必要です。剣道道具の確保や予算面など不安な声も聞かれますが、これらの武道具の購入等に際し保護者の負担が発生するのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えをいたします。

剣道の防具等について、保護者の負担はございません。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　保護者の負担はないということは、もう面とか小手とか胴とか竹刀っていうのはそれぞれ十分に、みんなに１人ずつに行き渡ってるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えいたします。

それぞれの学校で一応防具のセットを購入したり、もともとあったりして使うようにしています。例えば大栃中学校、香北中学校では、十分そろってなかったりしたところがありまして２０セットずつ防具を購入をするというふうなことをしています。鏡野中学校には防具のほうがありまして、それを繁藤中学校のほうに貸し出しをするというふうなこともしています。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　わかりました。その胴着も、済みません。先ほどの胴着も、はどういうふうにされるんでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。胴着そのものは体操の服でできるので、特にこのための費用というふうなことは保護者の負担はないようになっています。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　そしたら、体操服の上に胴をつけて面とかつけてっていうことでやるということですかね。ひょっと竹刀、やるときにその体操服でしたらこう当たって、こういう体操服の上だとこうひょっと当たったときに痛いというようなことも出てくると思うんですけれども、そういったこう安全面への対応っていうのはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えをいたします。

剣道に対する指導の時間は学校によって少し違いますけど、１年生、２年生で例えば年間８時間とか、一番多い鏡野中学校で年間１３時間です。本来はどんどん内容が深くなっていけばいいのですけれども、１年生で８時間のうちで基本的なものを身につけ、２年生でも基礎を積み上げていくというふうなことですけれども、ただ、子どもたちが学習していくときに基礎の練習ばっかりしててはどうもおもしろくないというふうなこととか、やっぱり対人の試合によってより技能が身につくというふうなことがありますので、順次積み上げながら技能を高くしていくというふうなことですので、安全面についての配慮は担当の先生のほうで一番しっかり気をつけながらやっていくところです。その辺は心配はないと思います。打って当たるということはあるかもしれませんけれども、けがをするとかいうふうなことについては学校のほうは最大の配慮をしています。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　そしたら、最後に、生活保護の住宅費に関してお伺いいたします。

ここ数年、全国的な不況などにより失業者がふえるなど、住民の暮らしは大変な状況に陥っています。本市でも深刻な状況の方がふえています。失業し収入がなくなったためアパートの家賃も払えなくなりホームレス状態に陥ったというケースや、寝るところも食料を買うお金もなく、川の水を飲み草を食べて飢えをしのいできたという方もおられました。生活に困窮したりホームレスになった原因はさまざまですが、このような状況に陥って生活保護しか生きる手だてがないというケースは確実にふえてきています。私のところにも相談が寄せられますが、その数は年々増加しています。多くのケースで福祉事務所に相談しお世話になっているところですが、そんな中で一番頭を悩ませているのが生活保護の基準内の住宅を確保することです。住宅に関しては、生活保護の現場に深くかかわっているケースワーカーの方ならその困難さがよくわかっていただけると思いますし、私たち以上に苦労をされていることと思います。現在の住宅費の基準は、月額家賃で高知市が１人世帯で３万２，０００円、２人から６人の世帯が４万２，０００

円、７人以上の世帯が５万円という特別基準を設定して適用しています。しかし、高知市と枝川地区を除いた本市など他の自治体は、１人世帯でも２人以上、さらに７人以上の世帯であっても住宅費の基準は一律２万６，０００円に設定されています。そこで、２万６，０００円以内の物件を探すのですが、なかなか見つかりません。本市の場合、近隣の市と比較しても家賃が高いほうで、１Ｋと言われるワンルームでも月額３万円から４万円近くかかります。さらに深刻なのが２人以上の世帯の住宅確保です。２人、３人、４人、５人と家族がふえればそれなりの部屋数は必要になります。ワンルームでも３万円を超える状況で、２万６，０００円以内で複数の家族が住める住宅を探すのは非常に困難な状況です。

私は、本市の住宅事情と生活保護の住宅費の基準に矛盾を感じ、憲法、生活保護法、実施要綱、通知などの中から住宅費に関連する事項に目を通してみました。すると、生活保護法による保護の実施要領についてと題した社会局長通知というのが目にとまりました。この局長通知の中で、第７で最低生活費の認定として、最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要をもととした費用を必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないことと定めています。また、第７の最低生活費の認定の中で、４の住宅費の（オ）には「保護の基準別表第３の２の厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に１．３を乗じて得た額（７人以上の世帯については、この額にさらに１．２を乗じで得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと」と明記されています。

生活保護法や実施要綱などに目を通していく中で、日本国民すべての人の権利を定めた日本国憲法に規定している居住の権利を経済的困難から行使できない人に対して、最低限の保障をするために具体化したものが生活保護法に規定する住宅費の基準であり実施要綱であると理解しました。また、本来居住の自由を保障するのであれば公営住宅などで需要に対応すべきと考えますが、資本主義の経済構造においては民間の住宅供給も方策であり、そのために家賃などの扶助が規定されていると理解しました。いずれにしろ供給整備は国と自治体の責務であると言えます。実施要綱で定められたことは、生活保護法に健康で文化的な生活を保障すると規定され、住宅費の基準額を厚生労働大臣が毎年決定しています。したがって、１、世帯員数、２、世帯員の状況、３、当該地域の住宅事情からそれぞれのニーズにこたえられるように、生活保護法第２５条の２では、常に被生活保護者の生活状態を調査し、必要に応じて保護の変更をしなければならないと定められています。具体的には、１つ目の世帯員数では、複数世帯においては最低限の部屋数や衛生的な環境の確保のために、特別基準の設定として基準額に１．３を乗じた金額、７人以上であればこの額にさらに１．２を乗じた金額を定めています。また、２つ目の世帯員の状況では、個々の状況に応じて例えば車いす使用の方から特別基準の

設定として基準額に１．３を乗じた金額を定めています。さらに３つ目では、当該地域の住宅事情により基準額内での住宅がその地域で十分供給できない状況であれば、特別基準の設定として基準額に１．３を乗じた金額を定めています。高知県内の福祉事務所の中では、高知市全域で被保護者の実情や地域の実態を考慮し、特別基準を設定して法の目的に沿った保護の実施が行われています。また、中央西福祉事務所の枝川地区のように地区限定で特別基準を設定しているところもあります。

そこで、お伺いいたします。

特別基準の設定は、先に申し上げました１、世帯員数、２、世帯員の状況、３、当該地域の住宅事情の各事情ごとにするように定められています。逆に言えば、特別基準を設定しない正当な理由がなければ福祉事務所が国の指示を無視して不当な運用を行っているということになるのではないでしょうか、この点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　山崎議員の生活保護の住宅費に関しての１点目のご質問にお答えします。

本市の生活保護の住宅費の家賃、間代等につきましては、別表第３の住宅扶助基準の基準額を超えますので厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額としています。さらにこの額によりがたい家賃、間代等であって世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に１．３を乗じて得た額の範囲内で特別基準の設定があったものとして認定して差し支えないこととありますので、この特別基準の額を認定するかしないかっていうところは、各自治体の判断であり裁量になると考えております。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　各自治体の判断、裁量でということですけれども、そしたら、大変大切なことですけれども生活保護法に健康で文化的な生活を保障すると規定されています。常に被生活保護者の生活状態を調査し、必要に応じて保護の変更をしなければならないと定められていることとか、それから、局長通知では、最低限度の生活を維持するために必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないと定めているということがありますが、この点については福祉事務所長はどういうふうに認識をされておられるのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　お答えします。

個々の生活状況を調査しとありますが、とのことですが、生活保護は一応申請主義というところはございます。それと、この住宅費に関しましては、先ほど山崎議員も述べておられましたが世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものというところにあります。これは世帯員の個別の事情など各世帯のそれぞれの状況に応じて個々に判断する場合も出てくると思います。また、各世帯のそれぞ

れの状況によって判定されるとともに、当該住宅設備等を備える物件の確保に当たっての困難性など地域の住宅事情とあわせて判断する場合も出てくると思います。また、この当該地域の住宅事情により判断する場合も出てくると思います。ただ、この当該地域の住宅事情を利用とする場合は、住宅扶助を必要とする被保護者の状況を個々に判断するのではなくって、当該地域の住宅事情も的確に把握して、管内の被保護世帯に対して公平で統一的な適用基準を用いていくところが必要だと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　ちょっとよく、ちょっとわかりにくかったんですけれども、では、２点目の質問に移ります。

そしたらですね、本市でも世帯員数、１の世帯員の状況、２、世帯員の状況、３、当該地域の住宅事情、先ほど個々にということで言われてましたが、各項目ごとの調査が行われているはずですけども、各項目別に見た本市の状況をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　２点目のご質問にお答えします。

項目ごとの調査は行っておりません。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　項目ごとを行っていないっていうことでしたけれども、個々実情を判断、個々それぞれの実情を判断してということで言われてたかと思うんですけれども、その世帯員数とかね世帯員の状況については保護の申請時の聞き取りでも確認することができるかと思いますけれども、この地域の住宅事情について調査をしてないっていうことですが、なぜ調査をされていないのでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　お答えします。

個々の世帯の状況っていうところはです。例えば先ほどもお話、山崎議員もおっしゃってましたように、車いす使用の障害者等により通常より広い居室を必要とするため基準内では賃貸がない場合とか、基準額を超えている住宅に住んでおる方で特別な状況とかがあって転居が困難と認められるような方、こういった方が適用になってくると考えております。ただ、こういった場合っていうのは当該実施機関が判断するわけですが、これは他の市町村に移ってもほかの実施機関でも同じような判断になってくると思います、こういった特別な事情によって判断する場合は。あと当該地域の住宅事情により判断する場合は、１世帯だけをこう見るんでなくって、全体を見て判断することになります。それは香美市全体の住宅事情を見てその中で香美市が判断していくというところになってくると思います。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　そしたら、車いすの方であったり基準を超えて特別な転居が

困難な、そうした特別なときには調査をするけれども、それ以外は住宅事情、全体を見て判断をしていっているということで、個々には調査をしていっていないということで理解を、そういうことだということでお聞きをしましたけれども、そうなりますとその、そしたら国も調査をして実態把握をするようにと指導をしている点は、そしたら特別な事情のある場合を除いてはもう別に個々に判断を、調査はしなくてもいいということの、そういうふうに解釈をしていいということでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　　はい。お答えします。

特別な事情だけという場合は、個々のケースで判断すると思います。ただ、特別な事情があって、さらにその当該地域の住宅事情によって、例えばその地域ではそういった方の住宅がないとか、そういった当該地域の事情と両方あわせて判断する場合も生じてくるとは思います。それと、それ以外に住宅事情、当該地域の住宅事情のみで判断する場合は、先ほども申しましたように全体の住宅事情を見て判断をするというところでございます。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　そしたら、その当該地域、本市の住宅事情っていうのは、課長はどのようにとらえて把握されていってるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　　はい。お答えします。

３点目のご質問ともちょっと重なってくると思いますが、香美市の生活保護の方で住宅扶助を受けてる方は、もう圧倒的に単身世帯が多いです。九十二、三％（後に「８割」と訂正あり）の方がもう単身世帯の方です。そういった場合、こう考えた場合、香美市内でこの住宅、香美市内の住宅を見てみる場合、この範囲内の住宅を利用してる方は多くございます。そういった方を見ますと、現在の基準で運用していきたいというところでございます。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　範囲内、そういう範囲内、そういう２万６，０００円の範囲内で必死で探していってるという状況ですよね。これがそういったところがたくさんあって選べるという状況ではないと思うんです、もうその範囲の中で必死で探していって対応してるっていう状況だと思いますので、そのあたりは十分だというふうに思わないでいただきたいというふうには思いますが、その３点目の質問に移ります。

国の指示のもと本市の住宅費基準に特別基準を設定した場合、１人世帯で２万６，０００円の基準が２人から６人世帯では３万４，０００円になり、７人以上の世帯では４万１，０００円になります。こうなると今より数段住宅探しの範囲が広がるものと期待されます。本市でも現在の状況に沿った特別基準を設けるべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　　はい。３点目のご質問にお答えします。

先ほどのお答えとちょっと重複しますが、現在の香美市内では厚生労働大臣が別に定めます額の範囲内の住宅がありまして、多くの方がこの範囲内の住宅を利用しておりますので、今のところは現状の基準で運用していきたいと考えております。また、この特別基準の設定につきましては、１人世帯は原則の２万６，０００円というところです。２人以上っていうところになりますので、香美市の場合は、先ほども申しましたように圧倒的に住宅扶助を受けてる方は単身世帯の方が多いところでございます。そういったこともあわせて現状の基準で運用していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　そしたら、１人世帯では２万６，０００円って、の範囲内でということですけども、２人以上とか５人とか６人とか７人とかっていうことになった場合には、そうした特別基準を設けるというような考えは、考えについてはどうでしょうか。そんな家族が多くなった中でその２万６，０００円の住宅っていった場合に１部屋とかいう状況になると思うんですけれども、家族が多いと１部屋で生活するにはとても健康で文化的な生活ができるという、そういったことにはならないと思うんですけれども、人数がふえたり、それからあるいは車いすを使用している方などがおいでたらそうした特別基準を設けていくというふうに考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）　　お答えします。

それと、先ほどの答弁の中でちょっと間違っておりましたので訂正します。単身世帯が九十何％と言いましたけど、ごめんなさい、済みません、２人以上の世帯が九十二、三％で単身世帯のみはもう８割ぐらいです。

当該地域の住宅事情に判断する際の考え方の１つとしまして、近隣の市町村との均衡っていうところも考えていく必要があると思います。生活保護の被保護者の転出入に伴いまして移管が必要になる場合も生じてきます。転居時に基準額を超える家賃の住宅への転居指導は行うべきではありませんので、この１．３倍の適用基準がある実施機関からない実施機関への転出となりましたら、住宅扶助の限度額の取り扱い方針についても事前に転出先の実施機関と連携を図り、被保護者に転居指導をしていく必要があります。近隣の南国市、香南市等では、転入、転出の移動もよくありますので、被保護者としましても住所が変わるごとに近隣の３市でこの１．３倍額の適用基準がある、なしということになれば混乱も生じてきます。また、住宅事情なども香美市と近いこともありまして、住宅扶助の額は南国市、香南市と均衡を図っていきたいと考えております。現在のところは南国市、香南市もこの特別基準の額を適用しておりません。香美市でも現在のところは当該地域の住宅事情によってこの特別基準の額を設ける必要はないと考えております。

先ほどの訂正した数字ですが、単身者は８割、２人以上というのは単身者と２人以上と合わせて約９２．３％ということです。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　近隣市町村との均衡ということで言われましたけれども、この香美市でその２万６，０００円の基準内での住宅を探すことは大変厳しい状況があるということは課長のほうはわかっておいでるとは思いますけれども、なおそうした基準内で探すことが非常に厳しい状況に今なってるということを頭に置いて、今後のことを検討していただきたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　２番、自由クラブ、矢野公昭でございます。議長の許可をいただきました。通告によりまして順次質問をさせていただきます。

まず、その前に字句の訂正をお願いいたします。１番目の質問の中の②「構内生活」、この「構」を学校の「校」に訂正をお願いいたします。

そして、議長にお願いがございます。昨日の有元議員の言葉をおかりをいたしますけれども、私も熱心さの余りつい不適切な言葉を発するやもしれません。そのときには遠慮なく指摘、注意をしていただきますようにお願いをいたします。

そして、教育長、先のＡＬＴ増員につきましては、非常にお世話になったと思っております。この場をおかりしまして心より厚くお礼を申し上げるところでございます。

が、しかしながら、お礼と質問は違います。早速質問に移らせていただきます。

まず、鏡野中学校の現状、これにかんがみて以下について伺うものであります。

まず、生徒指導の考え方、基本的な考え方、これが５つございます。まず、１点目、生徒指導は一人一人の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的資質や行動を高めようとするものである、このようにございます。この文言の中には人格とか、そして資質とか、そして人格の中を見てみますと独立とかいう文言がございます。まず、それを説明させていただきます。

人格とは、人が１人の人間としてその価値を持ち、独立して存在するときに必要な精神的資格である、このように書いてございます。そしてこの文言の中にある独立とは、個人が一家を構え完全に私権、私の個人の権利であります私権を行使すること。もう１点、ほかから束縛、支配を受けないで１人で立つこと、このようにございます。そしてまた資質、これは生まれつき持っている性質、才能、能力、このようにございます。しかしながら、この文言をこの１番目の生徒指導のあり方についてという中に当てはめてみますと、前後がなかなか取り次ぎが難しくなってまいります。そこで、私なりにこれを理解、解釈をいたしました。人が１人の人間として社会に出たとき、その持っている

個性、能力を最大限生かしながら社会で生きていくことができるように指導をしていくこと、このように解釈を勝手にいたしましたが、まず教育長、この解釈でよろしいでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　矢野議員さんの先ほどのご質問にお答えをします。

学校教育の、中学校教育の行き着く先はそこだというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　教育長から答弁をいただきました。まず私の考え、これでよいと、このように理解をいたしております。

それで、１点次にお聞きをいたしますけれども、この１番目の基本的な考え方の中に人格の価値を尊重しとございます。この人格、尊重するのはもちろんでありますけれども、これを尊重し過ぎますと放任ということになりはしないのか、私はこのように考えておりますが教育長のお考えを伺うものであります。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　お答えします。

中学生はまだ成長過程にある子どもですけれども、１人の人間として人格は尊重されるべきだと考えます。どのような指導の場合も人格は最も尊重していきます。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　それでは、次の質問に移ります、次の質問といいますか次に移ります。

生徒指導は問題を持つ生徒の援助指導であると、援助というのは助けることでありますからそれは当然のことでありましょう。次に、３つ目、生徒指導は生徒理解である、このようにございます。といいますのは、といいますのはといううちに、というのは、生徒を理解しなければ指導はできないと、私はこのようにもとれると思っております。

そこでお伺いをいたしますけれども、生徒を理解しなければ生徒指導ができないのであれば一番大事な生徒を理解、これはどのような方法でもって行っているのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　お答えをいたします。

授業、それから部活動、給食時間、それから休憩等学校生活の中で、また、家庭訪問や保護者との連絡、関係機関との連携等学校生活以外のかかわりの中で、つまり教職員のいわば一日２４時間すべてが生徒理解に尽きるというふうに言っても過言ではないと思っています。それでもなお教職員の感覚だけのとらえ方では十分でありませんので、日記指導、それからＱ－Ｕアンケート、生活実態調査等科学的なデータも取り入れ全力で生徒理解に努めていっているところです。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　一日すべてが絶えず行動すべてが生徒理解であると、このようにお聞きをいたしました。

そこで、生徒指導をする上におきまして丸一日が生徒理解であるということでありますけれども、そこでじゃあこの生徒を理解して次に指導をするときにこの指導はどのような、例えば個人の、それぞれの先生が、教師が生徒指導を行うのか、それとも後にも出てきますけれども学校全体、学年単位で行っておるのか、この点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　お答えいたします。

特に中学校は教科担任制です。１人の子どもに対してさまざまな教職員がかかわり指導をしていきます。したがって、すべての教職員による共通理解、共通実践が必要になります。学級で担任が子どもとつながり、授業で教科担任が子どもとつながり、部活動で顧問がつながり、登下校ですべての先生がつながり指導に当たっていくようにしています。本県の教職員は、鏡野中もそうですけれども、全国的にも同じように、年齢の分布がＵ字カーブっていうふうなことで、４０代、５０代の先生とそれから若い２０代の先生が多いという、そういうカーブになっていまして、若手教員の育成面でも学校の組織力と教職員の一致団結したベクトル合わせが必要になってくると思っています。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　なぜ今の質問をしたかといいますと、この基本的な考え方についてその留意事項というものがございます。留意事項、いわゆる指導をするときにここは気をつけて注意をしてやりなさいよということであろうと、のように思っておりますが、その留意事項のこれ６番、６点ありますけれども、５番目、全教師の協力を得ながら統一保障で指導をすること。そして６番目、学年ぐるみの指導体制で団結し、統一して指導をするが、常に学年間の調整を図らなければならない。私はその学級担任、学級担任が一番そのクラスの生徒をわかっている、理解をしておると、おらなければならないと、このように考えております。であるならば学級担任が率先して子どもを理解しておる学級担任がその問題行動を起こした生徒を指導していくのが当たり前ではないのか。学校全体、この留意事項、先ほども述べました５点目、６点目でありますけれども、学校全体、全部の教職員が話を、協議をしながら生徒指導に当たっていく、この留意事項に書いてありますので、これね非常におかしいことと思うのですよ。これは責任逃れでと言われても仕方ないです。今の社会もそうでありますけれども責任の所在をはっきりしなければ指導はできないと、私はこのように考えております。ゆえにこの指導の基本的な考え方とこの留意事項、これはちょっと矛盾しているところが、この点につきましてですよ、ありはしないかと。１人の学級担任がそのクラスの中の子どもの問題行動を起こす子どもに対して正々堂々と立ち向かっていく、これが当たり前の姿ではないのかと。こういうふうにこの留意事項に書いてあります５点目、６点目を思いますときに

は、これは責任があるいは校長に行くんでありましょうか。私はわかりませんけれども、この点について教育長はどのようにお考えであるのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えします。

基本的にはおっしゃるとおりです。一番子どもにきちっと向い合ってきちっと育てていくのは学級担任です。学級担任と副担任が鏡野中学校の場合はいますので、主に学級担任、それを支える副担任という形で子どもにと当たっていきます。ただ、ここに書いてある留意点と申しますのは、学校の生徒指導全体の考え方でありまして、あと私が昨日お答えをした中に学校の機能が十分発揮できていないというふうなことで課題をお示ししましたけども、学校組織全体で先生たちが同じ見方、考え方で子どもに接していくというその基本姿勢がないと、担任が個々ばらばらに当たっていてはいけないという意味の留意点でございます。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　はい。それはわかりました。

次に移ります。

４点目、問題を起こす生徒は多分に愛情に飢えているものであり、また正当に自分が認められないという不満を持っているものであり、正しいしつけを受けることなく放任されていたものである。大人や生育者からの被害者であるとも考えられる。このような生徒が最も必要としているのは、教師の真の教育愛である、このようにございます。

そこで、何点かお伺いをいたします。

この正しいしつけでありますけれども、しつけとは礼儀作法を身につけさせること。そして、礼義とは社会の秩序を保つために人間が守らなければならない作法、このようにございます。

そこで、お聞きをいたします。

このしつけというものが中学校で生徒たちにできるのかどうか、できると思われるのか。難しい質問かもしれません、私も、答えにくい質問かもしれませんけれどもあえてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えいたします。

そうですね、正しいしつけを受けずに中学生になった生徒に社会生活のルールや礼義、人とのかかわり方など人間としての生き方について基本から伝え直すことには大変困難があります。しかし、しつけ面での学び直しは学校がリーダーシップをとって行うしかありません。家庭や関係者と連携をしながら、中学校３年間で何とか社会生活を営んでいくための基本の力を培いたいと思っています。矢野議員の言われるように学校での再教育には限界があります。このことは中学校になって取り組むのではなくて、家庭教育や保育園、幼稚園、小学校で早期に課題解決すべきこととも考えます。ですから、教育

委員会として力を入れていくべきことの大きな一つの課題だというふうに思っています。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　教育長からお答えいただきましたけれども、私もそのとおりであろうと思います。中学校でしつけは無理であろう、であるならば家庭でのしつけからが非常に大事なことであり、まさに教育長の言われるとおりであると私も考えております。

そして、次ですが、問題を起こす生徒が最も必要としているのは教師の真の教育愛であると。教育とは何ぞや、ちょっと調べてみました。いろいろありましょうけれどもこのようにございます。教育とは、未成熟者の心身の諸性能を発達させる目的で、そのための刺激や影響を一定の方法で一定期間続けて与えること、このようにございます。そして、愛とは、報われなくても尽くしたいと思う温かい感情、このようにございます。ゆえに教育愛とは、未成熟者の心身の諸性能を発達させるために報われなくても尽くしたいと思う温かい感情、このようになります。後でも関連してお伺いをいたしますけれども、まず、教師の子どもたちに対する真の教育愛、はっきり申しまして非常にきれいな言葉で書いてございます、すべての文言が。それができておればいいんですけれども、私はできておるとは思っておりませんのでこのような質問をいたしておりますが、ここもまたなかなか難しいところではあろうかと思いながらお聞きをいたします。どうでしょう、この教育愛というもの、このとらえ方、あるいはきれいな言葉でありますけれどもできておるのか、なかなか難しいと思われるのか、その点お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　お答えをいたします。

そうですね教育愛というふうなことですけれども、生徒指導そのものにつきましても教職員間にばらつきがあるというふうなことは事実です。少しその教育愛につきましては、少し長くなりますけれども事例を入れながら少し説明をさせてください。

学校では、問題行動を起こした生徒に頭ごなしにしかるのではなくその背景を考えます。多くの生徒が非行に走らないのは、部活や勉強に打ち込んでいる、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、何よりも家庭や学校に居場所があるなどが考えられます。そこには子どもと家庭と学校をつなぎとめるきずながあります。学校で非行を未然に防止する秘策はと問われれば、このきずなをどうしたら強く切れないものにするかということに尽きるというふうに思っています。非行に走る生徒は、家庭や学校に居場所がなく、居心地の悪さを感じています。本当は保護者や教員に甘えたいのに甘えられず、すねたり反抗したりする行動を通してかかわりを求めるのです。ところが、保護者や教員がそのことに気づかず冷たい対応に終始すると恨みに転嫁をし、当てつけのように問題行動を繰り返し非行をエスカレートさせていく場合があります。

したがって、鏡野中学校の先生が大切にしているのは、我が生徒という意識で愛情を持ってしっかりとつながっていくということです。毎日の生徒会を中心に行っているあ

いさつ運動やごみ拾いをともに行い、声をかけることからつながっていきます。保護者や教員を困らせるような行動があっても、まずはそのような行動をせざるを得ない背景を考えて、生徒を好きになるよう愛情を持って接していきます。そして生徒との間に心のきずなをつくっていきます。根気強く接し、生徒の中に自分を心配してくれる保護者や教員のイメージが内在化すれば、自然に規範意識は芽生えてくると信じています。学校に来ない生徒について、学校の教員が夜遅くに家庭訪問をしたり探したりといったケースや、問題行動してしまった生徒に付き添い保護者と一緒に謝罪に行ったりと、鏡野中学校には日々尽力されている教職員の姿があります。だから、卒業するときにこの学校でよかったと、やんちゃな子どもたちが素直になって感謝をあらわす姿が見られるのだと思います。学校教育で愛情を持って全教職員で育てようとするこの姿勢が授業の中でも見られるようになることを願っています。香美市を愛し、鏡野中学校を誇りに思っている教師がたくさんいる限り香美市の教育はよくなるし、それに伴って子どもたちの力も向上すると信じています。そこに本当に早く近づけて全員が一致して子どもに当たれるようにしていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君）　暫時休憩します。

（午前１０時４０分　休憩）

（午前１０時５０分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　次に移ります。

指導の考え方、５番目でありますけれども、問題行動に妥協してはならないが、問題行動を起こした生徒には深い理解と愛情を持って指導し、迫力をもって内面に迫らなければならない、このようにございます。それで、留意事項の２番目、強い態度で指導することはときには必要だが、体罰は否定する、このようにございます。問題行動を起こした生徒に迫力を持って強い態度で指導を、体罰をしないままに指導する。どのような強い態度、迫力を持って指導をしているのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君）　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　お答えをいたします。

強い態度で迫力を持って指導することとは、教師がその生徒と真剣に向き合い、このような生徒を育てるといった目標のもと毅然とした粘り強い態度で子どもの成長を促したいという願いを持って指導に当たることを言います。学校における生徒への体罰は法律により禁止されています。体罰による指導では正常な倫理観を養うことができず、むしろ力による解決への志向を助長させてしまうことにつながっていくと考えています。

○議長（西村芳成君）　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　次に移ります。校内と書いてありますけれどもルール、いわ

ゆる校則であります。これについてお伺いをいたします。

学校教育、特に中学校教育になりますと、勉学だけでなく社会へ出たときのための秩序を保つ、ルールを守る、そういうふうな教育は当然しておることだと思われます。一般社会に出ますと法以外にも数々の規則、ルール、守らなければならないことがあるのは当然でございます。それを守ってこそ社会の秩序は保たれております。学校も学校という名前の社会であると、一つの団体であります。であるならば学校内でもルールを守ることによってその秩序が保たれておる、このように考えることであります。であるならばルールを、ルールに違反した者に対して処罰があって当然だと私は考えております。鏡野中学校でこのルール、６９かたしか７０ぐらいあったと思います。一つ一つについては申しませんが、その違反をした、する代償、あるいは多い少ないはありますけれどもルール違反をした者に対してどのような罰則があるのか、ないのか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　はい。お答えをいたします。

まず、罰則の前に指導の部分でお話をしたいですけれども、違反に対しては毅然とした指導が必要なときもあります。校内生活のルール、服装、所持品、登下校に関しては、毎年、年度当初に確認をし、守るように子どもたちに指導をしています。違反した場合には学級担任が主に個人指導を行いますが、内容によっては家庭訪問や電話連絡を行い、保護者に知らせるとともに家庭での指導もお願いをしています。保護者に来校していただくこともあります。授業妨害や危険行為などのほかの生徒への影響が大きいと判断した場合には、保護者に来ていただいて保護者の前で指導をした後、家庭で話し合ってもらえるような措置をとる場合もあります。問題行動に対しては、現象面への指導だけでなくその行為に走る背景にアプローチしていきます。そういう指導の中で原因が家庭や本人の持っている課題にあることも明らかになり、専門機関と連携した支援会などを行うようになった事例もあります。

非常に周りに影響を及ぼす子どもたちの違反行為に関しましては、公立の小中学校における出席停止の制度もあります。出席停止の制度っていうのは、学校の秩序を維持し、ほかの児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものですけれども、それを使ったことは今のところ鏡野中学校ではありません。１つは先ほど述べた指導のいろんな経過がありますけれども、その中で子どもの心を動かす指導を何とかしようというふうなことで精いっぱい頑張ってきているふうなことと、それから、家庭で見ていただくときに、家庭で出席停止をしていていただいても家庭に十分な受けとめる能力がないというふうな場合もありまして、学校の中で指導するのがやはり一番適切であろうというふうなことがあって先生たちがかなり努力をしてやっているという面があります。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　出席停止という制度が法的にあると、しかし鏡野中学校ではそれは使ったことがないと、このような報告をいただきました。

最後に、１つだけ事例を挙げさせていただきます。

私は、先週金曜日に鏡野中学校、去年は２回個人的に学校内を回らせていただきました、授業参観をさせていただきましたが、先週金曜日に授業参観をさせていただきました。ちょうど昼休みがございまして、休み時間１０分ぐらい残っておりました。それから授業になったわけで、休み時間生徒は掃除をしておりました。その掃除態度、あるいは授業態度を見せていただきました。はっきり言いまして授業ができる状態ではございません。これは全学年、全クラスでございます。３年生につきましては、ちょうど人権問題であろうかと思いますけれども、ビデオテープを流しておりましたので室内は真っ暗でございましたので、中には寝ておる子ももちろんおりますけれども一応テレビを見ておりましたが、あと２年、１年、特に１年の何クラスとは申しませんけれどもとても授業ができるような状態ではございません。問題は、そのときに教師が何をしておるのかということになってまいります。休み時間にも教師がおる前を廊下でどんどんと追わえ合いをしておる、全力で走っておる子どもが何人もおります。問題は、その生徒がその教師の前を通っておるのに何も注意をしないということであります。授業中にもそのようなことが往々にして見受けられます。あちらで３人、こちらで２人と立てってぶらぶら歩き回ってハイタッチをしている女の子、男の子、そのときに先生は偉いですね、粛々と授業を進めております。黒板に自分で勝手に書き、そして物事を言い、そしてそれが終われば黒板に書いてあったものを消して次にまた書いてと、ほとんどの生徒が聞いておりません。聞きたい生徒もおりますけれども先生の言っていることが聞こえないんですよ、これは授業ではないんです。

私は、昨年も見せていただきましたけれども昨年よりひどくなっているんではないか、このように見受けられました。ただ、金曜日の午後の授業１時間でありましたから年間を通じてああいう授業態度であろうとは思いませんけれども、もしあれが年間を通じてそのような状態であれば、これは授業というものではない。言いにくいことではありますけれども近年鏡野中学校には行かしたくない、このような小学生を持つ保護者の方、そういう話も聞いておるのは私だけではないと思います。先ほど来長い質問を教育長にいたしましたけれども、その根本的なことは今言う授業態度、それに対して教師が何も言わないと、注意をしない。

ここでもう１つ例でありますけれども長くなります。ご了解いただきます。何人かの子どもたちに聞いてみますと怖い先生がいないと、これが一番問題であります。昔のことを言ってもいけませんけれども、私どもが小学生、中学生のころは、優しい先生もおりましたけれども大多数は先生が、怖い先生が大勢おったことを覚えております。人間特に子どものときには、怖い者がおって初めて言いつけを聞くのですよ。鏡野中学校の場合、何人かはたしか１人、２人ですが、それはおりますけれども怖い先生がいないん

です。私はそれだけが原因ではないと、しつけの問題、保護者の家庭のしつけの問題もありましょうけれども、怖い先生がいないということが今鏡野中学校が荒れている原因ではないか、このように思います。

今まで質問をいたしました最終結論はそういうことでございますので、これはお答えは要りません、非常に難しいところでありましょうから、お答え用意しておりますか？はい。用意しております。それでは、どうぞお願いします。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君）　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　済みません。用意をしてるわけではありませんけれども、少し状況でお話をさせていただきたいと思います。

実は、矢野議員がおっしゃられた子どもの姿は、１学期の終わり７月ぐらい、６月ぐらいですか、から２学期の１１月ぐらいまではそういう状況が多々ありまして、もうこれは本当に委員会としても非常事態というふうな位置づけで、鏡野中学校へは年度当初から指導もし、指示もしながら今に至っているところです。私も何回も鏡野中学校へは訪問して、心配ですから行きますけれども、その１１月、１２月、１月、２月とか、行ったときには子どもが前を向いて先生の話を聞いていたという姿がありましたので、その私が見た何回かはそういう状態だったので、改めて聞いてまたそういうふうな状態、個々そういう状態もあったりするのですけれど、多くそういう状態を見られたということは、本当に大変なことだというふうに思います。学校のほうと話をして聞きましたときもだんだんに子どもたちが前を向いて話を聞いているという教室が多くなってきたというふうなことでしたので、少し私が見たのとあわせてこの方向でさらに頑張ってほしいというふうなことで先生と話をすることで今いたところでした。

ですから、とにかく一刻も早く子どもたちの状況をよくしないといけないと思いますので、子どもたちが先生の話をしっかり聞く、みんな頭を上げて授業に集中してるというふうな状態にならないといけないということはもう絶対ですので、これからも強く学校のほうに話もし、指導もしていきたいというふうに思っています。

最後の質問ということですので、私のほうも決意めいてですね、これから鏡野中学校に、今までも指導もしてきましたし、これからもぜひこんな方向でと思ってることをお話をして終わりにしたいと思います。

１つは、鏡野中学校の課題は、リーダーシップと組織づくりだというふうな話を前田議員のご質問に対してお答えもさせていただきましたけれども、１つは、管理職の先生はもちろんですけれどもミドルリーダーとなる先生、生徒指導主事であったり特別支援のコーディネーターさんであったり研究主任であったりという、そういう学校の中心的なミドルリーダーという人がリーダーシップを発揮するということが、今本当にできていませんのでそこが絶対に必要です。

それから、２つ目は、しっかりとした学校運営組織をつくり、それを機能させていく

ということがもう絶対に必要です。

それから、３つ目ですが、これは全教職員ですけれども育てたい生徒像をはっきりとイメージ化をする。そして、その到達イメージ達成に向けて、具体策を立てて計画的に子どもたちを育てていく、ここに多分尽きると思います。そこの組織づくりからこれから先の子どもの育成に向けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　ぜひよろしく、今後ともにお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。市民グラウンド南側フェンスについてお聞きをいたします。

あそこはご承知のとおり鏡野中学校野球部の練習場になっております。そしてまた、月に１回でありますけれども壮年のソフト部があそこで大会を開いております。ソフトもそうでありますけれども、ソフトは北側から打っておりますのでめったに越しませんが、しかしながらそれでも越す場合もございます。そして、野球部につきましてはファウルボール、これはよく越しております。南側がすぐに人家であった場合、そういう状況であった場合には、屋根に当たったりとかいろいろそういうことを私も何回も見ております。

しかし、このたびあけぼの街道がもうすぐ７月ごろでありましょうか、全線ではありませんけれども開通をいたします。交通量も多くなってまいります。そうなりますとあそこに信号機もつくでありましょう。そのようなときにもしファウルボールが、もしではありません、今までも出ておりますのでファウルボールが車に当たった、あるいはそれをよけようとして大きな事故になった、当然考えられることでありますけれども、それにつきまして何か処置はされておるのか、協議はされたのか、まずお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　矢野議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど申していただきましたが、市民グラウンドの南側のフェンスのボールの飛び越しでございますが、このネットにつきましては平成１５年度に１２メートルであったものを現在の１６．５メートルと約１．４倍の高さに新設をした経緯がございます。それでも先ほどご質問の中にもございましたようにボールが飛び出すという事例もあるようでございますので、万が一の事故に備えまして現在は自賠責、失礼しました、賠償責任保険に加入をしている、そういった状況でございます。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　平成１５年にかさ上げと言いますかネット上限を高くしたと、このようでございますけれども、その後も絶えずボールは越しております。これ以上の処置は、措置はないとの構えから事故が起きたときには保険で済ますと、こういう考え

であろう、このように思います。

それはそれで仕方ないんでありますけれども、このような例がございます。これは昨年、２０１１年６月２９日、朝日新聞であります。見出し、校庭からボール、８０代転倒、翌年死亡、けった少年側に過失、大阪地裁１，５００万円の賠償命令、このようになっております。内容を少し説明させていただきますと、判決によると少年は、２００４年２月、愛媛県内の公立小学校の校庭でサッカーゴールに向けてフリーキックの練習中、けったボールが門を越えて道路へ転がり出た。バイクの男性がボールを避けようとして転び、足を骨折。その後に認知症の症状が出るようになり、翌年７月食べ物がのどにつまり気管に入ることなどにより死亡をいたしております。判決は、けり方によって道路に出ることは予測できた。少年は未成年で法的な責任への認識はなく、両親に賠償責任がある、このようになって１，５００万円の賠償責任、賠償の命令が下っております。問題に私がしましたのは、この最後に書いてあります仮に少年側が控訴した場合、今回は問われなかった学校側の施設管理についても検討する必要があるのではないか。あこは市民グラウンドでありますので当然市の施設管理、これがうたわれてまいります。しかしながら、保険にも入っておるということでありますので、それで対処をするというふうにとらえていいんでしょうか。事故が起きた場合には保険で対処をすると、そのように解釈をしてよいんでありましょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　お答えいたします。

１度目のご答弁は現状のご報告のようなお答えをさせていただいたところでございます。これでよいかというご質問でございます。これにつきましては生涯学習振興課としましてもそういったことが、先ほど言いましたあけぼの街道が抜けるということもわかっておりますので、生涯学習振興課といたしましては、中期の財政計画の中に市民グラウンドの整備をするというようなことをうちの課としては盛り込んでございます。それがすぐ現実になるかと、改修ができるかということになると他の課との調整も必要になるかと思います。それまでは当面現場の使用される団体と協議し、外に飛び出さない練習方法とかそういったものもご協議しながらですね安全を図って、それができるまでは安全を図ってやっていただきゆうという、現在のところ物理的に非常に難しいのでそういったことでやっていきたいと、このように考えております。

○議長（西村芳成君）　　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　よい方向にいきますようにお願いをいたしておきます。

次に移ります。水源林保持につきまして本市の取り組みということでございます。

この件につきましては、私は昨年の同じく３月、議会におきまして一般質問をさせていただいております。その内容は、水源林も含めまして土地取得、外資、国内資本を問わず土地取得に対しての条例を、本市の条例をつくったらどうかと、大変なことであるのでという質問をさせていただきました。そのときの林政課長、前林政課長の答弁であ

ります。規制する条例の制定等は、森林法改正に向けて検討されている森林を含む国土の売買取引をどう制限していくのかは、法改正を待って新たに対応すべきと考えると、このような答弁をいただいております。法改正を待って新たに対応をすべきと、このようになっております。そして、このときには市長からも答弁をいただいております。市長は、本市だけでなく物部川流域を有する近隣市にとりましても大変貴重な水源地域でありますので、いかに守っていくのかは行政の大きな課題であります。詳細も含めて調べながら慎重に検討をしていきたい、非常に大事であると、水源林、このような市長の考えでございます。

お聞きをいたしますけれども、これは市長にではございません、お聞きをいたしますが、この国の見直し、法改正を待って新たに対応すべき。この部分でありますけれども、法改正は、昨年の３月、自分が一般質問をさせていただいたすぐ後、４月の１６日でありますか、に参議院本会議におきまして森林法の一部を改正する法案、修正案が可決、成立をされております。それから約１年、法改正がされて１年ということでなっております。その改正の趣旨、１つ目に、所有者が不明の場合を含む適正な森林施業を確保すること。２番目、無届伐採が行われた場合の行政命令、伐採中止命令を出すことができる。そして３番目、森林所有者が作成する森林施業計画を森林経営計画に改め、計画事項、認定手続の改善を図り認定拡大を拡大したこと。そして４点目、森林の土地所有者となった旨の届け出義務が規定をされたことであります。今までには１ヘクタール、これを超さなければ届け出の義務がない。ところが、このたびの法改正によりまして、その売買の面積の多少にかかわらず契約が成立した時点から９０日以内に各市町村に届け出をしなければならない、このように義務づけられております。そして、農林水産大臣は平成２３年９月３０日までに、また都道府県知事は平成２３年１２月３１日までに、市町村は平成２４年３月３１日、もうすぐでありますけれども、改正後の森林法の規定の例により、公布の際、現に改正前の森林法の規定により立てられている全国森林計画並びに地域森林計画及び市町村森林整備計画を変更しなければならないものとする。本市におきましても香美市森林整備計画、これを今改正、見直しがされております。もう既にできておるかもしれません。そういう状況の中でこの条例づくり、本市の条例づくりに関して、この１年間ありましたので、法改正をされて１年間ありましたのでどのような考えをお持ちでありましょうか。この森林整備計画、今見直し本市もされておりますけれども、その中に条例をつくる必要がないような字句、文言が入っておればそれはそれでいいんですがお聞かせをいただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　矢野議員の水資源の保持についての取り組みにお答えをいたします。

私の想定とちょっと違っておりましたけども、先の議会でご質問をいただいた外国資

本の山林買収ということのようでございます。数年前から中国やアジア新興国を中心としました外国資本が日本の森林地域を買収するというケースが、北海道、山形、あるいは神奈川、長野とかあちこちで確認をされてきております。その目的がですね資産を持てない外国人が観光地近くを資産目的に買収しているのか、水資源が将来貴重な資源として取引をされることを期待して買っているのか、理由としてははっきりわかってはおりませんけども、本市にも昨年の５月、県から外国資本によります森林買収に関する情報についての調査依頼がございました。現時点までに県内での外国資本による森林買収の情報は入っていないということでありました。

ただ、売買の状況につきまして把握できる国土利用法が届け出議員おっしゃった１ヘクタール以上になっておりますので、それ未満については届け出の必要がないということで全く把握ができていないというような状況でありましたが、先の法の改正によりまして、おっしゃるとおり所有者が変われば面積にいかんなく届けが必要であるということになってきましたので、今後につきましては、その売買の状況等が把握できるようになり一定の抑止力が発生するんではないかというふうに思っております。この森林の所有者の届け出制度につきましては、この３月の広報に掲載がされております。その条例の改正ということでございますけども、まだ条例の改正のところまでは考えが及んでおりません。問題となっておりますその北海道なんかでそれを防止するための改正の検討がされておるという情報は持っております。埼玉県についても同じような水源地を守る条例の制定へというようなことで検討が進んでおるというような情報は持っております。まだ高知県ではそのような動きはないというようなことでありまして、当市でも今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　条例についてはまだ考えていないと、そしてそれで法改正によって一応の抑止力があると、このように思っておると、このようなお答えをいただきました。ぜひこの抑止力をよい方向に使っていただきまして、水源林、水源を守るために今後ともよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして私の本日すべての質問を終わりとさせていただきます。

○議長（西村芳成君）　矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　１１番、依光美代子でございます。私は、住民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう病気を予防し、健康寿命の延伸の実現とともに子どもたちの幸せを願い質問をいたします。総括方式で行いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、特定健康診査等実施計画の最終年度を迎えてについて質問をいたします。

メタボリックシンドローム、生活習慣病の早期発見のため、平成２０年度から特定健

診が開始され５年目となります。新年度はこの実施計画の第１期の最終年度であり、平成２０年度と平成２４年度の健診結果を比較し、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少率などが問われ、取り組みの評価と見直しをする年となります。平成２４年度の取り組みが大変重要となります。

そこでお尋ねをいたします。

毎年受診率向上を目指し工夫をしております。平成２３年度は健康づくり婦人会などのメンバーと一緒に受診勧奨の訪問を行いました。受診率の達成目標は平成２２年度より５％アップを目指すと答弁がありましたが、平成２３年度はどのくらい上がりましたか。

また、保健指導のとき健診結果を参加者自身で転記することで本人に気づきができ、結果の異常値などの理解がわかりやすくなったと聞いております。いろいろな工夫が少しずつ生かされてきていると思います。しかし、特定保健指導への参加者はまだまだ少ない状況です。保健指導に参加しないのは、検査値に異常があっても自覚症状がなければ仕事が忙しいからとか、また病院で治療しているからという方もいるでしょう。しかし、生活習慣病の治療は医者での治療や薬では治りません。根本的治療は生活習慣の見直しです。医療機関では生活習慣の見直しまでの指導はしてくれません。保健指導により個々の検査値に沿って生活習慣の振り返りや見直しを保健師と一緒にすることで、住民へ気づきを与え改善へと進みます。それは担当課もよく理解していると思います。保健指導の中で食生活の指導はしておりますか。というのも私自身が食事を試食することで気づきがあったからです。私も時々ですが血圧が高くなったりすることがあるので食事には注意しているつもりでしたが、今回いい経験ができました。というのも先月東京で待ち時間があったので、今話題のタニタ食堂へ行ってきました。食べる時間をタイマーではかりながら食べて驚きでした。味つけは病院食より薄味で、量は野菜が多く食べ切れませんでした。これを毎日食べているとメタボも解消するということでした。この食事を食べたいということで長蛇の列がありました。並んで整理券をもらい、そして時間で区切って入るようなことで、こういう食事を毎日している人がおるかと思ったら大変驚いたことでした。その食べることによって日ごろの味つけがいかに濃いのかと反省をさせられました。

保健指導の中で食事の塩分濃度やカロリーについての試食などもできないでしょうか。担当課では、なかなか保健指導に参加しない対象者や再度同じ対象になった方への対応に苦慮していると思います。まだまだこの保健指導が生かされていない状況だと思います。ここへの工夫が必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

また、平成２４年度の受診率や減少率、この計画での目標は６５％、減少率は１０％になってますが、ずっと目標値がありながら達成ができてないので９月議会のときに思い切って達成できる目標、近づける目標にしたらということで質問させてもらったんですけれど、それで目標値はどれくらいを考えておりますか。その目標達成に向けての新

年度はどのような取り組みを考えていますか、お尋ねをいたします。

次に、私は、９月議会で受診率をアップさせるためにも受診しやすい環境づくりや啓発が大切であると提案をいたしましたが、その後新年度に向けどのような話し合いが行われましたか。

また、特に女性の方から男性と一緒に受診するのは嫌だなあという声を聞きます。がん検診の会場では、男性のスタッフは気が引けるという声もよく聞きます。女性、特に若い世代の女性に多く受診をしてもらうためにも、年に一度女性だけの健診日、レディース健診日を設けることはできないでしょうか。新年度はどのような取り組みを考えているのか、以上お尋ねをいたします。

２点目に、腎機能低下の早期発見についてお伺いをいたします。

平成２２年度より腎機能低下を早期に把握し進行を予防するため、特定健診に尿酸とクレアチニンの追加検査を実施しております。このクレアチニン検査を追加することで、従来はたんぱく尿がマイナスの方の中には腎機能障害の疑いが含まれていても所見なしとなっていた方が、この検査により腎機能低下の判定ができ、発見に効果が出ていると思います。平成２２年度と平成２３年度の状況について、対象者や保健指導の動機づけ支援や積極的支援の基準や方法について何か変化があったのでしょうか、お尋ねをいたします。

腎臓の機能を悪化させる要因として高血圧や高血糖があります。ここでも生活習慣が影響しております。この２つの疾病は、本市の上位疾病の５位内に入っており、ここへの手当てがあわせて必要です。せっかく危険因子を見つけても保健指導に参加しなければ生活習慣の改善はできません。保健指導に仕事などで参加ができない方に対し、土日や夜間の保健指導ができないでしょうか。受けやすい、受けてみたくなる保健指導が必要です。見解をお聞かせください。

次に、３点目、歯と口の健康づくりについてお伺いをいたします。

香美市の平成２２年度の医療給付費の上位疾患に初めて歯周病や歯科疾患が入っております。入院と外来を合わせた上位疾患では、１位が統合性失調症、２位は高血圧、３位が乳腺悪性疾患、ここで４位に歯周病や歯科疾患が入ってきております。５位は糖尿病です。外来のみですと１位は高血圧、２位が歯周病や歯科疾患が入ってきており３位が糖尿病、４位が腎不全となっております。ここでも生活習慣病が医療費を増加させている状況があります。このように初めて歯周病や歯科疾患が入ってきております。

そこでお尋ねをいたします。

この歯周病に日本の成人の約８割がかかっているとされておりますが、その半数の人は自分は歯周病でないと考えていると言われております。しかし、この歯周病については、名前の認知度は高いですが症状については詳しく知らず、症状があるにもかかわらず歯周病と自覚している人は少ないということが、昨年１２月に２０代から６０代の男女計５００人を対象にインターネットによる調査結果でわかったそうです。皆さんのお

手元に歯周病のチェックリストの資料がありますので、一度お暇なときにチェックをしてみてください。意外と歯周病があるのではないでしょうか。

また、この歯周病が全身疾患とも関連が深いことがわかってきています。担当科のみですが、この資料にもあるように歯周病は脳卒中や動脈硬化などの血管系の病気、心臓の病気、肺炎などの呼吸器疾患、早産や低体重児出産、そして糖尿病などへも影響があることを記してあります。ここでも生活習慣病に関係をしております。先日、２月２９日の高知新聞には、資料２ですが、この歯周病と肝炎との関係を突きとめたとの記事がありました。このように歯周病は多くの疾患に影響を及ぼしておりますが、住民がこのことを認識しているでしょうか。たかが歯周病と思うがないがしろにはできません。この歯や口の健康づくりへの対策が急がれると考えます。見解をお聞かせください。

また、歯や口の健康づくりへの対策は、子どものころからの対策が必要であると考えます。高知県では、昨年４月１日より歯と口の健康づくり条例をスタートさせ、虫歯予防のため弗素で丈夫な体をつくりましょうということで弗素洗口を進めております。香美市内の学校での取り組み状況についてお尋ねをいたします。

また、虫歯予防は教育委員会との連携が必要と考えるが、どのように考えているのか見解をお聞かせください。

最後に、児童クラブ、いわゆる放課後学童クラブの運営についてお尋ねをいたします。

放課後児童クラブは、放課後などの子どもたちを指導者のもとに集団の中で生活指導を行いながら、子どもたちにとって安全で健やかな活動場所となることを目的としています。この児童クラブは放課後の児童の健全育成に重要な役割を果たしています。また、保護者にとっても仕事を継続しながら子育てを両立でき、安心して仕事に専念できます。現状の経済不況では、正規のみならず非正規であっても就業を求める母親が増加しておりますので、放課後児童クラブの開設は大変重要であり喜ばれております。

この放課後児童クラブの運営に指定管理制度を導入し３年が経過します。私は、この指定管理の導入には決して賛成でなく疑問を多く抱いております。保護者が働いているから子どもを児童クラブへ預けているのです。その保護者が運営の仕方や指導員の募集や採用にかかわり、また指導員の賃金計算などしなければなりません。仕事をしながらこの業務を行うことは大変なことです。募集や採用に当たり仕事を休まなくてなりません。民間の仕事場では有給があってもなかなか休みはとれません。そういった現状をあなた方担当課の方は、皆さんはご存じでしょうか。現状で本当によいのかと疑問を抱いております。

それでは、質問をさせていただきます。

この指定管理導入の目的は、経費の削減や利用者の使い勝手がよくなるなどが言われておりましたが、３年が経過しその効果とデメリット、問題点にはどのようなことがあるのかお聞かせください。

そして、教育委員会は、受託者が実際に利用者の使い勝手がよいと感じられるような

運営がされているかどうかの事業内容のチェックはどのように行い、また、何か問題があるときはどのようにアドバイスをしているのかお尋ねをいたします。

次に、子どもたちはさまざまな問題を抱えながら児童クラブへ来ております。特に配慮が必要とする児童も年々多くなってきております。現場を保護者運営委員会より預かっている指導者の皆さんは、専門教育を受けている方は少ないと思います。現場ではさまざまなことが日々発生し、指導員の皆さんは大変苦慮しておられます。この児童クラブが教育施策の一環とするならば、指導員の先生方に力をつけてもらうための定期的な研修が必要だと考えます。保育園や学校ではそれぞれ定期的に園長会や校長会を行い、問題点を出し合い、解決策や研修を行い、お互いが連携しながら先生方の資質の向上に努めております。指導員の先生方にも問題が発生したときの解決策や配慮を必要とする児童への対応の仕方などの研修が必要と考えるが現在どのようにしておられますか。

また、安全対策について統一したマニュアルがあるのでしょうか。それが指導員に伝わっているのか心配です。昨日すばらしい答弁がありました。「子どもは社会の希望であり、将来の力である」、その言葉を聞いたとき私は本当にうれしく思いました。香美市の教育に光輝く希望を感じました。本当に感謝したいと思います。そうであるならば担当課としてこの子どもたちがいる児童クラブの運営にもう少し支援が必要ではないでしょうか。

以上、１回目の質問、お尋ねし１回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　昼食のため１時まで休憩いたします。

（午前１１時４１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　依光美代子議員の特定健康診査等実施計画の最終年度を迎えてというご質問にお答えさせていただきます。

特定健診の平成２４年度の目標値は、平成２０年３月に策定した香美市特定健康診査等実施計画では、国の基本指針が示す参酌標準に則し特定健康診査受診率は６５％、特定健康保健指導実施率は４５％、メタボリックシンドローム該当者、予備軍の平成２０年度比減少率は１０％と定めております。しかしながら、健診の受診率等は伸び悩んでおりまして、現在のところ平成２３年度の受診率の見込みは３７．４％と予想しております。国の示す目標値６５％を達成することは難しい現状でございます。そこで、現実的なものとして平成２０年度から平成２３年度の状況を踏まえ、平成２４年度は特定健康診査受診率は４５％、特定保健指導実施率は２５％、メタボリックシンドローム該当者、予備軍の減少率は１０％を目標に取り組みたいと考えております。

また、受診しやすい環境づくりとしましては、集団健診の会場、回数は本年度並みを

予定し、送迎対象地区には送迎希望の有無を聞くようにしており、働き盛りの方の健診日としましては、年に１回休日健診を設けることなどを健康介護支援課と協議をしております。

女性だけの健診日につきましては、香美市では個別健診を推奨していますのでかかりつけ医、または希望の病院を選んで都合のよいときに自由に受診できる個別健診をふやしていきたいと考えております。

平成２４年度の取り組みは、通院者を受診につなげることは受診率向上に向けた重要な課題であり、今後も通院者へのアプローチを行っていくとともに香美郡医師会へも協力依頼をし連携を深めていくことや、未受診理由には、病院が嫌い、元気だから、忙しい等があり、元気な方、病院嫌いの方の意識変容は難しく、健診の必要性を理解して受けてもらうためには時間がかかると思われますが、平成２３年度に引き続き未受診者への訪問や電話勧奨を実施することなどを予定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　　依光議員の２点目のクレアチニン検査に係ります腎機能低下の早期発見についてお答えをいたします。

腎臓の正常な働きを示します数値といたしましてｅＧＦＲというのがございます。こちらがクレアチニン検査で出てくるわけですが、これは年齢、性別、クレアチニン検査で判定をするようになっておりますが、この数値が５０以下の方に対しまして、まずはかかりつけ医のほうに相談をしてもらうよう受診勧奨を行っております。平成２２年度、平成２３年度ともに受診者の約３％の方が５０以下ということで、連絡をとりまして病院のほうへの受診を勧めております。腎機能のほうでひっかかる方につきましては、そのほかにも何らかの病気で治療中の方が多かったですので、通知文書の中にもかかりつけ医にその通知文書のほうを見せていただくようにとの表示を行っております。平成２３年度につきましては約５０人の方に連絡をとっておりますが、その後の把握が十分にはできていませんので、平成２４年度につきましては、フォローの方法を検討していきたいというふうに思っております。

このクレアチニン検査の結果ですが、この結果が特定保健指導の対象となります要件の中には入っておりませんので、特定保健指導の基準、または方法というものが特に変わったということはありませんが、特定保健指導の対象者の中で腎機能の低下が見られる方についてはあわせて指導等も行っております。

続いて、３点目の歯と口の健康づくりについてですが、こちらにつきましては香美市の健康増進計画の柱の１つとなっております。しかしながら、これまで成人期におきます歯と口の対策について余りされていませんでした。そのため来年度からの取り組みに向けまして、健康介護支援課の保健師、また子育てセンターの保健師、そして中央東福祉保健所の歯科衛生士さんとの協議を重ねまして、３カ年計画で取り組んでいこうとい

うことで現在計画をしております。

子どもの虫歯予防につきましては、２歳児歯科健診の場で弗化物によります洗口の取り入れ、また大人の歯周疾患予防につきましては歯間清掃器具、これは歯間ブラシ等なりますが、これらの普及やまたブラッシングの推奨を行っていきたいと。あわせて全年齢層に歯科のかかりつけ医によります年１回以上の定期健診を勧めていく予定としております。

現在この推進に当たりまして、保健所主催の研修会に参加をしましたり、あと歯科医師会への協力のお願い、そして在宅でおります歯科衛生士さんへの協力のお願い等、今後の計画の推進のために連携のとれる体制を図っているところです。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　依光議員の児童クラブの運営についてということにつきましてお答え申し上げます。

まず、１点目として、指定管理制度を導入し３年経過する、その効果について問うということでございますが、以前より香美市児童クラブにおきましては、現在７校で８クラブあります。これは専用施設、それから集会所等の施設を使って実施しております。指定管理につきましては、平成２１年度より児童クラブの管理及び運営を効果的に行うため指定管理者を指定し、平成２５年度までの５年間の協定で今締結して進めております。

メリット、デメリットという話でございますが、指定管理者制度を活用することによりまして各児童クラブの特色や地域性を生かした取り組みができ、また利用時間の延長や設備の拡大など、そういった部分のメリットがございました。また、市側としましても担当者がこれにかかっておった時間をですね別の児童クラブの運営、その他の市としてやらなくてはいけないほうへ時間を割けるという大きなメリットがございます。

次に、児童クラブの事業内容の向上についてはどのようにチェック、アドバイスしているかということでございますが、事業内容につきましては毎年度指定管理者である各運営委員会から事業計画書及び事業報告書により報告を受けております。また、担当と私自身が訪問や聞き取りなどで管理の状況、利用状況などで把握するように心がけております。

次に、現場で問題が発生したときということでございますが、この部分につきましては平成１９年度、厚生労働省から放課後児童クラブ運営の基本事項を示した放課後児童クラブガイドラインが通知され、これを受け県におきまして平成２０年に実施マニュアルと安全管理ハンドブック、それから平成２３年度に適切な運営の確保とサービスの質的の向上のための指針となる高知県放課後児童クラブ設置運営基準が策定され、この基準により管理運営、指導員の研修、子どもの安全管理に対応してきております。また、平成２１年度より各児童クラブの情報共有や連絡体制の組織化を目指し、連絡協議会を開催しております。これはせんだって２月に１回行っております。また、今後におきま

しては、配慮する児童への対応についての研修などについても、県が実施する研修の活用に加え、平成２４年、平成２５年で新しく連絡協議会を拡大して協議会として取り組み、また障害児対策とそういう専門的知識、技術の取得に努めたいというふうに考えてきております。

何分、指定管理を導入した時点では、委託先の保護者会へお願いしたわけですので、ふなれな事務等がいろいろと重なったことということが推察はできます。その間につきましても担当としましていろんなアドバイス、そういった指導は現在もしてきておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　　１１番、依光美代子でございます。２回目の質問をさせていただきます。

最初の特定健診の部分についてお尋ねをいたします。

目標値、平成２４年度には計画の中で国に準じて６５％だけど、それの達成はちょっと厳しいので４５％、それぞれ保健指導が４５％のところを２５％目指すということで取り組まれるということですが、なかなかその取り組みの成果が努力しているのに難しいものがあると、やっぱり住民に健診の必要性、それの理解を深めてもらうことがやはり健診に参加してもらえることにつながると思うがです。健診はやっぱり自分のためだけでなく、その健診は自分のためでもありまた家族のためである、それがまた社会のためでもあり、この香美市のためでもあるっていう、そういう意識を皆さんにこう理解してもらえるように、これが一番かと思うがです。

そのときに私は一つ簡単にいく方法があるんじゃないかと。というのも庁舎内職員さんの数かなりおりますよね。そういう認識を職員全体が持つ。この香美市として香美市の市民の健康を守るんだと、そして健康寿命を延ばすんだと、そのことがまた住民の幸せでもあり香美市の持続的社会をつくっていくんだという、その意気込みが伝わるように、そういう認識を職員さんに、全員が意識を持ってもらう、そのことでその、この健診の取り組みが始まるとき、毎月課長会などで健診があります、ぜひ各課長は職員に部下に声をかけてくれと。皆さんはその特定健診、集団健診とかじゃないですよね。職員もそうです、共済保険の中で受けられるけどやっぱり市民に対して、ご近所の方、お友達、知り合いに一声、健診行きましたか、どうですかってみんなが、１人が５人に声かけたらどうなる。ほんのちょっとしたことで違うんです。それが毎月しつこいかもわからないけどその声かけをしていくっていうことが、やはり健診の大事さが伝わって、それから住民にしても職員の人からの声を聞くと、あ、香美市すごい力を入れているなということが伝わると思うがです。当初はその市町村特定健診が始まったとき、本当にこの町で特定健診、特定健診という声を聞きましたよね。担当課としてもいろんな各種団体へもお話に行ったり呼びかけをしましたよね。だから、町のあちこちで特定健診って何、今度始まるらしいねっていうことで私たちも問われました。やっぱりその声がけっ

ていうのがすごい大事だと思うがです。ほんで、平成２３年度、平成２２年度は、より平成２３年度から上がってる。先ほど言われました１２月末現在で３７．４％ですよね、受診率が。それはやっぱり昨年度にその健康づくり婦人会のメンバーさんたちと一緒に戸別訪問しましたよね、そのことがやっぱり影響していると思うがです。そこでも声をかけることがいかに大事かっていうことがわかりますよね、結果として出てきてる。それを思うとやっぱり平成２４年度にこの目標を達成するんだというね、ことで、ぜひ声かけをしてもらいたいと思うがです。それこそ、それは経費も要らずに効果が出せるということにつながりますよね。ぜひそういうことも行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それと、その、この特定健診の目的っていうのは、やっぱり生活習慣病の早期発見だと思うがです。そこで数値に異常があった方に保健指導をして、いかにそれが悪くなるのを防いでいくかっていうことが第一番の目的だと思うんです。この生活習慣病の根本的治療っていうのは、生活習慣病の見直ししかありません。

そこで、特に保健指導の充実に力を入れて効果を上げているところがあります。それは尼崎です。尼崎はこの保健指導を充実さすことで病気が予防され効果を上げております。この尼崎の保健指導の取り組みは、国保連合会や報道関係でもよく取り上げられておりますので、注目を浴びているので既にご存じかと思いますが「ヘルスアップ尼崎戦略事業」です。もしわからなければ、尼崎のホームページを引っ張っていただいて参照していただいたらいいかと思います。尼崎では、保健指導をメタボリックシンドロームの該当者や予備軍の方だけではなく、健診を受けた方全員を対象に保健指導を行っております。この保健指導を充実させることで、対象者の８０％が生活習慣を改善され病気の予防に効果を上げていると聞いております。健診会場では、尿検査から始まり、健診にかかる時間もできるだけ短く工夫をし、健診の最後には全員に集団保健指導の面接を受ける日を予約してもらいます。集団保健指導の日には、健診結果をもとにお話があり、市民は自分の検査結果表をもとに生活習慣を振り返ることで市民自身に気づきが起こり、生活習慣の改善につなげる効果を出しております。

本市でも平成２３年度に自分自身が検査値の数値を記入することで気づきがあり、検査値に対する理解も違ったと言っておられましたよね。このように気づきがあるとみずからが直そうとするのです。そのお手伝いをするのが保健師による保健指導だと思います。香美市でも全員に対し保健指導をしてはどうでしょうか、お伺いいたします。

また、受けたくなる健診として、受診時間を早朝の午前８時からというようなことができないでしょうか。この時間帯ですと仕事のある人でも朝早くに来て済ますとか、時間休もらったりして意外と受けやすいんです。これを取り入れている自治体に少し問い合わせてみましたら、午前、午後、夜間とかいろんな工夫をしてやられたそうですが、この午前にやったときが一番受診者が多いということで、今は一本にして午前の健診を中心にやっておられるということです。この健診もやっぱり受けたくなる、受けたいと

思えるように、受けやすい、そういう環境づくりっていうのが大切かと思いますので、ぜひより多くの住民が参加できるように住民の目線で考えてもらいたいと思います。見解をお尋ねをいたします。

それと、もう１点、その保健指導に仕事などで来られないとかいう方が結構数字的に上がっておりましたよね。そういう方のために土日やそしてまた例えば夜間などとか、そういうことも今後考えていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

腎機能低下については、平成２４年度はそのフォローの検討をしていくということですので、ぜひこの腎機能低下は早期に発見してやっぱり何とか食いとめないと、透析なんかになると年間五、六百万円の治療費が要るということで、特定健診の対象に含まれてないけど香美市として力を入れているということで、非常に大切なことだと思いますのでぜひその辺をお願いします。

数値が５０以下の人にその受診をするようにということで勧めてるということですが、私少し気になるんですけどその境目に、正常値とその腎機能障害期、腎機能障害期っていうのは３０から５９の間を言うんですよね。５０以下の人を対象にしてるからその中には、以下の人は腎機能不全とか人工透析の人なんかも入るんですけれど、その５０より上、正常枠っていうのが、予備力の低下っていうのが６０から８９ってなってるんですけど、この５０から６０ぐらいのその境目にある人にもやっぱり保健指導、今ここを気をつけるだけで改善されますよっていう、そういった保健指導も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

歯と口の健康づくり対策についてですが、２歳児にその弗素洗口を取り入れてるということで、また来年度からその３年計画で取り組む予定であるということで、ぜひこの歯と口の健康づくり、小さいときからの取り組みが非常に大事になってこようかと思います。私も今回このことを知って調べれば調べるほどたかが歯周病ってばかにできないな、歯周病がこんなにも多くの病気に影響を及ぼしているということを知りましたので、早いうちの手当てというかそういうことが大事かと思います。私自身もそうでしたけど、やっぱりこの歯周病にかかるということがなかなかわからない、自覚がないっていうか、ぜひこの皆さんにお配りしました歯周病の症状のチェックリスト、こんなことを健康まつりとかいろんな団体の集まりなどで配布をして、あなたはどうですか、ご自分でチェックしてみませんかっていう、そういうような取り組みも大事ではないかと思いますがいかがでしょうか。

そして、最後に、児童クラブの運営についてですが、次長になられいろいろご苦労をなさってくださっていることは本当に感謝を申し上げますが、ただ、少し私気になるんですが、計画書により報告を受けて心がけているということでございましたが、報告を受けて、その報告書をごらんになってっていうように私も受け取ったんですけれど、この児童クラブの管理に関する基本協定書の第１２条に業務内容状況の確認という事項がありますよね。それからすると報告書を提出されたときにあれするだけではなくって、

やっぱり時折はのぞいてその確認をする、そういうことがもっと必要ではないかと思います。これは本当に今教育施策の一環としておりますよね。そうするならば児童クラブの指導目標は何か。また、その目標を実現するために業務内容がそのようになっているのかどうかのチェックはすべきではないでしょうか。もしできていなければアドバイスを行い導いてやるのが教育委員会の仕事ではないでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、先生方の研修です。県の研修や、また連絡協議会を立ち上げてその研修に努めたいということで、一歩前進していることを感じました。ぜひ先生方は現場で大変不安を抱きながらやってます。今、年に２回ぐらいでしょうかね。もっとそうではなく毎月１回ぐらいの研修をする、問題点があったらその場で出し合ってまた解決策を見つける。やっぱり保育では保育で園長会がありますよね、学校には学校の校長会があります。そうしていろんな問題点があったら出し合い、解決してやってます。この子どもたちの健全育成を図っていくのがこの児童クラブの役割でもあります。そうしたときに先ほど教育長が矢野議員の答弁の中でも言われましたけど正しいしつけ、こういうことが今できていないのですよね、なかなか中学生では厳しい。やはり早い目からのしつけが大事であるから、家庭、保育、小学生、小学校期という早いうちにやっぱり手だてをするべきやないかと。この学童ではやっぱりそういう生活習慣なんかを正してますよね。やっぱりそのやり方も全然わからずただ預かってるだけというような状況の学童もあります。やはり大切なことやからそういった目的を持って、指導目的を持ってやるっていうことが大変重要かと思いますので、その辺のご指導などよろしくお願いしたいと思いまして、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　はい。依光議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

健診の必要性を理解してもらうこと、いうことにつきましては、私も同じ意見でございます。受診率向上のためには健診の必要性を理解してもらうことは非常に重要であろうと考えております。また、１つの方策としまして、議員ご提案の職員が意識を持つということが大切だということも、これもごもっともなことだと思っております。職員の家族や市民の方々に職員から声がけをしてもらえるようなことになるよう、課長会等でですね日程等を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　　はい。２回目のご質問にお答えいたします。

特定保健指導に関しましてですが、平成２４年度実施率目標２５％に、ということで市民保険課長のほうからもお話をいただきましたが、保健指導につきましても、仕事を

している方が参加できるように日曜日などの休日の健診も今後検討していきたいというふうには思っております。

それから、健診を受けた方全員の集団での保健指導をしてはどうかということでございますが、こちらにつきましてはなかなか人数的に２，０００人ぐらいの数にもなろうかと思います。なかなかほかの健診等もはまっておりまして、物理的に行けるかどうかということもございますので、今後の課題ということでしていきたいというふうに思います。

それから、健診の受けやすい時間帯で朝８時からの健診ということで、あるところでは実施率も上がっておるということですが、がん検診等８時から行っておるのもありますので時間的には可能ではありますが、経費等の関係も勘案しながらまた今後検討していきたいというふうに思います。

それから、あと歯と口の健康づくりに関しまして、健康まつり等でのＰＲということで、こちらにつきましては健康まつりでもコーナーを設けて等のＰＲにつきましては可能であると思いますので、担当とも相談しながらいきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　依光議員の２回目のご質問にお答えいたします。

児童クラブのチェックとかアドバイスにつきましてはですね、計画、報告するときには、ただ報告を見るだけやなくってですねヒアリング、管理者の方に聞きまして、そういった部分で指導を現在もしてきております。ただ、訪問をするのは年１回程度でしたので、今後はできる限りですね自分も含めて担当とともにクラブを訪問してですね、またいろんな部分で現場でのチェック、アドバイスをしていきたいというふうに考えております。

それとですね、先ほども申し上げましたようにちょうど指定管理３年を過ぎましたので、ある程度児童クラブも安定してきておりますので、ここで新たに展開するとしまして、県のみが今まで研修会とかやっておりましたが、平成２４年、平成２５年あたりで市独自の連絡協議会の中での研修を市の予算でしていきたいというふうなのを考えておりまして、せんだっての連絡協議会の中ではそういう提案をさせていただいて、また中身を充実していきたいというふうな形をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　１１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君）　１１番、依光美代子です。３回目の質問をさしていただきます。

健診については、ぜひ課長会などで呼びかけをしてくださるということでお願いします。これは経費も要らずに効果もあると思います。また、そのことが、あっ、香美市ってすごいな、健診に力を入れてるんだっていうことが住民に伝わっていくと思いますの

で、やはりその意気込みが伝わるっていうことが人を引きつける魅力にもなっていくと思いますのでぜひお願いをいたします。

女性の健診日については、個別でお願いをしたいというご答弁でした。ぜひ次回、また今年度は計画の見直しをしなければいけません。来年からに向けてもあるんですけど、やはり若い世代のその女性の健診率上げるためにも、まだまだ集団健診の会場が近いからそちらだったら行けれるっていう方もおりますよね。子育て中とかありますので、ぜひそれを検討をしていただきたいと思います。

そして、もう１点は、今４０歳からですよね、特定健診、この生活習慣病っていうのは、やはり発症するまでには長い年月がかかっているんですよね。意外とその２０代、３０代の食生活からきているっていうこともありますので、その若い世代、市独自でプラスをしてクレアチニンをよそに先駆けてうちは取り入れましたよね。そんな感じに若い世代、年齢を下げる、健診の、そういうことも考えてみてはどうかと思いますがご見解をお聞かせください。

そして、受診時間の早朝は８時からがん検診でやっている部分もあると言われましたけど、１つの方法、本当に大変かと思いますが、受診率を高めるのに特定健診もがん検診も広い会場で１日でそのいろんな検査をする、半日あればいろんなことが一遍にできる、そういうこともまた考えてみてはどうでしょうか。

そして、その保健指導が全員をやるのは人数からしてなかなか厳しいっていうご答弁でしたが、今後の課題であるということでぜひまた検討してみてください。集団でやることで意外と短時間で多くの方の、一人一人でじゃなくって、その今でしたら情報提供、その方ぐらいはもうまとめてホールで、ホールというか会場へ来ていただいてやってるんで、その前に、今回平成２３年度にそれぞれ検査で異常があった方に、ご自分で書くことでやっぱりそこに意識が出てきたということがありましたよね。やっぱりここで取り組んでる尼崎でも、その集団保健指導をやるときにも個々の数値はご自分で記入するんです。記入することで、あっ、自分はこの部分が少し正常ではない、正常、その境目ということも意識ができるから、お話の中でこの部分を自分が気をつけたらいいなっていうことの気づきがあるそうです。ぜひまたそういう点からも尼崎のあれを参考にされたら非常に得られるものがあるんではないかと思いますが、ぜひ検討を続けて、検討をしていただきたいと思います。

それと、歯と健康づくりの歯周病のチェックリストを健康まつりなどでということで、その中で健康まつりでぜひその塩分濃度なんかのこう試食というかそういうのもやられたら、以前にそういうのがありましたよね、みそ汁だとかいろんなもので、自分くのものを持っていってこうやるものあったし、とその自分くのみそ汁の塩分濃度をチェックしてもらって正しい味はこれですよっていうの、そのことでこうわかるんですよね。自分は薄味にしていると、私も自分が思ってたところが、ええって食べてみて初めて気がついたんですよね。そういう住民に気づきを与えるっていうことがすごい今後のこの健

康づくりにも影響してくると思います。そういったその人がたくさん集まる機会を利用してやるっていうことが重要なポイントではないかと思いますがいかがでしょうか、お聞かせください。

最後に、児童クラブですが、従来は１回であったけど今後は時々訪問もし、またアドバイスなどあればしていきたいということでありがたいと思っております。やっぱりそうして訪問してくださったとき、また指導員さんの方々も不安なことがあったら声も上げられると思うがです。わざわざはなかなか、何というか行けないっていう、声がかけにくいっていう部分もあろうかと思いますので、この指導員さんの資質が向上していく、力がついていくっていうことは、子どもたちにとっても、子どもたちがよくなることはまた香美市がよくなることですのでぜひ引き続いて、また研修もずっと平成２４、平成２５とかけてやってくださるということで感謝申し上げます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西村芳成君）　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　依光議員の３回目のご質問にお答えをいたします。

特定健診の受診年齢を下げることも考えてはというご質問ですが、このような方策につきましても検討の必要はあろうかと思いますが、費用面のこともありますので、まずは現状の中で受診率向上に努めたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　はい。３回目のご質問にお答えいたします。

集団での保健指導についてということで検討してくれということでございます。これにつきましては特定健診の健診会場も多くの箇所数にわたっておりまして、何日にもわたってやっております。その保健指導につきましても１カ所、２カ所に大勢の方を集めてという話にはまいりませんので、やはり物理的なもんもありますので、今後検討もさせていただきたいというふうには思っております。

それから、塩分濃度等のチェックについても健康まつりで取り入れてはということですが、こちらも生活習慣病にとりましては塩分濃度、血圧等に大変関連してきますので大変よいことだとは思いますが、スタッフ等の限りなどもありますので、その辺今後健康まつりの打ち合わせの中で検討さしていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君）　依光美代子君の質問が終わりました。

次に、１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　１２番、山﨑龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、住宅リフォーム助成制度の制度設計等についてお尋ねしてまいります。

地元住民の住宅改修に際して、地元の業者がその工事を行う場合、自治体が一定の補助金を出す。この制度の先進性をとらえ、昨年６月議会での大岸議員への前向きな課長

の答弁も受け制度創設に期待をしていたところでありましたが、新年度より実現の運びとなり市長の英断に敬意を表するところであります。

本制度導入は、本市のように新年度から始まる自治体も含めますと全国４００自治体を突破したと見られます。業者の仕事興しになり大きな経済波及効果をもたらし住民も喜ぶ。住民要望から制度が復活した宮崎県日南市の担当者の話では、お金が地元で回り、税金の納入も上がったとのコメントも紹介しております。また、県レベルでは、佐賀県が導入したとも伺っております。県下においても須崎市は本年度のみの予定から平成２４年度も継続の運びとなりました。また、新たに四万十町、田野町が新年度早々から取り組む旨伺っております。そして本市が続くわけであります。

ここで近年の県下における住宅新築改修の動向をおさらいしておきます。県の統計でありますが、新築住宅着工数は平成１７年度４，５００戸が平成２２年度２，５００戸と約半減しております。それに対しリフォームは平成１１年から平成１５年の５カ年で持ち家世帯の１１％に当たる２万３，５００世帯がリフォームを行ったのに対し、平成１６年から平成２０年の５カ年では県内持ち家世帯の約２６％に当たる５万５，１００世帯が住宅リフォームを行っています。２倍強ふえております。このことは何を物語っているかといえば、さまざまな要因から新築はできないが愛着のある自宅を何とか低予算で改修を行い住環境を維持し、また寿命を延ばしたいとの住民の切なる思いが読み取れるのではないでしょうか。この住民のリフォーム要求に本制度は必ず合致すると考えます。リフォームを行った方々は、まだまだあそこも直したいという要求も持っておりますし、また、課長も以前答弁された、金銭面でためらっている潜在的リフォーム希望者もおられると考えるところであります。

そこで、お尋ねします。

制度概要の大前提に来る話でありますが、創設に至った以上は定住対策の面からも複数年で行うということでよろしいのでしょうか。これは他市等の単年度制度導入と根本的に異なる部分で伺うものであります。

あわせて工事費用が１０万円以上で２０％助成、限度額２０万円、総予算１，０００万円とのことでありますが、よければそこに至った経過等もお示しをいただきたい。

また、工事の対象でありますが、私は既存住宅の維持向上に伴うすべての工事、例えば他市等が取り組んでいない住宅敷地内における車庫、物置の修繕、ブロック塀の倒壊を防ぐ工事も対象にするなど、施主の広範囲な要望と幅広い建築関連業者の仕事興しにつながるようにすべきと考えますがいかがでしょう、お尋ねします。

そして、その点を踏まえた要綱等の整備はいつごろを期限にしてお考えなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　山﨑龍太郎議員の住宅リフォーム助成制度についてお答えをいたします。

この制度は、昨今の厳しい経済情勢の中、地域の経済活性化や定住対策を目的として、先ほど議員からご紹介ございましたように主体となる県もございますし、そういったところを含めまして全国約４００余りの自治体で制度化され、直接効果、また経済波及効果等も大きいということから導入する自治体が増加する傾向にあるということは承知をしているところでございます。

また、先日マスコミで昨年の国勢調査におきまして高知県の労働力人口が４０万人を切って戦後最低となったとの報道がされましたけども、この中には本市の数字が出ておりまして労働力人口が前回の国勢調査から１，６３７人減少しておるというような、そういった産業構造の縮小が懸念される面もございますけども、こうしたその状況の中ですね住宅リフォーム助成制度については、これまで議会からもご提言もいただきました。建築産業の活性化を図るとともに定住対策にもつながり、導入による効果が大きいと判断をいたしまして、平成２４年度より取り組むことと予定をしておるところでございます。

ご質問の中にございました複数年考えておるかということでございますけども、そこまでなかなか、ちょっとお答えしにくいところもありますけども、でも単年度だけではまずかろうと、したがって平成２４年、平成２５年の２カ年でこの事業については計画していきたいというふうに考えておるところでございます。

さまざま先ほどご質問をいただきましたけども、このリフォーム助成制度につきましては現在制度設計中でございますので、細かい内容まで煮詰まっていない状況でございます。したがいまして、たくさんいただきましたけども、山﨑議員のご質問に対して回答できる範囲も限られてくると思いますけども、その点ご理解いただいて以降お答えをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、その制度概要及び要綱等の整備についてのご質問ですけれども、事業実施に当たりましては、補助要綱を制定、策定いたしまして実施をしていきます。これは現在作業中でございますので、先ほど申し上げましたように細かい内容までは決まっておりません。ただしですね、制度の概要として細部説明書別添資料に書いてございますように、１０万円以上のリフォーム工事に対し補助率２０％で補助限度額２０万円としたいと考えておるところでございます。補助率につきましてはですね、全国の状況を見てみますと補助率は２％から８０％、非常にさまざまな状況がございますけども、その中で１０％がもっとも多く、その次が２０％の補助率となっております。補助率につきましては、補助率が低い場合は利用件数が多くなり、予算をすべて消化したと仮定した場合、最も効果額が大きくなると考えられますけれども、反面、市民の着手意欲が落ちるということになるだろうと、そんなことが考えられます。一方、補助率が高いということになりますと、利用意欲は高くなるというか大きくはなってきますけども、反面、予算も限っておりますので利用件数が少なくなり効果は低くなると、これは理論的に言えるところだと思います。このことから市民に対する公平、平等性という観点と、それから効

果が期待できる補助率を考えた場合、事業を構えるほうとしての考え方にはなりますけども、低過ぎず高過ぎないという２０％が最も妥当な数値ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　補助率については２０％、課長の答弁は納得するもんでありますが、ある部分、今の昨今の経済状況では３０万円という線はどうかなあと、俗に言う３０％ですわね、それについての検討はなされなかったのか１点伺います。

それと、あわせまして２年以上は行うという確認はとれましたが、これからさまざまな定住対策構想に沿った住宅対策を展開していくでしょうからそれまでは継続されるかなあというふうな思いもありますけども、ほかの施策との絡みも出てくると思いますが、もちろん課長が２年、平成２４年、平成２５年と言いましたけど、それを踏まえて私は２年以上を期待するという側面でお受け取りいただきたいと思いますが、それと、先ほどの部分で対象の工事についてですね、すべてを網羅するようなというふうなことで私は申しましたけども、須崎の場合を出さしてもらったら、地震の時自宅の塀が倒れてですね他人に迷惑をかけることのないようこの際この制度を利用して塀を補強したいというふうな要望も数件あったと聞いております。しかし、須崎の要綱ではその制度上そういう設定がされてなかったので無理だったということであります。耐震補強の場合でも塀までは実際予算はつきませんので、この際、実際そういうことも踏まえたこれからの整備ということもありますけれども、要綱等の視野に入れて検討なされるのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

まず、補助率ですけれども、これは若干シミュレーションをしております。でですね、例えばその限度額１０万円、２０万円、３０万円といったその数値がどういったその効果がもたらせるかというようなものをある程度シミュレーションいたしました。これは補助率を１０％、２０％、３０％という仮設定をいたしまして、事業費１０万円から２００万円、今回は最大、うちのケースでいいますと２０％の２０万円ということにしてますから事業費としては１００万円以上のものにならんとそれは出ないということで１００万円想定をいたしますとですね、１００万円の事業費で１０％にいたしますと効果としては１億円。これは限度額を含めてしますと１０万円の場合には１００件利用可能ということになると思います。今度２０％にいたしますと５０件、それから３０％にしますと３３件と、こういったその先ほど理論的な部分でというご説明をしました。そういったことにつきましてはシミュレーションをいたしたところでございます。なかなか１０万円というと使いにくいのかなというのがあって、工事ということも想定いたしますと大体２０％、２０万円、すなわち１００万円程度の工事にしていただくと効果もそ

れなりに出てくるんじゃないか。それと５０件ぐらいの想定をすると、そこそこその市民の要望におこたえできるぐらいの数値ではなかろうかと。実際受け付けをしてみるとどれぐらい出てくるかというのは、ふたを開けてみないとわからないということにはなりましょうけど、一応予算の１，０００万円をお願いしてるところですけども、ここを前提に考えると先ほど言いましたように補助率２０％で５０件程度の利用が可能なんで、そういった想定に立って要綱をつくっていきたいなというような考え方でおります。

次に、その補助年限ですけども、これ先ほど言いましたように、議員が期待をされる分はそれでよろしいかと思いますけども、一応私どもとしては平成２４年と平成２５年と、先ほど申し上げたとおり２年度に限っての事業にしていきたいというふうに考えております。お話の中にございましたように定住対策構想との絡みということもございましょうけども、現段階でそこまで、そのあっちもこっちもいろいろ考えながらやると制度設計くくりにくくなってきますので、他の関連も考えながらせないかんということもありますから、とりあえずの整理といたしましては、このリフォームについては２年度の事業でくくっていきたいというふうに考えております。

あとですね、その対象工事ですけども、本当にあちこちのを見てみますといろんなパターンがございまして、今議員がおっしゃられたようなその門とか塀とかいうことまで含んでおるところもございます。このあたりどうするかということについては、これからうちの作業の中で検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、香美市の場合はですね建築確認を要する場合がございますのでここら辺は、そこら辺もにらみながらちょっと考えないかんのかなというふうにも思っておりますし、また当然建築確認をとっていない建物についてどうするかということも片側にありますので、そこら辺も制度設計をくくっていく中でですねさまざま、ちょっと検討しなければならない課題、テーマというものがありますので、あんまり細かく聞かれてもお答えいたしかねますので、その点ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　平成２４年、平成２５年、２年に限ってっていうことで、これはあくまでも市民要望との兼ね合いにもなってくると思いますが、課長の話はわかりました。

次に移ります。

要綱が整備できればすぐさま広報やホームページ等で制度の周知をすると考えますが、それとあわせてリフォームの希望者や施工関連業者を対象に事前の説明会を開催すべきと考えますがお尋ねします。利用したい方は詳しいことを聞きたいのは心情でありますので、そこら辺の予定等、もしくは現時点ではその発想は持ち合わせていないのか、答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　事前説明会の開催についてというご質問ですけ

れども、現在のところ特段にその開催の予定はしておりません。ずっと言っておりますようにまだ細かくその制度設計も取りまとめておりませんのでそのこともありますけれども、しかしですね、その今後の作業の中でもしその必要であるというようなことが判断されればですね、例えばですけども先ほどお話ございましたようなその関連業者、事業者に対して説明会の開催ということについては考えられるかというふうには思います。なお、４月２８日に予定をされております行政連絡会ですけども、この場において説明をしたいと考えており、現在要綱の策定作業を急いでおるところでございます。これは自治会長を通じてですね地域の市民の皆さんにはおつなぎをしていくことがいい一つの手法だろうということからそういったことを考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　現在のところは予定はないという答弁でありまして、行政連絡会等で自治会長からの情報発信ということもわかります。ただ、業者だけをね集めてという発想もありますけれども、実際希望者に対してもという思いは私もあります。業者サイドが確実に制度をやっぱり理解してもろうてないと、間違った情報発信をされるとこれ困りますのでね。そして、業者サイドがやはりそれが腹に落ちますと、やはり自分たちの仕事興しにもなりますのでみずからチラシを配るとかね、要求の掘り起こしになっていくというふうには考えますけれども、やはりその場で、これからのことでありますが一つには業者、市民を交えた、やはり町内会長といえどもやっぱり、すべてがその地域の住民に情報が伝わるという部分でいうとやっぱり温度差もあろうかと思いますので、やはり広報等でまずいついつ説明会をすると、希望のある方は参加してください、業者及びリフォーム希望者を対象にという手法は、それも考えてないのか。その点、話戻ったみたいですが答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　その説明会のあり方についてはご意見として承っておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　別の視点からその件について聞きます。

もし万が一、せんだって私商工会の事務局サイドともこの件について話をさせてもらったんですが、やはりこれは商工会サイドとしても仕事興しにつながるのでいい制度やということで判断もいただきました。そしたら各種団体ですね、商工会とか、私民商にも参加していますんで民商とか、県労の香美の支部とか、ほかにもいろいろあるかもしれませんけれども、そこが業者向けにその説明会を開催したいというふうな発想になったときに、今政策企画財政が担当課ですので課長にオブザーバー参加を依頼したら課長は、喜ばれる制度ですのでね胸張って来てくれると思いますけれども、その点について

お尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

事業者の方については、またさまざまご協力をいただかなければいけませんし、それから先ほど出ました商工会等についてもですねご協力も本当にいただかないかんというふうに思いますから、そこら辺については先ほどの答弁でもいたしましたように関連事業者については説明会というものも考えないかんだろうという発想はもともと持っておりますので、そういうことだということでご理解をいただきたいと思います。よろしく。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。

私は、申し込み自体は至って簡単なシステムでよいと考えています。住宅のここをリフォームしたいということと施工箇所図と工事内容がわかればいいと考えますが、その点をお尋ねするもんであります。ほんで、申込書はホームページでダウンロードしての利用も可能として担当課や支所でも受け付けると、支所でも配布して担当課、支所でも受け付けると、そういう方向でよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

事業の実施に当たりましては、広報、それからホームページで市民の皆様にお知らせをするとともにですねパンフレットをつくりたいと思っております。簡単なものになると思いますけども、それを本庁あるいはその支所などに設置をしたいと思っております。また、受け付けにつきましては、利用者の皆様に利便性を考慮するということは当然必要なことだろうというふうに思っておりますので、なるべくその利用者に負担がかからないような形で申し込みができるようなことを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　利用者に負担がかからないようということでいい方向性だと思いますけれども、ただ、その申し込み時点で金額はほいたら書かせないと、書いてもらわなくてもよろしいということでよろしいのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

およそ補助事業に対して申請をする、申し込みをするのに金額を書き込まないというのはどんなもんかというふうに思っておりますので、ただいまの質問についてはちょっと違和感を持ちましたので、それはないだろうというふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　申し込みと申請と２段階ありますわね、申し込みをしたから必ず工事ができるというもんではありませんわね、申し込み件数にもよりますけれどもね、実際は。だから、その点も踏まえてしたいという希望とここをやりたいという希望があったら申し込み時には金額は必要ないかという私の発想ですが、実際これぐらいの費用でやるんやと、５０万円でやるんや、１００万円でやるんやという部分でもあくまでも概算になりますわね。そこの部分で実際申し込み時にこの大工さんにやってもらうという発想がね、もうすべてでき上がってから申し込まれる方と、家の床がもう傷んでるので直したいからやりたいけんど、この工事は自分では５０万円と思うちゅうけんど大工に言うたら１００万円になるかもしれませんと、そういうレベルのことがありますので、もちろん後の申請の部分とも係ってきますけど、私は申し込み時点では金額はなくてもいいばあのシステムでよろしいんじゃないろうかというふうなことで思いますが、これは考えが違ってるんやったら再度ご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

リフォームをご希望される方がございましたらですね、さあどんなもんやろうかというご相談を受ける段階では金額については当然なくてもよろしいかと思いますけども、その延長線上でじゃあやりたい、やるということで申し込みをされる段階ではやはり金額というものはいただかないと、私どもも幾らでもその予算をつぎ込める状況であればいいんですけども一定予算を限っておりますので、この中での対応ということになってくると数字の積み上げということで整理をしながら補助決定をせないかんということがありますんで、申請の段階で金額が入らないということについては通常あり得ないパターンだろうと。通常というかなければ作業はできないということになりますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　別にこの件こだわってるわけじゃありませんので次に進みますが、ケジュールについてお尋ねします。

要綱の整備、説明会をするかしないかまだ今のところでははっきりしていませんけれども、最初申し込みの期限設定しますわね、それから数が多かったら抽せん等になると思います。そしたらそれでくじ引いて当たったら内示をすると、そして交付申請に至ると、そして交付決定がおりると、それから工事が着工される、そうしまして工事が完了する、完了報告をする、最後に補助金を支払いというふうになってくるというように考えますけども、これからの日程等ですわね、どういうふうに考えてるのかお尋ねします。少なくても申し込みの期限設定ぐらいは設定されてると思いますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　まだ現在その制度設計中だというお断りを申し

上げました。この制度設計がそこそこでき上がりますと、今度はその次にですね事務設計という様式含めた具体の作業に入っていくわけですけども、まだそこには至ってないということを前段にお断りをしたところですけども、そんなところで詳細を決め切っておりません。そうですけども基本的にその補助金の流れというものについては、他の補助制度と同じ流れになるというふうに考えております。すなわち今議員おっしゃられたように大きく言いますと交付決定、それから実績報告、それから確定通知という流れでいくかというふうに思っております。

受け付けについてですけども、これその随時にするのかあるいは期限を定めてするのかという、そのことも検討中でございます。１，０００万円の金額にたくさんの人が集中するということになってきますと期限を切ることも考えないけませんし、それから通年通じて、今はすぐ判断できんけども時間の経過の中で判断をしたいという場合には随時という受け付けの仕方もこれはこれで効果がありますので、どちらがいいのかっていうことについても検討中でございます。でも、いずれにしましても年度内に終了する工事が対象ということになりまして、現在のところですね５月をめどに着手する、着手、私どものその作業に着手をすると５月、そういった思いで準備作業を進めておるところです。非常に残された時間は少ないですけども、ここらあたりについては努力してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　５月をめどに着手ということはどういうことでしょう、要綱等の整備に入るということでしょうか、事務設計に入るということでしょうか、それとも申し込み、間に合いませんわね。それはどれになるかということと、あわせてその受け付け随時というふうに言われたら先着順ということになりかねませんかね、そのことを確認します。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

その事業着手とはどういう意味かということですけども、先ほど言いましたように４月２８日に予定しております行政連絡会において、自治会長に説明したいと。そうしますとこの段階ではもう要綱はできていないと説明できんということになりますから、私ども作業の流れとしては５月には事業実施、すなわち受け付けまで想定できやあせんだろうかという今の思いではおります。ただ、広報、特に広報へいつ出すかということは、広報の紙面の都合もございますので、ここら辺は言い切りはちょっとよういたしません。ただ、今の考え方としては、できるだけ早く取りかかりたいなという思いで５月っていうことをめどにしておるというような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　私の想定よりかなり早くということで、頑張っておられ

るということを評価しておきたいと思います。

次に移ります。

交付申請についてですが、幅広い市民、業者に利用してもらう観点から言えば工事見積書と着工前の写真添付、それと先ほど言った金額ですわね、それでいいと思いますけども、あわせて聞きたいのは変更申請ですよね。最初５０万円でえいやろうと思うて補助額２割で１０万円という場合で考えてたけれども、実際そうではなかったというふうな場合に変更申請も可能としておけばいいというふうに私は考えますけども、お尋ねするものです。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　市としましてもですね、なるべくその先ほど言いましたように簡素化をしたいというふうには考えております。ただ、個人への補助金ということになりますので、やはりここは公平、公正性を確保しなければならんということは前提にあろうかと思います。そんなことを考えながらできる限り簡素化には取り組みたいというように考えておりますけども、どうしてもですねある程度の書類の提出、それからまた手続が必要となってこようというふうには考えております。

その変更申請ですけれども、先ほど言いました受け付けのあり方についてまだこれ決め切っておりません。期間を切って受け付けをするのか、あるいは随時にするのか、ここら辺によって状況がちょっと変化が考えられます。すなわち期限を切っていきますとその間にですね先着順にするのか、あるいは当然１，０００万円を超す状態が出てきたときのことですけども受け付け順に先着順にするのか、あるいは抽せんにするのかといった問題が出ますし、そこでその１，０００万円を使い切ってしまいますと変更申請を出されてもそれは対応できる状況じゃございませんので、そういった一つは課題があろうかと思います。一方その１，０００万円に満たない場合には、当然その期限を切ってやった場合にはお金にすき間ができるわけですから、この場合には増額に対して変更申請という対応は可能だろうというふうに考えます。ただ、その随時受け付けにいたしますと、途中でどんどんそういう変更申請というもの認めていくということになってくると、それはそれで途中で切ってしまいますので随時ということになるのかならんのかっていう期限設定のあり方っていうのが、一つはここの動き方が変わってくる部分だろうと思ってます。そこら辺もその考えながら今制度的にどうしていくかということを考えてますので、決め切ってないという状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　決め切ってないところで私は聞いてるわけですので、かなりの部分が私の提案的な部分になるかもしれませんのでそれを含めて聞いてもらいたいと思いますけれども、やはりリフォーム希望者はできる限り、当初はねやっぱり最小限の工事をと考えていますけれども、施工業者との話し合いの中でこの際ここも直して

みたらというふうな話が出てくることが多いというふうなことも伺ってます。須崎の場合ですけども、約半分が最初から限度額、須崎も２０万円ですのでね、申請であったそうですけども、後から数件追加工事が発生して、変更申請は可能としていたのでトラブル等はなかったというふうにも聞いてます。徳島県の石井町の調査でもその頻度は高かったと聞いてます。もちろんその財政的な部分で課長が言われたような懸念はあろうかと思いますけれども、実際私の現在の調査のところではやっぱりリフォームをしたいという人は周りにもかなりおられますので、実際のところは少ないというふうな方向よりもやはり多く申し込みが来るという方向性のほうが私はあると思います。

そして、やはり、これはやっぱり後でも述べますけど、ある部分補正ということも視野に入れるというふうなことも発想で、実際それは議会の議決があってのことですけどね、それは、そういう視野に入れるかどうかということも大事な部分になってくると思いますけれども、現実的にやっぱりその変更申請ということは、期限設定のあり方も含めてということを言われましたけど、一つ提案として頭に置いてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　お答えいたします。

７番の答えとも一緒に答えるみたいな形になろうかと思いますけども、須崎等の場合はですねそういうことがあった延長線上で補正予算をやったというのは私は理解しておるところですけども、今回の件については、７番のところで聞かれております申し込みが多いときに補正等についてはどうするのかということとあわせてどうもお答えをせんとお答えにならんと思いますのでお答えしますけども、現在のところどの程度申し込みがあるのか想定はできておりませんけども、それはたくさんの方に利用していただきたいというのはもともと前提にあるわけですが、しかしながら、あくまでもその予算の範囲内ということで、現在お願いしております１，０００万円という予算を限度と考えており補正は想定しておりません。そういたしますとその変更というものを認める前提を持ちますとですね、ちょっと後の対応がなかなかしんどくなってくるということがありますんで、ここはもうこうだよという決めうちで市民との間で理解をいただきながら平成２４年度の事業は実施をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　こうだよという決めおきで事業という部分はいかがなもんかというふうなことは申し添えておきたいと思います。

次へ行きます。

リフォーム希望者は、リフォームの要望があっても知人の大工含めた建築業者も知らない、いない、そういう状況もあろうかと思います。その中でだれに頼んでよいかもわからないケースもあろうかとも思いますけれども、もちろん担当課へ出てきてこの業者

をということにもいかないわけですわね、業者を、決まってない方に。また、申込書や申請書の書き方もお願いしたいような方もおられるかもしれません。そのようなとき先ほども名前出しました商工会や民商や建設労働組合、ほかにもあるかもしれませんけども、取り扱い団体をね指定しておけば担当課の事務の面からいっても有効と考えますけども、秋田県では県レベルでそういう商工会議所や民商とかそういうところを取扱団体にしてね、そこで申込書、そして申請書整えて担当課にと、まとめて出したり個別に出したりというふうなこともあっているというふうに思ってますけども、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　現在のところですね行政主導によるそういったその外部の組織立てというものについては考えておりませんけれども、今お話がございましたようなその事業者やあるいは申請者をフォローしていただくといいますか、お手伝いを組織立ってしていただけるということであればですね、このことについての協議をすることはやぶさかではないというふうには考えております。ただですね、その個別申請を原則としておることもございますけども、その団体で取りまとめられているうちにですね個別申請がいっぱい出てきて予算限度に至ったらどうするかと、やっぱりその懸念というものが片側にあるので、ここととその問題を生じることにならんような手法というものを手前に考えちょかんといかんかなと思っています。そういった課題があるということを想定をしておらないかんということなんで、お手伝いいただくことは非常にありがたいですけども、そことのその協議の中でですねどういうその約束事をつくっていくかということはなかなか難しい問題を抱えちゅうような、はらんでおるような思いがするところです。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　行政主導は考えてないけども協議はオーケーというときに、実際問題どの業者、団体も含めてやっぱり会員さんがおったり、やっぱりその周りを取り巻く住民がおったりということで、やはり周知する、周知していくような手法等については、やはりたけてると思います。商工会やったら商工情報なんかも発信しながらですねそういう制度もおのずと載せていきますし、そして行政は行政でそういうことがオーケーならねやっぱり広報等で載せるでしょうが、実際そういう、こういう制度を始めて、本来限定しよって最初から５０件ありきということでやるんやったら２年やったら１００件しかありませんのでね、それは大変なことになるかとも思いますけども、現実問題としたときには、やはり、もちろん行政がやっぱりそういう話し合いに応じてね、やりたいという窓口になって、そういう部分のみずからの団体等のメリットも会員のメリットも考えながらやるということであれば、私はぜひ積極的にやるべきと思いますし、またやればもっとこの制度が広がるというふうにも考えますし、そのときには市

の広報等にね取り扱い団体がここですのでここでも申し込み等ができますというふうな、申請等も書類も完備できますというふうなことにもなろうかと思いますが、そこら辺のことについてどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　先ほども答弁いたしましたようにお手伝いを組織立ってしていただくということについては、私は前向きにとらえていっていいことだろうというふうに思っております。そういった立場に立ちますと、そういったところに申請書類等を置かせていただくということは、その流れの中の１つの形としてあってこれもまずい話ではないという認識です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　この件の最後の質問になりますけど、先ほど若干触れた申し込み過多時の補正等の予定についてということであるが、ありますけども、なかなか考えてないというふうな、念頭に置いてないということですけれども、やはり定住対策で次年度まで行うといっても住居というもんは年々傷むもんであって、１年待ってまたくじ引いたけどはじかれた、申し込み多いときね、そういうケースも予想されるわけで、できれば一定の要望者には補正でカバーできる方向性を念頭に私は置くべきと考えてますけれども、実際まだそこまでいっていませんのでね。それから、５０件のところに１００件来たらどうすらあというときには、そら市長がまた判断するかもしれませんけんど、現実的に担当課としては丸っきり念頭にないというのはいかがなものかというふうに思います。余りくくり過ぎるものはいかがなもんかというふうに思いますけど、その点をお伺いします。

○議長（西村芳成君）　　政策企画財政課長、濵田賢二君。

○政策企画財政課長（濵田賢二君）　　現段階でですね年間予算を組んでおる担当課として補正はやりますなんていう話はもう当然できませんので、申しわけございませんけども予算の立て方としては年度予算としての考え方でおりますので、その点まずご理解いただきたいと思います。

それから、もう１つですね、今回の件につきましては、経済対策、あるいは定住対策の部分でも緊急的、応急的にやりたいということもずっとお話してきゆうわけで、そういう意味では政策的な施策ですのでずっと先々まで引きずってということは考えておりません。やはり時限的に応急的に緊急的に対応したいということで、２カ年度にわたっての事業としたいという説明をさせていただいたところでございますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　暫時休憩します。

（午後　２時２７分　休憩）

（午後　２時４０分　再開）

○議長（西村芳成君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　住宅リフォーム助成制度の制度設計等についての最後のお話になりますけれども、前段で報告をしましたようにこの制度は、最終的に税収や税の納入率のアップにもつながるということは他市等の例でもお示ししました。そして、担当課の課長の話では、私はエンジンがかかってきたというふうに受けとめましたので、ぜひここに管理職の皆さん、また議員の皆さんもおられますので、我々は私も含めましてこれを市民に情報発する立場であるということを申し添えて次に移ります。

続きまして、雇用政策の検証と今後の取り組みについてお尋ねしてまいります。

地域の雇用、失業情勢が厳しい中、失業者等の雇用機会を創出するため県に基金を造成し、市においては地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿をつくり出す事業を行ってまいりました。その中で緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業は、おおむね本年度で終了の予定となっております。事業のアウトラインをおさらいします。緊急雇用創出事業は、一時的な雇用機会の創出のため民間への事業委託や自治体の直接実施にて雇用情勢に弾力的、機動的に対応する事業であります。ふるさと雇用再生特別基金事業は、地方公共団体は地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し民間企業等に事業委託するものであり、民間企業の雇用創出を図るものであります。本市においても３年間にて多くの事業が取り組まれてきたところでありますが、１点目に、各事業の実績を件数、金額、雇用人数でお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　山﨑龍太郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

緊急雇用とふるさと雇用、それぞれ議員の言われた目的で設置をされました事業でございます。件数、金額、雇用人数ということでございます。

まず、緊急雇用でございますけども、平成２１年度、１２事業、３，０５０万円、４１名、平成２２年度、１６事業、約６，０００万円、６６名、平成２３年度、１８事業、約８，５００万円、５５名、この平成２３年度につきましてはまだ予定ということになっております。

それから、ふるさと雇用につきましては、平成２１年度が４事業、約１，２９０万円、４名、平成２２年度、６事業、約４，３８０万円、８名、平成２３年度１０事業、約８，５７０万円で１９名、これも平成２３年度は予定となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　平成２１年のふるさとの事業が少ないというふうにはとらえたわけです。私の印象では、ふるさと雇用再生事業の立ち上がりが事業選定等で手間取った、その結果が件数、金額等に出ているのではないかと感じますが、それはよし

として各年度のふるさとの雇用人数ですが、大体１事業１名というがが多いのではないかと今の報告を受けて感じました。他市等では複数の人数を雇用している実績がありますけれども、当初ふるさと雇用再生事業で複数雇用を発想としていなかったのかなというふうにも感じておりますが、そこら辺の点は何か検証されているのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　２回目のご質問にお答えいたします。

ふるさと雇用につきまして、それぞれ平成２１年度香美市障害者自立支援相談体制事業というのがが、これが１名でありました。それからシカ肉特産開発販路拡大、これも１名でありました。複数人数でいきますと中心商店街の整備及び空き店舗対策事業で３名、それから観光情報発信、これは何ですね、観光情報発信拠点整備事業、これも３名、それから不況に負けない森林の計画管理事業、これが４名というように複数人数の部分も含まれております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　それは私のほうでも資料を持ってますのでわかりますけども、ただ、どうして、せっかくこの事業をやるのに補助でやりますわね、補助金で。先ほど言ったシカ肉にしてもね、その他の障害者の部分にしても複数を雇い入れている他市等の例があったときに、うちの場合は１名やったかなというふうに疑義があったので、疑念が残ったので伺ったわけです。せっかくの助成やったら雇用で、少なくてもふるさとは１年以上雇用ですのでね、そういう部分で考えたときにはそういう選択肢を用いてなかったのかということで聞いたわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　この制度が発足した時点でのことにさかのぼると思いますけども、そこまでちょっとこう考えが及びませんので申しわけありません。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　わかりました。

次に移ります。

緊急雇用、ふるさと雇用再生基金事業ともに緊急で最大が１年間雇用、ふるさとで原則１年以上という雇い入れで雇用確保が図られたとは認識しておりますけども、行政サイドから一定、全体の事業効果をいかに見ているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　２点目の事業の効果ということでございます。

緊急雇用につきましては、次の雇用までの短期の雇用あるいは就業機会の創出ということが目的で最長１年間、新規のみということで再度の雇用はできないこととなっております。平成２１年度から３年間で１６２名を雇用いたしまして、不法投棄等のパトロールやごみの回収など環境保全事業、あるいは林道や集落道の維持管理などの実施によ

りまして市民生活の向上が図られたというふうには考えてございます。

そして、ふるさと雇用事業につきまして、地域における雇用の創出が目的でありまして、終了後は他の補助事業を受けて継続する事業もありますが、一定１９名の雇用ということで効果があったものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　緊急雇用でいったら自治体の単独の予算ではなかなかできなかったところがおおむねできたというふうなお答えだったというふうにも思いますけど、現実問題ですねそれ、緊急雇用がもう大体終わるということの中で実際委託なり直営なりでやってきたわけですけど、環境整備等の話も出ましたけどもこれは今後も必要になってまいりますわね。そういうときにはやっぱり今後事業がなくなったけれども必要に応じて最小限でやっていくと、単独予算でやっていく、またそれに応じた補助金等があればそれを引っ張ってくるとか、そのような発想になるのか。私は、やっぱり地域の環境という部分で、大分前に前任の課長のときに電柱にぺたぺた違法ビラ張ってそれを緊急雇用のあれできれいになって町並み、環境がすごくよくなったとか、それから公園の草刈りとかね、そういうのもすごくこの制度を使ってよかったと思いますけども、これからもそういうことが起きたときにはどのような発想になっていくんだろうかなと。これはもちろん上からおりてきた部分で雇用創出という部分のお金でありましたけども、今後こういう部分がまた出てくるというがは、なかなか緊急の雇用の場合はね考えにくい部分もありますけど、そこら辺の発想はどうお持ちなのか、以前に戻ったというだけのことなのか、それについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　ご質問にお答えします。

この緊急雇用ができるまで、したくてもできなかったというようなところが実際であったというふうに思います。緊急雇用ができましていろいろこうかゆいところに手が届いたということでございます。この基金事業があったときと同じように単費あるいは補助事業を活用してというようなことには、それはもう非常に難しいんじゃろうというふうには考えております。そしたら、どうしても必要なときにはどうするんかということになりますと、それはやはりその、どうしても必要ということになりますと、他の事業との調整をつけながら対応していくことになろうというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。

ふるさと雇用再生基金事業は、民間への事業委託により雇用創出を図るわけで、さまざまな事業を展開してきた中で先ほども課長のほうの答弁もございましたが若干、本年度事業終了後の事業継続はどうなのか。また雇用の継続はどれくらい図られるものなの

か、つかんでいるでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　ふるさと雇用につきまして１０事業がありまして、現在進行中であります。ほとんどの部分で県単の補助事業に乗りかえて延長するという部分がございますし、他の国庫補助事業に乗りかえてする部分もあるというふうに認識をしております。１名ですね老人ホーム設立準備事業につきまして、これは老人ホームができましたらですね継続雇用はまず間違いないだろうというふうに思っております。それから、先ほど申しました別の補助事業ということになりますと障害者自立支援相談体制強化事業、これは国の別の事業ということで継続されるのではないかというふうに思っております。あと数件、先ほど申しました県単の事業で平成２６年まで継続される部分もあろうかと思いますが、これは徐々に補助率が下がってまいります。そこを担当しておりますその事業所の今後の努力が非常に必要になってこようというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　さまざまな状況の中で現在１０事業が進行中で、県単に乗りかえたりということで事業継続は図っていくけども、その部分であわせて雇用の継続も当面は図られるであろうけれども中にはやっぱり終わっていくという部分もあるようなお話でございました。そういうことも踏まえましね、やっぱり私は、やっぱり、もちろん民間にお金は行ってるんですが、行政としてもやっぱり雇用は継続されてこそ大切な部分であるということで踏まますと、後のほうの関連にもなりますけれどもやはりこう後追いで調査はやっぱり定期的にしていくという発想が大事と思います。やはり基金事業をやっちょって、基金がなくなったということでほかの制度に乗りかえるということもありますけども、本来的にはそこの事業がその人が入ることによって確立してやっぱり雇用が継続されると、基金が終わったから雇用も終わったというふうにならないというがが民間であっても望むべき姿であろうかと思いますが、そういうことも踏まえましたその後追いの調査ですね、そういうことについて担当課としては今後についての方向性はお持ちなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　このふるさと雇用につきましても現在交付金ほぼ１００％でやっておるという状況で、非常にこう恩恵を受けておるというところでございます。議員の言われるとおり事業があってこそ、雇用が守れてこその事業ということは十分承知をいたしておりますが、公的資金をそれこそずっと打つということにもまいりませんと思いますので、後々補助金が減額されてくる部分につきましてはですね、事業所の努力をお願いしたいというふうに思っております。ふるさと雇用で雇用されておりました方々のずっとのこう追跡ということにつきましては、現在のところ想定をしてお

りません。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　民間が雇い入れしてるのでそこまで強力な雇用についての継続調査というがもある部分いかがなもんかという部分もありますが、市としての雇用政策の部分では、私は今後に生かす部分があろうかなということで提起はしておきます。今の時点では考えてないということやったら、それはそれでとどめたいと思います。

次へ行きます。ふるさと雇用再生特別基金事業とポストふるさと雇用再生基金事業の１つであります産業振興推進ふるさと雇用事業の予定もありますけれども、平成２４年度はふらっと中町や森林活用計画管理委託事業が予算計上されておりますけれども、今後の雇用関連補助金等の市としての積極活用の方向性についてですねお尋ねします。

もちろんその事業主体がですね手を挙げてというふうになろうかと思いますが、実際そういう新たな事業創出という、創出の部分で結構連携がなくては手を挙げるまでに至らないというふうな思いもありますけども、今後の事業予定等についてお尋ねするもんであります。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　ご質問にお答えを申し上げます。

平成２４年度につきまして、来年度予定しておりますのが、不況に負けない森林計画管理事業、それから不況に負けない森林の計画管…これも一緒ですね、これはそれぞれの法人になっております。それから森林整備技術員支援事業、これは架線で飛ばしたりとかその森林作業のノウハウを伝達するのがを支援するという事業でございます。それから中心商店街拠点整備、空き店舗、これはふらっと中町になると思います。それから観光情報発信拠点事業、これが予定はしておりますけども、ひょっとしたらですね「龍河荘ぐるり」なんですが、これについてはまだ不透明というところに現在なっております。それから健康介護支援課のほうでですね地域憩いの場づくり事業いうのがございまして、これらをあわせて事業予定をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。続きまして、地域雇用創造協議会関連についてお尋ねします。

厳しい雇用状況と著しい少子高齢化並びに人口減少下にある本市において、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出に取り組むとして３年間事業展開してきたところでありますが、「柚子香る里から世界へ！香美市パワーアップ計画」として厚生労働省より事業採択され取り組んできた推進事業のアウトプット、アウトカムの目標に対し、また実現事業における成果はいかがであったか年度ごとにお尋ねするものであります。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　ご質問にお答え申し上げます。

雇用創造協議会推進事業につきましては、平成２１年度、１０講座で１１５名に対しましての、予定に対しまして４３０名、それから平成２２年度、１０講座、１９０名の予定に対しまして８１４名、平成２３年度、１０講座、１９０名の予定に対しまして８５８名の受講がございました。合計で４９５人に対して２，１０２名の受講があったということでございます。その受講をした方々の中で就職に結びついたと、アンケート調査の結果就職に結びついたという方が、平成２１年度は１９名に対し２０名、平成２２年度は３２名に対し３８名、平成２３年度は５２名に対し現在のところ２２名ということで、１０３名の予定に対して８０名の就業ということがそのアンケートの時点で確認されております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　実現事業についての報告をまず受けます。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　抜けておりました、申しわけありません。

実現事業につきましては、第１次産業分野とそれに関連する製造業の分野、そして観光分野に取り組めるような体制づくりを進めてまいりました。その結果しおゆずマーマレードやパウンドケーキが商品化をされまして、奥物部情報交流施設にポンド・エ・トッティの店舗が開設をされております。また、夏ニラの実証には２名の生産者が参入をしまして、ユズの栽培にも２名が新規参入をしております。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１つこのアウトプット目標のこの予定に対しての４９５人、３年間で、それに２，１０２名受講されてますわね、これをちょっと具体的に聞きたい。非常な講座に対して人気があったのかな。

それと、あわせて参加した企業ですわね、何社が参加したのか、それはおわかりじゃありませんかね。人数はわかりますけども対象企業等で推進事業で一応予定をされてたかと思いますが、その点わかればお答えください。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　申しわけありません。手元のその資料に対象企業数までが載っておりませんのでちょっとわかりかねます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　その２，１０２名そしたら参加したと、４９５名の。それは喜ばしいことであって、それがアウトカム目標の１０３人のところ８０人雇用されたということにつながっていってるわけですけども、実際アウトカムデータの把握にアンケートや個別の経過調査、また参加企業に対し雇用状況の調査の実施を行うというこ

とに、地域雇用創造計画には書かれておりましたが実際はどうでしょうか、その点お答えください。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　お答えいたします。

就職状況につきまして、それぞれの年度でアンケートあるいは調査票を回してお答えをいただいております。ほんで、先ほどお答えしました８０名がその時点での回答者ということになっております。あとそしたら後追いをしたということにつきましては、未就職者に対しまして半年に１回程度の調査票を配付をして調査を続けておるという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　４９５名に対して２，１０２名も多数の人材育成メニューに参加されたということの背景はやっぱりわからないということでよろしいでしょうか。その点を再度確認させてください。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　お答えいたします。

この昨今の厳しい雇用情勢の中で自分のスキルを上げて就職につなげようという意欲が大きかったもんというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。

私が地域雇用創造協議会の設置について議論したことでいまだに記憶にあるのは、本組織等の将来像に対して独立採算の形がとれ、法人化、企業体となることを望む旨の話がございました。しかし、結果そのノウハウ、実績等は観光協会で生かす方向となったわけであります。地域雇用創造協議会自体の雇用も含め新しい雇用が創出されれば、最大限の努力を払ってその雇用を継続される仕組みが私は大切と考えます。それはそれとして雇用の受け皿づくりを担ってきた実現事業では、農作業受諾システム構築など成果の上がった部分もあろうかと思いますけれども、先ほど来も若干報告も受けました雇用創出の見通しが明るくあってこそ本来の事業効果が上がったと言えると考えます。実現事業ではまず３人ということの話が、ユズの関係でねそういうことを言われておりましたけども、片一方ではその８０人というアウトカムの成果の継続も含めてありますけども、そこら辺のところはこれからの雇用継続と雇用創出という部分で担当課はどういう考えをお持ちなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおりユズの栽培には新規が２人参入をしておりますし、夏ニ

ラの実証に２名の生産者が参入したということではございます。それから、そのしおゆずマーマレードにつきましてもパウンドケーキにつきましても、これだけで生活ができるというような段階ではないと思いますけども一定収入といいますか足しになるというようなことにはなると思いますし、奥物部情報交流館のところに店舗もできたということで地元の活性化にもつながっているとは思います。

それから、実現事業、現在駅前に事務所がございまして、そこに現在３名おります。それから物部の「ゆずもり」の関係で３名が雇用をされております。この６名につきまして全員がそうかということは不明確なところではございますが、先ほど議員も申しておりましたとおりこの雇用創造協議会のノウハウと実績を引き継ぐべく、観光協会が自立をしべふ峡温泉の指定管理を受けたいということでその申し込みがあったというところでございますが、その体制の中にはこの雇用創造協議会で雇用されておりました方々が全員とはわかりませんけども継続して雇用される見込みであるということでございます。雇用創造協議会が雇用を生んで地域を活性化するということについては、一定効果があっておりますし、継続の雇用ということも見込まれておるというところでご答弁といたします。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　山﨑龍太郎君の質問が終わりました。

次に、９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　９番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、３項目について一問一答方式でお尋ねをいたします。

若干風邪が抜けておりません。鼻声というんか何声というんかちょっとお聞き苦しいんではないかと思いますが、その点ご了承願いたい思います。

昨年の１２月に続いて学校教育取り上げさせていただきました。答弁者は後藤次長いうことでございますが、また教育長のほうにも、またキャッチボールのやりとりの中でまたよろしくお願いしたいと思います。きょうの登壇予定最後いうことで皆さんかなりお疲れのところじゃないかと思いますんで、早い目に終えるようにですね私もちょっと早口はよう言いませんけんどやっていきたい思います。

それでは、学校教育についていうことで１問目ですが、電子黒板、これはですねコピーのとれるホワイトボードから大画面の薄型テレビまで幅広い機器を含む言葉でありますが、日本の学校教育は板書と呼ぶ黒板の活用技術にこだわる教員も多くおいでであります。この板書との併用を意識して電子黒板と呼ばずに電子情報ボードという、そういう表現にこだわっている、そういった地域もあるそうでありますが、また最近では大画面薄型テレビ形式のディスプレーを使用した電子黒板が注目されております。これはパソコンやＤＶＤなどの映像を表示するだけでなく、タッチパネルとして子どもたちが画面上に書き込みを行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映し出すことができるわけ

であります。従来の黒板、そしてパソコン、映像機器が一体化したものとして教育関係者の注目を集めているのではないかと思います。

早速本題の質問ですが、この学校教育における情報通信技術、ＩＣＴは全国的に注目を集めている。導入により板書の時間短縮や教員の事務負担軽減が可能となり子どもと向き合う時間への確保へとつながると思うわけですが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　織田議員さんの質問にお答えいたします。

まず、学校教育のですねＩＣＴの件でございますが、これにつきましては教育の情報化に関する手引というものを文科省のほうで平成２１年３月、小学校、中学校という、それから平成２２年１０月に高等学校という指針が出されております。それに基づいて国のほうが進めてきております。

現実に香美市の現況を申し上げますと、電子黒板につきましては６校に各１台既に導入しております。ただ、いかんせんこの５台が非常に使いづらいということで活用できてない状況でございます。ただ、一番最後に入れました楠目小学校、これ平成２３年度に導入しておりますが、ここにつきましては非常に活用されて現在に至っております。普及ということについての見解でございますが、基本的にその電子黒板等々につきまして効果的に使うための使い方を含む研修と使いやすさを追求して導入していく必要性があると感じております。ただ、来年度香美市におきましては、これは国家予算ですが高知大学の予算を使いまして、理数系教員養成拠点構築事業というものを片地小学校へ導入していまして１００万円の電子黒板セットを導入するようになっております。そこで大学生や県内の理科教員にモデル的に、効果的、使用方法を含め活用して、管内の教職員に研修できるような用意している、計画しております。このようなモデル的に導入しながらより効果的に使えるように整備を進めていくという方向を考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　はい。６校に１台ずつということで６台中５台が遊んでいるという、そういうふうに私は受け取ったわけでありますが、大変残念いうんですか、この質問の中でですね板書にこだわるいう、そういった先生方もおられるんじゃないかと思いますが、時代の流れに何もかにも飛びつくいう、そういうことを私も言っとるわけではないです。この質問の中にも言いましたけどこの担任教師が子どもと向き合う時間、それはさまざまな形でですね現在まで教育のいろいろな弊害に対してのそういう問題点の中で、やはり大事な教職員が本務とするそういう時間、そういったもんがとれないということでは多くの先生方も悩み、苦しんで、そして学校を休んだりとかいう、そういった事例も今までにもいろいろと聞いておったわけなんです。

そういうことで私は、確かにこれは平成２２年度から総務省がそのフィーチャースク

ール推進事業、うん、そういう形で進めておるわけなんですが、これ徳島県の東みよし町立足代小学校、生徒数１０８人、うちの中規模小学校と似たようなあれなんですが、これはそういう推進事業いうことで全教室に７７インチの電子黒板、そういったもんが配備されてですね多彩な授業が行われておりますよと、これは推進事業いうことで国からの支援を受けて全教室に配置されておる思います。そして、ＩＣＴを活用する効果としてこの児童・生徒、子どもたちが興味を持って意欲的に学ぶ、そういった意識というものが物すごくこう向上した。そしてまた、子どもたちが生き生きとしてですね楽しくその学んでいるいうんかそういった記事欄がありました。要はそういった状況、紙面で見てですね利活用の重要性、うん、それを指摘しておりました。

しかしながら、先ほど次長の話にありましたようにもこの専門的な支援員、そういった人の配置なんかも当然要るわけなんです。私もこうした学校の問題点、いろんな要望等に対して質問する際に学校に足を運んだりとか、そしてまた電話で聞き取りいうんですか、そういう形でいろんな角度でお伺いをした中でですね確かにそれぞれの学校で温度差があるなと、そういう思いは私もいたしました。

そして、先ほど言うたように、そしたらどの小学校も電子黒板をそしたら設置してやりなさい、なかなかそういうことにならん思いますけんど、今後の計画としてですね楠目小なら楠目小のタッチパネル、以前はパソコン併用でパソコンを操作してですねそのディスプレー、パネルに文字とか絵とかそういうもんを表示しておった。そういった電子黒板は必ず操作する人が下向いてパソコンのキーボードをたたかんといかんわけなんです。そのかわりタッチパネル式であればすぐに子ども目線で子どもと話ししながら対応ができるいうんですか、若干費用も高くなるわけなんですけんど物すごいこう適しとるいうんですか。そして、板書であれば先生が黒板を消したりですかね、そしたらなかなか子どもなんかも書き損じたとか、そしてまた先生もいろんな、我々も公開授業等に行ったときに木を書いたり動物を切り抜いたりしてですねきれいに方々へ張りつけたりしてそうやって準備をしていただいておりますが、そういった面からもこの電子黒板があったらですね解消される。当然また外国語授業なんかにとっても物すごい使えるいうような、そういう話も聞いております。そして、私はこの６台中５台、これはパソコンでやるいうんかタッチパネル式やない思うんですが、そこの、次長その点は確認させていただけますか。タッチパネル式は６台入っとんですか、そこのとこ。タッチパネル式でですね電子黒板なんかね。意味わかりますか、質問の。はい。

○議長（西村芳成君）　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　タッチパネル式ではございません。

○議長（西村芳成君）　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　ぜひともまたタッチパネル式のほうでですね、それで、確かに先ほど言いました指導員さん、先生なんかにはこういう利便性がありますよいうことを教育委員会のほうが推進していただきたい思うんですが、うん。一遍にいうわけには

いきません。片地小でね新しいその１００万円規模の物が入るいう形でこれはすばらしいことやないかと思いますが、それは関係職員、そういった者をまた集まっていただいてですね操作等を交えて勉強していただきたい思いますが、それで、教育長として、うん、今後ですよそういう児童と向き合う時間、そういったものをつくるためにもですねこういったＩＣＴ、こういう通信情報技術、そういったものを取り入れていくという、そういうこというんが非常に大事になってくるんじゃないかと思いますけんど教育長の考えをお願いします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　失礼します。織田議員さんのご質問にお答えをいたします。

この電子黒板と情報機器を活用する授業ということは、とても大切だというふうに思っています。私は、教職員が子どもと向き合う時間がとれるという、どちらかとこう余裕的な時間を生み出せるというよりは授業そのものが非常に楽しく興味あるものになるというところに大きな評価を持ってるところです。その情報機器っていうのは、それだけで授業ができるものではなくて、オーソドックスっていいましょうか、前からの黒板に書いて、本を読んで、書いてという、そういう授業のあり方というのは本来子どもたちがじっくり考えてできる授業なので基本はそこにあると思うのですけれど、ただ、今の子どもたちはテレビにしてもパソコンにしてもいろんな新しいものに出会って使いこなす要素を持っていますので、そういう意味でも例えばこの電子黒板ですと教科書で小さな写真があの画面いっぱいの写真になって出てくるというふうなこともあって、細かいところまでみんなで学習ができるというふうなこともあったり、それから算数の図形なんかになるとこう回転をするんですね、図形そのものが。こうタッチパネルですると角度、角度というか上下が変わったりとか裏側が見えたりとかいうふうなことがありますので、子どもたちが考える視点をたくさん持つことができて非常に効果のある授業ができます。じゃあタッチパネルだけでずっとやってたらどうかというところもまた別の、それしかできないというふうなことがあったりしますので、教師が授業をつくるときには、１時間の授業を子どもたちがわかったっていうのにいくのにはどういうに構成していって、どういうふうに教師の指導と子どものみずから学ぶということを組み合わせたらいいのかというふうなことで構成していきますので、その一連の流れの中にこの情報機器を上手にはめ込みながら、子どもが勉強が楽しい、家でももっとやってみたい、またやりたいというふうにして伸びていくように使っていきたいというふうに思っています。

教師の準備は結構大変でして、その授業に至るまでのさまざまな工夫も要りますし細かい準備活動も要ります。子どもと向き合う時間は、１つは黒板に向いて背中で子どもにというふうな部分については子どもの顔を見ながらできるというふうなこともありますし、そうですね、教科書でこう何というか向き合わずにやったところを確認するのに先生が行く時間とかいうふうなあたりは随分省かれるというふうなこともあると思いま

す。いずれにしろこの情報機器類というのは、これからの社会を生き抜いていく子どもたちにぜひとも必要な機器活用能力も含まれていますので、こうできるところからだんだんに広げていきたいというふうには思います。

片地小学校の来年度の導入は、高知大学とか工科大学が全面的に応援をしてくださって、理科を中心とした教員育成ということで入ってくるものですから、それは大いに活用してとにかく使える先生をたくさんつくりたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。ありがとうございます。教育長が画面がくるくる回るとか、そこまでやっぱり勉強しとるないう思いで、余り教育長も、あんまりタッチパネル式の電子黒板やったりしていないんじゃないんかと思いよったけど失礼をいたしました、私は。

楠目小なんかはですね、１台現在タッチパネル式があります。私も実際絵を書いたりとかちょっと見させていただきました。それで、この楠目小では何を言っておられたかいうたら、あれ１階と２階で使うときにですね、２階で今度の授業で使うというたときに、えいやえいやとみんなで運んでいくそうなんですわ。そして、そういうことも考えてまた楠目はねもう１台欲しいというような話もありました。教育次長、どうぞよろしくお願いをいたします。

教育長の丁寧なご答弁いただきました。

次に移らせていただきます。

次は、学校司書いうことで、司書教諭の不足を補うためにその学校司書を専任職員として置いている場合があると。しかし、学校司書は、設置に関する法的根拠がないため資格に関する条件などが定かではないという問題があります。また、その身分は、常勤事務職員、非常勤職員、ボランティアなどさまざまであり、常勤職員の場合も公立図書館から司書が移動してくるものと学校の事務職員が充てられるものがあります。司書教諭の設置が進められている現在では、学校司書は司書教諭等の不備を補うだけでなく、司書教諭と協力して学校図書館の運営に当たるべきものという積極的な価値づけが与えられており、学校司書の充実、法的根拠の整備などが求められておりますいうことで本題に入りますが、県の当初予算にですね学校図書支援員を増員するとの記事が大見出しで載っておりました。学校図書機能の充実や利便性の確保に向け、本市の各学校図書やそして香美市の図書館とのこのネットワーク、うん、そういったものが私は将来的にかんがみ必要ではないかと、そういった思いからお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　織田議員の２つ目のご質問にお答えいたします。

各学校図書、それから図書館のネットワークの構築ということでございますが、先ほ

ど申されました県の当初予算の学校支援員という部分につきましては、香美市におきましては２名予算要求を現在しております。その分で多分つくだろうという想定のもとでやっております。

ただ、ネットワーク構築におきましてですね、学校そのものに図書システム導入しておる学校が、山田小学校と大宮小学校にてバーコードリーダーシステムを導入しておるだけでございます。それから、既立の図書館におきましては、本館と分館２つについてはネットワークで現在結ばれております。これを小中学校全体で結ぶとですね、予算的にいいますとネット構築におきましてこれは参考でございますが、地域統合版図書システムで約１，０００万円、それからバーコードリーダーシステムというのでこれで６００万円ですね、それからもろもろそういった部分が要るというふうな情報を得ております。現在高知市では１７校、それから南国では全小中学校にネットワークを構築しておりますが、それぞれの市立の図書館とのネットワークにはまだできていないというふうになっております。市におきましてもまだ個々の整備がおろそかなもんですので、そこまではまだ構築というふうな考え方は持っておりません。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。山小と大宮、鏡野は入ってないんですか、これ、鏡野中学は。これね確かに大中小、小学校も規模さまざまであります。そしたらバーコード式のそういった山小のお話を聞いたらですね大変便利であると、そしてよその小学校でも何とかバーコード式になったらいう、そういう話もありました。確かにそれはお金が要るわけなんですけんど、確かに山小の話を聞いたときにですね低学年の１年生、２年生いうたらちょっと厳しいいうあれがありますけんど、早もう上級生なんかはどんどんあれを利活用しておるということと、そして、子どもたちが市の図書館にですねこういった本がちょっと読みたいですがありませんかいう形で図書館に尋ねてきます。これはもう山小であるか楠目か舟入かわからんですけんど、そしたら全部あれ県とつながってますわね、ネットワーク、図書館が。そして、そこの係の人がこういった検索によって本がありますよというたときには、そしたらこれを読ませていただけますかとか、そしてあなたたち何年生やったらこういった本が最近は人気がありますよとかいろんなその指導、アドバイスをしながらですね、やはり子どもに良書に親しんでももらういうんですかね、そのことがもう大事になってくるんではないかと思います。そして、この山小以外のバーコード、そういったパソコンを入れてない、そういったところは、子どもが図書委員、そういった形でカードをつくってですね、そしてその昼休みとかの時間帯にみんながそのカードで出し入れをしておると。若干傷がついたりとかいろんなそういうあれもありますけんど、これを全部その教職員が対応できるかいうたらなかなかそういったこともできないわけなんですけんど、これはすぐに云々やないですけど、まずは中学校なんかにもですね、私はこれ鏡野は入っとんじゃないんか思うてましたけど鏡野もないいうことでは、ちょっとこれは厳しいんではないかと思いますんでやはり義務教育

期間、やはその良書に親しむいうことが特にその大事になってくるんじゃないかと思いますし、その司書の支援員、そういったものをしっかりとですね、また、そういう資格のある先生を、ただ担任教諭が交代でとかいろんな経費節減とかそういうような流れもあるんじゃないかと思いますけんど、そういったことも含めてですね本当にこの読書、昨今、先ほどの質問ではＩＣＴいうことを言いましたけど、現在はある程度のインターネットとかそういったもんで、パソコンでですねいろんな書物とかいろんなもんが情報開示、そういったものがもう簡単にできる時代ではありますけんど、この専門性とかこの良書に親しむ意義いうもんについてですね教育長の考えをひとつお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育長、時久惠子君。

○教育長（時久惠子君）　　お答えをいたします。

本当に良書に親しむっていうか読書、それから調べ学習等、本当に本は大事と思っています。ですから、それぞれの学校で思う存分子どもたちが本に触れるというふうなことをしていきたくて、今回の図書支援員のこの事業については大変うれしくてすぐに予算要求をしていったところです。現在そうですね、現在山田小学校には県からの読書の、読書活動の支援員、図書担当教員が配置をされています。それから光をそそぐの昨年度の分で大宮小学校に支援員さんを置かせていただいています。それから大栃のほうにも小中両方の学校にということで支援員さんが入っていまして、あとその２名が入ってくださって少し学校を幾つかかけ持ってやっていただくと、随分子どもたちが図書に親しむということが進むと思います。

それから、このネットワーク化については、本当はそれが絶対いいというのはわかっていますので何とかそういう方向にいきたいというふうには基本的には思っていますけれども、さまざまな事業がありますので、全体調整の中でこのことは頭に置いて何とかこう形にならないかというふうなことは考えながらいきたいとは思っています。とても図書館とか読書は大事にしていきたい、一番大事なところだと思います。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。ありがとうございました。どうか、教育には私はお金がかかる、またかけるべきであると、そのようにとらえておりますので、また今後ともまたよろしくお願いをいたします。

次に移ります。

森林・林業活性化についてということでお尋ねをいたしますが、これ我が国においては戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入っているわけなんですね。５齢級、６齢級といったそういう形であります。しかしながら、国内の林業は、路網整備や施業の集約化のおくれなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心が大きく下がっていったわけなんですが、また、相続とかみずからの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にあると。そして、そういった背景の中、世界的な木材需要の増加、資源ナショナリズム

の高まり、為替の動向などを背景として外材輸入の行き先は不透明さを増していると。また、木材を化石資源のかわりにマテリアルやエネルギーとして利用し地球温暖化防止に貢献することや、資材をコンクリートなどから環境に優しい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど木材利用の拡大に対する期待も高まっているわけなんですが、本題の国は、２０２０年までに木材自給率５０％を目指しますよということで、当初は２４％ぐらいでなかったかと思いますが、そして全国５カ所いうことで森林・林業再生プラン、これは香美市の当時の岡本林政課長なんかが苦労してですね、森林組合等々で苦労されて香美市にこの全国５カ所の１カ所として実施されてきたわけなんですが、これは作業道の開設や高性能機械の導入による木材利用の拡大を図り山の活性化につなげるものであります。このたびの集成材大手メーカー、銘建工業の来年の稼働を視野に原木増産のための皆伐がふえることが予想されます。皆伐による問題点や山の環境保全についての見解をお伺いするいうことで、これは実は昨年１２月の石川議員の問題と全くダブるわけなんですが、この課長の答弁でですね、県の補助率がアップしましたという見出しが大きく載っておりました。それは人工林を皆伐したときに再植林ですかね、そういう形をする場合に補助率のかさ上げをしますと。それで、この１２月の課長の答弁の中で、森林組合はもとより所有者に協力をいただいてですね皆伐に向けてまあいうたらやっていきたい、私はそのようにとらえたわけなんですが、ただ、どこもここもはげ山みたいになってしもうたらですね大変なことになるがいう、そういう思いは私も持っているわけなんです。そういった点も加味してですね答弁のほどをお願いしたい思います。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　織田議員の森林・林業の活性化につきましてお答えを申し上げます。

皆伐による問題点や山の環境保全についての見解ということでございます。

それと、先の石川議員に対します答弁に関しまして、皆伐に向けてとこう受け取ったがというお話でございますが、私の思いは皆伐っていうことではなくて搬出間伐と、搬出間伐の推進に集約、林業その団地化を目指して小規模の所有者にも声がけをして森林組合でまとめて集約施業をしていくという方向性を申し上げたつもりでございました。

それでは、織田議員のご質問にお答え申し上げます。

集成材大手メーカーの銘建工業が、県内林業団体などと出資をしまして大豊町に高知おおとよ製材を１月３０日に設立をしました。初年度は５万立米で約１０億円、２０１５年には１０万立米で２１億円を目標にしているということでございます。この１０万立米の素材生産量につきましては、現在本県の生産量の４分の１に相当する量でございまして、間伐だけでは賄えない量になるというふうには考えております。皆伐は素材生産の効率はよいのでしょうけども、皆伐後は植林しなければ山は荒れて土砂崩れを引き起こす原因になるというふうに考えております。

香美市では、森林整備計画の中で皆伐を行った場合２年以内に更新を完了するよう定めております。再造林をしていただかなくてはなりません。しかし、立木を販売して得られる収入が再造林と下刈りの段階でなくなるような試算もありまして、山に投資する意欲を失って放棄する再造林放棄地が他県でも問題になっております。香美市としましては、法令に従いまして国、県の保育施業の有利な補助金を活用して植栽を実施していただくよう、皆伐箇所があれば森林組合等にも所有者に声をかけていただくなど放置林の発生を防ぎたいというふうに考えております。

先ほど議員の県の補助率がアップということでございます。

これは６８％が９０％になっておりますので非常に使いやすくなっております。こういうことも周知をしていきながら放置林の発生を防ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。ありがとうございます。１０万、稼働時ですね銘建が１０万立方、すなわち２０万立方ぐらいは搬出というのですか、そういう流れになったと。なかなか間伐ではちょっとこう厳しい面があるんではないか、そういった思いからですねどんどん皆伐が進んでいくんではないんか、そういう思いから私も質問させていただきました。

これきのうの新聞やったですけどね香美森林の団地化いうことでかなり、南国も香美森林が持ってますし香南市も持ってますわね。そういうことでどんどんどんどん、苦労されて座談会等も昨年暮れやったですかやってました。本当に一生懸命森林の方も、またうちの担当職員もですね頑張って団地化の普及、そういったものに向けて頑張っておりましたが、本当にかなりその記事では進んでいったけど問題はこれからのやはり団地化、集約化が大変になってくるいう、そういう記事もありましたけんど、どうか課長に一遍聞きたいですが、この森林、山の山主とか、そして山に携わる森林組合とか、そういう人なんかは、今後ですね香美市はどうしても基幹産業、１次、やっぱり元気になってもらわんといかんですが、山はもうけていけますかいうことを最後に１点お聞きします。銘建が入ったりいろんなその要素もあります。森林・林業再生プランで大型のそういった高性能機械も入りました。実をいうたらあれも物部と香北で１台ずつあるでしょう、それが２台ずつになったらもっともっと進むわけなんですけんど、なかなか予算の関係でそういうあれはないですけんど、大事なことは森林従事者がですね年間通してずっと仕事があるいうことが大事になってくるんじゃないかと思いますが、今後のその見通しについてですね一言お願いをします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　織田議員のご質問にお答えいたします。

森林の先行きということでございます。

銘建工業が来まして年間、２０１５年以降は１０万立米を目指しているというところ

で、一定木材の売り先というものは確保されて一定のその収入源というものは見込めるというふうには考えますが、皆伐ばかりしますとその植林もしなければいけませんし、補助金があるとは申しましても鳥獣害の被害もまだ考えられるという状況の中で、皆伐よりもできればむしろその搬出間伐、保育間伐、切り捨て間伐でなくて保育間伐も含めて搬出をするように現在の高性能機械を入れておるというのが実情であります。皆伐するんであればあんなものは必要ないんだろうというふうには思います。

それから、集約化につきましては、その大型機械が入るための作業路というものがどうしても必要になってまいります。今年までその交付金をもちまして、その整備あるいは管理に関しまして交付金を使って所有者を調べたり協会を調べたりというようなことで集約するべく手だてを講じてまいっております。今後もその集約林業あるいは高性能機械の導入によりましてですね、少しでもその林家の方の手元に残るような施業計画を立てて進めていけるように支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　暫時時間の延長をいたします。

９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。ありがとうございます。どうか何とか香美市のですね森林、８７．５％いうことは８８％なんですが、これを契機にまた元気になっていただきたい。山がやっぱ活性化することによって香美市の大きな元気づけいうんですかね、そういうものになってくるんじゃないかと思います。はい。ありがとうございました。

それでは、時間が押しておりますんで次行かせていただきます。

本市のため池についてでございますが、ため池とは主に農業用水を確保するために水を蓄え、取水設備を備えた人工の池のことであります。水を蓄えておき必要なときに耕作地へ放水することで、季節ごとの水量の変化や干ばつなどの気象変動による影響を抑え農作物を安定して栽培することができるようにする。例えば水を使わない冬季に川の水を取り入れ蓄えておけば春先や初夏といった水が必要になるときに耕作地へ供給することができますよと。梅雨時の河川は平常時を上回る水量となることがありますが、このときの余分な水を蓄えておけば盛夏、真夏時の渇水の危険性を減らすこともできますよいうことで、香美市、県下１１市の中でですね本市だけが海に面してないいう、そういうことで津波に対する恐怖心、そういったものが少ないわけでありますが、山やダム、そしてこれ私もいろいろ今まで防災についていろいろ勉強もしたりとか、また皆さんのいろんな質問を聞いて、このため池いうんは最近になって初めて心配の種いう形で出てきたわけなんですが、これ市民の方がどれくらいこのため池の被害想定、そういったものを認識しとるかいう、そういったこともちょっとお聞きしたいと、そのように思っております。

１７年前の阪神・淡路の大地震、これでは直下型ということで６，４００人ぐらいの方が亡くなった。昨年の東日本の大震災、約１万５，０００人の方が亡くなられ、また

３，０００人余ってですねまだ現在のところ行方不明と、そういったことでありますが、こうした大震災の検証、しっかりと勉強してですね、本市にあっても減災に向けてどのようにその取り組んでいくか、そういったことが重要になってくるんではないか、そのように思っております。

それでは、質問に入りますが、これは昨年の１１月に自主防災組織連絡協議会、うん、ため池の危険性等について詳しく話があったわけなんですが、過日の新聞報道では本市にある５１カ所のため池のうち１７の池で改修が必要ですよと。そのうち９つの池、９池では、下流に住宅があり決壊すると約１２０戸ぐらいが被害をこうむる、そういった予想が出されておりました。当該地域への対応及び早期改修に向けた９池の対策をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　織田議員の本市のため池の件につきましてお答えを申し上げます

先の新聞報道では、昨年３月１１日の東日本大震災によりまして福島県内にあります貯水量１５０万トンの農業用ため池が決壊をし、下流集落の８人が死亡または行方不明となりました。当時池はほぼ満水だったということですから、盛り土の堤に広範囲に亀裂が入り土石流となって約１キロメートル下流の集落をのみ込んだものであります。新聞報道では、この災害で得た教訓としまして防災対策には点検方法の見直し、災害予測、水量の減水徹底の３点が挙げられておりました。担当課としましては、これに管理者及び行政と地域の連絡体制の確立を加えまして防災、減災意識を高めるソフト面の充実を図ってまいります。既に９池のうちの７池につきましてはハザードマップ等を配布をし、残る２池につきましても情報提供に向けて作業を進めております。

ため池の改修でございますが、ため池は農業関係者や個人が所有をしておりまして、個人の資産ということになりますので条例によりまして改修費の一部を負担しなければなりません。現状では、農業者の減少、高齢化、後継者不足などによりまして受益者負担が困難な状況となっております。また、補助のハードルにつきましても国の現行制度では受益面積、貯水量など補助要件が非常に厳しくってですね、改修が必要な１７池すべてが要件を満たしていないという状況になっております。これらのさまざまな課題をクリアするためには、命を守るということを主眼にしまして地域と管理者の意向を聞きながら支援の仕方や方向性を研究してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　はい。ありがとうございます。本市ではですね一番大きなため池、舟谷池、これは最大貯水量いうんが６万６，０００、そして２番目が５万１，０００、これ女夫池、伏原の予岳のとこにあるんですがこれが５万１，０００トン、最大貯水量ですか、そして３万トンいうんが古田池、そして吹越池いうんが３万６，０００、これは仁

井田に、佐野、仁井田にある３万６，０００、そしてハザードマップも現在９から７池はできている、そういう答弁でございました。なかなか改修に向けてすぐにいうんですかね、そして、先ほど話の答弁の中でこれはもう個人の財産の域に入る、そういう形で個人負担がどうしてもその伴ってくるような答弁でありましたけんど、また何とかそういった安全対策面からですね負担ないような形でまた一生懸命頑張っていただけたらえいんじゃないかと、そんなにも思っております。

これは先日のコラムにですね、香美市にある小さなため池を管理する男性が堤の上で不安を募らせていたいう、そういったコラムが載っておりました。ひょっとここで地震が起きてこの私が管理するそのため池がですねあふれた場合に多くの人に迷惑をかけるがと、そういった思いでこの男性が漏らしていたいうんですかね。そして、先ほど言うたように本市としては、池の改修を管理者負担なしに実施していくいう、そういったことも含めて検討も進めているという、そういう記事内容でありますが、最後のこの１点が私も印象に残りましたんで紹介をさせていただきますが、防災は住民間あるいは行政と住民の情報共有から始まりますよと。地域に潜む危険を把握できてこそ住民も何をすべきか検討できる。ため池以外にもこういった動きが広がってほしいいう、そういうあれがありました。

これは、ここの舟谷地域の防災訓練等にはですね、ため池を視野に入れたそういう訓練を現在されているのかどうか、わかったら教えていただきたい思いますが、はい。

○議長（西村芳成君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　済みません。私のほうではちょっと、よく把握をしておりませんので申しわけございません。

○議長（西村芳成君）　　産業振興課長、中井　潤君。

○産業振興課長（中井　潤君）　　織田議員のご質問にお答えいたします。

私のほうでもため池を想定した避難訓練というところまでは聞き及んでおりません。

それから、先ほど議員の申されましたその危険の認知あるいは情報の共有いうことは非常に重要なことですので、残る２池につきましても早急に手だてをしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど国のハードル、高いハードルと言いましたのは、２戸以上、関係戸数が２戸以上、それから貯水量が１，０００トン以上、それから面積要件は５ヘクタール以上いうようなことでありまして、だんだんその高齢化、それから離農によりましてですね関係者が少なくなって１軒しかいないというところが結構ございます。受益者面積もそれに相当して少なくなってきておりますので、東日本の教訓の１つであります満水でなくって減水ということもお願いをしながらですね減災に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君）　　ありがとうございました。今田課長、今後ですねまた行政指導として防災の訓練の中にまたこのため池のそういった避難等も入れていただけたらと、そんなにも思いますので今後ともまたよろしくお願いをいたします。

はい。それでは、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　　織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会をすることに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後　４時０７分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第４号）

平成２４年３月８日　木曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第４号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月８日木曜日（会期第９日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子		

欠席の議員

２２番　西村芳成

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第９日目　日程第４号）

平成２４年３月８日（木）　午前９時開会

日程第１　一般質問

①　　５番　濱　田　百合子

②　１０番　比与森　光　俊

日程第２　議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開会）

○副議長（小松紀夫君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は２１人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

２２番、西村芳成議長は、所用のため欠席という連絡がございました。

議事日程に入ります前に、議案第５５号の取り扱いにつきまして議会運営委員会が開催をされておりますので報告を願います。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君）　　おはようございます。１９番、前田でございます。去る３月６日議会運営委員会を開催し、追加されました議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定についての取り扱いを協議いたしましたので協議の結果をご報告申し上げます。

議案第５５号は、本日一般質問の後議題とし議案の提案説明まで行います。また、明日９日には他の議案と同様委員会付託まで行うことに決定をいたしました。付託先は教育厚生常任委員会であります。議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○副議長（小松紀夫君）　　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、委員長の報告のとおりでございます。

日程第１、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　おはようございます。５番、濱田百合子です。通告に従って一問一答方式で質問をします。

まず、最初に、通告文章の訂正をお願いします。質問事項の「放射能から給食を守る対策を」の⑥の最初に「福島第一原子力発電所の事故により放出された」をつけ加えて、「福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線セシウム１３７は」としてください。

それでは、質問を始めます。

最初に、放射能から給食を守る対策をについて質問をします。

昨年の３月１１日の福島第一原子力発電所の事故により、その被害は福島県やその周辺地域にとどまらず遠く離れた地域にも放射性物質による汚染が広がっています。その現状につきましては、お手元に配付してある資料をごらんください。

資料１は、昨年の９月２５日の高知民報社の記事です。水素爆発によって大量に放出されたセシウム１３７のガンマ線量です。グラフをごらんください。測定値が高濃度になっているのは、１９６３年、翌年、１９６４年のアメリカ、ソ連、イギリス、フランスが大気中に核実験を繰り返した影響によるものです。また、１９８６年は、旧ソ連で発生したチェルノブイリ原発事故の影響によるものです。昨年、２０１１年は、福島第一原発の事故の影響によるものです。このように高知県でも空気中に高濃度の放射能汚

染がありました。

続きまして、資料２です。これは文部科学省発表の記事です。昨年の３月から６月の放射性物質の都道府県別月間降下量と汚染の状況を日本地図に記載しています。日本地図の外枠には、各都県の食品等におけるセシウム検出のニュースが載っています。例えば神奈川や静岡、埼玉のお茶によりセシウム検出が見られます。このように放射性物質の影響は日本じゅうに広がり、食品等におけるセシウム検出も多く発生しています。この資料を見ると放射性物質による食品汚染がいかに広範囲なものであるか、また日本の農林水産物や食品の放射性物質の検査体制がいかに不備な状態であったのかがわかります。

原因として政府が昨年の３月１１日以前は日本国内で食品の放射能汚染が起きることを全く想定しておらず、そのため食品の放射性物質の規制値設定や放射性物質の検査機器を全く整備していなかったことが挙げられます。厚生労働省は、このたびの福島第一原発の事故を受け、今年４月より食品中の放射性セシウムの新基準値に基づいて食品検査をすることを表明しました。すべての子どもたちを内部被曝から守るために本市としても放射能汚染のない安全な給食に徹しなければと考えます。乳幼児や小中学生を持つ保護者からは不安の声を聞いています。先日も保護者から教育長や市長に要望があったとお聞きしています。

以上のことから質問を始めさせていただきます。

①放射能汚染について本市の児童・生徒の給食の安全性を確認しているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（小松紀夫君）　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　おはようございます。濱田百合子議員の質問にお答えをいたします。

１点目につきまして、安全性の確認といたしまして、食材の産地または供給元より食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定基準値の確認により、制限を超えている場合はその地域からの出荷を制限され、合格したものだけが出荷をされております。さらに学校給食衛生管理基準により納入時に立会し品名、生産地、品質、鮮度等を毎回検査し記録をしております。また保存食も保存をしております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　おはようございます。私のほうから保育給食につきまして答弁させていただきます。

まず、保育の給食で供される食品につきましては、食品安全基本法や食品衛生法の暫定規制値及び新基準値等に準拠したものであるというふうに考えております。ただ、現在のところ市独自でですね安全確認検査等は実施しておりません。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　学校給食のほうに関して食品衛生法により合格したものだけを出荷してるということで、これは出荷元から出荷される段階で合格したものが出荷されてるというように思いますけれども、その出先の確認等はしているのでしょうか。

それと、保育のほうもですけれども、市独自ではされてないということでしたけれども、その出荷元から安全基準を確認されたものだけが出ているっていうことはどのようして確認をされていますでしょうか、文書の通達とかが来るのでしょうか、それとも学校給食も保育園の給食もそうですけれどもどのように確認をしているのでしょうか。文書の通達が来るのか、電話をして確認をしてるのか、その確認の方法について教えてください。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。ご質問にお答えいたします。

あとの２、３のお答えと重なってくる部分がございますけれども、給食センターにおきまして納入をしております生鮮食料品のほとんどが、いわゆる弘化台、中央市場から仕入れられたものが来ておるわけですけれども、そこへ行ってお聞きしましたところ全国の青果市場の組合に加盟をしておりましてそちらのほうから情報が流されてくるということです。そして、その情報につきましては、各関係、東北、関東の関係府県が、県が独自に農協と協力をしまして調査をしておりまして、そこで線量が先ほど申しましたように食品衛生法の規定に基づきまして検査されたものが、それで通ったものにつきましてが出荷をされるようになっているわけです。そして、その記録につきましては、厚生労働省が取りまとめをいたしまして、食品流通構造改善促進機構という組織がございましてそこを通りまして青果市場の全国組織に流されまして、そこから弘化台の市場のほうへ情報が流されてくるということでございました。以上によりまして確認をされているということでございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　２点目の質問にお答えします。

保育所につきましては、文書それから電話等の問い合わせはいたしておりません。ただ、せんだって粉ミルクの関係で出ておったときにつきましては、供給停止を行いまして当会社のホームページ等々の中で安全確認をして、それから後にですね改めて供給するというような措置をとっておりました。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　わかりました。

次に移ります。

②です。

保育園や学校給食で調理されている給食の食材は、契約した納入業者より購入していると思います。産地表示の明記やできるだけ地元産の食材を使用すること、やむを得な

い場合にも四国産や九州産などを使用する等の納入業者への話はしているのでしょうか。また、各担当課は産地を知って食材の納入をしているのでしょうか、質問いたします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。２点目につきましてお答えをいたします。

３給食センター、物部、香北、山田それぞれあるわけですけれども、３給食センターともに契約をしている納入業者が市場で仕入れたものを購入をしております。そして納品書にはすべて産地名が記載をされております。ただ、産地につきましては、ほとんどが納入当日でなければわかりません。仕入れ先につきましては、できるだけ高知県産、次に四国、九州というふうに業者には働きかけをしております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　保育給食におきまして平成２３年１１月にですね保育所へ食材を納入している業者さんに、産地表示の報告と今以上の地域食材の納入についてのお願いをしております。ただ、納入に当たっての必須条件としておりませんので、給食食材のすべてにおいて産地が把握できているという状態ではありません。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。それぞれ仕入れ先、納入業者には話をしているということをお聞きしました。可能な限り産地の表示もしてもらってるということをお聞きしました。この産地、納入のその産地名の確認なんかについて、今回関東方面からこの香美市に転入されたご家族の方もいらっしゃいます。その中には乳幼児、小学生お連れになった方もいらっしゃいます。その方からも問い合わせがあったのではないかと思われますが、そのときに問い合わせがあったかどうか、そしてそのときにどういうふうな対応をされたのかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　質問にお答えをいたします。

問い合わせというよりは質問等はございますが、それにつきましてはまだちょっと調査中でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　済みません。質問があったということですか。食材についての何か放射能汚染の心配があっての質問があったということでそれの調査中ということですが、それは現在調査してるのでまだ、確認した上でまたご本人のほうに電話連絡等で対処するということでしょうか。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　文書（後に「要望書」と訂正あり）により

ましてご質問がありまして、それでやりとりをした状態でございます。最近になってですけれども。済みません。言い間違えました。要望書により質問がございましたので、それにつきまして今調査中ということでございます。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　済みません。次の質問に移ります。

③です。

産地を明記していらっしゃるということで、それに基づいて今の現状ですね、米、牛乳、乳製品、果物、野菜、魚介類、肉類等の食材につきまして保育園や学校給食での産地の現状をお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　３点目につきまして、米が物部は県内、香北は香北、山田が香美市内、牛乳につきまして四国産、乳製品は県内、果物はかんきつが高知、リンゴは青森、長野、野菜は北海道から九州まで品目、産地がさまざまで、全体としまして約３５品目ぐらい年間通しまして使われております。その中で大根、ニンジン、キャベツ、ゴボウ、京ネギ、チンゲンサイ、キュウリ、ホウレンソウ、レンコン等々につきましては関東、東北産地の場合がございます。ただ、いずれにしても検査の結果異常なしということで入荷しており使用いたしております。魚はカツオ、キビナゴ、サバ、シイラは高知、ジャコは香川、ブリは愛媛、アジは長崎、サケ、サンマは北海道産でございます。肉類につきまして牛肉は高知、豚肉は高知、愛媛、鶏肉は高知、九州産でございます。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　保育給食の食材につきましてこれは地域食材という形で把握しておるだけでございますが、具体に申しますとお米につきましては県内産が１００％です。それからサツマイモ、里芋、ホウレンソウ、ピーマン、それから大根、ショウガ、タケノコ等につきましても地域食材を利用しております。ジャガイモとそれからトマト、ブロッコリー等におきましては、地域食材につきましては５０％以下というふうなデータになっておりまして、その他いろいろ使っておりますが全体的に５５％、半分ぐらいが地域食材というふうな結果が出ております。ただ、保育の場合は、食材の納入量が比較的少ないわけでございますんで給食センターのような分量の把握はできてないという状態です。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。学校給食のほうも米も牛乳等々も県内または四国産ということで、その野菜とか魚介類なんかについてはなかなかね、県内で調達できるということはこれを見ると難しいような感じを受けますけれども、特に野菜等が関東、東北のものを使用してるケースもあるということで、これは一度弘化台のほうの卸売市場

のほうに来てそこで産地の出荷の段階、そして市場でのチェックということで先ほど質問のお答えにもあったようなことのルートの上で入ってきてるようにも思います。

保育園給食については、地域の食材を利用するということをしているということですけれども、保育園はそれこそ地域で、すぐそばでとれたものがその場の給食に入るということも小さいところですとあろうかとも思いますが、香美市も以前から地産地消を奨励してきてると思いますが、なお今回のこの原発事故を受けまして、それでもなお心配があるということを保護者の方からは聞いております。

それで、④の質問に移りますけれども、食材のこの産地について供給先ですよね、それを保護者の方へのお知らせはしてますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。４点目につきまして、多くの食材につきましては、仕入れ当日でないとわかりませんのでお知らせすることができませんですが、しかし、物部、香北につきましては、地産地消による食材につきましては事前に保護者に配布する献立表に載せております。また、山田につきましても、香美市の食材、また姉妹町である積丹の産地のものを使う場合には同様に献立表に載せております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　保育所の場合は、現在のところ公表しておりません。公表の仕方として食材の一部と断った上でお知らせするのか、また産地表示を義務づけた後にですね対応するのか、どういったお知らせの方法があるかというようなことにつきましてはただいま検討中と。ただ、給食センターが申しました、いずれにしてもですね産地の公表につきましては、給食に供した後ということになりますので。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　保護者へのお知らせについて、園にも学校のほうにもお便り、園だより、また給食だより等が配られていると思いますが、保護者の方にとっては、給食について関心の非常にある方とない方とその温度差はあるかと思いますけれども、やはりこの震災後じゃあ私たちの子どもの食べてる給食は大丈夫なんだろうか、給食センターとか保育園の給食等に心配を持たれる方もいらっしゃいます。やはりこの唯一、学校と保護者、保育園と保護者をこうつないでいるルートとすれば給食だより、園だよりになると思います。そこにやはり今ご答弁がありましたように、例えば弘化台のほうできちっとチェックをしている、厚生労働省のほうでチェック機能は働かせてそれで安全なものが高知県には入ってきているというようなことをですね明記することによって保護者が安心するのではないかということも考えられます。保育園給食も今のところ公表はしていないということでございますけれども、やはり子どもさんの年齢、小さい、月齢の小さいほう、乳幼児になるほどやっぱりその影響力も強く受けます。どんどん発達してる段階でございますので、やはり学校の給食以上に保育園の給食についての関心

のほうがより保護者のほうは強いのではないかと思われますが、今後その保護者への知らせるルートですね、考えていただいて、給食だより、また普通の学校独自のお便りなんかもあると思いますけれども、事後報告になるというようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、それでも安全を確認した上での提供をしてるというようなことを明記していくような方向を今後考えていくような意向はありますでしょうか、再度お伺いします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。毎月発行しているわけでございますけれども、給食だよりと献立表、裏表にしまして保護者の方に配布しておりますが、その情報の伝達の仕方についてちょっと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　保育につきましても同様に、ご質問のご意見といたしましてお聞きしましてまた検討させていただきたいと思います。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　次に、⑤の質問に移ります。

食材への放射能チェックを実施するために産地から出荷される段階や流通、加工の段階でのチェック機能が重要と思いますが、本市への食材納入について放射能チェックがどこまでできているのかを調査し把握しているのでしょうかという質問ですが、若干①の質問のご答弁にもありましたけれども、済みません、再度お願いできますでしょうか。ちょっと私も聞き漏らした部分がありまして、厚生労働省がどの段階でチェックを入れて検査をしてそれに基づいてしているのか、その産地の出荷の段階で、その産地から出荷されて一度農協に行きその農協の段階でチェック、そのチェックがどの段階でやられてるのか。産地、農協、それと高知県に来た場合弘化台ですか、その段階でしょうか。その弘化台のほうに、高知県に来た段階ではもう既に安全だということで各納入業者がそこで購入されるのでしょうか。ちょっとはっきりしてなかったところがありますので、１の答弁ともちょっとダブるかもしれませんけれどもよろしくお願いいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。５点目につきまして、納入業者より、食材は高知市の市場課が運営をしております高知中央卸売市場で仕入れをしております。社団法人全国青果卸売市場協会という全国組織に加盟をしており、放射能のチェック状況につきましてほとんど毎日そこから情報が送られてきております。全国市場協会から市場課のほうに送られてきております。このメールは、東北、関東等を中心とした各県が震災後に農産物、畜産物等の放射線量を出荷前に検査を行い、放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定基準値を超えていないことを確認し、超えていた場合はその地域からの出荷を制限しているような内容で、これを厚生労働省が取りまとめ、食品流通構造

改善促進機構という団体を通じて全国市場協会がメールをしてくるものです。このように検査に合格したものだけが産地から流通しているということです。それで、高知市の市場課の職員に確認をいたしましたところ、ほとんどがその農協を通してくる農産物がほとんどということでございました。

○副議長（小松紀夫君）　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　保育所の食材につきましてはです。チェック、把握つきましては、現在出荷、流通、加工段階での放射能チェックの内容については現在把握をしておりません。ただですね、食品衛生法第６条第２号に違反する食品は販売されていないという前提のもとに取り扱っております。衛生法第６条と申しますのはですね、これは採取、製造、輸入、加工し使用してはならないという規定でございまして、有毒なもしくは有害な物質が含まれもしくは付着し、またこれに疑いあるものは販売してはならないという前提ございますので、これに基づいて取り扱っております。

○副議長（小松紀夫君）　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　はい。済みません。保育園の給食について伺います。

その食品衛生法上の第６条の規定の中で有害なものはのけると、のけた上でのチェック、そこでチェックをしてきてるということで、市独自ではもちろんしてないということですけれども、その放射線汚染されてるかされてないかという、その検査機器を通してのチェックをされているのかどうかの把握はあるのでしょうか、その法律の上で。その辺をお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君）　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　先ほど申し上げました有毒もしくは有害な物質が含まれ、また付着しておるものは販売してはならないという前提がございますので、当然その辺もチェックされてると想定しております。

○副議長（小松紀夫君）　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　はい。わかりました。

次に、⑥に移ります。

福島第一原子力発電所の事故により放出されました放射性セシウム１３７は、広島型原爆１６８.５個分であります。半減期は約３０年と言われています。今後長期にわたって食品の放射性物質の汚染が続くことになります。ですから、長期ということで長い目でそこまで視野に入れた検査体制が、確立が必要になってくると思われます。

次長のほうもおっしゃいましたが、昨年の１２月ですか、市場に流通していた乳幼児の粉ミルクからも暫定規制値は下回っているけれどもやっぱり放射性セシウムが検出されたということで報道があったかと思われます。それについてはまた対処されたということでご答弁もいただきましたが、一体この高知県ですけれども県には放射性物質の測定器が何台あるのか。

そしてまた、この学校給食とか保育園の給食なんかにつきましては、やっぱり市町村

の、自治体にその納入業者等も任されておりますし、そういう意味ではほかの自治体にもこういう検査測定器があるのかどうか。本市にはないと思いますけれども国や県に対してその購入のための予算ですね、それを要望していく意向があるのかどうか、その辺のことも伺いたいと思いますがよろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。お答えいたします。

６点目につきまして、高知県には放射線量測定器が現在高知県衛生研究所という機関に１台あるということでございます。それで３月にもう１台購入し２台になるとのことです。

県内市町村で所持をしている自治体はございません。現在県が使用している測定器はゲルマニウム半導体検出機というもので、値段が約１，５００万円から２，０００万円ぐらいするということです。また、これの設置費用は別に要ります。簡易なもので約２６０万円、ただし精度が低くなるようです。使用についても専門的知識が必要で、県の研究所の専門職員等により使われております。また、これを設置する部屋としましては、汚染されてない環境の部屋をつくることが１室設けて必要になってくるということでございます。そのようなことから国、県に対して購入のための予算補助を要望していくという考えは現在のところございません。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。わかりました。なかなかこのゲルマニウムの半導体の検査機というのは、大変、１，５００万円から２，０００万円ということで大変高価なもので、本当に微妙なところまで測定ができる機械だとは思いますけれども、これ県が３月に１個ふやして今現在２台っていうことで、県もそこには力を入れているということがわかりました。やはり県とも情報をこう、県の情報を正確に聞き、そして自治体も、香美市のほうも県に対していろんな父兄が不安に思っている者がいるということでやっぱり情報も提供をしていくようなことが必要かと思われますが、この学校給食の食材の放射能の測定器の購入について、県はもちろん知ってるとは思いますけども国の助成制度もあるようでございます。２００８年に出されました地方消費者行政活性化交付金というのがあるようで、都道府県に基金１５０億円を造成したものです。高知県には、２００８年度には１億５，４３８万３，０００円の交付金がありました。その目的は、地域の安全で安心な消費生活を実現に資することということになっておりまして、翌２００９年には学校給食の放射能測定をするために食品テスト機器の購入も市町村ができるようになったということが書かれておりました。そのときにあわせて基金も８０億円が上乗せされております。２０１１年度までの予算執行ということでございますが、都道府県からの申し出があれば交付金制度は１年間延長することが可能ということです。消費者庁はほとんどの都道府県が延長するのではないかと述べております。

このことを受けまして県が３月に購入、もう１台購入したかとも思われますが、もし

その予算を使っての購入でなければこの基金の残額が今どれだけあるのか。そして、この増額をすることも含めて本市のほうからも福島、そして関東方面から一家で引っ越して来ている者がこの香美市にもいると、非常に不安があるということで、そういう要望を市としても何とか不安ができるだけ軽減できるような対処をしていきたいという旨で県とも連絡をとってぜひ、大変高価なものですけれどもその辺を県と連絡を取り合ってぜひ前向きに検討していく必要があろうかとも思いますが、基金の残高がどれだけあるのかわかりませんのでその辺も県と連絡をとって要求していくことも考えられると思いますがいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君）　　市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君）　　濱田百合子議員の放射性物質についてのるるご質問をいただいたわけであります。先ほど来より学校給食、また保育の給食の担当のほうからそれぞれの今日までの状況につきましてお話をさせていただきました。お話をさせていただきましたようにそれぞれの公的な機関の中で、また市場を含めそうした中でチェックがなされておると、そうした部分をやはり我々は信頼をし、信用をして給食に供しているわけでありますので、この機器等をこの一自治体が設置をしてそれのチェックをさらにするというところまでにはいかないと私は思っております。また同時に、大変こうした状況が全国に広がっているという部分、チェックをしているわけでありますので、そのチェックを今言いましたように非常に信頼をしているわけでありますが、さまざまな風評被害という形の中で大変ご苦労もされておる農家の方々、あるいはまた漁業を含めそうした方々について大変お気の毒な部分もあるわけでありますので、やはり我々は公的な部分の中でそこをしっかりと認識をして、それに対してそれを供していくということを、基本的な部分を大事にしていきたいというふうに思っております。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。市長からのご答弁いただきました。公的な機関でチェックをしているということで、機器については非常に高額ということもありもちろん大変だとは思います。私どもは、日本にはたくさんの原発がございまして、この四国にも伊方原発がございます。大規模な震災が今後３０年以内に必ず発生すると言われている中で放射能汚染に対する危機感というのは、本当に今福島第一原発のその周辺だけでなくて遠く離れたこちらのほうにもやはり危機感は持ってる方がたくさん、特に乳幼児や小中学生を持つ保護者にとっては本当に人ごとではないと思います。今後県とも連絡をとり、そして厚労省の通達もあろうかと思いますが、４月から新しい検査基準になってより測定のほうも厳しくなっていくと思いますが、ぜひ先ほどおっしゃっていただいたような答弁のもと保護者の連絡等もお願いしたいと思うところでございます。

そしたら、もう次の質問に移らせていただきます。

次に、スポーツ施設の使用料について質問をいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　濱田議員、濱田議員、⑦は？

○５番（濱田百合子君）　　済みません。次に、⑦に行きます。先ほど市長からも答弁をいただきまして⑦に移りたいと思います。

収束のめどが立たない放射能汚染について、子どもたちをその被曝から守るために食材の安全、安心のチェックと保護者への情報提供、このことにつきまして各担当課のほうからですね再度ご答弁をいただきたいと思います。それは、やはり現に非常に今の段階で心配をされてる保護者の方がいらっしゃいますので、それについての保護者への情報提供をやはりしていくべきだと思います。保護者については、その当日にならないとなかなかわからないので事前にお話しするのは難しいということでございましたので、後になっても可能かと思います。その点について再度お伺いをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　　学校給食センター所長、竹内　敬君。

○学校給食センター所長（竹内　敬君）　　はい。お答えをいたします。

７点目の質問につきまして、７点目のチェックにつきましては、ほかの質問の回答と重なりますが食材の産地、また供給元による食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値の測定により、公表されるデータを今まで以上に確認をしながら安全性を確保していきます。また、保護者に対しましては、給食だより、献立表により、品目は載せておりますが産地がわからないもので産地について載せておりませんが、その情報の伝え方につきましてを今後工夫をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　７番目の質問にお答えします。

先の高知新聞でも食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準値、４月１日から施行されるということで特集記事が出ております。この中でも乳幼児食品とか子どもの摂取の多い牛乳とか、そういった部分については厳しい基準が設けられております。それで、それにつきまして各メーカーにおきましてもそれなりの対応をしておるという記事になっております。それを受けまして市としましても国、県及び食品検査関係機関等から発信される情報を注視し食材の安全チェックを行いたいというふうに考えております。

保護者への情報提供につきましては、関係機関と協議しながら前向きに検討していき、お互いに情報を共有していきたいというふうに考えております。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。次の質問に移りたいと思います。

次に、スポーツ施設の使用料に関して質問をいたします。

本市では、高齢者が地域の中で日ごろから健康づくり活動に取り組めるよう介護予防の推進を掲げております。昨年より住民の方から「老人がスポーツをするのに費用がかかっているが何とか無料にならないものか。我々は寝つかないように頑張って動こうともしている。出かけたら話とぎもある」という声も聞きました。同じくペタンクをされ

ている方、８０代の方にお聞きしましたら、「動けるうちにできるだけ動かないと寝ついたら老老介護になって大変になる」という声をお聞きしました。このことに関して以下の質問を伺います。

①本市のスポーツ施設の使用料については、構成員の過半数が市内在住の場合使用料の２分の１になっています。高齢者が使用する場合市民の要望に沿い無料にすることはできないものでしょうか、お伺いします。

○副議長（小松紀夫君）　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　濱田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者が使用する場合無料にすることはできないかというご質問でございます。

先ほど濱田議員さんのお話の中にもご質問の中にもございましたとおり、香美市内の方が利用される場合は２分の１ということでございます。高齢の方が使用されると思われる施設を見てみますと、１時間当たりがこの２分の１を適用いたしますと１１０円から２１０円程度と、このように思われます。仮にこれが１０人、団体としてご使用になる場合１時間が１０円から２０円と、これぐらいの額になってまいりますので決してご無理のないような負担かと生涯学習振興課としては考えておりますので、今のところ無料にするということは考えておりません。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　はい。高齢者が１人、例えばペタンクをするに当たったら１時間２１０円が半分で１１０円ということでございます。人数が多ければ多いほど１人当たりの負担はね少なくなるということは理解しております。私はそのお金、もちろんお金安いにはこしたことはございませんけれども、やはりこれ、その負担が少ないっていうことであればですね、②に行きますけれども実際高齢者の使用料を十何ぼ、１００円以内におさまると、１人当たり、じゃあそれを無料した場合にですねどれぐらいの収入減になるか質問いたします。

○副議長（小松紀夫君）　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　お答えいたします。

私どものこのスポーツ施設を申請するときにおきまして、その使用許可申請書の中にですね年齢を記載する欄がございませんのでどの団体が高齢者であるかということはなかなか把握できないわけでございますけれど、使用者が高齢であろうと思われるような方を一応調べてみました。これはほんで正確な数字ではございませんが、一応香美市内で３８万５，０００円程度になるのではないかというふうに積算をいたしております。

○副議長（小松紀夫君）　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　３８万５，０００円ぐらいだということでございますけれども、これをですね、このお金をですね収入にして、市の財政を圧迫するような額とは思われませんが、実際高齢になってみずから体を動かしてスポーツをしたいというよう

なその思いをですね受けとめることはできないものかと考えます。高齢になるにつれて筋力も衰えて外出の機会も減ってくるわけです。特に今８０歳からは車の運転も危ないということで家族からもとめられることも多くなっていますし、本人も自粛していると思われます。やっぱり動かなければますますその動かなくなっていくのが高齢者の体です。寝たきりになったり、また転倒し骨折しないようにするためにも体力維持はとても大切です。年金暮らしの中でできるだけ毎日切り詰めて、食事をするのにもやはり食材買うのにも何百円でも切り詰めて生活をしているのが現状でございます。

この美良布の多目的運動広場のほうでは、週３回、朝２時間半、高齢者がペタンクをしておりますけども、平均年齢が８０歳以上ということをお聞きしました。せんだってもお話を聞きましたら、朝ペタンクをしていたら近くにベンチがございますのでベンチに散歩がてら来た方でしょうか、そこに座っていたと。「一緒にしませんか」と声をかけたら「お金が要るきえい」言うたということをお聞きしています。やはり１０円、２０円のことですけれどもやはりお金が要る、支出があるということに対して、やっぱり限られたお金の中で生活している者にとってはそれもしんどいという思いもわかります。やっぱりその中でもう参加する人が去年より少なくなるんじゃないかという危惧もされております。せっかくペタンクもできる場所がありますし、要求があるのに出費を控えて参加できない状況になるよりも、少しでも多くの高齢者が気心の知れた仲間ですね、お互いにこう気軽に話ができ、そしてよっしゃやろうというような形で気軽に参加できて、それが体力保持にもなり、また人との交流で話すこともできるというようなことで少しでも多くの高齢者が気軽に参加できる、そして８０過ぎても自分の足で歩いていける、運動を楽しめると。もう競技というよりもお互いがこう動いて楽しめる、触れ合うということを趣旨にしてそれで元気な老人がふえていくと、平均寿命も長くなって本当に長寿を喜べる香美市になればと考えます。元気老人がふえること、それは医療費を抑えることにもなりますし香美市の財産にもなります。今後検討をしていくお考えはないでしょうか、再度質問をいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　お答えいたします。

ご質問の健康づくりとか介護予防の観点でそういったこと、それからそこに集われてコミュニケーションを保って、張りを持たせた生活を送りたいと、そういうようなことでございますが、このスポーツ施設に限らず公民館活動の中にも自主的に無料になるようなそういった軽スポーツとかいろんなメニューもございます。それに、１つの種目に頼るんでなくて、あらゆるスポーツにその体を常に動かしていただいて健康保持に努めていただきたいと、このように生涯学習振興課としては思っております。例えば皆が集まって健康ウオーキングする方法もできますし、あるいはどこか空き地に集まって軽い体操するとか、その場でどこででも話はできますので、そういったことで健康保持をするためにはいろいろ、ご自身でいろいろ考えながらやれる方法もありますし、先ほど申

しましたような地区公民館活動へこんな事業を取り入れていただけないかというようなご相談もしていただきましたら、そこの館長さん、地域、地域でまたそういったご高齢の方のご意見も参考にして、いろんな公民館では活動しておりますのでそういった場で幅広い健康づくりにしていただきまして、先ほど申しましたようにペタンクとか幾つかの種目を具体的にとらえていただきましたけれど、やはりそれだけに頼ると、そこの一部だけの筋力とかそういったものの強化にはつながりますけど、体全体それと精神面を考えますとやはり広域的な健康づくりという観点にとって今後スポーツのほうへも関心持っていただけたらよろしいんではないかと。また、公民館活動することにおきまして地域の高齢者だけでなくてほかの一般の方ともより添っていろんな交流ができるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

そういうことで今のところ無料にするという考えは結論としては持っておりません。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　課長のほうから公民館活動に参加するとか、また私がペタンクと言いましたからだと思いますけれども１つのスポーツだけをするのじゃなくていろんなメニューがあるのでそちらのほうへ参加をして、それで散歩をするとか、ウオーキングするとかっていうことも考えたらということだったと思いますけれども、もちろんいろんなスポーツがありますし、今よくウオーキングもされていますし、そういうこともちろん大事だとは思います。けれども、今現にその多目的の運動広場で実際朝こう２時間半集って１つのペタンクという道具を使ってペタンクをしているということに対して、実際７人、８人と人が集まってきてやってるわけでございます。それを見た方がやりたいと、そのときにお金も発生する、これその都度１００円とか１０円とか徴収しているわけでなくて年間として何千円か集めてそれでやってるということをお聞きしましたけれども、やはり公民館活動とかになるとやっぱりその気を使うといいますか、気軽にですね行けるっていう、その地域のその場に行って気の合う者同士で気軽に集える。そして、その体力を保持せないかんっていうのは自分自身でわかってるけどもなかなか長距離歩くこともできないし、その散歩をするというよりも自分はこれをしたいっていう、そのこれをしたいという部分がペタンクであったりするわけで、私としてはスポーツ施設の多目的運動広場とか香北のグラウンドなんかでスポーツをしてる、本当にこの高齢者の人が楽しくやってる姿を見ましてですね、やっぱりこれに少しでも多くの人が健康づくりに入ってくれたらやっぱり長寿社会の、本当にこの長寿社会としてこの高齢者の人を香美市として財産に思ってるんだなっていうような部分が市民の方にも伝わってくるし、また家族とか子どもさんにもおじいちゃん、おばあちゃんが元気にしてるということは本当にいいことなので、その公民館活動の中でやるとかいうことのくくりじゃなくって、するということに対して金銭的な使用料を無料にという部分を市とし

てのご配慮はないものかどうか。同じような質問になるかもしれませんけれども、今後検討の中に加えることができるかどうか伺います。

○副議長（小松紀夫君）　生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　ご質問いただいたわけでございますけれど、この体育施設、文化施設すべてにおきまして、公共施設はある程度若者からすべての方に相互負担をいただいてる施設でございます。何がしら当然収入は少ない高齢者には配慮しなければならないという点も出てくるかと思われますけれど、現時点では香美市内みんな平等に２分の１の適用を掲げてございます。そういった小グループでの楽しみを持った健康づくりしたいというようなご質問でございますけど、やはりそういった高齢の方もそういう枠にとらわれず、やはり生涯学習振興課といたしましては、いろいろなスポーツ施設を通じまして香美市内みんなが集ってそういった大会などもしております。そういったことで中に引きこもるんでなくって、やはり外の方とも高齢者はいろんなところへ出かけられて、いろんな狭い中の情報でなくてほかの人とのいろいろ交流を持ってですね、香美市全体のことや地域の悩みを外に向けて発散することによって精神的なストレスも発散できると思います。内々でどうしても話すとですねやはり限られた話の中になってきますので、そういった体力的なものだけでなくて心の問題も考えていただきますと、やはりいろんな情報を知り、いろんなことを悩みも外へも出すというようなことも必要かと思いますので、できましたらやっぱり公民館とか、あるいは広い人とのおつき合いもしていただきたいと。特に生涯学習振興課としては、人権を初めいろんな出会いの場も求めて活動していることでございます。スポーツだけにとらわれたようなことも大事かと思いますけど、生涯学習振興課は赤ちゃんからお年寄りまで、生まれてから亡くなるまですべてのことに関しての課を、そういった生きていく上でのことを持った、推進をしていく課でございますので、できるだけそういった広域的に活動していただきたいと、このように思っておりますので、ご質問のありました無料にするということは今のところまず皆無ということでございます。よろしくお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　暫時休憩といたします。

（午前１０時０６分　休憩）

（午前１０時２０分　再開）

○副議長（小松紀夫君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　１０番、比与森光俊でございます。通告に従いまして所要質問時間２０分、一問一答方式で順次質問をいたします。

初めに、昨年６月定例会でも質問しました被災者支援システムの早期導入について質問いたします。

このシステムは、災害発生時に被災者に対し被災証明や罹災証明書の発行はもとより、

各種支援制度や義援金の交付にも対応できる被災者支援の総合的な管理が行えるシステムでございます。このシステムは、阪神・淡路大地震で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市の職員が災害のさなか必要に応じて開発したもので、東日本大震災以降、全国各地でその導入が進められています。費用も職員が立ち上げ運用すればコストはゼロ、仮に民間業者に委託しても導入費用は数十万円程度でございます。

高知県危機管理部では、県内各市町村の防災、情報、福祉の担当課長に対し、南海地震対策課長名で２月２３日に被災者支援システムに関する講演会の開催と出席をお願いする通知がされました。香美市からも出席したとお聞きしていますが、何課からそれぞれ何名の職員が出席されたのかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君）　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　比与森光俊議員の被災者支援システムの導入をに対しまして答弁をさせていただきます。

本市からの講演会の出席者ということでございますが、２月２３日開催のこの講演会につきましては本市からは住民基本台帳を管轄する市民保険課、要援護者や福祉避難所を担当することとなる福祉事務所、電算システムの構築のための総務課の電算室、防災を担当するまちづくり推進課の各課から１名ずつ計４名が出席をいたしております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　２の質問に移ります。

高知県危機管理部が今回の講演会を開催した趣旨、そしてその意図はどこにあったのか、講演会に対する見解をお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君）　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　はい。お答えいたします。

大災害が発生した場合には、いち早く市内の被害状況を把握しまして被災者の支援、その後の復旧、復興を計画的に実施する必要があると思います。この被災者支援システムにつきましては、そのための情報管理に適切なシステムであるとの考えから、県におきましても県内市町村での導入を支援するため今回の講演会を開催したものと認識しております。この取り組みによりまして各市町村がですね導入に向けた動きが加速するのではないかというふうに思っております。

○副議長（小松紀夫君）　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　３に移ります。

今回の講演会は、被災者支援システムを生み出した兵庫県西宮市から西宮市ＣＩＯ補佐官兼西宮市情報センター長吉田氏をお招きしての講演会であったわけですが、出席され講演をお聞きになって被災者支援システムに対し、出席された職員はどのような認識を持たれたのか、各課からでもよろしいですし、また各課話し合いで統一された認識があればその見解をお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。私が代表してお答えをいたします。

被災者支援システムにつきましては、西宮市のＣＩＯ補佐官兼西宮市情報センター長の吉田　稔さんが、西宮市情報システム課長補佐として在職中に阪神・淡路大地震が発生し、そのときの被災状況をいち早く整理し、被災者への支援体制を構築する目的で吉田氏みずからが職員を率いつくり上げたシステムでございます。これまではこういったシステムはなく、当時の自治省が取り入れ全国の自治体に無料で配布をしております。その後多くの地震災害等を教訓といたしましてバージョンアップを図ってきましたが、昨年発生しました東日本大震災、台風１２号等での経験を踏まえまして、本年１月にはバージョン５が発表されたばかりであります。システムには、被災者支援システムを初め避難所関連、緊急物資管理、仮設住宅管理、犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理等多くのメニューが整備されておりまして、業務を管轄する課がそれぞれデータ管理することによりまして市内の被災の状況等を逐次把握できるとともに、被災者に対しては罹災証明等の発行がですねスムーズに行えるというすばらしいシステムであるというふうに認識しております。また、このシステムのよいところですけれども、これにつきましてはソフトが無料で配布されておることはもちろんでございますけれども、各災害での対応を教訓といたしまして絶えず進化を続けているところが最も評価できるところではないかというふうに思っております。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　はい。前向きにとらえていただいた答弁で非常にうれしい限りでございます。このバージョン５もう本当にすばらしいというふうに聞いております。

次の４に移ります。

６月議会の答弁では、システムの構築には住民基本台帳のデータがベースとなるため関係各課との協議が求められるとの答弁でございました。今回の講演会にはその担当課からも今お聞きすると出席していますが、住民基本台帳を管理する担当課では問題点が明確になったのか。また、当日は質疑応答の時間もとられていますが、その問題点に対する解決というか、特に問題は今後発生しないか、その辺はもう納得されているのか、担当課から答弁をお伺いしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　それでは、住民基本台帳を所管する担当課として回答させていただきます。

データの取り扱いに注意する必要はあると思いますが、問題がないと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　はい。問題はないということで、５に移ります。

東海・東南海・南海の３つの地震が連動し巨大地震も想定される今、被災者支援システムの導入は早急に取り組むべき課題だと思います。これまでの答弁をお聞きしますと積極的に取り組んでいただけるのではないかと思いますが、関係各課が連携を密に協議を進められ、システムの導入に向けての今後の対応をお尋ねいたします。

また、今後その導入に向けてのクリアすべき課題があればそれもお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（小松紀夫君）　　まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）　　はい。お答えいたします。

まずはサーバーをどうするかが問題ではないかと思います。説明では、高知県程度の人口なら県内を１のサーバーでカバーすることも可能であるというふうにもお伺いしましたけれども、その場合は県主導での導入ということにもなろうかと思います。しかしながら、この場合導入経費についてはですね少なくては済むと思うんですけれども、サーバーが香美市以外の場所に置かれることとなりますので、大災害によりネットワークが遮断されれば当然のことながらシステムとしては機能しなくなるおそれがございます。そうなれば香美市単独導入ということになりますが、このシステムはウインドウズのＯＳ、オペレーションシステムでは作動しないため、作動が確認されておりますリナックス等のＯＳを用いたサーバーの導入が求められます。そうした場合に専用サーバーの整備やセットアップに一定の経費が必要となりますが、例えば香美市でも複数のサーバーを用いておりますけれどもサーバーの更新が５年で行われております。更新後のですねサーバー、これもこのシステムを運用するには十分な機能を持っていますんで、そういったサーバーを活用してですねシステムを構築していくことができればですね経費は非常にかからずにですねシステムそのものが構築できるというふうに思っております。

また、住基データにつきましても、本当はリアルタイムがいいんですけれども、このシステムに関しましてはそこまでは求められないと思いますので１日１回程度のデータ更新、こういった更新するシステムですね、そういったものもつくっていく必要があるのではないかと思っております。

しかしながら、今回の講演会を踏まえまして被災者支援システムの導入は必要であり、かつ、不可欠なものであるという認識からですね、新年度から関係各課で導入に当たっての課題、先ほど言いましたサーバーや端末をどうするのか、ネットワーク、住基データ、こういったものを洗い出しまして、導入時期も含め運用についての検討に入りたいというふうに考えております。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　導入に向けての平成２４年度取り組むということですのでよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

次に、児童・生徒の健康を守る観点から質問いたします。

厚生労働省では、平成２０年３月に学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、そして昨年、平成２３年３月には保育所におけるアレルギー対応ガイドラインが発表、発行されています。ガイドラインでは、アレルギー疾患の実態から気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーやアレルギー性鼻炎等々の理解や対応などが記載されています。

東京都では、都内の児童施設に通う児童の中に１万人を超す食物アレルギー児童がいることが数年前の調査結果から判明し、独自のガイドラインを作成し研修会を開催しています。

全国各地では、厚生労働省が公表したガイドラインを受け研修会が開かれているところでございます。特に食物アレルギーによる重篤な症状を和らげるアドレナリン自己注射薬、製品名をエピペンというようですが、その研修会の中で保育所関係者の声として「アレルギー疾患を持つ児童の保護者からエピペンを置いてほしいとの要望があったが、アドレナリン自己注射薬の使用を想定した研修会に参加し、事前に使用法を知ることができ本当に助かった」との声が寄せられています。保育園や幼稚園の関係者から非常に好評のようでございます。また、独立行政法人国立病院機構、相模原病院の今井氏は、ぜんそくや食物アレルギーへの対応などに関する研修会のニーズは非常に高いが、実際にはその機会が少ないのが実情だと指摘されています。

以上のことから順次お尋ねいたします。

香美市内の保育園、小中学校では、食物アレルギーやぜんそくなどの疾患を持つ乳幼児、児童・生徒の人数を症状別にお伺いするとともに、アドレナリン自己注射薬の必要な重篤な症状の出る可能性のある児童・生徒はいないのかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　比与森議員の質問にお答えいたします。

まず、子どもの健康を守るの中の食物アレルギーやぜんそくなどの疾患を持つ児童・生徒でございますが、まず学校におきましては、食物アレルギーの児童・生徒におきましては小学校４４名、中学校７名の合計５１名でございます。それからぜんそくの児童・生徒におきましては小学校６９名、中学校２５名の計９４名となっております。それからその他としまして動物、花粉、ハウスダスト等をアレルゲンとする児童・生徒がおりますが、その程度はさまざまでありまして現時点では小学校１名、中学校１８名との報告を受けております。

それと、アドレナリンの自己注射の関係でございますが、これにつきまして学校におきましては食物アレルギーのある５１名のうちピーナツや卵、牛乳等のアレルギーのある児童・生徒３名がアナフィラキシーを有し、うち１名がアドレナリン自己注射を処方されております。

続きまして、保育の関係でございますが、保育につきましては病状については調査していないのでお答えできません。ただ、かかりつけ医に食物アレルギーのアレルゲン除

去する内容等を１年に１回書面によりいただいており、また当課におきまして入所申し込み時に保護者にヒアリング調査を行った内容によって該当する保育所へ食品除去の指示を出しております。平成２３年度には、保育所通所児童に係る食品除去の状況としましてですね卵、牛乳、その他食品でという形と、除去した２名とかずっとありまして、合計２８名の児童について除去というふうにしております。それから、食物アレルギー以外の疾患としましてぜんそくでございますが重症者４名、軽症３０名、それからアトピー性皮膚炎、重症６名、軽症２３名というふうになっております。また、食物アレルギーを初めとするアレルギー性疾患やその他の既病歴は、入所申し込み時に健康状態不良とされてる場合におきましては簡易聞き取りを行っておると。また、新入児につきましては、入所前に入所予定園において三者面談を行い、健康状態や配慮が必要なことをヒアリングしております。それからなお、平成２３年におきまして保育におきましては、アドレナリン自己注射の必要な児童がいませんでした。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　丁寧な答弁ありがとうございます。そんなに数多いアレルギーがいるとは、本当に今の数をお聞きしてびっくりしたところでございます。自分のところも子どもがアレルギーを持ってましたが、そのときはあんまり気にもしませんでしたけど、孫がアレルギーを持つとなった場合にはやっぱり非常に関心が高まりまして今回この質問をさせていただいてます。

２の質問に移ります。

厚生労働省から学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが公表され３年になるわけですが、香美市内で平成２１年、平成２２年、平成２３年度内に緊急を要する事態は発生しなかったのか。なければよいのですが、もしあればどのような事態であったのかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　　お答えします。

幸いなことに保育所、学校におきましてそのような事態はございませんでした。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　はい。ないということです。

３に移ります。

食物アレルギー等による重い症状が出た場合も含めその厚生労働省からのガイドライン、それぞれ保育園、小学校に周知、児童周知どのようにしたかというようなことをお聞きするわけですが、先ほどの最初の答弁でも入所時等にその調査はしているということですが、その保護者からの要望等に対しそれぞれの先生とか保育士さんにはどのような形で対応、もしその重い症状が出た子どもさんがおいでるということですので、そのときの対応についてはどのように周知徹底されているのか。

また、今後香美市内にあってこういう症状の重いアレルギーの児童、乳幼児をお預かりするようなこともあろうかと思います。そういう場合の対応はきちっとできるような周知がされているのかお伺いします。

○副議長（小松紀夫君）　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　お答えします。

まず、学校におきましては、各校に教育計画というものがございます。その中にですね事故発生時等の対応マニュアルが示されております。それから、教職員の方につきましては、年度初めの職員会で確認を行っております。また、アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインや保護者からの情報も参考にして、対象児童・生徒への対応をしていっておるということでございます。

それから、保育につきましては、先ほどご質問の中にございました保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというものを各保育所に配布しておりまして、各保育所においてそれに沿ったもので対応しておるというふうにしております。ただ、現在今までこういうだけじゃなく薬におきまして口頭で預かるということをしておりましたけれど、現在におきましては、平成２３年度におきましてはすべて書面により預かって保護者とも確認の上で対応しておるというふうにしました。

○副議長（小松紀夫君）　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　はい。それぞれ徹底されているようですが、その対応の中で消防庁のほうからも各消防部局のほうに通知がされて、このアドレナリンの自己注射が医師法に禁止されている医師の免許を有しない者による医療に当たらないということで消防署のほうでもこの対応はされてると思うわけですが、教育委員会として消防との連携はどのようにされているかお伺いします。

○副議長（小松紀夫君）　教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君）　そういった部分におきまして、ただ、この件だけでなくですね通常の場合でも１１９が必要な場合は常にそういった連絡とれるような体制になっております。

○副議長（小松紀夫君）　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　はい。次の質問に移ります。

次に、市道新町西町線の拡張整備についてお尋ねいたします。

これまでにも商店街とあけぼの街道を結ぶ南北に通る道路整備の必要性は訴えるとともに、新町西町線の整備は、山田小学校児童の通学路としての安全面からもその整備は急務であることも述べてまいりました。最近はあけぼの街道の交通量も土曜、日曜には増加しているようにも感じております。昨年９月議会の答弁では、平成２３年度内に基本設計委託業務により協議図面を作成し、ＪＲ本社と協議を予定している。予算調整を提案し早期着手に努めたいとの答弁があったわけですが、その後ＪＲとの協議内容も含め平成２３年度の進捗状況をお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　それでは、新町西町線、国道１９５号から高知山田線への連結の道路でございます。その協議の内容について、また進捗状況をお答えをさしていただきます。

ＪＲ四国本社との協議の内容でございます。

現在の都市計画決定を再検討する協議を本年度関係機関と進めてまいりました。基本設計は、将来交通量や都市計画にかかわる基礎資料、周辺の現状、また将来への道路網の連絡などを考慮し、机上の図面をもち２回の協議を行いました。内容につきましては、平面交差による道路構造、幅員構成、軌道上の位置及び交差角、下水道の並行、周辺道路の取り付け案などが協議内容です。年度内におおむね了承の成果が得られる予定となっております。

以上お答えをいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　おおむね予定どおりと、平成２３年度は計画どおりに進んできたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○副議長（小松紀夫君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　はい。そのとおりでございます。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　平成２４年度変更業務委託として５６２万８，０００円が予算計上されていますが、都市計画法に基づく高知県との調整も含め拡張整備に向けて平成２４年度内の事業計画をお尋ねいたします。

また、平成２４年度には住民説明会や公聴会の開催までいかれる計画なのかお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　はい。お答えをいたします。

予算提案をしております予備設計では、机上で行う概略設計より現地での現況調査をつけ加え、行い、線形の確定のための重要ポイントなど精度のある図面を作成する予定としております。この後実施のための詳細設計へつなげます。本年の平成２４年度内に変更のための都市計画決定を予定しております。法的な手続による事前協議、そして住民説明、公聴会を計画することとしております。

以上、本年度の予定とさしていただきます。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　最後に１点だけ、その変更業務委託の５６２万８，０００円、どういうふうなものか、具体的にどういう作業、どういう業務なのか、その辺をちょっと説明をお願いします。

○副議長（小松紀夫君）　　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　　はい。まずは都市計画決定変更につきましては、なかなか十分説明、関係者、また受益者等に説明のできる資料づくりとしてもう一定法線確定をしますともう二度と変更の提案はできません。これにつきましては重要なポイントがＪＲ軌道上の原則の部分とかいろんな部分で重要な施設がございます。そして、周辺への取り合わせ、現在いろんな道路が交差しており、またその周辺の住宅の利用状況、その点で何点か重要なポイントがございますので、その部分には現況測量を加えてやはり提案の精度を上げておかなければならないと、そういう作業が今回の予備設計の内容でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　　以上で質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君）　　比与森光俊君の質問が終わりました。

これから日程第２、議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君）　　議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定について

次のとおり香美市平山体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める

１　公の施設の名称　　香美市平山体育館

２　指定管理者となる団体の名称　　地域交流施設「ほっと平山」運営委員会

３　指定管理者となる団体の所在　　香美市土佐山田町平山４５９番地

４　指定の期間　　平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

平成２４年３月８日提出、香美市長　門脇槇夫

提案理由でございますが、現在香美市体育館に隣接しております香美市地域交流施設とともに香美市平山体育館を管理及び運営をさせ、各自主事業を効果的に行わせるため指定管理者を指定するものでございます。なお、裏面のほうに資料を添付してございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君）　　説明が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君）　　異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。

本日の会議はこれで散会をします。

（午前１０時５０分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第５号）

平成２４年３月９日　金曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第５号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月９日金曜日（会期第１０日）　午前　９時０２分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子	２２番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

議案第　　１号　平成２４年度香美市一般会計予算

議案第　　２号　平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第　　３号　平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第　　４号　平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　　５号　平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　　６号　平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第　　７号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第　　８号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

議案第　　９号　平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第　１０号　平成２４年度香美市水道事業会計予算

議案第　１１号　平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第　１３号　平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１４号　平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１５号　平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　１６号　平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　１７号　平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

議案第　１８号　平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第　１９号　平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　２０号　香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２１号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２２号　香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２３号　香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２４号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について

議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について

議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について

議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて

議案第　４１号　市道の路線の変更について

議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について

議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について

議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について

議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について

議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第１０日目　日程第５号）

平成２４年３月９日（金）　午前９時開会

日程第１	議案第	１号	平成２４年度香美市一般会計予算
日程第２	議案第	２号	平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第３	議案第	３号	平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第４	議案第	４号	平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業予算
日程第５	議案第	５号	平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第６	議案第	６号	平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第７	議案第	７号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第８	議案第	８号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第９	議案第	９号	平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	１０号	平成２４年度香美市水道事業会計予算
日程第11	議案第	１１号	平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第12	議案第	１３号	平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第13	議案第	１４号	平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第14	議案第	１５号	平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第15	議案第	１６号	平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16	議案第	１７号	平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）
日程第17	議案第	１８号	平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第18	議案第	１９号	平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第19	議案第	２０号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	２１号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	２２号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	２３号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	２４号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27　議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28　議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29　議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30　議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31　議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32　議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33　議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34　議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35　議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について
日程第36　議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について
日程第37　議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について
日程第38　議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて
日程第39　議案第　４１号　市道の路線の変更について
日程第40　議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第41　議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について
日程第42　議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第43　議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第44　議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第45　議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第46　議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第47　議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第48　議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
日程第49　議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定に

ついて

日程第50　議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時０２分　開会）

○議長（西村芳成君）　　改めておはようございます。ただいまの出席議員は２２人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第１、議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２、議案第２号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３、議案第３号、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　　はい。１５番、竹平です。議案第３号の平成２４年度の香美市公共下水道事業特別会計予算についてちょっとお聞きをいたします。

本年度の公共下水道の事業予算と、総額が約５億９，４００万円ということで、この内訳見ますと一般会計の繰入金で約２億２００万円、そして起債として下水道事業債７，９００万円、過疎債約７，０００万円という内容となっております。当然この下水事業につきましては、これ都市計画に基づいて住環境の整備とか、あるいは雨水、汚水対策で事業を進めておるわけですが、そうした中でですね今年のこの下水道事業のいわゆる総額５億９，４００万円、これの事業計画、そしてその事業計画に沿ってこの今までやってきた進捗状況、こうしたものについて説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君）　　はい。おはようございます。ご説明いたします。

平成２４年度の公共下水道につきましては、まず北部分区、これ北本町２丁目あたりになりますけれども、八王子宮の西側付近の面整備、開削工法で管渠１５０から２０００ミリ程度の管で７３０メートル、圧送管といたしまして７５ミリＶＰ管で約９５メートルで、事業費として約４，５００万円程度を予定しております。

次に、中部分区、これ楠目地区になりますけれども、こちらも開削工法で管渠１５０から２５０ミリでＬ５７０メートル、また推進工法によりましてパイ７００の鋼管でＬ１８メートル、これはさや管として用いる分でございます。それと圧送管といたしましてパイ１５０のポリエチレン管でＬが４９０メートル、事業費といたしまして約６，０００万円程度を予定しております。

○議長（西村芳成君）　　ほかにありませんか。

○上下水道課長（佐々木寿幸君）　　それから…まだ構いませんか？済みません。

あともう１つ、談議所の幹線のマンホールポンプといたしまして楠目のいわゆる高知スチロールの一番最下流の付近になりますけども、そちらのほうにマンホールポンプの設備を一式、これに附属する自家発電装置とか土木、機械、電気、建築等の工事で事業費といたしまして約６，０００万円程度を予定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君）　　はい。済みません。抜かっておりました。進捗状況ということで、市街化区域内につきましてはもうすべて面整備が行われまして、今度神母ノ木分区、神母ノ木の地区に関しまして汚水を進めていくのに必要な談議所の幹線について整備を行っていくというふうな形でございます。現在公共下水道の水洗化率につきましては、約７０％程度となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４、議案第４号、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５、議案第５号、平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第６、議案第６号、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　　１番、有元です。３点お伺いをいたします。

特別会計の予算書１１７ページの下から５行目の欄になります。５番の特定健康診査等受託料、これについて前年度の予算、また平成２２年度の決算から見ると減額をしておりますが、その理由をお聞かせください。

それから、次に、１２６ページの上段の部分ですが、１３の委託料のこの健診外の部分が出が大幅にふえております。この理由もお聞かせください。

そして、その２つ下、１９、負担金、補助及び交付金の人間ドック補助金については、これは昨年より３分の１ほどの減額、当初予算より３分の１ほどになっております。平成２２年度の決算から見ても大幅に減額になっておりますが、その理由をお聞かせくだ

さい。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　それでは、有元議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初に、１１７ページのですね特定健康診査の受託料が減額に…済みません。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　はい。済みません。１１７ページのですね特定健康診査等の受託料の手数料が減額になった理由でございますが、これは実績に基づくものでございます。

それとですね、１２６ページのですね１３節の委託料がふえた理由ということでございますが、これは特定健診受診者の個人負担金を無料化ということを予定しておるということで大幅にふえております。

それと、人間ドックの補助金の、補助金がふえておる理由というのは、これも実績に基づくものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　　済みません。実績に基づくものという説明なんですが、その実績について説明をいただきたいと思います。平成２２年度の決算書から見ても先ほど申しましたように減額であったり増額になっておりますが、平成２３年度の実績の影響でしょうか、よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　市民保険課長、山﨑泰広君。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　　はい。お見込みのとおりでございます。平成２３年度の実績から推定したものでございます（後に追加答弁あり）。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第７、議案第７号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第８、議案第８号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第９、議案第９号、平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１０、議案第１０号、平成２４年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番、山﨑です。

第２条の業務の予定量のところでお尋ねするものでありますけれども、実際給水戸数自体は昨年度より若干ふえてるという予定でありますけれども、年間給水量は市民の努力で節水ということで減ってるというこの状況ですけど、今後のこの給水戸数とですねこの年間給水量、１日平均給水量とのバランスというか計画というか、そこら辺のお見込みはどういうふうになっているのか。来年度だけじゃなくて平成２８年度ぐらいまでどういうふうな計画をお持ちなのか、担当課の見解を伺います。

○議長（西村芳成君）　　上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君）　　はい。給水戸数に対しましての年間給水量につきましては、山﨑議員のご質問のとおり市民の方々の節水等によりまして非常に少なく給水量なってきております。今後ともこのような形は引き続き続いていくものと思われまして、年間給水量につきましては、なだらかな曲線を描いて下降していくものであると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　広報等で節水の努力等はたびたび呼びかけているわけですけれども、現実的にやはり市民の節水というもんの意識について、実際のところはやはり温度差というものもある部分も私の周りを見よってもあるのですけれども、そこら辺のところでそういう節水努力についてのね、特に雨、渇水、水源自体がなかなか水がないというふうな状況も年のうちには時たまあるときもございますけれども、そこら辺のところの定期的な啓発的なものはやっぱり常に考えてるのか、こういう状況でなだらかに下がっていくからそれでよしというふうな発想なのか、そういう考えをお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　　上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君）　　はい。市民の方々の節水の努力につきまして非常に大きなものがございます。それと同時にですね、例えば洗濯機であります。２槽式から１槽式に変わってきて非常に水が節水可能となったとか、例えば水洗の下水道の区域につきましては、節水型のトイレによる水の量が減ってきたとかいうふうな形もございますけれども、今後ともですねやはり節水の呼びかけは当然上下水道課としては行っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１１、議案第１１号、平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１２、議案第１３号、平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１３、議案第１４号、平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１４、議案第１５号、平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１５、議案第１６号、平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１６、議案第１７号、平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１７、議案第１８号、平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１８、議案第１９号、平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１９、議案第２０号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２０、議案第２１号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質

疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２１、議案第２２号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２２、議案第２３号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第２４号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第２５号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第２６号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２６、議案第２７号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２７、議案第２９号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２８、議案第３０号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　はい。６番、山崎です。

今回介護保険料の改正ということで値上がりをするわけですけれども、財政安定化基

金と介護保険事業運営基金を取り崩してということでのことだと思いますが、金額のほうをお聞かせください。

それと、１段から１０段階までありますけれども、大体対象人数ですね、大体わかればお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　はい。お答えいたします。

まず、介護保険事業運営基金のほうですが、平成２３年度末の予測を約１億４，０００万円の残高の見込みとしておりまして、取り崩しにつきましては６，３００万円ちょうどを予定しています。それから、県の財政安定化基金の取り崩し額につきましては、県のほうから通知がありまして２，６３６万９６６円となっております。

それから、新しい１０段階別の介護保険料の段階別の見込み人数、所得別の見込み人数ということでございますが、平成２４年度で言わさしていただきます。平成２４年度第１段階につきましては２１２人、それから第２段階につきましては２，２４６人、それから第３段階の３の１と、皆様のお手元に配付してあります資料のほうで３の１という段階になりますがそちらのほうで１，３０８人、それから３の２のほうが１，０４７人、それから第５段階になりますがこちらが１，０５６人、それから第６段階のほうが１，１８０人、第５段階が１，２４４人…。

○議長（西村芳成君）　７じゃないか。

○健康介護支援課長（九内一秀君）　あっ、済みません。第７です。ごめんなさい。

それから第８段階が７３７人です。それから第９段階が５３３人、第１０段階が２３５人ということで計９，７９８人となっております。それぞれ平成２５年度、平成２６年度も推計しておりますが、この人数に若干それぞれ人数が増加していく形ということで、所得別の段階の人数は大きく変わることはないというふうに予測しております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２９、議案第３１号、香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３０、議案第３２号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３１、議案第３３号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条

例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３２、議案第３４号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３３、議案第３５号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３４、議案第３６号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３５、議案第３７号、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３６、議案第３８号、定住自立圏形成協定の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３７、議案第３９号、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３８、議案第４０号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３９、議案第４１号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４０、議案第４２号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、本案

について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４１、議議案第４３号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４４号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４５号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４４、議案第４６号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４５、議案第４７号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４６、議案第４８号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４７、議案第４９号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４８、議案第５０号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４９、議案第５１号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定

について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５０、議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第１、議案第１号から日程第５０、議案第５５号までの質疑はすべて終わりました。

ここで山﨑市民保険課長から答弁の訂正がありますので許可します。

○市民保険課長（山﨑泰広君）　先ほどの有元議員のご質問の中で３点目に聞かれておりました人間ドック補助金の、補助金が減った理由ということで、確かに例年どおり平成２３年度実績のとおりの受診の人数なんですけどもこの内訳が変わっておりまして、実は受診券を持っていけばですねその場でその分を出しかえることなく現物で支払いができるという形でですね、受診券を使わなかった分だけ後からの補助金の形で出すということで人数が減っていると。受診人数としては平成２２年、平成２３年と２００人程度で、平成２４年度も同程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（西村芳成君）　以上で訂正を終わります。

各案件は、お手元にお配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は３月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前　９時３５分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回

香美市議会定例会会議録（第６号）

平成２４年３月１９日　月曜日

平成２４年第１回香美市議会定例会会議録（第６号）

招集年月日　平成２４年２月２９日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月１９日月曜日（会期第２０日）　午前　９時０１分宣告

出席の議員

１番	有元和哉	１２番	山﨑龍太郎
２番	矢野公昭	１３番	大岸眞弓
３番	山﨑眞幹	１４番	片岡守春
４番	利根健二	１５番	竹平豊久
５番	濱田百合子	１６番	島岡信彦
６番	山崎晃子	１７番	石川彰宏
７番	爲近初男	１８番	竹内俊夫
８番	千頭洋一	１９番	前田泰祐
９番	織田秀幸	２０番	山本芳男
１０番	比与森光俊	２１番	小松紀夫
１１番	依光美代子	２２番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇槇夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山﨑綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濵田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島惠一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山﨑泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	凡内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	髙橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	生涯学習振興課文化振興班長兼スポーツ振興班長	吉本浩二
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食ｾﾝﾀｰ所長	竹内敬

【消防部局】

消　　防　　長　　竹　村　　清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　小　松　清　貴　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

市長提出議案の題目

議案第　　１号　平成２４年度香美市一般会計予算

議案第　　２号　平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第　　３号　平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第　　４号　平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　　５号　平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　　６号　平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第　　７号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第　　８号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

議案第　　９号　平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第　１０号　平成２４年度香美市水道事業会計予算

議案第　１１号　平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第　１３号　平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１４号　平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１５号　平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　１６号　平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　１７号　平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

議案第　１８号　平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第　１９号　平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　２０号　香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２１号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２２号　香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２３号　香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２４号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について

議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について

議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について

議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて

議案第　４１号　市道の路線の変更について

議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について

議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について

議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について

議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について

議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について

同意第　　１号　教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

陳情第　　１号　香美市営テニスコートの改修に関する陳情書

意見書案第　　１号　障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について

意見書案第　　２号　「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について

意見書案第　　３号　一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について

意見書案第　　４号　「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について

議事日程

平成２４年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第２０日目　日程第６号）

平成２４年３月１９日（月）　午前９時開会

日程第１　議案第　　１号　平成２４年度香美市一般会計予算

日程第２　議案第　　２号　平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第３　議案第　　３号　平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第４　議案第　　４号　平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第５　議案第　　５号　平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第６　議案第　　６号　平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

日程第７　議案第　　７号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

日程第８　議案第　　８号　平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

日程第９　議案第　　９号　平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10　議案第　１０号　平成２４年度香美市水道事業会計予算

日程第11　議案第　１１号　平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第12　議案第　１３号　平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議案第　１４号　平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第14　議案第　１５号　平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第　１６号　平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第16　議案第　１７号　平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

日程第17　議案第　１８号　平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第18　議案第　１９号　平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第19　議案第　２０号　香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議案第　２１号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21　議案第　２２号　香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22　議案第　２３号　香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議案第　２４号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第　２５号　香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第　２６号　香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第　２７号　香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27　議案第　２９号　香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28　議案第　３０号　香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29　議案第　３１号　香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30　議案第　３２号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31　議案第　３３号　香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32　議案第　３４号　香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33　議案第　３５号　香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34　議案第　３６号　香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35　議案第　３７号　公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について
日程第36　議案第　３８号　定住自立圏形成協定の一部変更について
日程第37　議案第　３９号　南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について
日程第38　議案第　４０号　市有財産の無償貸付けについて
日程第39　議案第　４１号　市道の路線の変更について
日程第40　議案第　４２号　香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

日程第41　議案第　４３号　平山木工所の指定管理者の指定について
日程第42　議案第　４４号　香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第43　議案第　４５号　秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第44　議案第　４６号　佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第45　議案第　４７号　香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第46　議案第　４８号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第47　議案第　４９号　香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第48　議案第　５０号　香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
日程第49　議案第　５１号　香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第50　議案第　５５号　香美市平山体育館の指定管理者の指定について
日程第51　陳情第　　１号　香美市営テニスコートの改修に関する陳情書
日程第52　同意第　　１号　教育委員会委員の任命について
日程第53　意見書案第　　１号　障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について
日程第54　意見書案第　　２号　「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について
日程第55　意見書案第　　３号　一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について
日程第56　意見書案第　　４号　「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について
日程第57　閉会中の所管事務等の調査について

会議録署名議員

１７番、石川彰宏君、１８番、竹内俊夫君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時０１分　開会）

○議長（西村芳成君）　改めましておはようございます。ただいまの出席議員は２２人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君）　おはようございます。１９番、前田でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加の案件であります同意第１号並びに意見書案第１号から第４号につきましては、本日議題とし委員会付託を省略し提案説明から採決まで行います。

次に、議案第１号については、修正案の提出がありますので他の案件と分離し委員長報告と修正案の提案説明から採決まで行います。なお、討論の順序は、別紙２のとおり原案賛成者、２、修正案反対者、原案反対者、修正賛成者の順で行います。議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

続きまして、６月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定いたしましたので予定表をお手元に配付してございます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

お諮りいたします。議案第１号は、議会運営委員会委員長の報告のとおり他の案件と分離し審議することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから日程第１、議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算を議題とします。

まず、本案に対する委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君）　おはようございます。１６番、島岡信彦でございます。総務常任委員会が付託を受けました議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

ただいま議案としました案件は、既に連合審査会で質疑は終わっていますので討論に入りました。

原案に反対の討論はなく、次に賛成の討論がありました。賛成討論者、１２番、山﨑龍太郎議員より、「議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算の賛成討論を行います。平成２４年度当初予算は東日本大震災の後初めてのものとなり、政府の地方財政計画も通常収支分と東日本大震災分との２本立てになっています。そのうち東日本大震災

分は、被災地の復旧、復興に充てる予算だけでなく、全国の自治体を対象にした緊急防災・減災事業が別枠として計画されました。本市においても災害対策費が前年度より２，１００万円増額され、避難所現況調査や緊急用ヘリコプター離着陸場の整備、災害時の飲料水確保のための予算、衛星電話の購入費などが組まれ、防災対策が進められつつあります。また、小泉改革の後、２００８年度以降の地方再生対策費に加え地方交付税の回復措置が基本的に維持される形となっており、本市の当初予算にも反映されています。新年度予算は、地域支援員増員、住宅リフォーム助成制度の導入、また太陽光発電システムへの補助など中山間地への配慮と地域経済の活性化にも着目、あわせて教育費の充実等、前向きの予算と評価できるものです。ただ、一方では、長引く景気低迷の中、営業不振や失業などによって生活困窮者がふえる中、総務費の賦課徴収費で中央東租税債権管理機構運営負担金の１，５００万円の拠出は、住民の福祉向上に背くおそれのあること、また、財政管理費の中の工事請負費での国旗掲揚ポール設置工事費は、地方議会の議場に国旗は必要でないとの立場から容認しがたいものです。しかしながら、総合的前進面を評価し、今後につなげていくことを考慮して賛成すべきものと判断しました。最後に、本県は県民所得が最も低い県となりました。年少扶養控除廃止や介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き上げ、年金の減少などによる市民の負担増は避けられず、一層の景気対策や低所得者対策が求められていることを申し添え賛成討論といたします」との討論の後、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

本案に対しましては、山﨑龍太郎君ほか４名からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　おはようございます。１２番、山﨑龍太郎です。

平成２４年３月１９日提出、香美市議会議長、西村芳成殿

発議者、香美市議会議員　山﨑龍太郎、賛成者、同　大岸眞弓、片岡守春、濱田百合子、山崎晃子

議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第１１５条の２及び香美市議会会議規則第１７条第２項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算に対する修正案

議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

２款、第１項、５目、１５節、工事請負費、国旗掲揚ポール設置工事２５万円及び２款、第２項、２目、１９節、負担金、補助金及び交付金、中央東租税債権管理機構運営

負担金１，５００万円の全額削除、修正を求めるものであります。

提案理由については、一般質問や討論において疑義を呈してきたとおりであります。詳細については重複いたしますので割愛をさせていただきます。

本２件の歳出予算は不要との結論に至った上の修正案提出であります。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　修正の説明が終わりました。

これからただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　　はい。１５番、竹平です。ただいま提出をされました修正案の関係についてお聞きをいたします。この予算の修正ということは非常に大事な議案という中での審査となりますので、２点ほどちょっと丁寧にお聞きしますのでよろしくお願いをいたします。

まず、１点目といたしましてですね、この修正内容を見ますと５６ページ、総務費の５目、財産管理費の工事請負費、国旗掲揚ポール設置費２５万円を全額減額してゼロ円として予備費へ計上しております。同じくページ６８の総務費の２目、賦課徴収費の負担金、補助、交付金の中央東租税債権管理機構運営負担金１，５００万円を１６９ページの予備費へ充当して予備費の合計額が４，５２５万円ということで、結果的に歳入歳出総額は原案と同額の１４６億２，２００万円となっております。

そこでお聞きをするのはですね、予算の修正を行う場合、この求められるのは原案の計上した事業予算に対して明確な積算根拠と整合性のとれた理由づけ、これのもとに組み立てなければならないと考えるものですが、そこのところの見解についてお聞きをいたします。

次に、２点目としてですね、これ１点目と関連をいたしますが、通常この予算の修正や条例案を含む全議案に関しては、この議会の意思とそれから議員の意思との関係は非常に密接にかかわるところがございますから、この民主主義の議決ルールを定めた議会と議員の意思の関係についてお聞きをいたします。

この件については、既にご承知のとおり議会の意思決定は多数決の原理が採用されているところから、個々の議員の意思が直ちに議会の意思、ひいては団体の意思というものではなく、個々の議員は単に議会意思の決定のための表決に参画し賛否の意思を表明するにとどまっております。その個々の議員の集合が結果として多数となったものをもって議会の意思、そして団体の意思とするものであります。したがいまして、議会の意思決定におきましては、原則として個々の議員の意思が何であったかは問題とされませんが、この点についてのですね提案者の考え方についてお聞きをします。

以上２点についてよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番。

大変高度な質疑を受けたと思いますけれども、１点目についてでありますけれども、原案での事業予算に対して修正案を出すに対しては明確な積算根拠云々ということを言われたと思いますけれども、私が先ほど提案させていただいた部分で言わせてもらいましたらこの２件については必要がないと、ゼロでいいと。もちろん執行部が出してきた部分についても否定するものではありませんが、その部分では全額削除させていただき、そしてその部分を予備費に積み重ねていただきたいということになります。

２点目についてでありますけれども、もちろんおっしゃるとおりでありますが、議案提案権が１２分の１以上で行使できるわけであります。その部分を最大限私どもの意思表示として使わせていただいたということの説明でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　　はい。ありがとうございました。２点ともご回答いただきました。ちょっと割り切れないものがありますので再度質問をさせていただきます。

要するにですね、原案の２件合計で１，５２５万円計上しているこの明確な根拠とですね、その理由を私のほうからこの原案に基づいて述べます。２点目とも関連をしますが、提案者はこのことを踏まえて再度根拠と理由をお示しを願いたいと思います。

まず、１件目のこの国旗掲揚ポール設置工事費この２５万円に関してでございますが、これは経過としてまず議員発議として提案がありまして、その案を議員協議会に示し、その中の意見として慎重に扱うべきということでこれは一度継続審査としております。そして再度議員協議会に提案をし、民主主義のルールに沿って多数決原理のもと議員提案の決議案として昨年１２月の定例会に提出し、そして本会議において質疑、討論と進行いたしまして賛成多数でこれは可決されたものでございます。そしてこれを受けてその後予算計上に向け議会と執行部で設置場所、そして設置の形態の検討に入り、この中でもほかの自治体の事例も参考にして少数意見を尊重した結果がですね原案の予算計上の積算根拠と理由づけというふうになっておると私は認識をしております。

次に、２件目のですね中央東租税債権管理機構運営負担金、この１，５００万円でございますが、これは関連する議案第３９号として提出をされまして、３月１２日の開催の総務常任委員会の中で質疑、討論を行いまして、その結果賛成多数で可決をされております。いずれもそのように本市の定めた議事運営ルールに基づいて欠落のないように、また手順を踏んでなし得た案件である中でですね修正案提出というのは、その明確な根拠と理由づけを持ち合わせることが非常に大事となるというふうに考えますが再度その点についてお聞きします。

そして、次に、１点目の同じくこの予備費の考え方もお示しを願いたいところですが、この予備費という性質は読んで字のごとく前もって備えておくという意味合いがあると思います。これを言いかえますと削除をして温存をしておるわけでございますから、普

通に考えますとこの２件が再度提案された場合にですねこの予備費からという理屈もあり得ます。つまり、言いたいのはですね、皆無に廃案というのであれば原案の予算書と市の財政計画を勘案してですね全体を見通して積算をし、使用目的が明確な、例えば特別会計や市の借金である公債費に繰入金として充当するとの調整であれば意味を持つことも考えられますが、減額全額をですねこの予備費へという発想では、単に言葉が悪いですが数字合わせ安易な予算書に映りますが、この点とあわせてですねこの予算書の計上の推移を見ますとこれはずっと３，０００万円台ということで推移をしておりますが、ここへ来て突然１，５００万円余りもの増額ともなりますと、この予備費の性格、性質からいいますと当然これ市の監査委員の目にもとまるんではないかと思われますが、その点も含めてそうした考え方をお示しを願いたいというふうに思います。

次に、２点目の修正案に関連する議会の意思と議員の意思の関係において原案との整合性の点から聞くということでこれは１点目にお聞きをしましたら議会のその１２分の１の発議ということでございましたのでこの点についてはお聞きはいたしませんが、以上、第１点目に関連をする２回目の質問についてお答えをお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番、山﨑です。お答えをいたします。

まず、国旗についての一連の過程といいましょうか、流れについてはおっしゃるとおりであります。現実問題その部分で私どもが討論としてさせていただいた部分を少し読み上げさせてもらいますと、決議とは、議会の意思を決定しそれを対外的に表明するもので、全員賛成を基本とすべきであるということで私どもは討論の前文に使わせていただきました。ただ、その中で賛成多数ということで決したことについては、現実そういう予算執行がされていくということについてはもちろん理解するもんでありますが、現実問題予算に対してみずからの考え方を示すという唯一の機会でありますので、私どもはこの修正案を出すことによって議員各位の賛同を得たいという立場であります。

また、機構についてでもありますが、それもおっしゃるとおりで流れ的にはそのとおりであります。ただ、私どもは一般質問でもさせていただきましたとおりこれについては思いとどまるべきということで、市長にもお話を聞いたところでありますが、現実的にはその方向ではなかった。これについても同じく予算という部分でやはり削除を求める修正案を出させていただいたとご理解をいただきたいと思います。

あわせまして予備費についてでありますけれども、先ほど竹平議員が言われましたように繰入金や特別会計等ということで、予備費の前もって備えるという意味合いを含めたら別の方向性ということを言われましたけれども、これは市執行部が予算を調製されて、さまざな部分で予算というのはあくまでも執行部、市長の部分で、我々は修正を出すときにここに振りかえろうということが果たしてできるかということになれば、やはり一定の審査を経ての事業効果をねらっての予算配分であるときに、その全額削除を修

正するときにそれはどの科目に入れるかということになれば予備費になって妥当というふうに考えます。

以上であります。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

○議長（西村芳成君）　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第１号の修正案に対する討論を行います。

まず、初めに、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。修正案に反対の方。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　　１５番、竹平です。自由クラブで代表いたしましてから、平成２４年度香美市一般会計予算案の修正案についてですね議会のあり方としての観点から反対討論を行います。

まず、結論から申し上げますと、本市の採用している議事運営を参照した場合、議論の整合性と議会ルールに欠ける案件であることから提案自体を取り下げるべき案件であるということに尽きます。その理由といたしまして経過から申し上げますと、今回提出された修正案前の原案であります平成２４年度香美市一般会計予算書につきましては、去る３月９日開催をされました本会議において総務常任委員会に付託を決定、これを受けた総務常任委員会は３月１２日に会議を開催をし、付託案件の原案である平成２４年度香美市一般会計予算書について審査を行いました。その審査内容は、歳入歳出総額１４６億２，２００万円に定めるについて、そして債務負担行為について、地方債について、一時借入金について、歳出予算の流用についての５条からなる議案を一括して審査したものであります。後でも述べますが、今回のポイントは議案の一括審査というところにございます。そして、その審査の結果は、各会派、委員全員出席のもと質疑、討論と進行し、全員賛成をもって可決をされました。特にその審査の中で、日本共産党とくらしと福祉を守る会の会派委員からは賛成討論もあっております。そうした審査過程を経て可決された案件について、今回予想だにしなかった賛成した同一会派議員から修正案が提出されたことに違和感を持つものでございます。幾ら言論の府と言えどもその主義や主張には一貫性が求められるのは当然のことであります。

今回の場合、経過と結果を踏まえたとき、論議の整合性が問われるのではないかと考えます。これを正すには、平口に申しますと時計の針を３月１２日まで戻す、その時点から発案をしないと議論はかみ合わないことになります。そればかりか、例え百歩譲って委員会はあくまでも議会内部の会議であるという性質のものであるからとして、正式に議案を決定するのは本会議であるという理由組み立てがあったとしても正論と言えるのでしょうか。すなわち現在本市の議事運営は委員会方式を採用しておりまして、それに沿って物事を進めているのはご承知のとおりでございます。これに準ずれば、本会議

で修正案を提出する考えであれば、当然当初の委員会において異議を表明するのが通常のあり方ではないでしょうか。

同時に言えるのは提出されるすべての議案に対する認識でございます。いずれの提出議案も項目を含め全体を一括したものが１議案として提出され、それに基づいて審査を行い賛否を決定するものでございます。したがって、問うているのは、今さら申し上げることでもございませんが１議案を分割していいとこどりの審査はあり得ません。１議案一括しての賛否表明、このことだけでございます。今回の場合で申しますと、予備費を３，０００万円を計上といたしまして歳入歳出総額１４６億２，２００万円に定めるものを含む全５条について賛成か反対かを決定する議案でございます。

こうした中、先に述べたように総務常任委員会において賛成討論とともに全会派、委員全員賛成という意思決定をしている議案に対して、突然修正動議を出すという姿勢は整合性がとれないばかりか議会の流れにも逆行するものと言えます。もっと言いますと、議会の意思と議員の意思の関係に沿って議会制民主主義のルールを踏襲し、なおかつ本市の定めた議事運営を進行している中でこうした行動をどう解釈すればよいのか甚だ理解に苦しむところでございます。

こうした点を考え合わすとき、大事なことは我々議会人のその姿勢のあり方でございます。つまり、議会に定められた議事運営に沿って事の本質を見定め、総合的な判断とともに常に議論の整合性と一貫性を守っていかなければならないと考えます。そこを逸脱いたしますと議事が混乱するばかりでなく、何ら生産性のない議論となり、ひいては議会の果たすべき役割や信頼性をも失われることになりかねません。以上の点から冒頭申しましたように、また先ほどの質疑も踏まえた場合、本修正案は何ら整合性を持たない議論組み立てと議会ルールの欠如、そして積算根拠も何もない単なる数字合わせの修正案となっていることから取り下げるべき案件であるとして反対討論といたします。こういったことからですね、私は原案には賛成という意思表明をいたしまして修正案に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（西村芳成君）　次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。原案に賛成、修正案に反対ということです。

１番、有元和哉君。

○１番（有元和哉君）　１番、有元和哉です。議案第１号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回修正動議出された内容につきまして、先ほど竹平議員からも説明がございましたとおりで私も賛成でございます。また、この今回提出された議員の皆様は、日ごろより話し合いを持ってと、十分な議論をしてという話を日ごろからされておりまして、この

今回上がっております２件の内容、租税債権管理機構につきましても国旗につきましても長時間にわたる議論がなされてまいりました。特に租税債権管理機構については、担当課また市長も含めまして説明をしていただき、十分な話し合いの時間を設けていただき、そしてこのように議題に上がってきておる次第でございます。また、現在滞納問題というのは全国的な問題でありまして、これを解決するためにさらなる一歩を踏み込もうというように組まれたこの予算を削減をするというのはいかがなものかと思います。また、国旗また市旗の掲揚についての予算２５万円でございますが、これについても長い時間にわたりまして議員協議会、その他の時間を持ちまして議論がなされてまいりました。そして昨年の１２月議会におき決議をすることによって議会の意思として国旗、市旗を掲揚するというふうに決まった次第でございます。それにこたえての執行部のこの予算の組み方には非常に敬意を払うべきところではございますが、この予算を削減しろというのは実に議員、今回のこの我々の議会としての立場から言えばとてもそういうことは言えないのではないかと思います。

そしてまた、この修正の動議についての予備費への１，５２５万円を入れるということについてですが、当初予算これに再び予備費を増額する理由が全く見当がつきません。長年の今までの年々やってきた一般会計の状況を見ての予算配分、それに予備費をふやす理由が全く見えてきません。こういうふうに修正の動議をなされるのであれば、やはりそういった細かい部分、このほかの２つの予算を削減したから予備費に入れますというような単純な発想の動議ではとてもとても賛成できるものではございません。

そして、最後にもう一度申し上げさせてもらいますが、議論を深めてそして我々は正しいことを市民に伝えていかなければならない、そして正しい予算の執行をしていかなければならない、その立場として責任を持って我々は活動しております。この修正動議、私の手元に届きましたのは、本日の開会前、直前でございます。これについていきなりここで議論をしましょうというような態度の表明であれば、今まで今回提出された皆様がおっしゃっていたことは一体何であったのか、いささか疑問を感じる次第であり、また非常に残念に思います。

そういった点から今回のこの修正動議、提出されました平成２４年度香美市一般会計予算に対する修正動議に反対をするとともに、この議案第１号の原案に賛成する立場で討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君）　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。原案に反対の方の討論を許します。討論ありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで修正案が提出されております議案第１号の討論を終わります。

これから議案第１号、平成２４年度香美市一般会計予算を採決をいたします。

まず、本案に対する山﨑龍太郎君ほか４名から提出されました修正案について、起立

により採決いたします。

本案を修正に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立少数であります。したがって、議案第１号の修正案は、否決されました。

次に、原案について起立により採決します。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第２、議案第２号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算から日程第５１、陳情第１号、香美市営テニスコートの改修に関する陳情書まで、以上５０件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君）　　総務常任委員長、島岡信彦です。今期第１回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

委員会が付託を受けました案件は、議案第２０号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号、議案第２４号、議案第３４号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３７号、議案第３８号、議案第３９号、議案第４０号、議案第４２号、議案第４３号、議案第４８号、議案第４９号であります。

議案第２０号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「この議案の実施は平成２４年４月１日と思うが、細部説明書には平成２３年４月１日からとなっている。どういうことかまた、非常勤職員についても育児休暇をとれるようになった。該当者は何人いるのか」との質疑に、「細部説明書にある元の法が平成２３年４月１日より育児休業等ができるとなっているが、香美市の非常勤職員というのは特別職の非常勤職員と位置づけをしており、現在該当する非常勤職員はいないため条例の整備までは必要はないのではないかと考えていたが、元の地方公務員法の育児休業等に関する法律が、非常勤職員にあっては当該子の養育の事情に応じ１歳に達する日から１歳６カ月に達する日までの間で条例で定める日が育児休業の承認できる期間として改正されているので、遅くなったが条例整備をすることとなった。今回の条例改正に該当する職員はいない」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本案は、１５日再度委員会を招集し、執行部から答弁の前に細部説明書の「国家公務員の育児休暇等に関する法律」という２カ所を「国家公務員の育児休業等に関する法律」に訂正し、２行目の後半「平成３年法律第１０２号」の後に「平成２３年４月１日に」と日付を挿入し、３行目の「平成２３年４月１日」は「平成２４年４月１日」に訂正する必要があったとの申し出があり、これを認め全員異議なく承認しました。

次に、議案第２１号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２２号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「徴収手当と福祉事務手当を廃止して影響を受ける人数は。管理職手当の併給はいかほど出ていたのか。また、徴収手当と福祉事務手当は収納課と福祉事務所の限定でいいのか」との質疑に、「徴収手当については、課長も含めて収納課全員、福祉事務手当は、ケースワーカーのみで管理職には出ていない。ほかに消防の手当、管理職手当と併給していた。見直しに至った経緯は、平成２３年１０月３１日付で高知県総務部長より総務副大臣通知、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」に基づき適切な対応を求める文章が出された。その１つの項目の中に諸手当の支給に不適切な運用等がある市町村があるので適正化を図ることに留意しなさいという通知が出されたので、それに基づき特殊勤務手当を見直したとき管理職手当との併給がわかった。管理職手当というのは手当の中に困難性とか特殊な意味合いも含めているので、同じような手当が２つ重なるのは不適切であると判断した」。次に、「管理職についてはそういう指針に基づいてやめるのはわかるが、収納課やケースワーカーは大変な事務である。一概に不適切とは言えないのではないか」との質疑に、「収納とケースワーカーの事務については、非常に厳しい業務であることはわかっている。ただ、特殊勤務手当の支給要件は、恒常的に著しく危険、不快、不健康、また困難な勤務、その他著しく特殊な勤務ということになる。収納管理課ができたときは夜間等も訪宅をしながら苦労して収納に結びつけた経緯があるが、現在は訪宅がほとんど行われていない。困難な事項は確かにあると思うが、１階の市民保険課や税務課の窓口業務でも市民対応等で困難な場面も多々見られる。そういう状況は公務員であればどの部署に行ってもついてくるし、それを乗り越えて職務を果たさなければならないというところに公務員の職務のあり方があると思っている。そういうことで恒常的に著しく困難な業務とまでは言えないのではないかと判断した。また、現在香美市以外では高知市が日額で、土佐市が月額で残っているが、そのほかの市は過去において支給していたという経緯はあるが、平成２１年４月の廃止が最後で大体はそれ以前に特殊勤務手当については廃止している。そういった状況や経済情勢等を勘案し今回は廃止しようという結論に至った」。「削減の総額は幾らになるのか」との質疑に、「徴収手当は月額４，０００円に現在の職員数掛ける１２カ月である。生活保護も月額４，０００円のケースワーカーの数それに１２

カ月、消防員の特殊勤務手当月額７，０００円が管理職に該当する職員の現在４名に出ていた、その分が削減となる」。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２３号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「年５００円加算していくが、これの使途は限定されたものなのか」との質疑に、「市民税、県民税とも均等割が対象になることになっており、特別に平成２６年度から平成３５年度までの間５００円加算する法律ができた。これについては国が、住民税５００円上げることによって全国的に災害に関する費用に充てるため臨時的に個人住民税の均等割を上げるという措置を決定したようである。これは目的税的なものがあろうかと確認したところ、目的税的な要素は含まれていないということで、災害関連の施策等があれば均等割の５００円分をそれぞれの自治体で災害に関連するものに重点的に使えばよろしいということであった」。また、「森林環境税のように限定されたものではないのか。また、実際５００円を加算していかほどの金額になるのか」との質疑に、「普通税で取り扱っていい、使途については限定されない。大体均等割は課税されている方が１万１，５００人あり、単純に５００円掛けると５７５万円になる」との答弁。「たばこ税についてはどうか」、「たばこ税の収納率は１００％になっており、香美市に１億円を超して入っている」。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２４号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「どういうものが想定されるのか」との質疑に、「国の事業に対して寄附を行うというのは道路用地とかが想定される」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３４号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「市営住宅の受け入れ状況の実態はどうなのか」、「具体的な数字はわからないが６０歳以上の単身者の申請は多い。今回の条例改正は高齢者の単身者がいるというときに、入っていただくのに有効である」。「この条文がないとどういうことになるのか」と言うと、「国が廃止したのは、全体で見れば公営住宅の空き室が目立っているのでこれを埋めようとしている。市から見れば所得制限もあるので単身者であっても入居できるという条件の緩和は難しい。国の法律どおりとすると２０代の単身者でも収入の範囲内であれば入れるということとなり、はじき出されるのは社会的弱者が排除されることとなる。国はそれもよしとしたが、我々末端の自治体としては高齢者を含めた社会的弱者に対して公営住宅を供給していきたいとの思いからこの条文を加えさせてもらっている」。「否定するものではないが、優先順位をつけて取り組めないか」との質疑

に、「住宅は生活の拠点である。一たん若い方が入ってしまうとそこで定住をする。公営住宅の趣旨は低所得者の方に住環境を供給するというのがそもそもの趣旨である、社会的弱者に優先であるべきであると考える。若くて独身の方は仕事をしていけば民間の住宅を借りられるわけで、通常の社会力も違いがあるのでそこを考慮することが真の公平につながると思う」。「ＤＶ被害者は緊急時に住宅を構えなくてはいけないができるのか」との質疑に、「ＤＶの関係は県の施設があると聞いている。そういう施設から打診があればそのときの市営住宅の状況に合わせて迅速に対応させていただきたい」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３６号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたが、どう危険なのか」、「この物質は不燃性の物質だが、ほかの物質を酸化する酸素分子構造中に含まれている。加熱、衝撃、摩擦などで分解し、そのときに酸素を放出し可燃物を著しく燃焼を促すものである。酸素系の漂白剤や除菌剤に含まれておる」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３７号、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について、審査の経過としては、「１００平米から２００平米下限を選んだ理由は」との質疑に、「実質的な部分でいうと対象となる土地については幾つかあるが、１つ目は、都市計画施設の区域で土地区画整理事業の施行地内を除くものについては１００平米以上と。２つ目には、都市計画区域内で次に上げるものと土地区画整理事業施行地内を除くもの、道路法によって道路として決定された区域内と、都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内と、河川法により河川予定地と指定された土地１００平米以上、あと生産緑地内の区域内で１００平米以上というのがあり、次の段階が市街化調整区域で５，０００平米という設定がある。２００平米と規定はしているが、実質的には５，０００平米以上の部分と１００平米以上の範囲内しか適用するものがないということである」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３８号、定住自立圏形成協定の一部変更について、審査の経過としては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３９号、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について、審査の経過としては、質疑なく、討論に入り、反対討論、１２番、山﨑龍太郎議員、「本規約制定は、３市租税債権管理機構設置にかかる一部事務組合組織に対して法的根拠を得るものである。その上で本機構の必要性を論じねばならない。まず、１点目に、本来課税を行う市が、納税者が滞納とかなった場合も滞納整理に係る事務に対して責任を負うべきで

あり、他団体にゆだねるなど責任を放棄したと言わざる得ない。２点目に、本市の滞納整理に対して取り組んできた現状からの判断であります。収納課より滞納調査、整理手法などが確立され、今後あと一歩踏み込めば個々の条件についも結論を見出せるところまで来ている現在、その決定権を機構にゆだねる点も課税サイドが自己完結を図れない、主体性が欠如していると言える。３点目に、納税者とのかかわりの部分である。分納不履行を悪質理由とするなど、この間法的手段のみに固執し納税者との接触を避けてきた事務のあり方には問題はなかったのか。４点目に、私債権の回収ノウハウを学んだ専門家を入れて滞納整理打開の方策を発展させれば滞納繰り越しを増加させることはなかったと考える。また、職員増を望めない点を理由の１つとしていたが、そうであるなら機構運営にかかる費用を職員雇用に使うべきである。最後に、本機構設置が行政と市民との間に新たな溝を生み出すことを懸念し反対討論とする。以上であります」。次に、賛成討論とし、竹平豊久議員より、「議案第３９号の主旨は、徴収が困難な滞納税を限定、分割して専門に扱う機関である租税債権管理機構として南国市、香南市、香美市が共同で組織して設置し、それを運営するための基本となる規約を制定するものと認識する。そうした中本議案については、否定的姿勢をとるということは、現在本市の抱える高額または意図的に、あるいは長期にわたり徴収困難な滞納者に対し何ら新しい手法を講じることなく従来どおりの事務作業で滞納処理を行うということになるが、果たしてそれが今目の前にある約４億９，０００万円余りの滞納額が順次改善され正常案件に移行するのか疑問を持つものである。本来納税を課している理由としては、対象となり得る資産を有する者に課税している。反面、税を納めない理由として生活や経済の困窮があるとすれば、地方税法第１５条に基づいて申請すれば納税の猶予、分納、減免措置が受けられる。こうした措置がありながらも滞納者がある一方、大多数の市民は期間中に納付している。このことは税収納の公平性からも重要なことであり、今回提案されている議案のポイントはこのことに通じるものがある。また、行政サービスの基礎となるのは市税等であることから、滞納額減少は市の行政、財政面からも寄与することとなる。同時に、本議案は、負担金を伴うところから平成２４年度当初予算にも連動している。こうしたことを考え合わすとき、本議案は可決して早期に対処すべきである」との賛成と討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号、市有財産の無償貸付けについて、審査の経過としては、「期間は１年だが理由は」との質疑に、「条例を廃止して組合で自主的に行ってもらうということで協議したとき、管理移管した場合に無償譲渡となる。それについて施設の残存価値が３，０００万円以上となると法人格がないといけない。任意団体だとそれより低い価格でないと渡せない。旧香北町時代に国庫事業で建てたものだが、その際の国と県の補助金の分は非課税だが旧香北町が負担した残存価格の４０％、法人税が１，８００万円から１，９００万円ぐらい、一時に法人税を払えばよかったが、組合のほうも余剰金１，０００万円そこそこしかなく移管譲渡を受けられる状態でなかった。そのときに無

償貸付というのがあった。県のほうの指導で長期貸付だと移管譲渡しているとみなされるので単年度更新となった」。「売り上げの状況は」という質疑に、「菌床ブロックの売上の状態は、旧殺菌がまの時代は年間２４万菌床ぐらい出していたが、平成２１年は高圧殺菌がまの入れかえの時期であったため２１万６，０００個に落ち込んでいる。平成２２年は２０万６，０００個、平成２３年度は４月から１２月時点で１５万２，０００個、年度末での２０万個程度の見込みである。だんだん製造の個数が落ち込んでいる」。「落ち込んだ原因は」との質疑に、「まず、１つに、新高圧殺菌がまの更新により以前のブロックの品質が向上し年間使用個数が減少したこと。震災の影響で関東、東北の市場が開催されなかったときに関西方面に流れ込んできた。１パック７０円ぐらいしかしないと採算がとれないところ５０円になって価格が下がっている。また北海道で新規参入した菌床シイタケの生産が伸びている。現状は生産を落として調整していることなど厳しい状態である」との答弁。「土地代は幾らか。それは相場に対して適正なのか」との質疑に、「土地は賃貸契約で１年ごとに更新している。その単価については、固定資産税の評価額によって毎年計算し直して算定している。平成２４年度については、年額４６万５，２７０円である」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４２号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、審査の経過としては、「連合審査のときに債務負担行為の質疑があったが、よくわからない部分もあるので再度説明をお願いする」との質疑に、「指定管理を引き続き行ってもらうために地域交流施設「ほっと平山」運営委員会と協議を行い、来年度から３年間の指定管理料について年間２７０万円の指定管理料とした。指定管理者である地域交流施設「ほっと平山」運営委員会は、この施設を管理運営するに当たって専任の職員を置かずに地域ぐるみで運営する方式をとっており、賃金についても地域の方が従事した時間のみ時間給で支払っている。最初のころは地域の中の協力者も多かったが、高齢化等により減少している。そのためスタッフが不足する場合はハローワーク等を通じ地域外から雇用することも必要となったが、地域の方に支払っていた時間単価では募集を行えず一部のスタッフに過度の負担が生じている現状があった。このことから平成２３年度からスタッフの時給を８００円とし、地域外からの雇用も行い運営も行ったが、結果は赤字となる見込みになった。地域での運営は地域の活性化のために大変意義があるものと思うが、労働単価については一定の賃金を支払わなければ今後の運営はなかなか長続きしないとの判断から平成２４年度以降の時給８００円として収支を計算するとともに、積立金については今後光熱費等の上昇も想定されるためこういった経費に充当していくこととした」との答弁。「債務負担行為を組むよりはもっと単年度の指定管理で経営努力を促すという方策の検討はなかったのか」との質疑に、「こういった施設はある一定期間の指定管理期間を定め経営させ、その中でそれ以外の指定管理料についても検討していきたい。

宿泊施設もあるので一定の期間、指定管理者として指定する方向が将来につながっていくのではないかと考える」と答弁。「地域交流施設ということで地域の交流拠点として大事だけれども、見通しが厳しい中で運営委員会との話し合いでどういう展望を持っているのか」との質疑に、「地域の中で運営していくというのが基本である。現状の中で地域の中のスタッフが不足しているので外から人も入れていかざるを得ないというところもある。あくまで平山地区が独自運営していける形で支援する方向性が一番だと考える」。「宿泊を分けたと聞いたがその点の説明を受けたい」、「今回指定管理料の中にも数字として出していますように３６５日の人件費に設定をした。現在の状況で言うと、自主運営なので基本的に水曜日が定休日のようだし、お客さんが来てないときは臨時休業をしているか不明だが、毎日営業している状態ではないということが一つである。地域交流施設であるので、毎日あけておいてだれかが来たときにその場を提供できるようにするべきだろうということで３６５日の人件費を予算として措置した。ここの施設はあくまで今回市の助成として地域交流施設に視点を置いたその助成形態である。宿泊施設、観光施設というと自主的に運営される部分があるので自由裁量で営業日を含めて決めていいが、地域交流施設となるといつでも人が来たときに対応ができるようにと想定している。地域交流施設というものの中に宿泊施設を含んでいるということになるが、学校施設の後利用の仕方としては地域交流というものに主眼を置いている。今後の施設のあり方としては、地域の中でもっとかかわりを深めていくべきではないかと言われたところへの期待は当然持ち合わせるべきだろうと思う」との答弁。「３６５日の人件費の設定、３６５日行ったときに対応は可能なのか」の質疑に、「３６５日の点だが、施設内で対応ができるということを目指して計算してるのでその方向でいきたいと思う」。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４３号、平山木工所の指定管理者の指定について、審査の経過としては、「利用状況及び収支はどういう状況か」という質疑に、「利用者については、平成２０年度が９７人、平成２１年度が１２６人、平成２２年度が７８人である。平成２２年度の収支の決算については、収入が８万９，２８１円、支出が５万１，４１４円でわずかだが黒字になっている」との答弁。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４８号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、審査の経過としては、「バイクライダー交流宿泊施設の利用状況はどうか」という質疑に、「平成１８年度、平成２２年度と比べてみると、平成１８年度が６７６人、平成２２年度が３４１人という状況で半数ぐらいに落ち込んでいる」との答弁。「要因等は分析しているのか」との質疑に、「バイクライダーの数がかなり減ってきているような現状がある。社会的構造的なものもあるかもわからない。搭乗する方も少なくなったとか他の

施設が魅力的だとかあろうと思う」。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４９号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について、審査の経過としては、「利用状況は、施設はいろいろあるが同じような形である。例えばふるさと市があるが、来客者は平成１８年度１０万９，２２９人、平成２２年については７万２，５１０人である」。「レストランの中の美術館の利用状況はどうか」、「美術館については、平成１８年度が３０７人の来場者があった。平成２２年については８５名となっている」。「美術館の自主事業は」という質疑に、「奥物部美術館については、現代美術を中心とした美術館で、合併の当初に美術館の位置づけが協議の中で十分話がなされていなかったところがある。現在十分な企画展などできていない。在庫の現在美術品を定期的に入れかえている」との答弁。「ふるさと市の地場産品のこだわりは」との質疑に、「地域の品物を持ってきていただくことになっているが、シカの被害や高齢化により、当初３５０人の登録者がいたがここ１年間で出してくれる方は８０人ぐらいに減少しており、商品の確保のため市外で仕入れて一定の品物を確保している」。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君）　　おはようございます。８番、千頭でございます。

３月１４日、出席委員は７名であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催しました。付託されました審査事件は、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号、議案第１９号、議案第３１号、議案第３２号、議案第３３号、議案第４１号、議案第５０号と議案第５１号の議案１７件の審査を慎重審議しましたので、経過と結果について順次報告いたします。

まず、議案第２号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算についてを議題とし審査を行いました。

まず、執行部から、「主な事業は、１３ページの事業費の２項、簡易水道施設整備事業費の１３節、委託料でほきやま簡水区域拡張に関する委託業務である。平山地区への新たな水道施設の拡張事業実施に関しての基本計画及び認可変更業務である。１５節、工事請負費は、平成２３年度から実施している大栃簡易水道の楮佐古地区の拡張工事で平成２４年度分である、平成２４年度で工事は完了する」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「６ページの歳入歳出予算事項別明細書の３、繰入金が昨年より大幅にふえているが、基準内繰入金は決まっている金額があるのか」の問いに対し、「平成２３年度と比較して減額になっている部分については、影山の配水布設替工事の大きな事業がほぼ完了したので少なくなった。地方公営企業の繰出金については、総務省より通知があり、簡易水道事業部分は建設改良費の１０％が基準内、また建設改良費に係る企業債の元利償還金の２分の１が基準内繰入金であり、それ以上が基準外の繰り入れとなる。なお一般会計から公営企業会計に繰り出しを行った場合は、その一部については地方交付税等において考慮されるとの通知がされている」と答弁。「１２ページの１５節、工事請負費、山田堰簡水影山地区送配水施設撤去工事の契約期限は９月３０日までのまま、現在の状況の説明を」の問いに対し、「先般説明したように若干繰り越しになっている。新しい配水池切りかえが４月中に予定している。既設管、配水池の撤去は４月中に入札をし、切りかえが終了後の５月ごろから着工し、７月までの３カ月間で撤去したい。地主の確認等も必要であり、若干の手直しの工期も２カ月ほどを要し７月末には撤去を完了したい」と答弁。「１０ページの６款の市債が大きく減額されているが工事費減なのか」に対して、「そのとおりである」と答弁。「１１ページの原水及び浄水費の１３節、水質検査委託業務の委託料と、１２ページの配水及び給水費の１３節、水質検査委託業務の委託料が前年度と大きく違うが中身は何か」の問いに対し、「水質検査については、平成２３年１１月に国より水道法の規則改正によりさまざまな規定が追加があり、その中では行き過ぎた価格競争に起因する水質検査の質の低下が懸念されることが提起され、信頼性確保に関して取り組みを示すための規則を改正し新たな規定を追加するため、水質検査機関の水質検査に関する規定並びに国による指導、監督が厳しくなったことにより、香美市でも見積もりをとったが非常に高額になり、これに基づいた見積もりによると今までの５倍から１０倍になった。４月１日以降、現実的にどのように動いていくかは水道協会が大きくかかわっており、予算の範囲内では当然いくがどの程度になるかは予測ができない。国の規定の見直しされた部分については、単価的に１０倍程度になっているところがある」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第２号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第３号、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。

執行部から、「４１ページの１３節、委託料の基本計画策定委託料が１，０００万円計上は、高知県の排水処理構想の見直しにより香美市においても高知工科大を区域に入れ、もう１つの南部汚水幹線で県道繁藤西町線の新たな部分、香美警察署の東側に跨線橋があるが、それを真っすぐ南下し中野方面に行く道路計画があり、そこに南部汚水幹線を布設する計画になっている。中野地区、明治地区、古町等が利用できる。この区域の汚水を一たん中野まで自然流下し、ポンプアップで道路を経由し栄町の中部汚水幹線

に接続する計画であるが、道路計画がいつになるか不確定なため現在の県道繁藤西町線に一たん上げてみたらどうか。南組まで上げたなら西に行く幹線道があり、中須の水路横を西に行き旧ＪＲバスのところで流域のマンホールに接続さすような構想、検討など、香美市の汚水の展開を図っていきたいと考えている」。次に、「管渠の実施設計委託業務については、談議所、神母ノ木地区の汚水幹線の実施設計委託になり、神母ノ木からポンプアップで香我美橋を添架し山田堰まで送ってくる。そこから自然流下し睦月電気、高知スチロールのある工業団地の北側の道を経由し最下流にある緑地にマンホールポンプを設置し商店街まで上げてくるという計画。これの管渠実施設計と神母ノ木地区の面整備終了後の汚水幹線は、父養寺井を横に通り最下流の旧香我美製材所付近まで行き、推進工事の必要もあり地質調査を実施すると考えている。１５節の工事請負費については、北本町２丁目八王子宮の西、向陽台付近の面整備を予定している。それと、楠目の市街地区域の中で、百石自動車さんから東の部分でうどん屋さん付近までの三角形の部分での自然流下による面整備が若干残っている。それに伴う管渠築造工事を予定している」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「３１ページの水洗便所改造資金利子補給補助金の実績はどうか」の問いに対し、「平成２３年度で二、三件の申請があったが、途中で取り下げや自己資金対応のためやめられ、現実的には借りられてる方は１件のみである」と答弁。「３４ページの使用料滞納繰越分が前年より増加しているが、滞納となる理由は」との問いに対し、「使用料については、水道使用料と同時に徴収しているので通常の場合は滞納すると給水停止になり下水道使用についても同時に停止になるが、下水道の場合については水道を使っていない方も結構おいでるので、旧土佐山田町の市街地でも井戸を使っているが下水道を使いたいという申請が出てくる。担当課としては下水道接続を許可している。この方々の滞納とした場合は、給水停止がかけられないので訪宅して滞納の解消をお願いしている」と答弁。「３９ページの１８節の備品購入費のサーバ機器購入費はどういったものか」の問いに対し、「下水道台帳システムであり、管渠の状況、排水設備等すべてのソフトの中身をサーバーに取り込んでいるが、その上下水道課にあるサーバーが古くなり更新するものである」と答弁。「３９ページの１３節、委託料で下水道管理台帳及び受益者負担金・分担金システム更新委託業務は、更新のサーバーに移すとの理解でよいのか。また、徴収事務委託料が前年に比べてふえているが内容は」の問いに対し、「データの更新及びサーバーの更新に伴う費用であり、使用料徴収事務委託料を通常は上水道の徴収業務で支出しているが、今回は料金システム新がえに伴う負担増である」と答弁。「職員数が１名減になっているが、職務と職員の振り分けはどうか」の問いに対し、「現在公共下水道については、技術職員２名、事務職員１名を主に配置している。昨年４月より上下水道課になり下水道だけでなく水道の業務も現在覚えていただいている状況で、上下水道課としては全体的にすべての事業にかかわっていくほうがさまざまなケース時にもフォローができる。予算の減については、少

数精鋭でいってくれとの総務より言われているのでそれに沿った、実施しているのである」と答弁。「４１ページの１３節、委託料の下水道積算資材単価調査及び管理委託料が倍になっている。新しいシステムに関して、関連するものか、どこに委託するものか」との問いに対し、「資材単価については、会計検査院よりさまざまな特殊なものについて、今までは見積もりをもってよしとする形であったが、最近会計検査院より、よりきっちりとした調査をし単価を決めることになり、資材単価について例えばマンホールポンプの容量、機器、電機、システム等すべてについてである。委託先としては経済調査会、ここは積算資料を全国的に資料を作成し積算の本を出版、建設部調査会、ここは建設資材に関する単価を全国的に調査、作成し公表しているところなので、資材単価としての委託をかけマンホールポンプ等の特殊なものに対しての値段を知らせてほしいとの調査委託をするものである。それにより積算に反映させていくものである」と答弁。「神母ノ木、談議所地区の実施設計が終わったところで地元説明会になるのか、今後の日程は」との問いに対し、「平成２４年度については幹線のみであり、面整備についてはまだ測量設計ができてないので平成２５年度以降になる」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第３号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４号、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、「６５ページの１３節、委託料、美良布クリーンセンターにおいては、平成１５年度供用開始以降、終末処理場維持管理を委託して、終末処理場維持管理委託は単年度契約で行っていたが、非常に信頼のおける業者であることと水質検査においてもＢＯＤ等についても目標水質が５．０ｐｐｍを大きく下回る２ｐｐｍ程度に抑えられており、高度処理並みの維持管理がなされている等を考慮し、５８ページの債務負担行為で終末処理場維持管理委託業務を本年度１，０５０万円、平成２５年度も１，０５０万円の２カ年を通じての債務負担行為をしたい。また、本年度処理池が増設されるので委託の中身が変わってくる。それを踏まえての次回債務負担行為を行っていきたいと考えているが、本年度は限定的に２カ年の債務負担行為である。６６ページの１３節、家屋事前調査委託料は、大宮小学校西側に６軒ほどの下水道の未整備区域があり、１５節、公共下水道汚水管渠築造工事と測量設計とあわせて工事をしていきたいと考えている。家屋事前調査は、隣接した部分の通常の事前調査である。１３節、水処理施設増設工事委託業務は、水洗化率が６０％を超し毎年３％ほどの水洗化率が上がっている、あと３年ほどで第１次の目標の７０％に達するだろう。現在の１池では処理能力を超えてしまう。そのため２池目の設計、施設の設置を下水道事業団に委託業務の中に工事費も含め８，０００万円で委託する。２池目は当初計画では１池と同じ規模の池を設置する予定であったが、人口減少等により２分の１規模でよいことになり２分の１の規模の２池目を設置すると考えている。１５節、工事請負費の自家発電設置工事は、ナンバー１

マンホールポンプ、これは香北で一番大きなものであるが、自家発電装置がなく停電時にはオーバーフローし物部川にそのまま流れ込んでしまうので、すぐ近くにある給食センターに発電設備を設置しケーブルでマンホールポンプに接続する。建屋、電気工事を含めたものである」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「６５ページの簡易水道事業事務負担金は倍額になっている理由と、下水道維持管理の脱臭装置活性炭取替委託業務は、昨年度はなかったが取りかえの頻度はどのくらいか。また、単年度から債務負担行為を起こしてどういうふうに維持管理をするのか」の問いに対し、「負担金、補助金及び交付金の簡易水道事業事務負担金は使用料に関するもので、上下水道事業事務負担金はシステム更新に関するもので先ほどと同じものである。脱臭装置活性炭取替委託業務は、今まで処理量も少なかったので２年に１回の活性炭の取りかえでよかったが、処理量が多くなり間に合わなくなり処理場の委託管理業者に毎年３槽全部の取りかえを（依頼）することとなってきた」と答弁。「２池目は１池の半分規模でとのことだが、余力があるのがよいのではないか、予想はどうか」の問いに対し、「１池８００トン、２池４００トン、合計１，２００トンで、計算では１，０００トンでよい。２０％の余裕を見ている」と答弁。「もし大幅な人口増に対しては、土地もあり４００トン池を設置することも考えている」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第４号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案５号、平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、「９０ページの１３節、処理場管理システム委託業務は、ＮＴＴ回線を使用して上下水道課でデータ管理ができる。異常があれば知らせが来るようなシステムを構築し管理する新規な構築部分である。９１ページの委託料は、４月１日より供用開始するが既に１件早速使用したい方もあり、処理場の管理も必要になり施設維持管理委託２００万円計上、これは課内でプロポーザルにより香美市内業者で浄化槽の清掃業務の許可を受けており公共下水道、農業集落排水事業等の処理場の維持管理の実績のある方、また事故発生時には３０分以内で現地到着ができる等の条件を付し、１９日の議会で議決後に提案書の提出ができるよう準備をしていきたい。３月中に業者を決定し４月から１年間委託をしていく。水質検査の委託業務については、通常の河川への放出水質及び流入水質は下水道法に伴う水質検査を準用する。電気業務委託は、電気保安協会に委託し４月１日より供用開始となった」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「９０ページの報償費で施設接続促進奨励金４００万円は、希望を含め４０件分の用意の予定か」の問いに対し、「分担金は１戸当たり２０万円で、１年目接続は１０万円の奨励金で４０件分を予定している。既に多くの問い合

わせがあり、１９日午後、地元に排水設備についての再度説明会を予定している。奨励金制度についても再度説明し水洗化率を高めていきたい」と答弁。「１５節、工事請負費の管渠、取付管維持管理は通常修繕費であると思うが、できたばかりであるが取り付け時に発生する事故対応等か」の問いに対し、「管渠、取付管維持管理については、管渠設置時にはまだ家が建っていなかったところに新たな家が建ったとき本管から新たな取付管を接続しなければならない。工事中だと補助が受けられるが、完成後は舗装をはいで本管の設置及び再舗装の復旧までになると高い場合５０万円ということになるのでこのように計上している」。「８４ページの債務負担行為で補助金があるが、条例では特環と公共下水道には明記されているが、農業集落排水事業も条例集には書き込みを入れるのか」との問いに対し、「利子補給の規定については、香美市水洗便所改造資金利子補給規則が公共下水道に定めており、それに準じたものを新たに農業集落排水事業についても市長が別途定め実施していくととらえてよい」と答弁。「８７ページの受益者分担金過年度分１９万円についての説明を」との問いに対し、「地元の全面的な協力のもとに始めた事業であり、残念ながら現在までまだ入金されてない方もあるが、すべて訪宅、連絡がついており、３月末までにはすべての方が入金されると連絡をいただいている」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第５号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１０号、平成２４年度香美市水道事業会計予算を議題とし、審査をしました。

執行部からの「２２８ページの１６節、委託料の企業会計システム保守委託料は現行のシステムであり、新水道料金システム構築委託料は新たなシステムの構築と現在のシステムからデータ移行及びＯＣＲの機器の更新、新水道料金システムの保守をしていくために、平成２４年度新システム構築のための委託料を計上している。２２７ページの１６節、委託料で緊急修繕業務委託料２００万円は例年行っているが、緊急修繕の業者の２４時間３６５日の年間拘束料金で緊急修理があった場合おのおの別個、１９節、修繕費の配水・給水施設修繕費で支払う。２２４ページの収入で他会計負担金は、下水道使用料調定事務負担金、簡水、工業用水道事業、特環、農業集落排水の各おのおのの会計から一部負担金をそれぞれいただいている。課が統合されたことにより人件費は計上しない。他会計からは、事業負担金は事務手数料の部分で主に考えている」と提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

「２２６ページの１１節、燃料費で予備発電燃料であるが内容説明を」との問いに対し、「戸板島の水源にあるポンプの緊急時予備発電機のディーゼルエンジンをＡ重油で燃料計上している。１，８００リッターのタンクを設置し、点検等で使用した分を補充している」と答弁。

ほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、議案第１０号は、全員賛成をもって原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第１１号、平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、審査をしました。

執行部から、「平成２４年度香美市工業用水道事業会計は、例年のとおり他会計により賄われている。工業用水配水池には１本電柱が立っている。２６１ページの営業外収益として雑収益３，０００円のみである」と提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

特段の質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第１１号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３号、平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とし、執行部から、「１３－５ページ、繰越明許費で五王堂簡易水道取水堰改良事業は、昨年９月の台風災害により被災した部分の復旧工事であるが、用地買収が終了して３月１５日に入札、工事に着手した。おくれたため平成２４年度に繰り越しをする。山田堰簡水県道龍河洞公園線地域活力基盤創造交付金事業に伴う障害物移設事業は、龍河橋に添架していた水道本管を新しい橋につけかえる事業であるが、県道事業がおくれているため繰り越し。山田堰簡水事業影山地区の配水施設移設事業は、平成２４年度は旧管の撤去であり３月末で本体は完成。電気等周辺機器類の設置が４月末完了予定。その後、新配水地で切りかえ後、配水池の撤去作業を７月末ごろのめどで撤去。３件とも前払い金を除く工事についての繰り越しである。１３－９ページ、１３節、委託料、１５節、工事請負費の大きく減額になっているが、下水道工事で実施設計をし工事を行うとき配水管が支障になり布設替外工事設計を委託していたが、配水管が何とか支障にならず工事ができたので、特環、農集についても水道本管が支障にならなかったための減額。工事請負費の減額についても特環、農集同様である。山田堰簡水影山地区送配水施設移設工事の減額は、入札減によるものである」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

特段の質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第１３号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４号、平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とし、まず、執行部から、「１４－６ページ、繰越明許費の公共下水道汚水管渠築造工事は、かがみの育成園周辺の伏原地区の面整備を行っているが、あけぼの街道道路改良部分、ＪＲの下越し部分の汚水管渠に布設する等で工事調整のためおくれて前払い金を除いて工事費の繰り越しである。１５０から２００ミリのプラスチックリブパイプで延長１，３４３メーターを予定している。開発行為に伴う下水道管渠築造工事は、旧さくら保育園の西側で開発申請があり、下水道は特に問題はないと思っていたが、雨水の排水について南国土木事務所と開発間で調整が続いており、管渠の築造は１５０ミリのプラスチックリブパイプで延長１０２メーターを予定している。現在工事は中断

しておりそのための繰越明許の計上である。浦戸湾東部流域下水道事業負担金は、高須処理場の社会資本整備総合交付金事業の繰越事業で、県より繰越事業を計上したいとの通知がありそれにより計上している。１４－１０ページで下水道総務費の受益者負担金前納報奨金は、昨年４月に平成２２年度繰越事業としており、平成２３年度の供用開始がなかったため減額をしている。下水道建設費の１３節、マンホールポンプの設備実施設計委託、１５節、公共下水道雨水管渠築造工事、２２節の市上水道移設補償費の減額は、入札減及び設計変更によるものである」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「マンホールポンプ設備実施設計委託８，５８５万円の減額であるが、総額は幾らか」の問いに対し、「これについては設計金額が１，３００万円程度であり７０％の減で落札。実質設計金額は３０％でその差額分を減額。通常の請負工事については最低制限価格が設定されているが、委託業務については最低制限価格が設定がない」と答弁。「これほど大きな入札減は当初の見込み違いではないか」の問いに対し、「業務委託については、国及び県から最低制限価格の設定をしなさいとの通知もあり、余りにも過度の競争が起きており、最低制限価格の設定については昨年１２月担当課に申し入れもしている。できてくる成果品については、監督職員も含めより厳格に厳しくチェックをしている」。

ほかに質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第１４号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（西村芳成君）　千頭さん、ちょっと待って。

暫時休憩します。

（午前１０時４３分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君）　続きまして、議案第１５号、平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

特段の質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第１５号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１６号、平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「逆川汚水管渠築造工事は、当初２，５００万円が２分の１の１，２６０万円に減額になるが品質管理はどうか」の問いに対し、「逆川汚水管渠築造工事については、昔は目視で検査していたが現在では取付管の接合部分も含めすべてテレビカメラを入れて調査している。クオリティーについては公共下水道と変わりがなし」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第１６号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１９号、平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査を行いました。

格段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第１９号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３１号、香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「法の内容はどういうものか」の問いに対し、「法第９６条４に急性な場合ということで、緊急に控除をしなければならないことの規定である。現行の法第４９条は改良区が災害復旧事業をする場合の規定を定めており、この規定を市町村がこれを適用することになっていたが、法第８８条の規定ということになるので、県から仕事がおりてくる関係で国、県が災害復旧事業に適用していたやり方を市町村がそれを準用することになる。手続の変更である」と答弁。

ほかに特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第３１号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３２号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査に入りました。

特段の質疑、討論もなく、採決を行い、議案第３２号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３３号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査を行いました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第３３号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４１号、市道の路線の変更についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査を行いました。

出されました意見としましては、「民間が開発し道路が寄附されたものだが無償か」との問いに対し、「すべて寄附行為によるものである」と答弁。「もともとこの道はあったものか」の問いに対し、「もともと市道としては終点変更前の７１メートルまであったが、１０９メートルとなり３８メートル区間が民活による道路開設である」と答弁。「私道を整備し、私の道ですね、を整備し、市道に適合するように整備し寄附していただいたのか」の問いに対し、「その部分には畑地があり農作に使う個人の私的な通路であったが、今回その道は住宅建築をするがためにつくられた。市が設置するような構造

になっている」と答弁。「開発するがためにつくられたとは何か予定があるのか」に対し、「本来市街化区域であり、接道要件がある。住宅供給地である」と答弁。「市道としての幅員等での基準はあるか」に対し、「認定基準の中で幅員４メートル以上、道路排水や一定の要件が整備されている、公道から公道に連絡があるもの、その他各種要件がある」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第４１号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５０号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審査を行いました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第５０号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第５１号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、審査を行いました。

特段の質疑、討論もなく、採決を行い、議案第５１号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君）　　１１番、依光美代子でございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第１７号、議案第１８号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２９号、議案第３０号、議案第４４号、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第５５号、陳情第１号の以上１７件であります。それでは、議案審査を行いましたので審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

最初に、議案第６号、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受けました。

「平成２４年度は、特定健診自己負担金の１，０００円を無料化とします。また、平成２５年度以降適用する加算・減算措置については、保健指導等検討会に出した２年後精算が採用され、保険料に影響するのは平成２７年からと思われる。また、平成２５年、平成２６年の当初支援金は、今までどおり１００分の１００で算定されます」と説明を受け質疑に入りました。

最初に、「ペナルティーはやらないと聞いていたが、平成２７年からの実施は変わりないか。また、実施率の６５％は動かないのか」については、「平成２７年とは、保健指導等検討会の出した２年後精算が採用されるのではないかと思っている。支援金に加算しないということは、市の負担がふえるということである。参酌標準についても６

５％は変わらない。その加算方式は４パターンが示されている。１、参酌標準を下回る保険者に対し加算率は一律である。２、参酌標準と実績との乖離が大きいほど加算率が大きくなり多段階化する。３、参酌標準を下回るが一定の実績のある者には加算しない。加算率はどれくらいかわからないが一定標準であろう。４、参酌標準を下回るが一定の実績のある者には加算しないが、それ以下の者に対し多段階化してペナルティーをかけるというパターンである」。次に、「その対策、受診率向上のために自己負担の無料化をするということか」については、「お見込みのとおりです。最終年度を迎え県内ほとんどの市町村が無料化に動いております」。次に、「細部説明書の１３ページの香美市国民健康保険事業は、被保険者の減少とあるがこの減少の根拠については」、「本市も少子化とともに人口減となり、国保被保険者も自然減少ととらえている」。次に、「少子高齢化が進むと保険税の収入も少なくなり基金取り崩しも必要となります。今後基金や保険税の推移のシミュレーションをしているか。また、広域化の動きについても聞く」については、「国保会計は赤字が続いている。基金残高は４億７，０００万円から８，０００万円である。当初予算で１億５，０００万円を取り崩す予定である。毎年１億円から１億５，０００万円取り崩すと二、三年後には予算編成に限界が来る。そうなると保険税の値上げが想定されます。収支が黒字になるように早ければ平成２５年か平成２６年になるのか、段階的に２年ごとのシミュレーションに入ったところです。でき上がれば国保運営会に示しどの案がよいか検討に入る予定である。広域化については、県より平成２４年度に第２次版の協議を始めるとの連絡があり、委員構成の希望を聞いている段階です。平成２４年度中には会は開かれると思います」。次に、「１１３ページの財政調整交付金は通常９％で、介護保険などでは財政の困難なところに割り増しがあるが国保の場合は定額か」については、「財政調整交付金については定額である。特別な事情があるときは特別調整交付金があります」。次に、「国保財政の安定化につなげるには、財政運営だけでなく医療費を抑制するための予防医療に徹底して力を入れ本市の３大疾病の対策をあわせてするべきではないか」については、「健診の受診勧奨とあわせて保健指導についても健康介護支援課と協議しながら予防に力を入れていきたい。また、ジェネリック医薬品への切りかえの勧奨については、昨年７月から進めており、切りかえ率は高く３３．７％で県下の２番目である。ただ、単価の安い薬ですので費用には反映されていません。今後も啓発に努めていきたいです」。次に、「ジェネリック薬品への切りかえは安価でよいと言うが、医学界などでは反対や内容が違うという声があるが整合性については」、「そういう意見はあるが、ジェネリック薬品への推奨は国を挙げての取り組みである。薬剤師の意見も聞きながら切りかえをするので悪いものは推奨しないと思う。本市も国に沿って取り組み効果に期待するものです」。「１２２ページの出産育児一時金のその他財源とは何か」について、「一般会計からの繰り入れ分である」。「１１６ページの財政調整基金繰入金の残高はどれくらいか」については、「この１億５，６９０万円はあくまで予算上のもので、状況により変動要因があり年度

末に繰り入れるものである」。次に、「健康まつりの予算が毎年減額になっているが、平成２４年度はどのようなことを考えているのか」については、「平成２４年度の実施内容については、実行委員会などで話し合う予定でありまだです。この予算はポスターなどの消耗品のみであります」。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第６号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし、質疑に入りました。

「１４６ページの調整交付金の平成２２年の実績は９．３８％でした。この予算ではどれぐらいですか。定額ですか」については、「調整交付金は、介護保険財政の調整を行うもので７５歳以上の人口の割合と高齢者の所得状況の格差を調整している。この調整交付金は、介護保険財政へ国からの負担は２５％でそのうち５％を調整するものです。本市は９．３％を推移しており、第５期計画では９．３１％を予定しております」。次に、「物部町に小規模特養ができるので給付費が４，４００万円増の予算を計上しているが、何月ごろからの開始を見込んでいるのか」については、「この予算要求時には、年明けに入札し７、８月ごろからの運営開始を見込んでいた。現在おくれているので若干違ってくる」。次に、「１６１ページの成年後見制度利用支援事業の今後の見通しと介護扶助については」、「独居高齢者はふえているので申し立てもふえる可能性はある。そのときは補正対応をします。介護扶助は、おむつへの助成であり６万円掛ける２２人分です」。次に、「１６０ページの消耗品費１００万円増加については」、「平成２４年度は、本市の介護施設やサービスについてのパンフレットを１２０万円の予算で作成し各家庭へ配布予定であります」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第７号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし、質疑に入りました。

最初に、「細部説明書の１８ページ、要支援ケアプラン作成件数の増加によるとなっているがその要因については」、「年々介護の認定者が増加し、市内事業者では介護者のケアプラン作成に追われ要支援者のケアプラン作成は受けてもらえない状況です。包括では、嘱託職員を１名ふやし要支援者のケアプラン作成に当たっており、従来と比較するとプランの作成件数が増加する予定であります」。「１８０ページの報酬の増加は、従来の職員に今回の要支援者のケアプラン作成の１名を足し６名分ということか。また、ケアプラン委託料が昨年より減額したのは、包括で要支援者を扱うので事業所へは減額と理解してよいか」、「お見込みのとおりです」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第８号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号、平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、質疑に入りました。

「細部説明書の１８ページ、増額の主な要因としてとあるが、平成２４年度の後期高齢者医療保険料がどれぐらい上がるのか」については、「２月２９日の高知県後期高齢者医療広域連合の議会の決定によると、保険料は１人当たり５万８，１４１円で前年比５，２３４円アップで９．８９％の上昇になっております」。次に、「保険料は平均で５万８，１４１円というが、平成２２年度の実績で見ると均等割４万８，９３１円となっているがこのことはどうなっているのか」については、「所得割率は１０．３５％で対前年比１．４１％の増です。また、均等割額は５万１，７９３円、対前年度比２，８６２円の上昇です」。次に、「２割から９割軽減の見込みについては」、「高知県全体についてですが、９割軽減は３万５，４２４人で全体の構成率２９．３％、８．５割軽減、３万９１４名、２５．５％、５割軽減、３，８７８名、３．２％、２割軽減、１万３，９４５名、１１．５％になります」。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第９号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１７号、平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を議題とし、質疑に入りました。

「９ページの共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金は３０万円以上の高額医療に対しての補助金ですが、通常は普通会計に入ってここに入るのですが、県の支出金はどこに入っていますか」については、「これは直接入ってきます。一度拠出金で出しておいてそれを県で調整し入ってくるので一般会計で調整するものではありません」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第１７号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１８号、平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とし、質疑に入りました。

「７ページの保険基盤安定繰入金は、市が４分の１、県が４分の３の保険料軽減分なのか。また、このほかに国保のような共同事業はないか」については、「お見込みのとおり保険料軽減分です。後期高齢者医療は共同化になっているので国保のような共同事業はないです」。次に、「短期者証の数については」、「２６名である」。次に、「事務費は国からの措置があるのか」については、「人件費は一般会計から入ってくる」という答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第１８号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２５号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、「今回の一部改正、項の追加などは、国の関係法の整備により市町村が行うものか」については、「現行の社会教育法の中に公民館であれば２項が明記されておりましたが、当該教育委員会に権限移譲されたため本条例に盛り込むものです」。次に、「満たすべき基準１、２、３が書かれているが、社会教育法でもこのようになっているのか」については、現行の社会教育法第３０条を読み上げ同じであることを伝えました。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第２５号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２６号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

「今回条例と運営規則は一体になって新しく条例化されましたが、運営規則は別に定めるのか」については、「この条例可決後に内規を定めるようにしております」。次に、「第１条の２のレクリエーションとはどのようなことを指すのか」については、「図書館へは小学生や幼児など年齢の低い利用者も多く、図書館祭りなどを行い、本を読むだけでなく本に親しんでもらうような活動をしております。そういうことをレクリエーションと位置づけております」。次に、「第１条の３第２項の図書館資料の分類、排列とあるが、この排列の「排」は「配る」という字ではないか。物を整理しのけたりする意味合いか」、「この言葉については、例規集の専門家や総務課の担当課にも見ていただいております。専門的な言葉ではないかと思われます」と答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第２６号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２７号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑、討論ともになく、審査の結果、議案第２７号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第２９号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

「この条例の改正が決まった後に規則から逆川保育園の項を除くことになるのか」については、「規則については、この決定を受け改正をいたします」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案２９号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案３０号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より補足説明を受けました。

「改正については、平成２４年から平成２６年度までの第５期計画に基づき、各サービスの利用者数などを勘案して、サービスについての給付費の推計により合算したものを割り戻し第１号被保険者の保険料を設定しています」との説明を受け、質疑に入りました。

「今回の介護保険料の改正に当たり基金の取り崩しは、基金より２，６３６万円、市基金のうち６，３００万円である。保険料は特に１０段階の人は大幅な引き上げとなっている。もう少し基金を取り崩してもよいのではないか。また、この基金の１億４，０００万円は１期からの積み上げか。今回初めての取り崩しということか」については、「基金の取り崩しは今回が初めてです。基金残高は、１期からの積み上げで平成２３年度末で１億４，０００万円です。当初７，０００万円の取り崩しを予定しておりましたが、県の追加交付がわかり市の取り崩し分を６，３００万円としました。もう少し取り崩してもよいという意見ですが、６から７期へと続く中で給付費の増加は避けられない状況です。将来的に急激に上がらないよう基金を残して充てていきたいと考えております」。次に、「今回の引き上げで普通徴収の方の滞納がふえるのではないかと心配です。担当課としてはどのように考えているのか」については、「今回の引き上げは１４％強であります。低所得者の人にとっては苦しい引き上げになろうかと思いますが、徴収率は従来どおりを見込んでおります。今回の設定で３段階を軽減するため区分を２つに分け、３の１は今までより年額が下がるようになっております」。次に、「３段階の１の人は負担が下がるが、１、２段階の方は負担がふえるので心配です。市独自の何か手だてを考えているのか」については、「２段階の方は年額３，５００万円（後に「３，５００円」と訂正あり）の増額となりますが、現在のところ独自では考えておりません」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第３０号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４４号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入りました。

「やなせたかし記念館管理委託費が税務署の指摘により金額が変わったということですが、従来のものはどこで調整をしたのか」については、「額については補助金と委託費で予算立てをしており、全体的には同額である。しかし、国税の申請に当たり補助金と委託費が混同していたのでわかりやすく整理したものである」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第４４号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第４５号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑、討論ともになく、審査の結果、議案第４５号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４６号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑、討論ともになく、審査の結果、議案第４６号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４７号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入りました。

「トレーニングルームには専門の指導員がおり利用できるのか」については、「トレーニングルームについては、専門指導員はおらずそれぞれ個人が自分の体力に合わせ利用している」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第４７号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入りました。

「平山体育館の軽微な修繕についてはどのように考えているのか」との問いに、「修繕については、年間４万円ぐらいかかっているのでそこを基準に両者で協議しながら決めたい。基本的には施設の管理を行うもので清掃と受け付け事務であり、収益を差し引いたものを指定管理料としています」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第４７号は（後に「議案第５５号」と訂正あり）、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第１号、香美市営テニスコートの改修に関する陳情書についてを議題とし、執行部からの説明を受け、現地視察を行いました。

現地で関係者の説明を受け、現地視察終了後、審査に入りました。

審査の結果、関連施設の改修に当たり費用などについての調査に不測の日数を要するため、陳情第１号は、継続審査とすることに決定しました。

議案審査の後に、過日地域説明会が開催された佐岡小と繁藤小・中学校の統廃合問題の市の方向性について教育委員会からの報告を受けました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

失礼します。１１番、依光美代子です。先ほど発言しました文言に間違いがありましたので訂正をお願いいたします。

議案第１８号で「平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計（事業勘定）」と私が言いました。「事業勘定」ではありませんので取り消しをお願いをいたします。そして、最後…「議案第５５号」を「４７号」と言いましたので「５５号」と訂正させてください。お願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　教育常任厚生委員会委員長の報告を終わります。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番、山﨑です。

教育厚生常任委員長に伺いますが、議案第３０号での香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、３段階で年額３，５００万円増額ということですが３，５００万円という数字でよろしいのでしょうか。そう…。

○議長（西村芳成君）　　依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君）　　１１番、依光美代子です。

済みません。私の発言の間違いです。「年額３，５００円」の増額となります。訂正をお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　　はい。ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。

１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　１３番、大岸眞弓です。議案第３９号、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本議案は、県税事務所からの要請に従い広域の租税徴収機関を設置しようとするものです。背後には、不況や失業、負担能力を超えた課税などにより税収の落ち込みが深刻化する中で総務省の税徴収委託方針があり、こうした機構は全国的につくられています。自治体に対して徴収強化の研修も行われ、実施先行自治体では、受験生の子どもを持つ自営業者に学資保険の差し押さえを通告したり、銀行口座に振り込まれた１０万円の給与から９万円の差し押さえ、また年金を差し押さえられた高齢者が自殺に追い込まれたという事例もテレビで放映されました。

本市は、合併が中止になった時、自主財源確保のため独自の努力が必要ということと、市民に対して公平な行政の姿勢を見せるという観点から収納管理課を立ち上げ、司法書士も入れて適正な収納事務を心がけてきました。したがって、広域の債権管理機構に徴収を移管する必要も認められず、また自治体のあり方も問われている問題です。

債権管理機構に移管された滞納者には、市は基本的にはかかわりません。事務所が南国市ですので呼び出しや、また滞納解消が図られた場合も、当該年度中は機構に移管されたままであるためことごとく南国市に出向かなくてはならず市民の負担ははかり知れません。

私たちは、失業等で学校給食費や市税を滞納し困っているという方や生活困窮で国保税を払えない方などから切実なご相談をたびたび受けます。その際には、相談者には滞納している税は払わなくてはいけないということをまず伝え、生活を立て直しながら請求されている額を支払う方法を収納課の方と一緒に考えて収納に結びつけてきました。中には相談に応じることで生活を見直し、また就学援助制度のことを知るなど何とか生活破綻につながらないような方向を探ってきたところです。

今生活困窮者はますますふえてきており、そうした方々には生活実態に応じた親身な相談と収納対策こそが求められています。債権管理機構の設置は、自治体のあるべき姿をゆがませ、市民の福祉向上につながらないことを申し添え反対の討論といたします。

○議長（西村芳成君）　　ただいま議案３９号について原案に反対の討論がありました。

次に、議案第３９号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　　１５番、自由クラブ、竹平です。議案第３９号について賛成討論を行いますが、この議案第３９号、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定についてでございますが、本案件は総務常任委員会委員長の先ほどの報告の中で私賛成討論を行っておりましてその部分とも重なる点がありますが、この件は３市合同事務という側面もあわせ持つ議会としても重要な案件でございますので、報告内容を織りまぜながら討論を行います。

まず、議案第３９号は、これは年々増加傾向にある徴収困難な滞納税を徴収する専門機関として今回南国市、香南市、香美市が合同で一部事務組合組織として租税債権管理機構を設置し、そして、その徴収事務に当たるための運営基本である規約の制定が主となっているものと認識するものであります。同時に、この件に関する事務内容等については、昨年１２月に議員協議会でも説明を受けたことは承知済みでございます。

そうした中、本議案について否定的姿勢をとるということは、現在本市の抱える市税、市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税のいわゆる市税の高額、または意図的に、あるいは長期にわたって徴収困難な滞納者に対し、何ら新しい手法を講ずることなく従来どおりの事務作業で滞納処理を行うということになりますが、これが果たして先ほども申しました現在本市の抱える滞納件数約２，７００から２，８００件、金額で約４億９，０００万円余りもの滞納額が順次改善され、正常案件に移行するのか甚だ疑問を持つものでございます。本来税として課税を求められるのはそれ相応の所得や物件があり、これが課税される対象となっております。反面、税を納めない理由として生活や経済的事情が困窮しているといったことがございますが、そこのところは先ほども申しましたように地方税法第１５条の徴収猶予の要件等にあるように災害や盗難、あるいは病気や負傷したとき、また事業の廃止や中止をしたとき、そして事業について著しい損失を受けたとき等、担当部署に申請をすれば徴収猶予、あるいは分納や減免措置がございます。さらに申し上げれば、こうした措置がありながらも滞納者がある一方で、大多数の市民の方々は滞納することなく納付期間中に納税していることからも高額で意図的、長期にわたる滞納税の解消に努めることは市の責務でもございます。

そうした中、対策の１つの方針として打ち出されたのが今回の議案であると認識するところでございます。そのポイントとして挙げられますのは、現行の徴収業務の役割分担と連携を図り事務の向上を図ることにあると考察をするところでございます。つまり、限定、分別による問題債権は機構に申し込む。ちなみに本市が機構に申し込みを予定しているのは、先ほど述べた約２，７００から２，８００件のうちの１００件を申し込むということにしております。この体制により原課は主に現年度分や短期滞納分に集中して管理と徴収を推進していく。こうした役割分担と連携のもと徴収業務を行っていくことで相乗効果による徴収事務の向上と改善が図られるものと考えるものでございます。こ

のことは税収納の公平性を確保する上でも大変重要なこととなります。また、市が市民に対して各種の行政サービスを提供するのは、市民の負担する市税等が基礎となっていることからも滞納額が減少することは市の行政や財政運営にも寄与することとなります。

そして、最後につけ加えることとして議会の機能発揮であります。すなわち新規事業、事務事業の設置について、当初から否定的な姿勢をとるのではなく、当然予算も伴う事業であることから議会審議を通じて事業の進捗状況や内容、そして費用対効果の面からその推移を常に注視、監視し、問題点や改善点があればそこのところについて指摘や是正、あるいは提言を行い、この滞納税の解消に向け双方向で議論を交わすことが建設的であり物事が進んでいくのではないでしょうか。こうした面を考え合わすとき今回提案されている議案は、滞納税の徴収事務の前進であり早期に対処すべき案件であるとして賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君）　次に、ただいまの議案第３９号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

○議長（西村芳成君）　討論ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論ないようですから、これで議案第３９号についての討論を終わります。

次に、議案第３９号以外で討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ほかに討論はないようでありますので、これで討論を終わります。

これから日程第２、議案第２号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決をします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第３号、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第４号、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第５号、平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第６号、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第７号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第８号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第９号、平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第１０号、平成２４年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第１１号、平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程１２、議案第１３号、平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第１４号、平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第１５号、平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第１６号、平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１７号、平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議案第１８号、平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第１９号、平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第２０号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第２１号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第２２号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２３号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２３、議案第２４号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２４、議案第２５号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２５、議案第２６号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の

制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２６、議案第２７号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２７、議案第２９号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程２８、議案第３０号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２９、議案第３１号、香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３０、議案第３２号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３１、議案第３３号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３２、議案第３４号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第３３、議案第３５号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３４、議案第３６号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３５、議案第３７号、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３６、議案第３８号、定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３７、議案第３９号、南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第３９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３８、議案第４０号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３９、議案第４１号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。どうもありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４０、議案第４２号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議

案第４２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４１、議案第４３号、平山木工所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４２、議案第４４号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４３、議案第４５号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程４４、議案第４６号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４５、議案第４７号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４６、議案第４８号、香…。

（サイレンにより中断）

○議長（西村芳成君）　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４７、議案第４９号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４８、議案第５０号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第５０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４９、議案第５１号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第５１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５０、議案第５５号、香美市平山体育館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よっ

て、議案第５５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５１、陳情第１号、香美市営テニスコートの改修に関する陳情書を採決します。

本案についての委員長の報告は継続審査の申し出があります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　ご異議なしと認めます。よって、陳情第１号は、委員長報告のとおり継続審査に付すべきものと決定いたしました。

お諮りします。日程第５２、同意第１号、教育委員会委員の任命についてから日程第５６、意見書案第４号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出についてまでの追加の案件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

次に、これから日程５２、同意第１号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山﨑綾子君。

○総務課長（山﨑綾子君）　同意第１号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　　香美市香北町朴ノ木２９０番地

氏　　名　　西　　美　紀

生年月日　　昭和４１年３月２１日

平成２４年３月１９日提出、香美市長、門脇槇夫

提案理由

教育委員会委員、山崎智恵氏の任期が平成２４年５月２５日をもって満了するため、後任の委員を任命しようとするものです。

なお、お手元に参考資料をお配りしておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君）　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、同意第１号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第５３、意見書案第１号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　意見書案第１号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出、香美市議会議長　西村芳成殿、提出者　香美市議会議員　山崎晃子、賛成者　同　竹平豊久、賛成者　同　島岡信彦

意見書の案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

平成１８年４月、障害のある人も障害のない人と共に、地域社会で生活できるための仕組みをめざした「障害者自立支援法」が施行されましたが、応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきました。その後、政府は、障害者自立支援法訴訟の７１人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成２５年８月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた取組みと合わせ、これらの問題解決にむけて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成２２年１月に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえ、平成２３年７月に障害者基本法が改正され、８月には推進会議総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられました。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

よって、国におかれては、障害のある人もない人も誰もが主体的に生き共に支え合う共生社会の実現に向け、次の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

１．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議総合福祉部会がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重し、反映させること。

２．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日、衆議院議長　横路孝弘殿、参議院議長　平田健二殿、内閣総理大臣　野田佳彦殿、総務大臣　川端達夫殿、法務大臣　小川敏夫殿、財務大臣　安住淳殿、厚生労働大臣　小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

少し補足説明をさせていただきます。

この平成１８年に施行された障害者自立支援法は、障害者が生きるために必要な支援を利益ととらえサービス利用料の１割を自己負担とする応益負担を導入しました。障害が重くサービスを必要とする人ほど自己負担がふえ、授産施設では負担が工賃を上回る逆転現象を生じました。また、障害程度区分が障害者の生活状態に着目していないため、本当に必要な支給決定が行われていないなどの問題点も指摘されました。

平成２０年から平成２１年に障害者の方々７１人が、障害を個人や家族の責任とする自立支援法は基本的人権を侵害し憲法に違反するとして国を相手に全国で訴えを起こしました。その後支援法廃止を政権公約にした民主党政権が誕生し、訴訟団との間で和解となり、平成２２年１月、廃止と新法制定を盛り込んだ基本合意文書を交わしました。その合意には、障害福祉政策の充実は憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とすることが確認されています。そして同年６月、支援法廃止と新法制定を閣議決定をしております。

以上、補足説明をさせていただきまして、同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第１号　巻末に掲載】

○議長（西村芳成君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　はい。提出者に少しお伺いいたします。

現在この障害者総合福祉法（仮称）早期制定ということですけど、先日既にもう閣議決定もされて速やかに現政権で進められてるというふうに思いますけど、進められていることに対してこの意見書を提出するというのに非常に疑問を感じます。それ１点。

そして、この内容、骨子ですけど、障害者総合福祉法（仮称）の骨格に関する総合福祉部会の提言ですか、財源確保のめども確実ではないと、また障害者、各いろんな障害者団体から障害者のニーズにこたえていないという声が上がっております。現段階では、まずそういった障害者の声を反映する意見書がふさわしいのではないかと、そういうふうに思いますけどその辺への見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君）　６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君）　　現在、今国会においても障害者自立支援法の改正案が提出されておりますけれども、それには障害者自立支援法の廃止という形では明記をされておりません。今回国会のほうで出されてる分に関しては来年度施行の分ですけれども、そうしたことに廃止を明記されていないということがありますので、実際進められていると言われましてもやはりきちんと明記をして廃止という形にするべきではないかというふうに思っています。

また、財源確保のめどは、確かにこの骨格提言が出したものすべてが通るということではないかと思いますし、やはり財源の問題もありますのですべてがすべてということにはならないということもわかります。ただ、この骨格提言が、障害者の当事者の方やら家族の方とかそういった方々が入ってその総意としてまとめ上げたというものでありますので、それを反映しているというふうに感じております。先ほど言いましたニーズにこたえれていないという部分も確かにお聞きをしますし、それからこの骨格提言の中で十分に論議がされていない部分もあったというふうに聞いております。しかし、この骨格提言をもとにこれから充実させるためにも論議を重ねていくということも大事ではないかと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君）　　それでは、賛成の方の討論はありますか。

５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　５番、濱田百合子です。私は、意見書案第１号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

政府は、新法制定に当たって障がい者制度改革推進会議総合福祉部会を設置しました。この部会には、私たち抜きに私たちのことを決めないでという当事者の要求を受け障害を持っている方やその家族も委員として参加しました。１年以上の論議を経て昨年８月、訴訟団との基本合意と国連の障害者の権利に関する条約を土台にした骨格提言を取りまとめました。骨格提言は、障害の種類、種別、軽重にかかわらず、障害者が障害のない人と平等に社会生活上の権利を行使できるために必要な支援を法的権利として総合的に保障することを目指しています。

しかし、厚生労働省が今国会に提出する改正案は、障害者自立支援法の名称を障害者総合支援法に変更し、目的や理念などごく一部を改正するものであり支援法廃止は明記されていません。一部の難病の方を障害福祉サービスの対象に加えますが、障害者団体などが求めていたサービスの原則無料化や給付を制限する障害程度区分の廃止は先送りされました。自立支援法を廃止することは、民主党の公約だということだけでなく政府

として障害者、原告、弁護団と文章で交わした約束です。それをほごにするのは裁判の和解項目を当事者の国が否定するということであり、司法のあり方から見ても異常な事態です。政府が障害者自立支援法改正案を閣議決定したことを受けて、障害者団体などは１３日抗議声明を出しています。障害者自立支援法違憲訴訟団も、基本合意として和解条項に違反する国の暴挙に強く抗議するとの声明を発表しております。障害者と家族との合意を破り当事者の願いに逆らう法案提出は、障害者の心を踏みにじるものです。原告団の思いへこたえるためにも障害者自立支援法を廃止し基本合意を実施するため、障害者を保護の対象から権利の主体へと転換することを理念にする骨格提言に基づいた新しい法律を実現すべきです。

以上のことを申し述べまして本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君）　ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第１号は、否決されました。

次に、日程第５４、意見書案第２号、「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　意見書案第２号、「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出、香美市議会議長　西村芳成殿、提出者　香美市議会議員濱田百合子、賛成者　同　山崎晃子、賛成者　同　山﨑龍太郎

意見書の案文を朗読して提案といたします。

「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書（案）

２０１０年４月から始まった公立高校授業料の不徴収・私立学校等への就学支援金は、教育の無償化という世界の流れにそった重要な一歩です。また、「受益者負担主義」を基本としてきた、それまでの日本の教育政策を転換させるきっかけとなるものです。

事実、「授業料不徴収になったから、未払いの心配なく学校へ行くことが出来る」という声もたくさん聞かれ、経済的な理由による退学者の数を減らす効果も出てきています。

子どもたちの教育を守り充実させることは日本社会の責務です。また、公立高校の授業料無償化とともに、今後は私立高校の授業料の支援を一層進めていくことが望まれま

す。

よって国におかれては、「高校授業料無償化」を後退させず、継続・拡充をしていくことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日、衆議院議長　横路孝弘殿、参議院議長　平田健二殿、内閣総理大臣　野田佳彦殿、総務大臣　川端達夫殿、財務大臣　安住　淳殿、文部科学大臣　平野博文殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

同僚議員のご賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第２号　巻末に掲載】

○議長（西村芳成君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　はい。１５番。提出者に若干お聞きしたいと思います。

まず、この表題のですね「継続・拡充」という部分ですが、ご承知のとおりこれはもう高校授業料無償化と、継続はもう本年度の予算も既に衆議院は通過しておるということで、ほぼ本決まりという中でこの拡充という表現でございます。なぜこれをお聞きするかといいますと、本文の中にもあります、「今後は私立高校の授業料の支援を一層進めていくことが望まれます」というようなことからこの下への文言と続いていくと思われますが、ここの点について実際この私立高校の授業料の国の支援とかいったものは、金額がもしわかっておればお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君）　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　はい。濱田です。お答えします。

２年前に高校授業料が無償化になりましたときに、私立高校につきましても年間１１万８，８００円の学費、授業料だけに対応するということで私立学校のほうにも補助がおりております。それ以外の学用品や体育用品などについてはありませんけれども、このように公立の高校の授業料が月９，９００円、年間で１１万８，８００円が無料になっておりこれの継続、そして拡充とここに提案しましたのは、やはり公立高校におきましても私立高校におきましても授業料以外にたくさんの学費がかかっております。ＰＴＡ会費、部活費、そして学用品、体操服等々のものがかかっており、経済的には大変厳しい家庭の多い中で授業料を出していただいて大変助かってる声も聞きますので、これは継続、そしてより一層の拡充を求めていきたいと思った次第です。

○議長（西村芳成君）　１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　はい。ありがとうございました。その支援金の関係です。確かに１１万８，８００円と、なおプラスして言えば年収２５０万円程度の世帯の方にはさらに１１万８，８００円という国の支援制度がございます。ですから、この拡充といっ

たことは表現的にですね継続は既にもう実施されておるということと、このいわゆる公立と私立学校のそういった金額の開きがあるということは、先ほども提出者も言いましたが１１万８，８００円、そしてその家庭の所得状況によってなおさらに支援が上乗せできるということであれば、ここの部分をですね私としては格差というような、格差是正といったような表現が適当でなかろうかというふうに思い提案者にご質問をしたわけですが、そこのあたりの見解をお願いします。

○議長（西村芳成君）　　５番、濱田百合子君。

○５番（濱田百合子君）　　はい。確かに公立高校と私立高校の格差を是正するということは必要だと思っております。ただ、この意見書を提出するに当たりまして、高校授業料無償化の継続については今審議をしているところでございますのでこれの継続、そして格差是正っていう言葉が適切かどうか、そのときに私自身は考えに及びませんでして拡充をより一層、高校については授業料以上に大変な学費も要ってるので、高校教育費の無償化ということも最終的には求めていきたい思いもありまして拡充ということを提案させていただいております。

○議長（西村芳成君）　　ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君）　　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方の討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　　それでは、賛成の討論を許します。

１４番、片岡守春君。

○１４番（片岡守春君）　　１４番、片岡です。私は、意見書案第２号、「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

日本の高校進学率は９８％に達し準義務教育とも言うべきものになっています。格差と貧困が広がる中、経済的理由で高校に通うことが困難な家庭の子どもたちにとって高校授業料無償化は大きな希望です。また、社会全体で子どもの学びを支えるものとして意義あるもんです。昨年発表された全国知事会の声明では、授業料無償化について保護者の経済的負担を軽減し教育の機会均等にも寄与するものであることから、基本的には今後も継続していくべきであると述べています。

本年２月１４日、民主、自民、公明の３党は、高校無償化について検証し、２０１２年度予算案に必要があれば反映させることも含めて対処することで合意しました。しかしながら、所得制限をつけるなど縮小の方向も示されています。今必要なことは、憲法や子どもの権利条約の精神に基づき教育を受ける権利や教育の機会均等を保障する立場に立つことです。さらに公立、私立の格差の解消を目指し、授業料以外の教材費等への拡充で高校無償化を現実のものとして進める方向を視野に入れた政策が必要ではないでしょうか。特に山間地域の多い本市では、自宅から通える高校の選択肢が少なく、その分通学にも多額の費用がかかっています。ＯＥＣＤ加盟国、加盟３４カ国中授業料が有

料で給付制奨学金がないのは日本だけとなっています。子どもの学びを保障するという立場から賛成の意を述べまして本意見書案への討論といたします。

○議長（西村芳成君）　　ほかに討論ありますか。

○議長（西村芳成君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第２号を採決をします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第２号は、否決されました。

次に、日程第５５号、意見書案第３号、一次産業の再生・振興を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　　１２番、山﨑龍太郎です。

意見書案第３号、一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出、香美市議会議長　西村芳成殿、提出者　香美市議会議員　山﨑龍太郎、賛成者　同　小松紀夫、賛成者　同　矢野公昭

案文を朗読して提案いたします。

一次産業の再生・振興を求める意見書（案）

県土の大半を占める中山間地域の農林水産業は、過疎・少子高齢化や鳥獣被害、地球規模の異常気象などで衰退を続けています。一方、都市部は過密化が進み、高知市周辺には４割を超す人口が集中するといった異常な不均衡が生じるなど、このままではふるさとの消滅も危惧されます。

よって、国におかれては、改めて国内の農業や森林を大切に守り、国民の生存基盤である国土と食糧を盤石なものとするため、今後の持続可能な国づくりの基本理念として、一次産業の再生・振興に全力で取り組み、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

１．減反政策の見直しや食糧自給率を大幅に引き上げるための施策を講じ、食糧主権を確立すること。

２．人工林の間伐促進や、獣害対策を含めた、計画的森林整備と連動した「建材、木工、バイオマスエネルギー」等の産業化を早急に推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日、衆議院議長　横路孝弘殿、参議院議長　平田健二殿、内閣総理大臣　野田佳彦殿、総務大臣　川端達夫殿、農林水産大臣　鹿野道彦殿、環境大臣

細野豪志殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

以上よろしくお願いします。

【意見書案第３号　巻末に掲載】

○議長（西村芳成君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　提出者にお伺いいたします。

食料主権ですけど聞きなれない言葉ですので、その国際農民組織ビア・カンペシーナですか、日本からは農民運動、全国連合会農民連が加盟していると思いますが、このビア・カンペシーナ、そして農民連が展開している運動と、ここで言われる食料主権はそういうことで確認さしていただきたいですが間違いないでしょうか。

○議長（西村芳成君）　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　１２番、山﨑です。

済みません。理解不足でよくわかりません。

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑はありませんか。

１０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君）　はい。わからないということですが、食料主権につきましてもＦＡＯ国連食糧農業機関が提唱した食料主権の概念を大きく超えて展開しているのがビア・カンペシーナでありまして、市場主義、原理主義に基づいて食料主権を展開し、現在の資本主義社会、日本のその自由主義経済ですか、には受け入れられないような主張を声明でもしているわけですが、その辺の理解はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（西村芳成君）　１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　申しわけございませんが、概念を大きく超えてということを言われましたが、それについて私どもは食料主権、自国の食料を自国で生産しみずからの胃袋に入っていくと、そういう観点の発想でございまして、そのビア・カンペシーナですか、その点についてもごめんなさい、理解不足でわかっておりませんので、そういう大きく過激な政治的なそういう発想のもとの意見書ではないというふうに私はとらえております。

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、原案に反対のほうを許します。

１７番、石川彰宏君。

○１７番（石川彰宏君）　１７番、石川です。意見書案第３号、一次産業の再生・振

興を求める意見書の提出について、総論賛成でございますが各論反対で反対討論をさせていただきます。

１点目の減反政策を見直し、食料自給率を大幅に引き上げ食料主権を確立することについてであります。

日本の減反政策は、自由生産によって起こる米価の下落を招かないように１９７０年に始まった政策であります。自由生産のままで現在までの米の生産を続けていた場合、９０年代あたりで日本の米生産は壊滅的に崩壊していた可能性があります。技術の向上で米の生産量は上がり、そして日本の食文化は米から離れ、また外国の安い小麦などが入ってきて太刀打ちできなくなってきておりました。米がダブついた場合、経済の原理によって米価は下がり続けます。単価の下がった米、需要の下がった米、日本の食生活は米から小麦にシフトし続けてきました。こうなると生産量を落とす以外は日本の稲作を守る手段はなくなりました。

しかし、将来を考えるとき現在騒がれている減反政策の問題の様相は少し違ってきます。違ってくるように思われます。実は、外国産の穀物の値段が上昇する傾向が長期的に予想できるし、外国産の穀物が値上がりすれば日本の減反政策は必要なくなります。世界の穀物生産地の多くが現在砂漠地帯での地下水や運河でのかんがいで行われていますが、地下水の枯渇などが、あと数十年でそれらの流れが変わるとされております。また、気候変動のせいでオーストラリア、南米、ヨーロッパなどの穀倉地帯も砂漠化が進んでいます。今までは外国の穀物生産効率に負けて国内穀物は高価な存在でございましたが、将来的には国内生産される穀物価格と同等になると思われます。そうすれば日本の穀物自給率は徐々に上がっていくと予想されます。そうすれば休耕田の復活も容易になると思われます。がしかし、現在は米離れ、人口の減少、食生活の変化等により大変でありますが、日本の米、米農家を守るためにも反対でございます。

２点目の人工林の間伐促進や獣害対策を含めた計画的森林整備と連動した建材、木工、バイオマスエネルギー等の産業化を早急に推進することについてでありますが、これは日本の林業政策の１つとして２０２０年までに木材自給率を５０％にすると言われております。それに向かって林野庁、森林総合研究所、民間の林業会社、林業技術製造会社等が共同して取り組んでおられます。林道、作業道の開設、伐木、集材、搬出、保育、間伐、育林、育苗、林業機械に至るまでいかに安全に低コストで高収益が上がるか日本全国各地で現在取り組んでおります。例えば香美森林組合のように林地の集約をすることにより林道、作業道の開設が進み間伐や収入間伐ができ、今まで収益の上がらなかったところから収益が上がり、また、今回の政策の１つである林業再生プランで高性能林業機械の導入により安全で短時間で間伐材の搬出ができるようになり、また、植林については今までは秋から春にかけての決まった時期にしか植林することができなかったわけですが、年間を通じて植えることのできるコンテナ苗木の育成などが実績が上がってきております。雇用についてでありますが、今まではきつい、危険と言われて若者が嫌

がっていた山林仕事でありましたが、緑の雇用等で多くの若い世代が就労して次世代を担ってくれております。本県におきましては、再造林について獣害対策を含め９０％まで補助金を出すことになっております。また、岡山県の真庭市に本社がある銘建工業が進出してくる大豊町においては、それにまだ１０％の継ぎ足しをして１００％の補助金を出すこととなっております。国、県、市町村が再生可能な資源を利用するために努力しております。このような時期にこのような意見書を提出すると言われることはいかなるものかと思い反対いたします。

これで反対討論を終わります。

○議長（西村芳成君）　　次に、賛成の方、討論ありますか。

２番、矢野公昭君。

○２番（矢野公昭君）　　２番、自由クラブ、矢野公昭でございます。意見書案第３号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、１点目の減反政策の見直しでありますけれども、私は以前よりこの減反政策こそが日本の農業を衰退させた大きな要因であるとの考えを持っておるものでございます。日本国内で数少ない自給のできる作物、米をわずかな奨励金でもってつくることをやめさせる、これはとんでもないことであると思っております。米は日本人の主食であり、米の消費が伸びる、そういう施策を講じることこそ国が行う当然の務めであると認識するものであります。そしてまた、水田というものが及ぼす効果、効用、これは自然環境を守る上においてもはかり知れないものがございます。減反賛成者の方の意見の中に減反によって米価は下がらずに保たれておる、この政策がなければ米作農家は既に消滅をしているであろう、このような意見もございます。それに対しまして私はこのように考えております。この減反政策により農家が堂々と生活ができれば何も言うことはございません。しかし、現状はどうでありましょう、年を追うごとに農家は衰退の一途をたどっております。これが正常な施策と言えるでありましょうか。

もう１点、この減反政策に対して、農家の大多数はさめた目でこれを見ておるということをつけ加えさせていただきます。

そして、食料自給率の大幅な引き上げでありますけれども、これにつきましては国民の大多数が認めるところであります。この施策を講じていくのはごく当たり前のことであろうと考えております。

次、２点目、人工林の間伐促進、獣害対策も含めた森林整備とそれに連動した建材、バイオマスエネルギー等の産業化であります。この件もしごく当然のことだととらえております。戦後日本の国策といたしまして植林がされてきたのはご承知のことと思われます。その人工林が現在間伐、販売等そのような時期に来ております。しかしながら、木材価格の低迷等によりまして間伐は一向に進んでいないというのが現実であるととらえております。そして、密植されました山林は、日光が地表に届かず、そのため下草は生えず表土が露出をしております。それに加えシカ等獣害、これも増加をいたしており

ます。これらによりまして降雨の際、山林の崩壊、土砂崩れが起きております。それに連動いたしまして物部川水域での濁水の長期化等の被害が出ております。このまま放置をすればこれらの被害は今後ますます増加するものと考えております。地方の一自治体が本市の広範囲な森林整備を単独で行うというのは到底不可能に近いものがございます。よって、このことを国に要請をするのは至極当然のことであり流れであります。

本市は農業市であります。その農業は水がなければ成り立つことはありません。その水を涵養しているのが山林であります。１次産業で成り立っておるこの本市にとって食料自給率を引き上げ、そのための森林整備は急務であることに疑いの余地はないものと考えております。

以上の観点から意見書案第３号について賛成の立場からの討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　　ほかに討論ありますか。

○議長（西村芳成君）　　討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから意見書案第３号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　　はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第３号は、否決されました。

○議長（西村芳成君）　　次に、日程第５６号、意見書案第４号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　　１３番、大岸眞弓です。

意見書案第４号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出、香美市議会議長　西村芳成殿、提出者　香美市議会議員　大岸眞弓、賛成者　同　片岡守春、賛成者　同　濱田百合子

案文を朗読しまして提案理由といたします。

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書（案）

いま政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源の確保を口実に消費税増税を国民に押し付けようとするものです。一方、社会保障については医療費負担増や病院・介護施設からの在宅への追い出し、年金支給開始年齢の繰り延べ、支給額の削減など更なる改悪を迫る内容となっています。

震災と原発事故という未曽有の災害を乗り越えるために国民全体が力を合わせなければならない時に、このような国民負担増計画を持ちだすべきではありません。震災復興と社会保障の財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、経済能力に応じた税と

社会保険料の負担によって捻出すべきです。

今回の震災では、発生から約数カ月を経ても、「数カ月」となっておりますが、済みません、「１年を」というふうに訂正をさせてください。１年を経てもいっさいの生活の糧を奪われ、人間らしい生活を取り戻せない人々が多数生まれています。改めて雇用や医療、介護など社会保障制度の重要性が明らかになると共に、憲法第２５条に基づいて人として生きる権利がきちんと保障されることが必要です。

よって国におかれては「社会保障と税の一体改革」を中止し、税や社会保障の在り方について、いま一度熟慮されるよう要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日、衆議院議長　横路孝弘殿、参議院議長　平田健二殿、内閣総理大臣　野田佳彦殿、総務大臣　川端達夫殿、法務大臣　小川敏夫殿、財務大臣　安住淳殿、厚生労働大臣　小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

文言の訂正ともあわせましてよろしくお願いをいたします。

【意見書案第４号　巻末に掲載】

○議長（西村芳成君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１５番、竹平豊久君。

○１５番（竹平豊久君）　はい。提出者に３点ほどお聞きします。

文中のまずですね、中ほどの経済能力に応じた税と社会保障の負担によって捻出すると、これはこの負担というのはどういう税を想定していくのかという点と、２点目、憲法第２５条ということ、提出者はたびたびこういった表現をしてますが、この部分のとおり憲法第２５条これ第１項、第２項とございまして、第１項がいわゆる国民の権利と、それから第２項はこれは国のほうの役割というような形でこの憲法が存在しているというふうに認識しておりますが、この意見書に当てはめた場合はですねやはり国の役割と、意見書で出すのは国の役割を強調すべきでありますが、そこのあたりはどういうふうに考えておられるのか。

そして、３点目がですね、最後のいま一度熟慮されるようと、これはもう既に大綱が閣議決定をされ、そして今月中にはこれに伴う法案も閣議決定をされて提出されようという段階で、わかりやすく言えば登山で約９合目あたりまで皆さん上がっていったところで、すそ野から今からおりてきいや、やめようやというようなふうにも映るわけですが、そこのあたりを見解をお聞きします。

以上です。

○議長（西村芳成君）　１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君）　ちょっとお待ちくださいね、３点ほどありましたので整理してお答えします。

まず、最初にお尋ねの経済能力に応じた税のことでございますけれども、私一般質問でも資料として使わせていただきましたが、まず経済能力に応じた税ということでは所得税の最高税率の推移を資料としておつけをしておりました。その最高税率が１９８９年に消費税が導入される以前、その以前１９７４年には８，０００万円以上の所得に対し７５％の税率がかかっておりました、これは一例でございますけれども、そして消費税が導入されてからは最高税率、所得が２，０００万円に５０％というふうになりまして、２００７年以降は１，８００万円以上が４０％、こういうふうになっております。この所得税率の所得に応じた税率の見直しということを言っております。それと同時に、もう１つ、法人税率がですが、やはり１９８５年をピークに４３．３％だったものが現在３０％で推移をしていると、これをさらに今回の計画では５％下げるとしておりますが、法人税というのはご承知のように、消費税は消費にかかるすべての税ですが、それから所得税も所得に応じてかかる税ですけれども法人税というのはもうけに対してかかる税ですので、ここにやはりもう少し正常な形の税率をかけるべきではないかと。その経済能力に応じた税でよろしいですか。もし社会保険料の負担も後でご説明をしますが、それでよろしいでしょうか。

それから、憲法第２５条ですが、生存権の保障ですが国と役割とそれはあるんですけれども、憲法というのは国民、主権在民というその第１３条にもありますが、国民の権利を守るために国に課せられた、権力に課せられた、どう言いますか決まりごと、規制ですので、これは私は憲法というものはそういうものですのでこれでよろしいかと思います。さっき竹平議員おっしゃったように憲法第２５条の内容も書いたらよかったのかもしれませんけれども、私はそういうとらえ方をしております。

それと、いま一度熟慮されるようにと私が書きましたのは、この意見書は秋田県とか山形県でも順次採択をされておりまして、その意見書は社会保障と税の一体改革を中止するように求めておりました。ただ、私がこの熟慮と言いましたのは、ご存じのように消費税が導入されまして、所得税、それから住民税、法人税と税収は２０兆円も減っております。一方でその社会保障はどんどん後退をしておりますので、その消費税を社会保障の財源にすることが本当にいいのかどうか。この不公平税制というのは所得、消費を冷やしてどんどん所得税などの減額に削減につながってきたわけですので、やはり直接税を当てるべきではないか。この不公平税制を社会保障の財源にするのは私は違うんじゃないかという立場で、本当にその消費税しかないのかということをもう一度熟慮していただきたい、そういう議論をしていただきたいという思いがあってこれにつけ加えました。

それで、閣議決定もされまして９合目というふうに竹平議員おっしゃいましたが、さきの議会でしたか、上げましたＴＰＰに対する決議も今現在、その時点からも交渉に入るということは明言されておりましたけれども、何度でもやはり反対の意思を示して戦う。それから、この社会保障と税の一体改革は、本当に橋本内閣のときにも消費税を増

税しましたときに日本経済がぺちゃんこになりました。そういう意味からもこれでいいのかということで、何度でも意見を議会として意思を示してはどうかということで今回意見書として提出をいたしました。

もう１点つけ加えますと、以前にその意見書で時期的にこの議会が間に合うだろうかと思って出しましたときに、議会運営委員会でまだ国会、何かのときだったと思うんですが時期尚早というふうに言われましたので、それ以降時期の見定めということが非常に難しいと思いまして、そして、もう１つ、その何度でも出していいということの市議会の意思を示すべきだという観点からこの意見書を今回提案をいたしました。

以上です。お答えになってますかどうか。

○議長（西村芳成君）　ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。

反対の方、討論はありますか。

○議長（西村芳成君）　では、賛成の方の討論はありますか。

１２番、山﨑龍太郎君。

○１２番（山﨑龍太郎君）　１２番、山﨑龍太郎です。「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書に対して賛成の立場で討論を行います。

野田内閣は、社会保障の財源確保のために消費税率を２０１４年４月から８％、２０１５年１０月から１０％にする方針を決め議論されています。しかし、社会保障と税の一体改革は、失業者や年金暮らしの高齢者、これから生活を立て直そうとしている東日本の被災地の方々にも新たに大変な負担増となるもので、国民生活を行き詰まらせる、この認識が欠落しているのではないでしょうか。商品価格に消費税を添加できず身銭を切って消費税を払っている中小業者からは、これ以上の消費税引き上げは景気を冷え込ませ廃業する業者がふえる、地方の崩壊すら招きかねないと反対の声が上がっております。また、日本医師会は、四病院団体協議会も消費税の引き上げが実施されれば医療が崩壊すると警告しております。野田内閣は将来に負担をつけ回さない社会保障の安定、充実のためと言いますが、年金は今年の６月から物価下落分などの算定で減額、高齢者医療費の窓口負担増、子ども手当の減額など、増税しながら社会保障は維持も充実もしない削減の方向です。橋本内閣のとき高齢者福祉を支えるためといって消費税を増税しましたが、税収は逆に落ち込み高齢者福祉も後退しました。野田首相自身、野党時代に橋本政権によって行われた増税政策は最も愚かで最も無意味で破壊的な経済政策とイギリスのタイムズ紙を引用して政府を追及していました。その同じ間違いを犯そうとしているのではないでしょうか。

私たちは、政府の社会保障と税の一体改革は社会保障の切り捨てと一体の増税であり問題が多いこと、また、不要不急の大型開発公共事業や原発推進費などの無駄遣いがそ

のままであること、橋本内閣のときより上げ幅の大きい増税であり、日本経済を冷え込ませ財政破綻をさらに深刻にするものとして反対します。

消費税１０％にも反対だが、少子高齢化で日本の借金も大変だから仕方ないのではという声があります。私たちは、政治の方向を変えれば消費税は増税しなくても社会保障を充実させ財政危機打開の道はあると考えております。それにはまず、小泉改革で崩された社会保障の立て直し、医療費の窓口負担の軽減、国保税の引き下げ、障害者の生活を守り権利を回復するための応益負担の廃止、公的保育を守るなどして社会保障を最も必要としている方々の生活基盤を立て直す政策を持っています。その財源は、八ッ場ダム再開や原発推進予算、政党助成金の廃止で歳出の無駄を削ること、歳入では、証券優遇税制の見直しや所得税、住民税の最高税率を９８年水準に戻す、来年度からの新たな法人税減税を中止するなどして１２兆円から１５兆円が捻出できると試算しております。第２の段階でさらに応能負担の原則に立った所得税の税制改革で医療費負担や介護負担を軽くし、２０３０年には基礎的財政収支も黒字に転じ長期債務も減少していきます。いずれも財務省の財政指標をもとにかたく試算したもので、政治が国民生活を楽にするという立場に立てば実現可能なものです。問題は、政府が少子高齢化財政危機で消費税の増税をと言うとき、そのままに仕方がないとするということです。それは過去の経験に学ばない思考停止の状態だと言わねばなりません。確かに財政危機であるが、何とか国民生活を守りながら立て直す方向がないかどうかの道を探るのが政治家の仕事であり国会の役割ではないでしょうか。それを促すための本意見書案は妥当なものであり、他県では同様な意見書が採択されていることを紹介し賛成討論とします。

○議長（西村芳成君）　ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第４号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第４号は、否決されました。

日程第５７、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務等の調査についての申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、実施することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

２月２９日に開会されました平成２４年第１回香美市議会定例会は、本日までの２０日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成２４年度香美市一般会計予算を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

一般質問につきましても１２名の議員が質問をされ、市政全般にわたって質問をなされましたが、質問の通告要旨にない質問をされる議員が一部ございました。また、通告の細部について原課の課長等に事前に話をしてあるともお聞きいたしましたが、これは通告ではありませんので、今後はそうした質問要旨につきましても一般質問通告要旨によって通告をしていただきますようにお願いをいたしておきます。

さて、今議会が終われば４月より新年度に入りますが、今後の大きな事業の計画につきましても学校給食センターの建設や消防署の建設、武道館、宝町体育館の改築等々もあり、また、学校の一部統合問題、小中学校の教育や生徒指導の問題、福祉や教育の問題、何と言いましても中山間地の多い香美市であります。新年度予算も可決しましたので、執行部も議会も両輪となって行政が推進できるように議会改革推進特別委員会の方向も早期に決定をし、市民に説明するべきは説明し、市民生活を守り市政発展に努めなくてはならないと考えます。

また、きょうの、この３月末で中井産業振興課長と竹村消防長が退職をされますが、長年にわたり市政の発展に尽くされたことに議会を代表いたしまして感謝とお礼を申し上げます。どうもご苦労さまでございました。退職後もまだまだ若いお二人でございますので、今後とも何かと市政発展にご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

本日で第１回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げまて閉会のごあいさつといたします。

また、きょうの、本日の会議は昼食抜きで執行部の皆様方にも延長してご苦労をかけましたことをおわびを申し上げます。どうもありがとうございました。

市長からの発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君）　平成２４年第１回香美市議会定例会閉会に当たりましてごあいさつを述べさせていただきます。

２月２９日から開会をいたしました今定例会も、慎重なる審査をいただきまして提案をさせていただきました５５議案に対しまして適切、妥当なるご判断をいただき、ここにすべて可決をいただきました。どうもありがとうございました。

ただ、１つ、一般会計当初予算につきましては、修正動議が出されまして議論を皆さん方がしていただきました。特に議案第３９号の南国・香南・香美租税の関係の議案に対しましては、の部分が多かったわけでありますが、反対討論等の中で出されてきました一つ一つの懸念事項につきましては、私どもも慎重にまた真剣に考えながら取り組む

ということは当然でございますので、また心してまいりたいというふうに思っております。

この議会中でございましたが、３月１７日に、一昨日でございますが、物部地区の見守り支援にかかわりますところの一斉訪問を物部支所、そしてまちづくり、また健康介護支援課等々の職員、福祉事務所も含めましてでございますが、久保影地区から楮佐古地区まで４人編成の１１班に分かれまして訪問を、高齢者宅を訪問をしてまいりました。ちょうど３月９日の高知新聞に県が中山間集落住民調査をした結果としまして報道をされておられましたが、この報道の中ではその地域に対しては愛着が９３％あるが１０年で衰退、消滅するのではないかとおそれられて、そういうふうな思いをされておられる方が７５％あると、大変ショッキングな内容であったわけであります。私も笹地区へ訪問をさせていただきました。３軒の高齢者の方のご家庭を訪問をさせていただきました。３軒ともご夫婦がお元気で楽しくこう会話をさせていただきましたが、あるお家では今が一番幸せに感じちゅうと、ご夫婦で仲よく暮らしをしておることを拝見をしまして、本当に幸せとは何なのか、本当にこうした自然に包まれて、そして夫婦が仲よく元気で暮らしていけることは本当に幸せだなという思いを実感をしたような一こまでございました。

各１１地区、職員も一緒になりましてそのご家庭を訪問したさまざな思いを後で反省会の中でそれぞれが述べられましたが、やはり心配をされる高齢者の地域、あるいはまた山間地域につきましては、より地域に密着をした、そしてその地域の中での思い、悩み、そうしたものを我々は受けとめて、そして安心なまた安全な生活ができる、そういう地域に向けてのまちづくりが大変大事だなということを改めて感じた次第でございます。

また、先ほども議長からもお話がございました、この３月３１日をもって説明員でございました竹村　清消防長、そして中井　潤産業振興課長が退職になられます。いわゆる定年退職者が７名おいでます。山中、新改保育園の山中恵美子さん、そして上下水道課の公文次男君、収納課の黒川博子さん、給食センターの嶋村幸世さん、管財課の中山道雄君、そしてあと３名の方が一身上の都合によって退職されます。１０名の方々が退職をされるわけでありますが、それぞれの期間、本当に大変激動な時代の行政の中でのお仕事であったというふうに思っております。心からこの間のご労苦に対しましてねぎらいの言葉をかけさせていただき、また今後ご健勝で、ぜひともまた香美市のさまざまなことにつきましてご指導、ご鞭撻をいただきたいと、かように思う次第でございます。

議員の皆さん方も今後新しい年度にまず入るわけであります。今後とものご指導をよろしくお願いをいたしまして閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　　ありがとうございました。

これをもって平成２４年第１回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後　１時１５分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成２４年第１回香美市議会定例会会期及び会議　（審査）　の予定表

会　期	月日（曜日）	会　議　等	
第１日	２月 29日（水）	本会議	会議録署名議員の指名 、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、 議案第12号、第28号、第52号、第53号、第54号は本会議方式で 採決まで
第２日	３月 １日（木）	休　会	【一般質問通告期限（午前１０時）】 議案精査のため
第３日	２日（金）	休　会	〃
第４日	３日（土）	休　会	休日、議案精査のため
第５日	４日（日）	休　会	〃　　〃
第６日	５日（月）	休　会	議案精査のため
第７日	６日（火）	本会議	一般質問①　（行財政改革推進特別委員会）
第８日	７日（水）	本会議	一般質問②　（議会改革推進特別委員会）
第９日	８日（木）	本会議	一般質問③
第10日	９日（金）	本会議	議案質疑～委員会付託　連合審査会（議案第１号）
第11日	10日（土）	休　会	休日、議案精査のため
第12日	11日（日）	休　会	〃　　〃
第13日	12日（月）	休　会	総務常任委員会の審査　（議案第1・20・21・22・23・24・34・35・36・37 38・39・40・42・43・48・49号）
第14日	13日（火）	休　会	教育厚生常任委員会の審査　（議案第6・7・8・9・17・18・25・26・27・29 30・44・45・46・47号・陳情第1号）
第15日	14日（水）	休　会	産業建設常任委員会の審査　（議案第2・3・4・5・10・11・13・14・15・16 19・31・32・33・41・50・51号）
第16日	15日（木）	休　会	議案審査整理のため
第17日	16日（金）	休　会	〃
第18日	17日（土）	休　会	休日、議案審査整理のため
第19日	18日（日）	休　会	〃　　〃
第20日	19日（月）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案（委員会付託を省略し、説明から採決まで）

委員会審査結果一覧表

１．議　案　関　係

事件の番号	件　　名	所管委員会	審査結果	備　　考
議案第１号	平成２４年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第２号	平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第３号	平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第４号	平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第５号	平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第６号	平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第７号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第８号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第９号	平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第10号	平成２４年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第11号	平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第13号	平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第14号	平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第15号	平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第16号	平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第17号	平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第18号	平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第19号	平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第20号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第21号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部	総務常任委員会	可　決	全員賛成

	を改正する条例の制定について			
議案第22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第23号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第24号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第25号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第26号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第27号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第29号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第30号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第31号	香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第32号	香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第33号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第34号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第35号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第36号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第37号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成

議案第38号	定住自立圏形成協定の一部変更について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第39号	南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について	総務常任委員会	可　決	賛成多数
議案第40号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第41号	市道の路線の変更について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第42号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第43号	平山木工所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第44号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第45号	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第46号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第47号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
議案第48号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第49号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可　決	全員賛成
議案第50号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第51号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可　決	全員賛成
議案第55号	香美市平山体育館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可　決	全員賛成
陳情第1号	香美市営テニスコートの改修に関する陳情書	教育厚生常任委員会	継続審査	

意見書案第１号

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出

香美市議会議長　　西　村　芳　成　殿

提出者　香美市議会議員　　山　崎　晃　子

賛成者　　〃　　竹　平　豊　久

賛成者　　〃　　島　岡　信　彦

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

平成１８年４月、障害のある人も障害のない人と共に、地域社会で生活できるための仕組みをめざした「障害者自立支援法」が施行されましたが、応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきました。その後、政府は、障害者自立支援法訴訟の７１人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成２５年８月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた取組みと合わせ、これらの問題解決にむけて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成２２年１月に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえ、平成２３年７月に障害者基本法が改正され、８月には推進会議総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられました。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

よって、国におかれては、障害のある人もない人も誰もが主体的に生き共に支えあう共生社会の実現に向け、次の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

１．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議総合福祉部会がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重し、反映させること。
２．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日

衆議院議長　横路孝弘殿
参議院議長　平田健二殿
内閣総理大臣　野田佳彦殿
総務大臣　川端達夫殿
法務大臣　小川敏夫殿
財務大臣　安住淳殿
厚生労働大臣　小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

意見書案第２号

「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日　提出

香美市議会議長　　西　村　芳　成　殿

提出者　香美市議会議員　　濱　田　百合子

賛成者　　〃　　山　崎　晃　子

賛成者　　〃　　山　﨑　龍太郎

「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書（案）

２０１０年４月から始まった公立高校授業料の不徴収・私立学校等への就学支援金は、教育の無償化という世界の流れにそった重要な一歩です。また、「受益者負担主義」を基本としてきた、それまでの日本の教育政策を転換させるきっかけとなるものです。

事実、「授業料不徴収になったから、未払いの心配なく学校へ行くことが出来る」という声もたくさん聞かれ、経済的な理由による退学者の数を減らす効果も出てきています。

子どもたちの教育を守り充実させることは日本社会の責務です。また、公立高校の授業料無償化とともに、今後は私立高校の授業料の支援を一層進めていくことが望まれます。

よって国におかれては、「高校授業料無償化」を後退させず、継続・拡充をしていくことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日

衆議院議長　横路孝弘殿
参議院議長　平田健二殿
内閣総理大臣　野田佳彦殿
総務大臣　川端達夫殿
財務大臣　安住淳殿
文部科学大臣　平野博文殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

意見書案第３号

一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出

香美市議会議長　　西　村　芳　成　殿

提出者　香美市議会議員　　山　﨑　龍太郎

賛成者　　〃　　小　松　紀　夫

賛成者　　〃　　矢　野　公　昭

一次産業の再生・振興を求める意見書（案）

県土の大半を占める中山間地域の農林水産業は、過疎・少子高齢化や鳥獣被害、地球規模の異常気象などで衰退を続けています。一方、都市部は過密化が進み、高知市周辺には４割を超す人口が集中するといった異常な不均衡が生じるなど、このままではふるさとの消滅も危惧されます。

よって、国におかれては、改めて国内の農業や森林を大切に守り、国民の生存基盤である国土と食糧を磐石なものとするため、今後の持続可能な国づくりの基本理念として、一次産業の再生・振興に全力で取り組み、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

１．減反政策の見直しや食糧自給率を大幅に引き上げるための施策を講じ、食糧主権を確立すること。

２．人工林の間伐促進や、獣害対策を含めた、計画的森林整備と連動した「建材、木工、バイオマスエネルギー」等の産業化を早急に推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年３月１９日

衆議院議長　横路孝弘殿
参議院議長　平田健二殿
内閣総理大臣　野田佳彦殿
総務大臣　川端達夫殿
農林水産大臣　鹿野道彦殿
環境大臣　安住　淳殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

意見書案第４号

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２４年３月１９日提出

香美市議会議長　　西　村　芳　成　殿

提出者　香美市議会議員　　大　岸　眞　弓

賛成者　　〃　　片　岡　守　春

賛成者　　〃　　濱　田　百合子

「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書（案）

いま政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源の確保を口実に消費税増税を国民に押し付けようとするものです。
一方、社会保障については医療費負担増や病院・介護施設からの在宅への追い出し、年金支給開始年齢の繰り延べ、支給額の削減など更なる改悪を迫る内容となっています。

震災と原発事故という未曽有の災害を乗り越えるために国民全体が力を合わせなければならない時に、このような国民負担増計画を持ちだすべきではありません。震災復興と社会保障の財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、経済能力に応じた税と社会保険料の負担によって捻出すべきです。

今回の震災では、発生から数ヶ月を経てもいっさいの生活の糧を奪われ、人間らしい生活を取り戻せない人々が多数生まれています。改めて雇用や医療、介護など社会保障制度の重要性が明らかになると共に、憲法第２５条に基づいて人として生きる権利がきちんと保障されることが必要です。

よって国におかれては「社会保障と税の一体改革」を中止し、税や社会保障の在り方について、いま一度熟慮されるよう要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年3月１９日

衆議院議長　横路孝弘殿
参議院議長　平田健二殿
内閣総理大臣　野田佳彦殿
総務大臣　川端達夫殿
法務大臣　小川敏夫殿
財務大臣　安住　淳殿
厚生労働大臣　小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

平成24年３月香美市議会定例会議決一覧表

１．議　案　関　係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第１号	平成２４年度香美市一般会計予算	可　決	24. 3.19
議案第２号	平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可　決	24. 3.19
議案第３号	平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可　決	24. 3.19
議案第４号	平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	可　決	24. 3.19
議案第５号	平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	可　決	24. 3.19
議案第６号	平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	可　決	24. 3.19
議案第７号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	可　決	24. 3.19
議案第８号	平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	可　決	24. 3.19
議案第９号	平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	可　決	24. 3.19
議案第10号	平成２４年度香美市水道事業会計予算	可　決	24. 3.19
議案第11号	平成２４年度香美市工業用水道事業会計予算	可　決	24. 3.19
議案第12号	平成２３年度香美市一般会計補正予算（第４号）	可　決	24. 2.29
議案第13号	平成２３年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	可　決	24. 3.19
議案第14号	平成２３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	可　決	24. 3.19
議案第15号	平成２３年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	可　決	24. 3.19
議案第16号	平成２３年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	可　決	24. 3.19

議案 第　17 号	平成２３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）	可　決	24. 3.19
議案 第　18 号	平成２３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	可　決	24. 3.19
議案 第　19 号	平成２３年度香美市水道事業会計補正予算（第１号）	可　決	24. 3.19
議案 第　20 号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　21 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　22 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　23 号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　24 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　25 号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　26 号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　27 号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　28 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 2.29
議案 第　29 号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　30 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　31 号	香美市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　32 号	香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　33 号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19

議案 第　34 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　35 号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　36 号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　37 号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　38 号	定住自立圏形成協定の一部変更について	可　決	24. 3.19
議案 第　39 号	南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について	可　決	24. 3.19
議案 第　40 号	市有財産の無償貸付けについて	可　決	24. 3.19
議案 第　41 号	市道の路線の変更について	可　決	24. 3.19
議案 第　42 号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　43 号	平山木工所の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　44 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　45 号	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　46 号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　47 号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　48 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　49 号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　50 号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19

議案 第　51 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
議案 第　52 号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	可　決	24. 2.29
議案 第　53 号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について	可　決	24. 2.29
議案 第　54 号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について	可　決	24. 2.29
議案 第　55 号	香美市平山体育館の指定管理者の指定について	可　決	24. 3.19
同意 第　 1 号	教育委員会委員の任命について	同　意	24. 3.19
意見書案 第　 1 号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について	否　決	24. 3.19
意見書案 第　 2 号	「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について	否　決	24. 3.19
意見書案 第　 3 号	一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について	否　決	24. 3.19
意見書案 第　 4 号	「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について	否　決	24. 3.19

２．請　願　関　係

事件の番号	件　　名	議決結果	議　決 年月日
陳情 第 1 号	香美市営テニスコートの改修に関する陳情書	継続審査	24. 3.19